

昭和51年 3月11日開会
昭和51年 3月30日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1954

1954

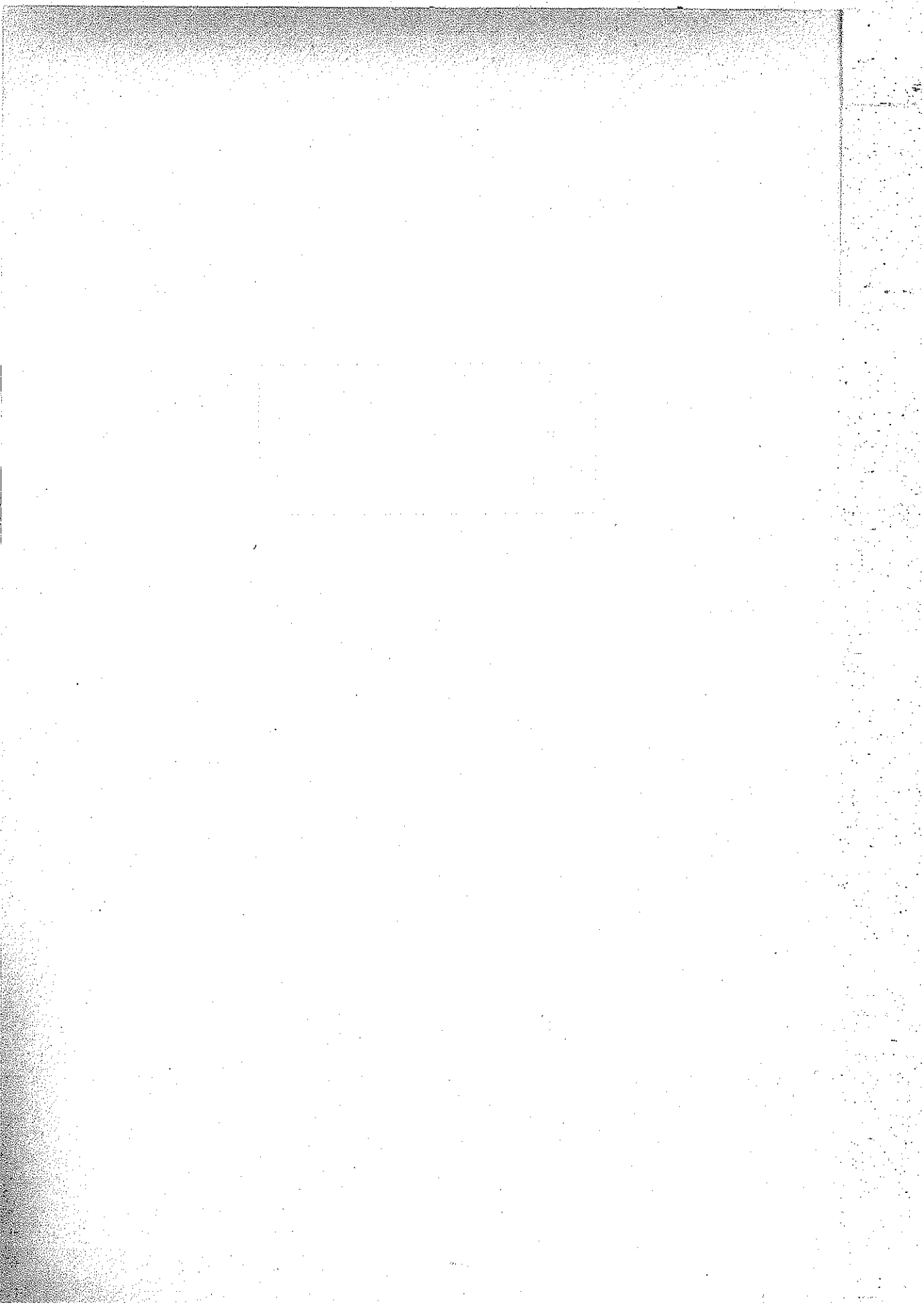
和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和51年8月11日(木曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	1 頁
○ 議事日程	2 頁
○ 開会宣告(午前10時17分)	2 頁
○ 会議録署名議員指名(松尾千代一君、寺田茂君、柳瀬美樹君)	3 頁
○ 市長開会あいさつ	4 頁
○ 会期の決定(8月11日~8月30日 20日間)	4 頁
○ 日程第1 青年学級の開設について	— 括 上 程 5 頁 6 0 頁
○ 日程第2 和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例制定について	
○ 日程第3 和泉市同和対策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例制定について	
○ 日程第4 和泉市立身体障害者解放会館条例制定について	
○ 日程第5 和泉市立市民体育館条例制定について	
○ 日程第6 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第7 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第8 和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第9 和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第10 和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第11 和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第12 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第13 和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第14 昭和51年度大阪府和泉市一般会計予算	
○ 日程第15 昭和51年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第16 昭和51年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
○ 日程第17 昭和51年度大阪府和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	
○ 日程第18 昭和51年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第19 昭和51年度和泉市病院事業会計予算	

○ 日程第 1 より日程第 19 まで予算特別委員会委員長。池辺秀夫君報告	387 頁
○ 日程第 20 和泉市土地開発公社昭和 51 年度事業計画書類の提出について	408 頁
○ 日程第 21 財団法人和泉市商工業振興会昭和 50 事業年度計画書類の提出について	432 頁
○ 日程第 22 市道路線の認定について	438 頁
○ 日程第 23 和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	439 頁
○ 日程第 24 財産取得について（不燃性廃棄物埋立処理用地）	456 頁
○ 日程第 25 " (〔仮称〕和泉市立解放総合センター新築工事)	457 頁
○ 日程第 26 工事請負契約締結について（〔仮称〕和泉市立解放総合センター 新築工事)	462 頁
○ 日程追加 和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	465 頁
○ 日程第 27 ロッキード事件真相究明に関する要望決議	466 頁
○ 閉会宣告（午後 4 時 4 分）	469 頁
○ 市長閉会あいさつ	469 頁
○ 議長閉会をいさつ	469 頁

第 1 日



昭和51年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君	22番	関戸正一君
10番	池辺秀夫君	23番	貝淵博治君
11番	三井正光君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	26番	天堀博君
13番	藤原利一君	27番	成田秀益君
15番	上代卯之松君	28番	坂上国治君
		29番	竹内修一君

欠席議員(1名)

8番 吉川伊与一君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	建設部長兼地区改良事務所長	逢野一郎
助役兼総務部長	坂口礼之助	水道部長	田中稔
収入役	橋本炳	水道部次長兼工務課長	福本喬久
重要施策推進室担当	小林一三	用地担当理事兼土地開発公社事務局長	西川武雄
重要施策推進室解放セクター推進担当	富田宏之	用地担当参事兼土地開発公社事務局次長	橋本昭夫
総務部理事	西川喜久	病院長代行	岩見洋
総務部次長兼秘書部長	杉本弘文	病院事務局長	平野誠藏
総務部次長兼総務人	門林六男	病院事務局長兼庶務課長	藤原光夫

広報公聴課長補佐	佐藤 登志男	消 防 長	和田 増 義
財 政 課 長	麻 生 和 義	消 防 署 長	南 口 主 雄
同 和 対 策 部 長	佐 原 行 雄	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
同 和 対 策 部 次 長 兼 總 合 課 長	生 田 稔	教 育 長	葛 城 宗 一
市 民 部 長	内 田 繁	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	阪 東 重 信
市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長 兼 保 育 課 長	高 橋 新 平	指 導 部 長	乾 武 俊
産 業 衛 生 部 長	宇 沢 清	管 理 部 次 長	広 岡 史 郎
産 業 衛 生 部 次 長	山 本 俊 兼	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
建 設 部 長	中 塚 白	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	青 木 孝 之
建 設 部 理 事	林 徳 次	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
建 設 部 次 長 兼 兼 土 木 課 長	森 保	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
建 設 部 次 長 兼 兼 区 画 整 理 課 長	中 西 淳 富	農 業 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 忠 彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 北 野 丈 夫

次 長 吉 岡 昭 男

議事・調査係長 西 垣 宏 高

調 査 係 佐 土 谷 茂 一

議 事 係 山 本 雅 俊

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和51年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	
1	議案第15号	青年学級の開設について	P 5
2	議案第16号	和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計 設置条例制定について	P 8
3	議案第17号	和泉市同和対策事業住宅新築資金等の貸付に 関する条例制定について	P 10
4	議案第18号	和泉市立身体障害者解放会館条例制定について	P 16
5	議案第19号	和泉市立市民体育館条例制定について	P 20
6	議案第20号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P 27
7	議案第21号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P 31
8	議案第22号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P 34
9	議案第23号	和泉市立市民会館条例の一部を 改正する条例制定について	P 38
10	議案第24号	和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金 条例の一部を改正する条例制定について	P 43
11	議案第25号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P 47
12	議案第26号	和泉市国民健康保険条例の一部を 改正する条例制定について	P 53
13	議案第27号	和泉市立病院の料金等に関する条例の 一部を改正する条例制定について	P 57
14	議案第9号	昭和51年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
15	議案第10号	昭和51年度大阪府和泉市 国民健康保険事業特別会計予算	〃
16	議案第11号	昭和51年度大阪府和泉市 土地区画整理事業特別会計予算	〃
17	議案第12号	昭和51年度大阪府和泉市 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	〃
18	議案第13号	昭和51年度和泉市水道事業会計予算	〃
19	議案第14号	昭和51年度和泉市病院事業会計予算	〃

(午前10時17分開議)

○ 議長(貝淵博治君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには年度末何かとお忙しいところ、多数御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員並びに欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは17名でございます。欠席届け出のある議員さんは吉川議員さん、その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの報告とおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和51年和泉市議会第1回定例会を開催いたします。

- 議長（貝淵博治君）

会議録の署名議員を19番、松尾千代一君、20番、寺田茂君、21番、柳瀬美樹君、以上3名の方をお願いいたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名はお手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 昭和51年第1回定例会の開会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。平素は、市政全般にわたり御支援、御協力をお寄せいただいておりますことを深く感謝申し上げる次第でございます。

本定例会には、昭和51年度和泉市一般会計予算を初め特別会計予算と、これに関連いたします諸議案を多数御提案申し上げ、御審議をお願いいたしたく存ずる次第でございます。議案の内容並びに市政運営の諸施策につきましては後ほど御説明させていただきますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、御議決、御承認くださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

- 議長（貝淵博治君） 市長のあいさつは終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月30日までの20日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月30日までの20日間

と決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君）

日程に入る前に、総務部理事より「広報いずみ」製作に当たり議場風景の撮影と、盲人広報製作に当たり市長の施策方針の録音許可の願い出がありましたので、これを許可いたします。

○ 議長（貝淵博治君）

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「青年学級の開設について」より日程第19「昭和51年度和泉市病院事業会計予算」は、いずれも昭和51年度予算案に関連する議案でありますので、これを一括議題といたします。各議案については表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、表題のみ局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第15号

青年学級の開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

青年学級

- | | |
|--------|------------|
| 1 名 称 | 和泉市立和泉青年学級 |
| | “ 北池田青年学級 |
| | “ 南池田青年学級 |
| | “ 横山青年学級 |
| 2 開設者 | 和泉市 |
| 3 開設期日 | 昭和51年4月1日 |

- 4 開設期間 自 昭和51年4月1日 至 昭和52年8月31日
- 5 開設場所 和泉市立青少年会館 和泉市立北池田小学校
" 南池田公民館 " 槇尾中学校
- 6 学習内容 一般教養(一般社会、藝道) 家事(茶道、華道)
- 7 学習時間 各青年学級ともに年間を通じ1人100時間以上

議案第15号参考資料 青年学級振興法(昭和28年法律第211号)抜すい
(開設及び実施期間)

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 青年学級の実施期間(以下「実施期間」という。)は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校(大学及び高等専門学校を除く)とする。

議案第16号

和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例の制定について

和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例(案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67条)第209条第2項の規定により、住宅新築資金等貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、国庫支出金、起債、貸付金償還金、一般会計繰入金をもってその歳入とし、住宅新築資金等貸付事業費借入金の元利償還金及びその他の支出をもってその歳出とする。

附 則 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

本市における環境改善整備事業の一環として施行する住宅地区改良事業の円滑な推進を図るため、国の助成を受けて実施する住宅資金等貸付事業の経理の適正を期するため、特別会計を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

和泉市同和对策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例制定について

和泉市同和对策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市同和对策事業住宅新築資金の貸付けに関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境整備改善を図るため、当該地域に居住する市民に対し、住宅新築資金及び宅地取得資金(以下「住宅新築資金等」という。)の貸付けを行い、もって和泉市環境改善事業の円滑な推進を図り、公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅新築資金 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第1項に規定する住宅地区改良事業(以下「住宅地区改良事業」という。)又は当該地域の環境の改善を図るために施行する道路、公園、下水道その他の公共施設若しくは住宅の建設に関する事業の施行に伴い、住宅を失うこととなること等により自ら居住する住宅の新築(新築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。以下同じ。)をしようとする者に対し、市がこの条例により貸し付ける資金をいう。
- (2) 宅地取得資金 住宅地区改良事業の施行に伴い、自ら居住する住宅の用に供するため、土地又は借地権の取得(当該土地又は当該借地権の目的となっている土地の造成を含む。以下同じ。)を行おうとする者に対し、市がこの条例により貸し付ける資金をいう。

(住宅又は土地若しくは借地権に関する基準等)

第3条 住宅新築資金の貸付けに係る住宅(以下「貸付対象住宅」という。又は宅地取得資金の貸付けに係る土地若しくは借地権(以下「貸付対象土地」という。))は、和泉市内又は和

泉市換地造成事業用地に住宅の新築若しくは土地又は借地権の取得を行おうとする場合に
限るものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

貸付対象住宅及び貸付対象土地の規模は、規則で定める。

(貸付対象者)

第4条 住宅新築資金等の貸付けの対象となる者は、第2条に規定する者で、次の各号に該当す
るものとする。

- (1) 取得しようとする住宅、土地又は借地権は、自ら居住し、又は居住の用に供し、所有者又
は借受人として正当な権限を有するもの。
- (2) 他の方法では必要な資金の貸付けを受けることができないと認められるもの。
- (3) 配偶者(届けをしていないが、婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予定者を含む。)又
は同居しようとする親族がある者であること。
- (4) 元利息の償還が確実であり、かつその償還について確実な保証人があること。

(貸付金の限度)

第5条 市が一の貸付対象者に対して貸付けることができる住宅新築資金等の金額は、規則で定
める。

(貸付金の利率及び償還期限)

第6条 市が貸付ける住宅新築資金等の利率は、年2%以内とし、その償還期限は、住宅新築資
金にあつては18年以内、宅地取得資金にあつては15年以内とし、貸付金の種類及び金
額に応じ、規則で定める。

(期限前償還)

第7条 市は、住宅新築資金の貸付けを行った場合において、住宅新築資金等の貸付けを受けた
者(以下「借受人」という。)が次の各号の一に該当するときは、償還期限前に借受人に
対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (2) 正当な理由がなく3月以上貸付金の月割償還を怠ったとき。
- (3) 第9条の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (5) 他の債務により強制執行を受けたとき。
- (6) 貸付金に係る住宅又は土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。
- (7) その他正当な理由がなく貸付条件に違反したとき。

2 前項の規定により借受人が貸付金の全部又は一部の償還の請求を受け、償還すべき金額

を支払わないときは、保証人は、当該償還金につき借受人と連帯してその責を負わなければならない。

(償還の猶予又は免除)

第8条 市は、次の各号の一に該当する場合において、やむを得ないと認めるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。

- (1) 災害その他特別の事情により借受人が償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき。
- (2) 災害その他借受人の責に帰することができない理由により貸付金に係る住宅が滅失したとき。

(住宅の建設義務)

第9条 宅地取得資金の借受人は、その貸付けを受けた日から起算して2年以内に貸付対象土地において自ら居住する住宅の建設に着手しなければならない。ただし、当該貸付対象土地を含む一団の土地に既に自ら居住する住宅が建設されているとき又は特別な事情があるものとして市長が承認したときは、この限りでない。

(実地検査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、借受人に対し関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境改善整備事業の円滑な推進と公共の福祉増進に資するため、住宅地区改良事業の施行に伴い、住宅等を失うこととなる者に対し、住宅新築資金等の貸付けを行い、住宅の新築又は土地の取得等について助成する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第18号

和泉市立身体障害者解放会館条例制定について

和泉市立身体障害者解放会館条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立身体障害者解放会館条例(案)

(設置)

第1条 本市に身体障害者解放会館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和泉市立身体障害者解放会館
- (2) 位置 和泉市幸町52番地

(目的)

第2条 和泉市立身体障害者解放会館(以下「会館」という。)は、同和対策審議会答申の精神にのっとり、同和地域における身体障害者の生活向上と自主解放を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 更生相談、指導に関すること。
- (2) 機能回復訓練に関すること。
- (3) 講習会、その他教養講座の開催に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業。

(使用許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が次の各号の一に該当すると認めるときは使用の許可をせず、若しくは既にした使用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備、その他調度品等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用することが不相当と認められるとき。

(損害賠償)

第5条 会館を使用する者が建物若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第6条 会館の使用料は、無料とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを徴収することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

同和地区の身体障害者の生活向上と自主解放の促進を図るためかねてより建設中であった身体障害者解放会館の管理運営について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

和泉市立市民体育館条例の制定について

和泉市立市民体育館条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立市民体育館条例(案)

(設置目的)

第1条 市民ことに青少年の体育、スポーツの振興及び保健の増進を図ると共に、体育、スポーツ、体力づくりを通じて、市民ことに青少年相互の社会連体意識の高揚を図ることを目的として、本市に和泉市立体育館(以下「体育館」という)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 和泉市立市民体育館
位 置 和泉市府中町872番地

(管 理)

第3条 体育館は、和泉市教育委員会(以下「管理者」という)が管理する。

(審議会)

第4条 体育館の適正な運営を図るため、体育館運営審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、管理者の諮問に応じて、体育館の運営に関する事項について調査及び審議するものとする。

(審議会の組織)

第5条 審議会は7名以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから管理者が委嘱する。

- (1) 市体育団体関係者
- (2) 青少年団体関係者
- (3) 市行政関係部局を代表する職員
- (4) 学識経験者

(審議会委員の任期)

第6条 審議会委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職 員)

第7条 体育館に必要な職員を置く。

(使用の許可)

第8条 体育館を使用しようとするものは、管理者の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第9条 次の各号の1に該当する場合には、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 体育館設置の目的を阻害するおそれがあると認めるとき。
- (5) 市又は体育館が主催する行事のあるとき。
- (6) その他管理者が使用を不適當と認めるとき。

(使用許可の取消等)

第10条 次の各号の一に該当する場合には、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という）に対し、使用の許可を取消し、又は中止を命ずることができる。この場合の使用
者に生じた損害については、その責を負わない。

(1) この条例、若しくはこれに基づく規則に違反すると認めるとき。

(2) 法令に違反する行為を行なったとき。

（使用料）

第11条 使用者は別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、管理者において特別
の理由があると認めるときは、後納させることができる。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用期日前3日までに使用の取消しを申し出て、
しかも相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第13条 管理者が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、使用料を免除若しくは減
額することができる。

（使用権の譲渡禁止）

第14条 使用者は、その使用許可の権利を譲渡し、又は転貸しすることができない。

（損害賠償）

第15条 使用者が施設若しくは附属物、又は備品等を故意又は過失によって、破損若しくは粉失
したときは管理者の定めるところにより、その損害賠償をしなければならない。

（原状回復義務）

第16条 使用者は、使用の終わったときは、直ちに使用機械器具を所定の場所に返納し、使用場所
を原状に復さなければならない。

2 第10条の規定により、使用の許可を取り消されたときもまた同様とする。

（委 任）

第17条 この条例の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

別表

体 育 館 使 用 料

A 料金(団体)

時間 区分	午前9時～ 正午まで	午後1時～ 午後5時まで	午後5時30分 ～午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時
大 体 育 室	4,000円	6,000円	7,000円	7,000円	10,000円	13,000円
小 体 育 室	1,000	2,000	3,000	3,000	4,000	5,000
会 議 室	100	200	300	300	400	500
全 館	5,000	8,000	10,000	10,000	14,000	18,000

備考

1 使用料は次の各号による。

- (1) 市外の住所(事務所又は事業所)を有するものが使用すると認める場合はA料金表に2を乗じて得た額とする。
- (2) 入場料及び有料会員券等(以下「入場料等」という)を徴収する場合はA料金に2を乗じて得た額とする。ただし市外に住所(事務所又は事業所)を有するものが使用すると認める場合は更に2を乗じて得た額とする。

B 料金(個人)

区 分	幼 小	中	高 大	勤 労 青 年	一 般
1人1回 (2時間以内)につき	50円	50円	100円	100円	200円
1人1ヶ月使用の場合	250	250	500	500	1,000

備考

1 市外に住所を有するものが使用する場合はB料金表に2を乗じて得た額を徴収する。

理 由

市民の健康増進及び体位向上に資するため設置される市民体育館の管理、運営について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20条

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「773人」を「761人」に、「377人」を「380人」に改め、同項第4号中「6人」を「4人」に改め、同項第5号中「3人」を「2人」に改め、同項第6号中「50人」を「47人」に改め、同項第7号中「187人」を「174人」に改め、同項第8号中「3人」を「2人」に改め、同項第9号中「4人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

近時の地方財制窮迫により人件費節減策が急務であることにかんがみ、職員定数を削減する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号参考資料

和泉市職員定数条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 議会の事務局の職員10人 (2) 市長の補助機関たる職員 ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>761</u> 人(うち <u>380</u> 人は、福祉事務所の職員とする。)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 議会の事務局の職員10人 (2) 市長の補助機関たる職員 ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>773</u> 人 (うち <u>377</u> 人は、福祉事務所の職員とする。)

新	旧
イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人	イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人
ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 130人	ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 130人
(3) 水道事業に属する職員 112人	(3) 水道事業に属する職員 112人
(4) 選挙管理委員会の職員 4人	(4) 選挙管理委員会の職員 6人
(5) 監査委員の事務局の職員 2人	(5) 監査委員の事務局の職員 3人
(6) 教育委員会の事務局の職員 47人	(6) 教育委員会の事務局の職員 50人
(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 174人	(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 187人
(8) 公平委員会の事務職員 2人	(8) 公平委員会の事務職員 3人
(9) 農業委員会の職員 3人	(9) 農業委員会の職員 4人
(10) 消防職員 95人	(10) 消防職員 95人
2 略	2 略

議案第21号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例(案)

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条中「30円」を「50円」に改める。

附 則

1. この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
2. この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料については、なお従前の例

による。

理由

葉書による督促を封書による納付書付督促状に切替え、納付手続の簡略化を図るとともに郵便料金の改正により督促料を最少限度引上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号参考資料

和泉市税条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(督促手数料) 第9条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について <u>50円</u> の手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	(督促手数料) 第9条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について <u>30円</u> の手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

議案第22号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立幼稚園条例(昭和34年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(入園料及び保育料)

第4条 幼稚園の入園料は、園児1人につき3,000円とする。

2 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額4,000円とする。

第5条（見出しを含む）中「保育料」を「入園料及び保育料」に改める。

第6条第1項中「園長」を「園長、教頭」に改める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

本市財政事情の窮迫に伴い、市立幼稚園の適正な運営と公、私立の格差是正による保護者の負担の均衡を図り、かつ、入園時の臨時的な経費として新たに入園料を徴収するため所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号参考資料

和泉市立幼稚園条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（入園料及び保育料）</p> <p>第4条 幼稚園の入園料は、園児1人につき 3,000円とする。</p> <p>2 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額 4,000円とする。</p> <p>（入園料及び保育料の減免）</p> <p>第5条 市長は、特別の事情があると認める者については、<u>入園料及び保育料</u>を減免することができる。</p> <p>（園長、教諭及びその他の職員）</p> <p>第6条 幼稚園に<u>園長、教頭、教諭</u>及びその他の職員を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>（保育料）</p> <p>第4条 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額 2,000円とする。</p> <p>（保育料の減免）</p> <p>第5条 市長は、特別の事情があると認める者については、<u>保育料</u>を減免することができる。</p> <p>（園長、教諭及びその他の職員）</p> <p>第6条 幼稚園に<u>園長、教諭</u>及びその他の職員を置く。</p> <p>2 略</p>

議案第23号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立市民会館条例(昭和36年和泉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める

別表

区分	室名	昼 間			夜 間			備 考
		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	
1階	講 堂	10,000 ^円	14,000 ^円	20,000 ^円	16,000 ^円	24,000 ^円	20,000 ^円	
	料理講習室	2,000	3,000	4,500	4,000	6,000	7,500	
	集 会 室	1,200	1,600	2,400	2,000	3,000	4,000	
2階	図 書 室	3,000	4,000	6,000	5,000	8,000	10,000	
3階	結 婚 式 場	2,000	3,000	4,000	4,000	6,000	8,000	
	和 松 室 竹	1,400	1,800	2,600	2,000	3,200	4,400	
		1,000	1,400	2,000	1,000	2,600	3,400	
	小会議室	600	800	1,200	1,000	1,400	2,000	一室につき

1 使用時間に関する昼夜間の別は、下記のとおり。

午前 午前8時から正午まで

午後 正午から午後5時まで

夜間 午後5時から午後10時まで

全日 午前8時から午後10時まで

2 午後10時以後に使用した場合は、1時間につき夜間使用料の2割を別に徴収する。ただし

1時間未満は1時間とみなす。

3 料理講習室を使用する場合は、別にガス使用料として使用料に対する実費を徴収する。

4 夏期（7月から9月まで）又は冬期（11月から3月まで）において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき3,000円以下において市長が定める額を加算する。

附 則

1. この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市民会館条例別表の規定は、昭和51年4月1日以後の使用料について適用する。

理 由

最近の物価高騰により、經常経費は使用料収入よりはるかに上回って支出されていることにかんがみ、使用料を最少限度引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号参考資料

和泉市立市民会館条例の一部改正(案)新旧対照表

新										旧									
区分	室名	昼間			夜間			備考		区分	室名	昼間			夜間			備考	
		午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	午後	午前午後			夜間	午後夜間	全日	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日
1階	講堂	10000	14000	20000	16000	24000	30000				講堂	5000	7000	10000	8000	12000	15000		
	料理講習会	2000	3000	4500	4000	6000	7500				料理講習室	1500	2000	3000	2500	4000	5000		
	集会室	1200	1600	2400	2000	3000	4000				集会室	600	800	1200	1000	1500	2000		
2階	図書室	3000	4000	6000	5000	8000	10000				図書室	1500	2000	3000	2500	4000	5000		
	結婚式場	2000	3000	4000	4000	6000	8000				結婚式場	1000	1500	2000	2000	3000	4000		
3階	和松	1400	1800	2600	2000	3200	4400				和松	700	900	1300	1000	1600	2200		
	室竹	1000	1400	2000	1600	2600	3400				室竹	500	700	1000	800	1300	1700		
	小会議室	600	800	1200	1000	1400	2000	1室につき			小会議室	300	400	600	500	700	1000	1室につき	

1 使用時間に関する昼夜間の別は、下記のとおり。

1 使用時間に関する昼夜間の別は、下記のとおり。

新	旧
午前 午前8時から正午まで	午前 午前8時から正午まで
午後 正午から午後5時まで	午後 正午から午後5時まで
夜間 午後5時から午後10時まで	夜間 午後5時から午後10時まで
全日 午前8時から午後10時まで	全日 午前8時から午後10時まで
2. 午後10時以後使用した場合は、1時間につき夜間使用料の2割を別に徴収する。ただし、1時間未満は1時間とみなす。	2. 午後10時以後使用した場合は、1時間につき夜間使用料の2割を別に徴収する。ただし、1時間未満は1時間とみなす。
3. 料理講習室を使用する場合は、別にガス使用料として使用料に対する実費を徴収する。	3. 料理講習室を使用する場合は、別にガス使用料として使用料に対する実費を徴収する。
4. 夏期(7月から9月まで)又は冬期(11月から3月まで)において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき <u>3,000円</u> 以下において市長が定める額を加算する。	4. 夏期(7月から9月まで)又は冬期(11月から3月まで)において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき <u>2,000円</u> 以下において市長が定める額を加算する。

議案第23号

和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「および」を「及び」に改め、別表中老朽ため池事業の項の次に「土地改良調整事業 | 100分の50 |」を加える。

附 則

この条例は昭和51年4月1日から施行する。

理 由

近年の急激な都市化に伴い、ため池等農業用施設を改良整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号参考資料
和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧																						
<p>○和泉市土地改良事業及び耕地災害復旧事業分担金条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は国又は府の認可を得て、和泉市が施行する土地改良事業及び耕地災害復旧事業（以下「事業」という。）に要する費用に充てるため地方自治法（昭和22年法律67号）第224条の規定による分担金を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は国又は府の認可を得て、和泉市が施行する土地改良事業および耕地災害復旧事業（以下「事業」という。）に要する費用に充てるため地方自治法（昭和22年法律67号）第224条の規定による分担金を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。</p>																						
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>分担金の比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府単独土地改良事業（農道を除く）</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>大阪府単独土地改良事業（農道）</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>耕地災害復旧事業（農地）</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>老朽ため池事業</td> <td>100分の25</td> </tr> <tr> <td>七地改良調整事業</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	分担金の比率	大阪府単独土地改良事業（農道を除く）	100分の70	大阪府単独土地改良事業（農道）	100分の50	耕地災害復旧事業（農地）	100分の50	老朽ため池事業	100分の25	七地改良調整事業	100分の50	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>分担金の比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府単独土地改良事業（農道を除く）</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>大阪府単独土地改良事業（農道）</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>耕地災害復旧事業（農地）</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>老朽ため池事業</td> <td>100分の25</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	分担金の比率	大阪府単独土地改良事業（農道を除く）	100分の70	大阪府単独土地改良事業（農道）	100分の50	耕地災害復旧事業（農地）	100分の50	老朽ため池事業	100分の25
事業名	分担金の比率																						
大阪府単独土地改良事業（農道を除く）	100分の70																						
大阪府単独土地改良事業（農道）	100分の50																						
耕地災害復旧事業（農地）	100分の50																						
老朽ため池事業	100分の25																						
七地改良調整事業	100分の50																						
事業名	分担金の比率																						
大阪府単独土地改良事業（農道を除く）	100分の70																						
大阪府単独土地改良事業（農道）	100分の50																						
耕地災害復旧事業（農地）	100分の50																						
老朽ため池事業	100分の25																						

議案第25号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営葬儀条例(昭和33年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 葬儀飾付別使用料

種 別	区 分	使用料
5 段 飾 大小	寺院、家庭用	59,000円
4 段 飾 大小	家庭用	39,000円
3 段 飾	"	17,000円
神式3段飾	"	17,000円
2 段 飾	"	3,500円

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料

種 別	棺 箱	消 耗 品	霊きゅう車
5 段 飾 大小	6,000円	3,500円	4,500円
4 段 飾 大小			
3 段 飾			
神式3段飾			
2 段 飾	4,000円	2,000円	

(3) 葬儀進行料

種 別	料 金
5 段 飾 大 小	1 2,0 0 0 円
4 段 飾 大 小	
3 段 飾	1 0,0 0 0
進 式 3 段 飾	
2 段 飾	8,0 0 0

(4) 火葬料金

種 別	料 金
3 段以上の飾付を行うもの	5,0 0 0 円
2 段の飾付を行うもの	3,0 0 0 円

附 則

1. この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市営葬儀条例第5条の規定は、この条例施行の日以後に執行する葬儀について適用する。

理 由

葬儀に使用する消耗品、棺箱の高騰及びいずみ霊園運営管理費の増大にかんがみ、祭壇の改善を図るとともに使用料を値上する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号参考資料

和泉市営葬儀条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧																																																																					
<p>(種別及び使用料)</p> <p>第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。</p> <p>(1) 葬儀飾付別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 段飾 大</td> <td>寺院、家庭用</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>4 段飾 大</td> <td>家庭用</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>3 段飾</td> <td>"</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>神式 3 段飾</td> <td>"</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>2 段飾</td> <td>"</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>棺箱</th> <th>消耗品</th> <th>霊きゅう車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 段飾 大</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4 段飾 大</td> <td>6,000</td> <td>3,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 段飾</td> <td></td> <td></td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	使用料	5 段飾 大	寺院、家庭用	5,900円	4 段飾 大	家庭用	3,900円	3 段飾	"	1,700円	神式 3 段飾	"	1,700円	2 段飾	"	3,500円	種別	棺箱	消耗品	霊きゅう車	5 段飾 大	円	円	円	4 段飾 大	6,000	3,500		3 段飾			4,500	<p>(種別及び使用料)</p> <p>第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。</p> <p>(1) 葬儀飾付別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 段飾 大</td> <td>寺院、家庭兼用</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4 段飾 大</td> <td>家庭用</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>3 段飾</td> <td>"</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>神式 3 段飾</td> <td>"</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>2 段飾</td> <td>"</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>棺箱</th> <th>消耗品</th> <th>霊きゅう車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 段飾</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4 段飾</td> <td>5,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 段飾</td> <td></td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	使用料	5 段飾 大	寺院、家庭兼用	2,000円	4 段飾 大	家庭用	1,200円	3 段飾	"	2,000円	神式 3 段飾	"	2,000円	2 段飾	"	1,000円	種別	棺箱	消耗品	霊きゅう車	5 段飾	円	円	円	4 段飾	5,500			3 段飾		1,800	3,500
種別	区分	使用料																																																																					
5 段飾 大	寺院、家庭用	5,900円																																																																					
4 段飾 大	家庭用	3,900円																																																																					
3 段飾	"	1,700円																																																																					
神式 3 段飾	"	1,700円																																																																					
2 段飾	"	3,500円																																																																					
種別	棺箱	消耗品	霊きゅう車																																																																				
5 段飾 大	円	円	円																																																																				
4 段飾 大	6,000	3,500																																																																					
3 段飾			4,500																																																																				
種別	区分	使用料																																																																					
5 段飾 大	寺院、家庭兼用	2,000円																																																																					
4 段飾 大	家庭用	1,200円																																																																					
3 段飾	"	2,000円																																																																					
神式 3 段飾	"	2,000円																																																																					
2 段飾	"	1,000円																																																																					
種別	棺箱	消耗品	霊きゅう車																																																																				
5 段飾	円	円	円																																																																				
4 段飾	5,500																																																																						
3 段飾		1,800	3,500																																																																				

神式 3 段 飾	6,000	3,500	4,500
2 段 飾	4,000	2,000	

(3) 葬儀進行料

種 別	料 金
大 5 段 飾 小	12,000円
大 4 段 飾 小	
3 段 飾	10,000円
神式 3 段 飾	
2 段 飾	8,000円

(4) 火葬料金

種 別	料 金
3 段以上の飾付を行うもの	5,000円
2 段の飾付を行うもの	3,000円

神式 3 段 飾	5,500	1,800	3,500
2 段 飾	3,000		

(3) 葬儀進行料

7,000円

(4) 火葬料金

種 別	料 金
3 段以上の飾付を行うもの	3,000円
2 段の飾付を行うもの	2,000円

議案第25号参考資料

市営葬儀にかゝる現行の使用料と改正案との比較表

	改正案	現行の使用料	差額	率
5段飾 <small>大小</small>	90,000円	42,800円	47,200円	約210%
4段飾 <small>大小</small>	70,000	32,800	37,200	" 213
3段飾	46,000	22,800	23,200	" 202
神式3段飾	46,000	22,800	23,200	" 202
2段飾	25,000	18,800	6,700	" 137

議案第26号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「20,000円」を「40,000円」に、第7条中「行なう」を「行う」に、「5,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

1. この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
2. この条例の施行前に発生した出産に対する助産費及び死亡したときの葬祭費については、なお従前の例による。

理 由

他の医療保険制度改善の趣旨にかんがみ、被保険者の負担軽減を図り、もって市民の保険及び福祉の向上に資するため助産費及び葬祭費を増額する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第26号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(助産費) 第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として <u>40,000円</u> を支給する。 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として <u>10,000円</u> を支給する。	(助産費) 第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として <u>20,000円</u> を支給する。 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対し、葬祭費として <u>5,000円</u> を支給する。

議案第27号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立病院の料金等に関する条例(昭和47年和泉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「700円以内」を「1,000円以内」に改める。

別表を次のように改める。

別表

入院料加算金

種 別		料 金	
		本 市 住 民	本市住民でない者
1 等	A	1床につき日額2,500円	1床につき日額3,500円
	B	" 2,000円	" 3,000円
2 等	A	" 800円	" 500円
	B	" 200円	" 350円
	C	" 100円	" 200円
	D	" 0円	" 100円

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

近年の経済変動により入院料加算金（室料差額）等の料金と実勢料金及び近隣公立病院における同種の料金との格差が増大していることにかんがみ、本市においても最少限度の料金改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号参考資料

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

		新		旧	
(手数料)					
第8条 診断書、証明書を交付するときは、1床につき <u>1,000円</u>		第8条 診断書、証明書を交付するときは、1床につき <u>1,500円</u>		第8条 診断書、証明書を交付するときは、1床につき <u>700円</u>	
以下で市長が定める額の手数料を徴収する。		以下で市長が定める額の手数料を徴収する。		以下で市長が定める額の手数料を徴収する。	
別表		入院料加算金		入院料加算金	
種別	料別	料別	料別	料別	料別
	本市市民	本市市民	本市市民	本市市民	本市市民でない者
1等	A 1床につき日額2,500円	A 1床につき日額1,500円	A 1床につき日額1,500円	A 1床につき日額1,700円	1床につき日額1,700円
	B " 2,000円	B " " 2,000円	B " " 1,300円	B " " 1,500円	" " " 1,500円
	A " 300円	A " " 300円	A " " 300円	A " " 350円	" " " 350円
2等	B " 200円	B " " 200円	B " " 200円	B " " 250円	" " " 250円
	C " 100円	C " " 100円	C " " 100円	C " " 150円	" " " 150円
	D " 0円	D " " 0円	D " " 0円	D " " 0円	" " " 0円

参考資料

室料差額料金改正(案)

	病床数	区分	現行		改正(案)		改正率	年間増収見込額	備考
			1床1日当り 室料差額	年間収入額 365日×90%	1床1日当り 室料差額	年間収入額 365日×90%			
1等A (個室)	8	市内	1,500円	3,936,000円	2,500円	6,560,000円	167%	2,624,000円	室面積 11.79㎡
		市外	1,700	-	3,500	-	200		
1等B (個室)	5	市内	1,300	2,182,000	2,000	3,280,000	154	1,148,000	
		市外	1,500	-	3,000	-	200		
2等A (総室)	24	市内	300	2,361,000	300	2,361,000	0	0	
		市外	350	-	500	-	143		
2等B (総室)	24	市内	200	1,574,000	200	1,574,000	0	0	
		市外	250	-	350	-	140		
2等C (総室)	42	市内	100	1,377,000	100	1,377,000	0	0	
		市外	150	-	200	-	133		
2等D (総室)	24	市内	0	0	0	-	0	0	
		市外	0	0	100	-			
計	127	-	11,380,000	-	15,152,000		3,772,000		

阪南公立病院 1床 1日当り室料差額状況

		市立堺病院	泉大津市立病院	公立忠岡病院	市立岸和田病院	市立貝塚病院	市立泉佐野病院	公立尾崎病院	備考
特室 (個室)	面積	21.04㎡	29.15㎡	22.80㎡	/	/	/	/	
	市内料金	5,000円	7,000円	4,500円	/	/	/	/	
	市外 "	6,100円	10,000円	5,500円	/	/	/	/	
1等A (個室)	面積	22.2㎡	15.18㎡	/	19.14㎡	23.20㎡	24.10㎡	15.66㎡	
	市内料金	3,000円	3,000円	/	3,200円	2,600円	3,000円	4,000円	
	市外 "	3,900円	4,000円	/	3,700円	3,900円	5,000円	5,000円	
1等B (個室)	面積	18.5㎡	18.75㎡	10.80㎡	14.55㎡	13.80㎡	/	/	
	市内料金	1,800円	2,300円	2,200円	1,300円	1,400円	/	/	
	市外 "	2,400円	3,300円	3,500円	1,600円	2,100円	/	/	
1等C (個室)	面積	13.25㎡	12.15㎡	10.80㎡	9.57㎡	10.10㎡	11.50㎡	10.45㎡	
	市内料金	1,500円	2,000円	1,900円	1,000円	850円	1,800円	2,500円	
	市外 "	2,100円	3,000円	3,000円	1,300円	1,300円	3,500円	3,500円	
2等A (個室)	面積	13.25㎡	12.15㎡	/	/	/	/	/	
	市内料金	1,300円	700円	/	/	/	/	/	
	市外 "	1,900円	1,500円	/	/	/	/	/	

証明書及び診断書料改正（案）

証明書又は診断書の種類	現		行		改正（案）		改正率	年間増収見込額	摘要
	1件当り金額	年間収入額	年間収入額(実績)	1件当り金額	年間収入見込額				
						円			
普通診断書	200	2,186,000	2,186,000	500	550,000	250%	331,400		
普通証明書	200			500		250			
死亡診断書	300	37,800	37,800	500	65,000	167	27,200		
後遺症診断書	200			500		250			
	500	2,000	2,000	1,000	5,000	200	3,000		
労働者補償保険関係診断書	200			500		250			
生命保険診断書	700	29,400	29,400	1,000	40,000	143	10,600		
簡易生命保険関係診断書	600	1,200	1,200	1,000	5,000	167	3,800		
自動車損害賠償関係診断書	700	28,000	28,000	1,000	40,000	143	12,000		
	500	11,000	11,000	1,000	20,000	200	9,000		
その他の診断書又は証明書	500	47,500	47,500	1,000	100,000	200	52,500		
合 計	—	375,500	375,500	—	825,000	220	449,500		

阪南公立病院 証明書及び診断書料状況

病 院 別		市立堺病院	泉大津市立病院	公立忠岡病院	市立岸和田病院	市立貝塚病院	市立泉佐野病院	公立尾崎病院
証明書又は 診断書の種類	普通診断書	500円	500円	200円	500円	500円	1,000円	500円
	普通証明書	500	500	300	500	500	1,500	200
死亡診断書	軽易なもの	700	500	200	500	500	1,500	1,000
	複雑なもの	1,000	500	1,000	500	500	—	500
後遺症診断書	軽易なもの	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—	500
労働者災害補償保険関係診断書	—	—	500	1,000	500	500	1,500	—
生命・保険関係診断書	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,500	1,000
簡易生命保険関係診断書	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,500	1,000
自動車損害賠償 保険関係診断 書	1万円以上のもの	1,000	1,000	1,000	750	1,000	1,000	1,000
	1万円以下のもの	1,000	1,000	1,000	300	1,000	1,000	1,000

議案第 9 号

昭和 51 年度 大阪府和泉市一般会計予算

昭和 51 年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,644,800 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間
及限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限
度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用
することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職肩手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に
過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 51 年 3 月 11 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	金額
1. 市	税	8,242,398
	1. 市民税	1,889,099
	2. 固定資産税	1,257,488
	3. 軽自動車税	89,051
	4. 市煙草消費税	220,000
	5. 電気税	135,000
	6. ガス税	10,000
	7. 特別土地保有税	62,400
	8. 都市計画画税	179,355
2. 地方	譲与税	58,800
	1. 自動車重量譲与税	39,200
	2. 地方道路譲与税	19,600
3. 自動車	取得税交付金	96,900

款	項	金額
	1. 自動車取得税交付金	96,900
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		32,203
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	32,203
5. 地方交付税		2,458,078
	1. 地方交付税	2,458,078
6. 交通安全対策特別交付金		15,000
	1. 交通安全対策特別交付金	15,000
7. 分担金及負担金		177,634
	1. 分担金	19,774
	2. 負担金	157,860
8. 使用料及手数料		183,258
	1. 使用料	115,085
	2. 手数料	18,168
9. 国庫支出金		3,551,072
	1. 国庫負担金	1,809,601

10. 府	支	出	金	2,212,810	777
			金	29,161	
			金	1,409,829	
1. 府	負	担	金	100,291	
2. 府	補	助	金	1,239,465	
3. 府	委	託	金	69,158	
4. 府	交	付	金	420	
11. 財	産	収	入	151,490	
			入	6,120	
			入	145,370	
12. 寄	附		金	61,000	
			金	61,000	
13. 繰	入		金	100	
			金	100	
14. 諸	収		入	1,880,142	
			金	2,500	

款	項	金額
15. 市債	2. 市預金利息	1,589,500
	3. 貸付金元利収入	1,202,600
	4. 受託事業収入	70,000
	5. 雑入	1,621,487
	1. 市債	1,427,406
歳入	合計	14,644,800

歳出

款	項	金額
1. 一般会費		1,480,690
	1. 議會費	1,480,690
2. 総務費		1,292,785
	1. 総務管理費	745,941
	2. 徴収税費	249,581

款	項	金額
3. 戶籍住民基本台帳管	費	105,269
	4. 選學費	39,640
	5. 統計調査費	10,478
	6. 監査委員費	9,613
	7. 同和对策費	132,268
		3,403,819
	8. 民生費	1,006,489
4. 衛生費	1. 社会福祉社費	1,434,647
	2. 児童福祉社費	961,255
	3. 生活保護費	1,428
	4. 災害救助費	1,139,685
4. 衛生費	1. 保健衛生費	275,588
	2. 清掃費	800,612
	3. 墓地管理費	39,265
	4. 上水道費	24,220
5. 労働費		64,537

款	項	額	金	額
6. 農 林 水 産 業 費	1. 失 業 對 策 費		64,587	千円
			151,318	
7. 商 工 費	1. 農 業 費		149,021	
	2. 林 業 費		2,297	
8. 土 木 費	1. 商 工 費		121,422	
			121,422	
9. 消 防 費	1. 土 木 管 理 費		480,398	
	2. 道 路 橋 梁 費		140,044	
	3. 河 川 水 路 費		475,781	
	4. 都 市 計 画 費		40,747	
	5. 住 宅 費		55,631	
10. 教 育 費			3,088,195	
	1. 消 防 費		359,346	
			359,346	
			1,896,992	

	1. 教育 總 務 費	2 3 1, 5 8 5
	2. 小 学 校 費	9 0 6, 2 4 5
	3. 中 学 校 費	4 3 9, 1 5 3
	4. 幼 稚 園 費	2 0 9, 7 8 6
	5. 社 会 教 育 費	9 5, 6 5 6
	6. 保 健 体 育 費	1 4, 6 1 7
11. 災 害 復 旧 費		1 1, 7 9 3
	1. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1 1, 7 9 3
12. 公 債 費		1, 5 8 6, 7 6 6
	1. 公 債 費	1, 5 8 6, 7 6 6
13. 諸 支 出 金		1 6 7, 8 7 0
	1. 開 発 公 社 貸 付 金	9 0, 0 0 0
	2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1, 0 0 0
	3. 諸 支 出 金	7 6, 8 7 0
14. 予 備 費		5 0, 0 0 0
	1. 予 備 費	5 0, 0 0 0
歲 出	合 計	1 4, 6 4 4, 8 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
学 校 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 1 年 度 ~ 昭 和 5 2 年 度		6 8 1, 6 1 1 千 円
池 上 遺 跡 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 1 年 度 ~ 昭 和 5 5 年 度		3 0 0, 0 0 0
遷 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 1 年 度 ~ 昭 和 5 3 年 度		1, 1 6 1, 3 2 0
黒 鳥 山 公 園 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 1 年 度 ~ 昭 和 5 3 年 度		6 0 0 0

事 項	期 間	限 度 額
都市計画街路 和泉府中北通線用地取得事業	昭和51年度 }	81,500 千円
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和50年度 }	元金 2,280,431 及びその利子
幸小学校建設事業	昭和51年度 }	459,180
(仮)池上小学校建設事業	昭和51年度 }	575,859
(仮)北池田幼稚園建設事業	昭和51年度 }	65,436
	昭和52年度	

事 項	期 間	限 度 額
(仮) 和気保育園建設事業	昭和51年度 昭和70年度	148,880 千円
都市下水路 府中北幹線整備事業	昭和51年度 昭和52年度	23,000
計		3,502,286
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子 (債務保証)	昭和51年度 昭和55年度	元金 850,000 及びその利子
合 計		4,852,286

第8表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法				その他
				資金区分	償還期間	左のうち据置期間	償還方法	
老人憩の家 建設事業	21,800	普通貸借 又は 証券発行	年 以内 1.00	政 府 その他	年 以内 2.5 3	年 以内 3	年賦又は半年賦 元利均等元金均 等又は当初発行 額の8%以上半 年賦償還	左記の条件の範囲内 において借入元金に融 通条件がある場合、 その条件に従うこと ができる。 但し、財政の都合に より償還期限及び据 置期間を短縮し若し くは繰上償還又は低 利に借り換えること ができる。
保育園建設事業	64,100	同上	1.00	同上	2.5	3	同上	同上
共同浴場整備事業	1,200	同上	1.00	同上	2.5	3	同上	同上
国民年金保険事業	1,886	同上	無利子	大阪府	無		各年度の償還額 については借入 先(大阪府)に 協議のうえ決定	同上
災害援護資金貸付事業	1,000	同上	1.00	同上	2.0	3	年賦又は半年賦 元利均等元金均 等又は当初発行 額の8%以上半 年賦償還	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			その他
				資金区分	償還期間	左のうち 償還期間	
診療所建設事業	17,800	同上	10.0	府	25	8	同上
農道整備事業	15,200	"	10.0	その他	25	8	同上
道路橋梁整備事業	90,600	"	10.0	同上	25	8	同上
河川整備事業	8,700	"	10.0	"	25	8	同上
水路整備事業	17,200	普通貸借 又は 証券発行	10.0	政 府 その他	25	8	左記の条件の範囲 内において、借入 先に通達条件がま るる場合、その条件 に従うことができる。 但し、財政の都合 により償還期間及 び据置期間を短縮 し、若しくは繰上 償還又はは低利に借 り換えることがで きる。
環境改善道路整備事業	40,900	同上	10.0	同上	25	8	同上
都市計画事業	51,280	"	10.0	"	25	8	"
改良住宅建設事業	861,640	"	10.0	"	25	8	"
消防施設整備事業	21,500	"	10.0	"	25	8	"
義務教育施設整備事業	215,300	"	10.0	"	25	8	"
災害復旧事業	8,800	"	10.0	"	25	8	"
合計	1,427,406						

議案第10号

昭和51年度

大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和51年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,984,850千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は

300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の流用。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歲入歲出予算(事業勘定)

歲

入

款	項	金額
1. 國民健康保險料		683,284
2. 一部負擔金	1. 國民健康保險料	683,284
3. 使用料及手數料	1. 一部負擔金	10
4. 國庫支出金	1. 手數料	201
5. 府支出金		201
6. 諸收入	1. 國庫負擔金	1,182,797
	2. 國庫補助金	994,318
	1. 府補助金	188,479
		29,221
		29,221
	1. 延滞金及過料	9,337
	2. 預金利息	150
	3. 雜入	6,587
		2,600
7. 繰入金		30,000
	1. 一般會計繰入金	30,000
歲入	合計	1,984,850

歲 出

款	項	金	額
1. 總 務 費		91,824	卅
	1. 總 務 管 理 費	20,639	
	2. 徵 收 費	70,442	
	3. 運 營 協 議 會 費	563	
	4. 趣 旨 普 及 費	180	
2. 保 險 給 付 費		1,831,640	
	1. 療 養 樂 諸 費	1,803,070	
	2. 助 產 費	26,400	
	3. 葬 祭 費	2,170	
3. 保 健 施 設 費		700	
	1. 保 健 施 設 費	700	
4. 公 債 費		3,285	
	1. 一 般 公 債 費	3,285	
5. 諸 支 出 金		2,401	
	1. 償 還 金 及 還 付 加 算 金	2,401	
6. 予 備 費		5,000	
	1. 予 備 費	5,000	
	歲 出 合 計	1,934,850	

議案第11号

昭和51年度

大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和51年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 289,071千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	額
1. 国庫支出金		189,521 千円
	1. 国庫負担金	189,521
2. 府支出金		91,550
	1. 府負担金	91,550
3. 繰入金		8,000
	1. 繰入金	8,000
歳入	合計	289,071

歳 出

款	項	額
1. 土地区画整理費		289,071 千円
	1. 土地区画整理費	289,071
歳出	合計	289,071

議案第12号

昭和51年度

大阪府和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

昭和51年度、大阪府和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ300,292千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、100,000千円と定める。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 国庫支出金		7 2, 6 1 5
	1. 国庫補助金	7 2, 6 1 5
2. 諸収入		1 0, 1 7 7
	1. 貸付金元利収入	1 0, 1 7 6
3. 市債	2. 預金利子	1
		2 1 7, 5 0 0
歳入	1. 市債	2 1 7, 5 0 0
	合計	8 0 0, 2 9 2

歳 出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		2 9 0, 5 8 0
	1. 管理費	5 8 0
2. 公債費	2. 貸付金	2 9 0, 0 0 0
	1. 公債費	9, 7 6 2
歳出	合計	8 0 0, 2 9 2

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				その他
				管区	金分	償還期間	提期間	
住宅新築資金 等貸付事業	千円 217,500	普通貸借又は証券 発行	年 10%	政 府	18年 以内	3年 以内	半年 元利均等 償還	据置期間及び償還 期限を短縮し、も しくは繰上償還又 は、低利に借替え ることができる。

議案第13号

昭和51年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和51年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	32,710戸
(2) 年間総給水量	9,434,895 m^3
(3) 一日平均給水量	25,849 m^3
(4) 主要な建設改良事業	和泉上水道第3回拡張事業 750,000 m^3

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款	水道事業収益 928,511 \yen
第1項	営業収益 767,311 \yen
第2項	営業外収益 161,200 \yen
支 出	
第1款	水道事業費用 1,037,010 \yen
第1項	営業費用 833,302 \yen
第2項	営業外費用 202,708 \yen
第3項	予備費 1,000 \yen

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款	資本的収入 987,500 \yen
第1項	企業債 737,000 \yen

第2項	工事負担金	246,000円
第3項	負担金	4,500円

支 出

第1款	資本的支出	1,083,254円
第1項	建設改良費	1,026,634円
第2項	企業債償還金	56,620円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和泉上水道第3回 拡張事業	727,000円	証書借入 又は 証券発行	10%以内	借入れた日から据置期間を含 めて30年以内に元利均等又 は元金均等償還する。ただし 財政の状況により償還年限を 短縮し、繰上償還をし又は、 低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	10,000円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	234,193円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	202,658円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	326,586円
2. 交際費	540円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、143,029円と定める。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第14号

昭和51年度和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和51年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	120床		
(2) 年 間 患 者 数	入院 43,800人	外 来	92,070人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入院 120人	外 来	310人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	病院増改築事業費	1,200,000円	
	器械備品購入費	6,000円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	758,084円	
第1項	医 業 収 益	709,390円	
第2項	医 業 外 収 益	48,694円	
		支	出
第1款	病院事業費用	1,106,468円	
第1項	医 業 費 用	971,639円	
第2項	医 業 外 費 用	134,529円	
第3項	予 備 費	300円	

(期間外収入)

第3条の2 期間外収入の予定額は次のとおりと定める。

		収	入
第1款	期間外収益		40,480千円
第1項	期間外収益		40,480千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	資本的収入		1,220,996千円
第1項	出資金		20,996千円
第2項	企業債		1,200,000千円

		支	出
第1款	資本的支出		1,261,476千円
第1項	建設改良費		1,207,233千円
第2項	企業債償還金		54,243千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還の方法	その他
病院増改築事業	千円 1,200,000	普通貸借又は証券発行	10%以内	政府 その他	30年以内	5年以内	半年賦、年賦、元利均等償還	据置期間及び償還期間を短縮し若しくは繰上償還又は、低利に借替することが出来る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は950,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医 業 費 用

(2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5.82.141千円

(2) 交 際 費 720千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、78866千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、306.519千円と定める。

昭和51年3月11日提出

和 泉 市 長 池 田 忠 雄

○ 議長(貝淵博治君)

それではこの際、市長より昭和51年度の施政方針についての披瀝をお願いいたしたいと存じます。

(市長施政方針)

○ 市長(池田忠雄君) 顧みますに昨年12月、市民多額の温かい御支持をいただき、市政を担当する光栄に浴しましてからはや3カ月を経過いたしました。深くその使命と責任の重大さを痛感いたしている次第でございます。幸いにして、議員の皆様方には、市政の円滑なる運営について絶大なる御支援、御協力をお寄せいただき、かねて空席でありました助役選任並びに収入役三選についても御同意をいただき、執行体制の確立を見るに至りましたことはまことに感謝にたえない次第であります。

昨年12月、定例市議会において、市政担当に当たって私の所信の一端を申し述べましたが、ここに昭和51年度の各会計予算案並びに関連議案の御審議を煩わずに際し、市政全般にわた

り私の所信を申し上げ、議員の皆様方に御理解をいただきたいと存ずる次第であります。

昭和48年秋の石油危機以来、わが国は戦後かつて経験したことのない経済危機に直面し、物価の高騰と国際収支の大転な赤字という困難な事態に遭遇したのであります。これがため総需要抑制策を初め公共事業の繰り延べ等、物価鎮静化が国家の最重要施策として取り組まれ、その結果一応の成果がおさめられました。しかし、世界的経済不況が克服できず、経済活動の沈滞化はますます深刻の度合いを深めていったのであります。

これがため、政府は過去数字にわたる公定歩合の引き下げを初め、経済浮揚策を打ち出しているものの国民経済への浸透度が浅く、民間企業の設備投資の停滞を初め、国民消費活動の減少により景気回復の停滞が予想されております。

昨年12月に市政の重責を引き継いで以来、財政実態は、地方財政の危機と申しますよりも、地方自治の存立にかかわる重大な局面に立ち至っているのが本市の実情でございます。就任後、短期間ではございましたが、財政再建団体回避を至上目的として既定経費の削減を初め、現行予算の見直しを実施いたしてまいりました。幸いにして、議員の皆様方を初め、関係各位の御支援、御協力によりまして最悪の事態は一応避け得る情勢の見込みでありまして、ここに衷心より深く感謝申し上げる次第でございます。

過去、高度成長下では、税収面においては相当な自然増収があり、それによって比較的市民要求にもこたえることができたのであります。しかし、財源面での厳しい制約が予想される今後の行財政運営については、財源をいかに配分し、効率化を図ってまいるかということが、市民福祉にこたえる道であると考えております。既存の制度、慣例の見直しを含め、極力歳出の合理化、効率化を進める一方、市民福祉の充実のために必要な御負担を願うため、使用料等の改正をお願いすることといたしました。これらによって当面の緊急対策と、長期的な自主性の確立に努力を払ってまいる所存であります。

以上のような基本的な考え方に立って昭和51年度の予算編成をいたした次第でございます。以下、その内容について御説明申し上げます。

まず、本年度における市政運営に当たっての具体的な内容といたしまして、

1. 社会福祉の充実と市民の健康増進に努める。
2. 教育施設の充実と健全な青少年の育成を推進する。
3. 生活環境の整備、改善を図る。
4. 産業の振興と基盤の確立に努める。
5. 財政の健全化と財政秩序の確立を期する。

を五つの目標として、総合的かつ計画的に行財政の運営を行ってまいる所存でございます。

まず、一般会計予算は146億4,480万円で、昭和50年度当初予算と比較いたしますと46億6,400万円の減額となり、比率では、24.2%の減少となっております。この原因につきましては、(仮称)第二和泉中学校の建設費及び(仮称)解放センター建設事業費等、臨時的、投資的経費の減額によるものが主でございます。

特別会計予算は総額24億7,421万8,000円であり、昨年の当初予算と比較いたしますと4億282万1,000円の増加でございます。その比率は、19.4%の伸びとなっております。

企業会計予算は44億8,820万8,000円でございます。昨年度当初予算と比較いたしますと18億7,589万4,000円の増加で、71.8%の伸びとなっております。企業会計の予算の増加の主な原因は、市立病院建設事業費によるものであります。

まず第一の指標「社会福祉の充実と市民の健康増進に努める」でございますが、市民一人一人の生活がより豊かになり、すべての人が等しく文化的な生活を享受できるためには、何と申しましても社会保障に関する諸制度の完備とともに、各般にわたる福祉施策をより一層充実し、強化を図ることでございます。御承知のように過去、経済開発と調和のとれた社会開発の重要性が強く叫ばれ、福祉優先の名のもとに、地方自治体においても積極的に取り組んでまいったところであります。さらに、福祉諸法の精神を生かした施策を講じてまいりたいと存じております。

幼児対策の強化につきましては、市民の最も強く要望される事項であり、加えて人口増加により、これが対策につきましては常に苦慮いたしているところでございまして、新年度におきましては、和気、芦部地区に保育園の新設をいたすべく、所要の措置を講じました。

なおまた、北池田校区幼稚園を新設いたすべく、所要の措置をいたしましたが、引き続き一校区一園を目途として、今後も一層努力いたす所存であります。

近大医学の進歩は目覚ましいものがございますが、さらに、市民の健康増進のために市立病院整備充実を図ってまいりたく、そのためにも懸案の増設事業につきましては早期に着工し、御期待に沿えるよう最大の努力をもって取り組んでまいりたいと存じます。

なおまた、特に休日急病対策は、かねてから議員皆様方より強い御要望もいただいておりますが、皆様方のお力添えと医師会の御理解により、休日急病診療所の建設に着手することといたし、その所要の措置を講じたものでございます。

次に、国民健康保険事業でございますが、市民の生命と健康を守るという重大な目的を持つ本制度は、財政危機によって後退するということは許されません。したがって、現行制度の整備充実を図るため、相互扶助、共済の理念に基づき保険料負担の増額を願うべく措置いたしました。

ものでございます。

なお、当面する国保財政の危機を立て直すために、国に対して強力な施策を樹立するよう求め、まわって保険制度の抜本的改正を要求してまいるとともに、本事業の運営に一層の努力を傾注してまいり所存であります。

次に、第二の指標「教育施設の充実と健全な青少年の育成を推進する」ためには、次代を担う青少年を高い知性と豊かな情操、たくましい意志を身につけたりっばな人材に育てあげることをこそ、明日の和泉市の繁栄をもたらす根幹であると信ずるものであります。そのためには、青少年に夢をはぐくむ内容豊かな教育の場をつくるべく、教育環境の整備と施設の充実を図るとともに、適切な指導を行うことが肝要であると存じます。

まず、本年度におきましては、昨年（仮称）第二和泉中学校建設に引き続きまして、阪和線以西における児童増加に対処すべく、（仮称）池上小学校の新設と幸小学校の増築を初め、緑ヶ丘小学校の校舎及び体育館の建設等、所要の措置を講じたものでございます。これにより、講堂を含め屋内体育館につきましては、小中学校全校が整備されることと相なりました。プール建設につきましては、本年三校の建設を予定して、所要の措置を講じたものでございます。

このようにして、児童生徒の基礎学力の向上、体力の充実を目指すとともに、教育環境と施設の向上を図ろうとするものであります。かねてから意を配すべく、努力を重ねてまいりました遠距離通学に対する補助制度につきましては、実施いたすべく、意を注いだ次第でございます。

社会教育につきましても、積年の願望であった市民体育館も間もなく完成の運びとなり、勤労青少年ホーム及び市民グラウンド等との効率的な利用と相まって、青少年の地域交流、体位向上を図るはもちろんのこと、ひいては非行を防止し、健全な活動の場として活用されることを望むものであります。また、同和教育については、「日本国憲法、教育基本法にのっとり、同和対策審議会の答申の趣旨に基づいて人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する」という同和教育基本方針に基づき、学校教育、社会教育の両面において、関係諸機関及び諸団体と連係を密にして積極的な推進を図ってまいりたいと存じております。

次に、第三の指標「生活環境の整備、改善を図る」であります。「人間回復のまちづくり」が総合基本構想として示され、これに基づいて本市の都市づくりが進められてまいりました。特に本市は、雄大な自然と歴史的な文化財に恵まれております。これら自然環境を守り、公害のない秩序ある町づくりを進めてまいらねばなりません。

このような観点から、市民皆様の最も御要望の強い市道の改修舗装につきましては特に意を

用い、また、都市計画街路の整備を初め、下水排水路の維持補修、公園の整備事業等におきましても、所要の措置を講じた次第であります。

次に、同和行政は申すまでもなく、同和審答申に基づき同和問題の解決を図ることを目的としており、急を要するものであります。したがって、本市総合基本構想の中においても最重点政策と位置づけされると同時に、同和对策事業特別措置法とも関連して、基本的人権の擁護、生活環境の改善、整備、福祉の増進、産業の振興、職業の安定等積極的に増進することが示されております。部落の完全解放を目指す中で措置法施行以来7年、法の具体化の事業面をとらえた場合、道路事業の整備を早急に実現すべきであると存じます。また、住宅環境の改善も必要不可欠と考え、所要の措置を講じました。私といなしましては、本問題を行政が主体的にとらえることを基本にしながらも、国に対して同和行政を積極的に推進するよう、強力に働きかけてまいる所存であります。

次に、上水道事業につきましては、市民の生活を守るために水資源の確保に全力を注ぎ、豊かで清浄な水を全市に供給できることを基本理念として、未給水地域の給水施設の整備促進に努力をいたしたいと存じております。

また、市民の生命財産を守る消防行政につきましては、防火水槽の新設を初め、梯子車の整備点検、ポンプ自動車の購入等、一連の措置を講じましたが、さらに、創意と工夫により災害発生を未然に防ぐことに全力を尽くし、市民の生命と安全を確保し、郷土和泉市の保全に努めてまいりたい所存でございます。

次に、第四の指標としての「産業の振興と基盤の確立に努める」でございます。いまさら申し上げるまでもなく、本市の産業構造は、製造業においては繊維産業並びに人造真珠産業を主とするいわゆる零細企業でありまして、基盤の弱さが一たん産業界の不況が押し寄せた場合、受ける影響は非常に大きなものがあり、ひいては、本市財政に直接響いてまいるものでございます。

まず、商工業の振興につきましては、最近の厳しい内外経済情勢の中で、本市の代表的地場産業である繊維業界や人造真珠業界は構造的な難問題を抱えており、また、泉北高速鉄道の光明池駅延伸計画に伴う背後地商業環境は急速に変態を遂げようとしつつあります。これがため各界の英知を集めた和泉市商工業振興対策審議会により昨年3月、本市の商工業ビジョンについて御答申を賜り、着々その施策化に努めるとともに、昨年末には実施推進機構である財団法人和泉市商工業振興会の設立を見ておるところであります。

本年度、当面の施策目標といたしましては、同答申趣旨をよく踏まえ、ことに商工会を基軸とした団体育成を初め、業種別並びに法人組織化の推進、経営改善指導等、小規模企業対策の

展開を図るとともに、商業施設の適正配置並びに連鎖化の促進、産業構造改善の具体的かつ体系的な方向づけを市民と協調して推し進めてまいり所存であります。

また、現下の厳しい企業経営環境に対処するために、融資制度の一層の整備充実に努め、資金需要にこたえるために貸付原資の増強、借受企業の事後経営指導の強化と相まって、完済企業の健全育成に努めてまいり所存であります。

さらに、労働力確保対策と相まって、中小企業従業員福祉対策の推進を期するため、勤労青少年ホームの利用促進策を講ずるとともに、国の施策に基づく中小企業退職金制度の加入促進助成、昨年発足を見ました市独自の互助会制度発足準備のための基金についても、なお引き続き増額措置をいたしました。

また、最近の不況下におけるインフレ、物価事情に対応して、ことに食品関係商店の近代化と流通機構の改善、合理化により、価格安定対策に資するとともに、消費者教育の啓蒙普及並びに消費者団体の育成助成など、国、府の関係機関の連係を密にしつつ、住民の生活安定策を促進してまいり所存であります。

次に、農業の振興でございますが、本市の農業の特色は、野菜及びみかん経営が主なものでございます。近年、特にみかん経営は問題点も多く、年々悪化の一途をたどっており、これが対策といたしましては、都市近郊農業の利点を生かした複合経営により農業基盤の確立を図るため、第二次農業構造改善事業に着手すべく、所要の措置を講じたものでございます。

また、老朽ため池の補修工事、農免事業等の推進につきましても、それぞれ所要の措置を講じました。

次に第五の指標「財政の健全化と財政秩序の確立を期する」についてでございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、昭和50年度和泉市の財政構造は全く危機に瀕し、本市誕生以来、最悪の事態に陥ってまいり、経常収支比率も100%を超し、公債比率も年々増高じてまいっております。かかる現実を直視し、昭和51年度の予算編成に際しましては、歳入の確保を図るため使用料等の改定をも行い、市民の皆様に応分の御負担をお願いし、歳出面においては、関係経費全般にわたり精査検討を加え、冗費の節約を行い、財源の効率的かつ重点的な執行に配意いたしました。

またこの際、市の行政機構全般につきましても合理的に改組し、事務処理の能率化を促進するとともに、全職員の服務規律を厳正にいたし、12万市民の信託におこたえすべく、決意を新たにいたしておる次第でございます。財政構造の改善は、ただ市の内部における経費の合理化や効率化のみの努力では限界がございます。根本的に地方財政制度の改革を目的に税財源の配分の改善による自主財源の確立、国と地方自治体における事務の再分配等、抜本的な改革を

政府に訴え、健全財政の維持と地方自治確立のために積極的に行動してまいる所存でございます。

いずれにいたしましても、職員皆様方を初め、市民各位に十分御満足いただける予算編成に至っていませんが、何を申しましても、本市にとっては有史以来の財政危機でございます、各方面の御協力をお願いし、議員の皆様方を初め、市民各位の御理解をいただきまして、何とか自主再建を目途としてこの厳しい財政を乗り切ってまいりたいと存じておる次第でございます。

以上、昭和51年度の施政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べてまいりましたが、何とぞ皆様方の深い御理解と今後、格段の御指導、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君）：昭和51年度施政方針要旨の説明が終わりました。

○ 議長（貝淵博治君）

先刻、一括上程いたしました議案に対しまして提案理由の説明を願いたいと思います。まず、教育委員会所管の議案から説明を願います。

○ 教育次長（阪東重信君）：教育関係諸議案につきまして、提案の理由及び内容につきまして、私より一括御説明を申し上げます。議案書5ページ、議案第15号「青年学級の開設について」は、勤労青年教育の重要性にかんがみ青年学級振興法が制定されておりますが、この法律の規定に基づき、市町村の教育委員会が青年学級の開設を決定するには、あらかじめ議会の議決を得なければならないとなっており、例年、この定例会において法的手続により御提案申し上げているものであります。

青年学級の開設は、勤労青少年の自主性に基づき15人以上で申請されるものであります。本市教育委員会といたしましては、昭和51年度4月より和泉青年学級、北池田青年学級、南池田、横山四青年学級の開設を予定いたしております。開設者は和泉市。開設期間は昭和51年4月1日より52年3月31日。開設場所については、和泉市立青少年会館、北池田小学校、南池田公民館、榎尾中学校の4カ所で、学習内容は一般教養と家事でございます。学習時間については、いずれも年間を通じ一人百時間以上といたしております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に20ページ、議案第19号「和泉市立市民体育館条例制定について」の御説明を申し上げます。

本議案については、議会の皆様方を初め関係上部官庁の絶大な御理解と御援助により、全市民待望の市立市民体育館の建設を見ることが本当に嬉しく存じます。市民の健康増進と体位向

上に資するため設置されたこの体育館の管理運営についての関係規定の整備を図りたく御提案申し上げます。

内容につきましては、21ページ以下条例案について御説明申し上げます。第1条は、設置目的であります。

第2条は、名称及び位置についての規定でございます。御承知のとおり、市立病院の西側の勤労青少年ホームの隣に位置いたしております。

第3条では、和泉市教育委員会の管理のもと、4条から6条の中で体育館の適正な運営を図るための体育館運営審議会を置き、万全を期してまいりたく、審議会の組織及び委員の任期を規定するとともに、第7条では、体育館に所要の職員を置くこと。

第8条以下、体育館使用の許可あるいは使用の制限、使用許可の取り消し等を規定するものであります。

使用料については第11条で規定し、別表(25ページ)のように定めたいと存じます。

使用料の還付または減免については第12条、13条で、使用権の譲渡禁止については第14条でさらに、破損または紛失に伴う損害賠償なり原状回復義務については、教育の場としての考え方のもと第15条、16条で規定し、第17条では、細部についての規定は施行規則の中で別に定めていきたいと思っております。細部規則の中では、開館時間、使用許可に伴う細部的なものを詳細に規定いたしたく存じます。

附則では、この条例は、昭和51年4月1日より施行いたしたくよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に34ページ、議案第22号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

現今の行財政需要の増高の中で、幼児教育の一層の推進を図るため、かねて議会の御指摘のとおり、一校区一幼稚園建設方針に沿うべく努力と、現有施設の内容充実のため、あるいは公立幼稚園の少ない現状における公私立の格差是正と、問題点を多く抱えているのが実態でありますが、こうした課題の解決策の一環として、昭和51年4月より入園料の新設と保育料の引き上げについて改正をお願いしようとするものでございます。

入園料については、園児一人につき3,000円、保育料については、現行一人につき月額2,000円を4,000円に改正をお願いしようとするものであります。

第6条第1項の改正につきましては、学校教育法第81条では「幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる」との規定がありますが、合わせてこの際、規定整備をしようとするものであります。

特に保育料等につきましては、厚生文教委員会においても強く御指摘いただいたところでありますが、公共施設は、市民の財産として広く公開に踏み切るべきとは存じますが、それを利用する方々に応分の負担をお願いし、さらに、施設の拡充強化等を図ってまいりたく、なお、福祉施策として文部省より昭和47年以来打ち出してまいりました就園奨励事業ともかみ合わせて配慮してまいりたいと存じます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に38ページ、議案第23号「和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

前議案と同じく、最近の物価高騰、経常経費の上昇にかんがみ、現行使用料の最小限度の引き上げをお願いいたしたく御提案申し上げるものでございます。

内容については、41ページの参考資料、新旧対照表のように、料理講習室の使用料を除き倍額でお願いいたしたいと存じます。年々、社会教育活動の活発化に伴い利用、状況は増加しておりますが、関係団体としての減免措置対象も多い現状にかんがみ、利用者に応分の負担をお願いいたしたく、よろしく御審議の上可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、総務部の所管する議案の説明を願います。

○ 助役（坂口礼之助君） お許しを得まして、総務部関係の議案の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第16号「和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例の制定について」（本冊8ページ）でございます。本議案は、議案第17号「和泉市同和対策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例制定について」と関連するものでございまして、貸付事業を執行するに際し、その歳入歳出を明確にして経理の適正を図るため、特別会計を設置いたしたく御提案申し上げます。

条例案第1条は、特別会計設置の根拠を明らかにするもので、地方自治法第209条第2項に基づきました。

第2条は、本会計の歳入歳出の主要な科目を定めるもので、国庫支出金、起債、貸付金償還金及び一般会計繰入金をもって歳入とし、住宅新築資金等貸付事業費借入金の元利償還金及びその他の支出をもって歳入として会計運営に当たりたく存じております。

なお本条例は、本年4月1日から施行いたしたく附則で定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第16号の提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、可決御決定を賜りたくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第20号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」

の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

昨年来よりの経済諸情勢によって地方財政においてもその影響がまことに大きく、財政窮迫の折から、人件費総ワクの節減が急務でございますので、職員定数を見直し減員をしようとするものでございます。

和泉市職員定数条例第2条の職員の定数でございますが、第2条第1項第2号の市長の補助機関たる職員数の773人とございますものを、12人減員いたしまして761人に、なお、そのうち福祉事務所の職員数377人とございますものを、3人増員いたしまして380人に改め、第4号の選挙管理委員会の職員を6人とございますものを、2人減員いたしまして4人に、第5号の監査委員事務局の職員3人とございますものを、1名減員いたしまして2人に、第6号の教育委員会事務局職員50人とございますものを、3人減員いたしまして47人に、第7号の教育委員会の所管に属する教育機関の職員187人とございますものを、13人減員いたしまして174人に、第8号、公平委員会の事務局職員3人とございますものを、1人減員いたしまして2人に、第9号、農業委員会の職員4人とございますものを、1人減員いたしまして3人にそれぞれ改正しようとするものでございます。

なおこの条例は、昭和51年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第20号の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして議案第21号「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

従来の市税の督促状は、滞納処分を行うことを前提として、そのための必要な条件を満たすことを目的としてまいったのでありますが、今回はこれを改めまして、納税を容易にするため、督促状に納付書をも付けたものに改正しようとするものでございます。

滞納の原因の中では納付書の紛失による場合や、納付期日を忘れていたといったことが意外に多いということでございまして、これらの点を考慮し、督促状を受けた時点で最寄りの金融機関で納付していただけるよう、納付書をも合わせて送付することとした次第でございます。

したがって、従来のはがきによる督促状を封書に切りかえるものでございまして、郵便料金の改定等をも考慮し、市税条例第9条中に督促手数料の額30円とございますものを、

50円に改めようとするものでございます。

なおこの条例は、昭和51年4月1日から施行いたすこととしてございます。

以上、簡単ですが、関係3議案についての提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 次に、市民部の所管について説明をお願いします。
- 市民部長（内田繁君） 市民部の所管いたします議案の提案の理由、内容について御説明申し上げます。

まず、16ページの議案第18号「和泉市立身体障害者解放会館条例制定について」でございますがこの施設は同和対策事業として、同和対策審議会答申の第8部第2項の社会福祉に関する対策の趣旨にのっとり、本市の同和地区の身体障害者の生活向上と自主解放の促進を図るための施設としてここに設置し、その管理運営について定めるべく御提案申し上げた次第でございます。

内容といたしましては、まず第1条は、名称及び位置を規定いたしましたわけでございます。

第2条につきましては、本施設の設置目的を規定いたしました。

第3条につきましては、本施設の目的を達成するため、四つの柱をもって事業を行おうとして規定いたしましたわけでございます。

第4条は、使用許可等の事項について規定いたしました。

第5条につきましては、損傷した場合等における損害賠償の規定でございます。

第6条は、使用料の規定でございます。本施設の使用料は、原則として無料にするようにいたしております。

最後に第7条は、委任事項といたしましては、本条例の施行につきまして、必要事項については規則で定めるといふ委任事項を規定させていただきました。

なお、附則につきましては、この条例は、公布の日から施行させていただきたいと存じております。

以上、簡単ですが、提案理由並びにその内容について御説明に代えさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして53ページ、議案第26号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

国民健康保険法第58条に定める相対的給付である助産費、葬祭費に関する給付につきましては、本市国民健康保険条例第6条の2及び第7条に規定を設け、現行助産費については20,000円、葬祭費については5,000円の給付を行ってまいっているわけでございますが、他の医療保険制度におけるこれら給付改善の動向と、国における財源措置がとられたことに伴い、本市においても財政事情を十分考慮し、少しでも実情に合った水準に引き上げ、市民の保健及び福祉の向上に資すべく御提案申し上げた次第でございます。

以下、内容について御説明申し上げます。まず、第6条の2に規定しております助産費につ

きましては、現行20,000円を40,000円に引き上げるものでございます。

次に、第7条に規定しております葬祭費につきましては、一部字句の修正と、現行5,000円を10,000円に引き上げるものであります。

なお、附則でございますが、この条例は、昭和51年4月1日から施行させていただきたく存じております。

また、この条例の施行前に発生いたしました助産、葬祭に対する給付につきましては、従前の例により処理いたすべく経過規定を定めたものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案通り御可決賜りますようお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、産業衛生部の所管について説明を願います。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第24号「和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由及びその内容について御説明を申し上げます。

なお、まことに申し上げかねますが、46ページの参考資料の中で旧の別表「耕地災害復旧事業（農地）100分の25」なるものが落ちておりますので、おわび申し上げまして、御訂正方よろしく願います。

まず、提案理由につきましては、近年、急激な都市化に伴い、農業用施設、たとえばため池、水路等の危険防護さくなど、改良整備を地元水利関係者からも強く要望されており、このたび市といたしましてもこれらの事業に取り組むため、本市の分担金条例の一部を改正する必要がありますので、御提案申し上げた次第でございます。

内容といたしましては、題名及び第1条中「および」を「及び」に改め、別表中「老朽ため池事業」の項の次に「土地改良調整事業100分の50」を加えようとするものでございます。

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度事業から適用せんとするものでございます。

なお、本条例の施行についての地元分担金軽減措置につきましては、規則に定める「老朽ため池事業」の次に「土地改良調整事業」として100分の30を制定して軽減する考えでまじりましたが、土地改良調整事業は、事業費の100分の20が地元分担金となるよう施行いたしたく考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第25号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由及びその内容の御説明を申し上げます。

なお、まことに申し上げかねますが、48ページの改正案中「(1)葬儀飾付別使用料」の区分

欄に「寺院、家庭兼用」とありますのは、「寺院、家庭用」の誤りでございますので、おわび申し上げ、御訂正方よろしくお願い申し上げます。

まず、提案理由でございますが最近、進みゆく生活様式の変革と、その改善と相まって、他方では、時代の波とともに葬儀飾付の内容も一部変わってきております。また、現行条例による使用料は、霊きゅう車を除いて昭和47年改正以来今日に至っており、最近の物価高騰のため、市営葬儀執行の出費経費は、納入される使用料より大幅に上回っている現状であります。特に火葬経費にまっては、概算1件38,400円を要しており、火葬料金は三段以上3,000円、二段は2,000円、進行料にまっても概算1件15,240円を要し、納入願う料金は7,000円、その他消耗品、棺箱代にしても、使用料以上に市の支出が多額化しているものであります。

次に、改正しようとする内容であります。条例第5条第1項中の葬儀飾付別使用料で、これまで五段、四段に大小の種別をしていなかったのをありますが、前述の提案理由で申し上げましたように、現在の50年度中の取り扱い状況を見ても五段、四段は利用率が低くその理由は、飾付場所が十畳、八畳の部屋でないとい飾れないという難点があり、これを解消するため五段、四段の小型のものを用意し、八畳の間でも五段、または六畳の間であっても四段飾が使用できるよう新たに購入して、市民の利用におこたえ申し上げたく存じております。したがって、使用料の五段大小いずれも59,000円、四段大小39,000円、三段と神式三段はそれぞれ17,000円、二段飾3,500円に改めるものであります。また、かねがね市民各位の要望もまりました告別式場の看板、焼香台は各段に備え付け、なお、紋、ちょうちんにつきましては、五段、四段に備え付けるべく考えております。

続いて第2号の棺箱、葬祭用消耗品費及び霊きゅう車使用料であります。棺箱は神式三段飾以上は6,000円、二段飾は4,000円に、消耗品にまっても、神式三段飾以上は3,500円、二段は2,000円に、霊きゅう車の使用料は4,500円に、第3号の葬儀進行料は、現行一律7,000円といたしておりましたのを、四段以上12,000円、三段及び神式三段にあつては10,000円、二段飾は8,000円に、第4号の火葬料金は、三段以上は5,000円、二段飾は3,000円に改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、昭和51年4月1日から施行し、改正後の和泉市営葬儀に適要することといたしたくお願いするものでございます。本案は、公共料金の性格を持つ使用料に関する事で、市民の方々にはまことに恐縮に存じますが、よろしく御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 次に、用地担当の所管について説明を願います。
- 用地担当理事（西川武雄君） ただいま御提案いただきました議案第17号「和泉市同和对策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例制定について」の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、本市におきましては、同和对策事業の主要な柱の一つとして、地域の環境の整備を図るため、住宅地区改良法に基づく公的賃貸住宅建設、地区内道路、下排水施設の整備事業、公園法に基づく都市公園、児童公園の整備拡充、保育所、学校等、福祉、教育施設の完備、地域の産業振興に不可欠な基盤整備事業を総合的に実施いたすべく全力を傾注しております。これら諸事業を円滑に実施してまいりますためには、本事業に対する地域住民の方々の深い御理解と御協力と相まって、きめの細かい行政施策の展開が必要であります。

住宅保障の施策の面で考えますと、公的賃貸住宅、すなわち改良住宅の供給のみでは、現状の持ち家の多い地域の実態からは不十分であり、住民の方々の長年の自主努力の結果、得られた持ち家の権利保障の対策を講ずる必要が大であり、現在、土地開発公社において、これら持ち家対策に資するべく、損地対策事業を積極的に推進する努力を重ねております。

しかしながら現実問題として、持ち家の方々の土地は大部分が借地であるため、物件の移転補償費に借地権補償費を加えましても、現在と同程度の住宅の確保は資金的に不可能であり、何らかの公的施策による資金調達が不可欠であります。すなわち、教育権の保障、就職権の保障が完全になされていないことから、経済基盤が比較的弱いため、民間金融機関からの融資が困難であるとともに、高金利の資金借入は、生活の破綻を呼ぶおそれがあります。

これらの問題解決のため今般、建設省において貸付事業を行う市町村に対し、国費を確保する制度が整備拡充されたものであり、本市におきましても国の要綱に準じ、環境整備事業を円滑に推進するための貸付事業を行うべく、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、条例案の内容について御説明申し上げます。本条例案の構成は、国の準則に基づき成文化しているものでございます。第1条は、先に申し上げた趣旨を要約して目的として定め、第2条は、用語の定義でございます。すなわち住宅新築資金は、環境改善整備事業等により、自己の居住する住宅を失う方々で、自己の住宅を新築もしくは新築の建て売り住宅を購入される方々に貸し付けする資金であり、宅地取得資金は、住宅地区改良事業により、自己の居住する住宅を失う方々で、住宅建設等に必要の土地の購入もしくは借地権を取得する方々に貸し付ける資金であります。

第3条は、貸付対象になる住宅等の位置を定めるもので、建築等の確認、償還業務の円滑な運営を期する等、及び本事業が市民生活の安定を図る施策であることから、特別の事情のない

限り和泉市内とするものでございます。また、対象住宅等の規模は、年度ごとに国の制度が改正されることがあるので規則に委任いたしますが、51年度は、住宅は30㎡以上120㎡以下、土地については100㎡以上400㎡以下の範囲でございます。

第4条は、貸付対象者の適格条件を定め、第5条は、貸付金の限度額を定めたものであります。年度ごとに改正されるので規則に委任いたしますが、51年度は、住宅資金が最高450万円、宅地取得資金が最高250万円であります。

第6条は、貸付金の利率及び償還期限を定めるものであり、国の要綱に基づき年2%以内、償還期限18年以内とし、細目は規則に委任するものであります。償還方法は、元利均等による月賦償還といたしたいと存じます。

第7条は、貸付条例等に違反しもしくは義務の履行を怠ったときの期限前償還の定めであり、連帯保証人の責務を明記いたしました。

第8条は、自然災害突発事故に係る救済規定であり、第9条は、宅地取得資金のみを貸し付ける場合の住宅建設義務を二年以内とするものであります。

第10条は、本事業を的確に執行するため調査権の保障を行い、第11条は、施行細則を規則に委任いたすものであります。

本条例案の実施は本年4月1日といたしたく、附則で定めるものであります。

以上で議案第17号の提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、病院の所管について説明を願います。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君）

議案第27号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容を御説明申し上げます。議案書第58ページでございます。

近年の経済事情の変動並びに悪化いたします病院企業財政の現状等からこの際、最小限の入院料加算金（室料差額）並びに診断書等の手数料を改定いたしたく、近隣の公立病院の状況をも検討の上、改正案を御提案申し上げた次第でございます。

入院料加算金は、市立病院の発足いたしました昭和47年4月に個室料金のみ100円の引き上げを行いました。昭和43年3月以来、据え置きに近い状態で今日に至っておりまして、この際、近隣公立病院の一律の平均並みまで引き上げていただきたいと存ずるものであります。

条例改正案の内容について御説明申し上げますと、第3条は、診断書、証明書などの手数料一通につきまして、現行700円以内となってございますものを、1,000円以内に改めるものでございます。

手数料の種類別金額は規則で定めることとなっておりますが、現行200円、300円、500円、600円、700円の五区分に分かれておりますが、改正案では、通常のもの500円、複雑なもの1000円の二区分に改めたいと存するわけでございます。

入院料加算金につきましては、個室料金のみを改め、相室、すなわち相部屋は据え置く方針でございます。ただ、本市民でなく市外の入院患者さんにつきましては、個室、相室とともに引き上げさせていただきたいと存じます。この場合泉大津市民の方は、組合病院解散時点での両市の協定によりまして、昭和56年度までの10年間、相互市民並みの取り扱いをいたすこととなっておりますので、和泉市、泉大津市以外の市外入院患者はきわめて少数にとどまる現状でございます。

改正案は、個室一等A、現行1日1,500円を2,500円に引き上げ（引き上げ率67%）同1等B1,300円を2,000円に（引き上げ率54%）、それから市外の入院患者さんにつきましては、個室一等A、現行1,700円を3,500円（引き上げ率106%）、個室一等B1,500円を3,000円（引き上げ率100%）、相室二等A350円を500円（引き上げ率43%）、同2等B250円を350円（引き上げ率40%）、二等C150円を200円（引き上げ率33%）、二等D、現行無料を100円にそれぞれ改め、昭和51年4月1日から施行いたしたく存するものでございます。

なお、お手元に阪南各公立病院の現状等を参考資料として御配布申し上げましたので、御参照の上何とぞよろしく御審議いただき、原案を可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） これで予算以外の説明が終わったわけでございます。1時まで休憩いたします。

（午前11時24分休憩）

(午後1時6分開議)

○ 議長 (貝淵博治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、予算案の説明に入ります。まず、一般会計予算及び特別会計予算の説明をお願いします。

○ 助役 (坂口礼之助君) それでは、お許しを得まして、議案第9号、昭和51年度の一般会計予算につきまして、まず、その内容の説明を申し上げます。

初めに、国家予算の編成基調を見ますと、深刻な経済不況に対処します公共投資の増大を初めとした景気刺激を図り、国民生活安定と国民経済の円滑な運営を確保することを最優先の政策といたしてございます。本市財政は、国の各般の政策からぐる影響を敏感に受けるものでございますから、今後の経済情勢を十分考慮しながら、住民福祉向上を積極的に図るため、財源の有効配分に努め、予算編成を行った次第でございます。

本年度各会計の予算編成に当たりましては、先ほど市長が申し述べました施政方針に基づきまして、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、節度ある財政運営を行うことを基本といたした次第でございます。「このような考え方から編成いたしました一般会計の歳入歳出予算の総額は、1.46億4千480万円と相なっておりまして、前年度当初に比較いたしますと、4.6億6千400万円、24・2%の減少と相なっております。減少いたしました主な理由は事業費の減額でございます。

本市は、昭和44年に財政再建を完了いたしました後、一貫して健全均衡財政を堅持してまいりましたが、50年度に至り収支のバランスは崩れようとしております。51年度も脆弱な財政基盤の中にありましても、創意と工夫をこらし、健全なる財政を取り戻すべく諸経費の節減を図り、慎重な配慮のもとに昭和51年度の予算を編成いたしましたものでございます。

それでは、予算書に基づきまして概要の御説明を申し上げます。まず、予算書の1ページ一般会計予算から始めさせていただきます。

第一条にございますように、歳入歳出予算は1.46億4千480万円と定めるもので、この予算の款、項の区分及び金額は、第一表のとおりでございます。

それでは、それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細により御説明を申し上げますと存じます。

第二条につきましては、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額等を定めるもので、学校敷地等、用地取得事業費、合計2.2億3千48万1千円。校舎等の建築事業費、合計1.2億7千185万5千円及び債務保証8億5千万円を計上いたしました。事業ごとの明細は、第三表のとおりでございます。

第三条は、地方債でございまして、事業目的、借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方

法を定めるもので、その内訳明細は、第3表のとおり総額1.4億2千7.40万6千円を計上いたしました。

第4条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、財政調整資金として8.0億円といたしたく存じております。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が一般会計の予算でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細により、歳出からその内容について御説明申し上げたいと存じます。予算書の41ページでございます。

まず、議会費でございますが、議会運営費につきましては、議員各位の報酬、諸手当及び共済費等といたしまして1億5.69万9千円を計上いたしました。事務局費につきましては、職員の給与費8.千4.08万7.千円及び事務経費等を合わせまして4千2.37万円を計上いたし、議会費といたしましては、総額1.億4千806万9千円と相なる次第でございます。

次に、43ページの総務費でございますが、総務管理費の給与費につきましては、特別職を初め一般行政職員並びに嘱託員の給与費として5.億2.千4.61万6千円を。秘書費につきましては、渉外関係経費として7.66万9千円を、庁舎管理費につきましては、庁内管理費として5.千8.2万7千円を、人事管理費につきましては、人事及び給与管理費として5.51万3千円を、職員福利厚生費につきましては、職員厚生会の経費及び職員の事務服購入費等として1.千3.12万1千円を、職員研修費につきましては、各種研修会の経費として4.8万5千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、文書費の法令等管理費につきましては、市例規集の経費初め、議案書等作成のための経費等として4.09万2千円。文書管理費につきましては、庁内一般文書管理経費として、1.5万6千円を計上いたしてございます。

次に、広報公聴費につきましては、市民と結ぶ広報いずみの発行経費初め、各種広報活動費として1.千5.79万4千円及び市民相談費といたしまして9.1万8千円をそれぞれ計上いたしました。

財務管理費の財務管理費につきましては、予算執行管理経費及び資金調達事務経費として3.10万4千円。会計管理費につきましては、金銭及び物品の出納事務経費並びに決算事務経費等といたしまして、1.82万8千円を計上いたしてございます。

財産管理費につきましては、市有財産の維持管理経費初め、一般行政施設の敷地賃借料として3.千8.82万2千円。

財産評価委員会費につきましては、運営経費として4.1万2.千円。車輛管理費につきましては、自動車の集中管理による自動車関係経費として1.千9.5 4万8.千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、企画費でございますが、総合計画費につきましては、総合計画書作成経費等として1.1 6万2.千円。事務管理費につきましては行政事務管理費及び庁内報の発行経費といたしまして、9.0万6.千円を計上いたしてございます。

公平委員会費につきましては、委員会の運営経費として6.3万6.千円を計上いたしましたものでございます。

次に、交通安全対策費につきましては、交通事故をなくす運動を初め、交通モラル啓蒙対策経費として3.1 7万8.千円を計上いたしました。交通傷害補償費につきましては、市民交通傷害保険料及び付帯事務費として4.5 7万円を計上いたしました。交通公園費につきましては、交通児童公園の維持管理経費として1.0 万5.千円を計上いたしてございます。交通安全施設費につきましては、歩道及び防護柵の設置等をいたすべく、2.千8.0 0万円を計上してござい村。

次に、公害対策費につきましては、公害観測者の運営経費等初め、事務経費等といたしまして3.1 5万2.千円を計上いたしました。

次に、諸費につきましては、防犯活動費初め町会活動費、人権擁護関係費及び市税の過誤納の還付金といたしまして1.千7.3 8万2.千円を計上いたしてございます。

次に、6 1ページの徴税費でございますが、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員会の運営費として4.4 万7.千円。給与費につきましては、徴税職員給与費として1.億7.千2.0 4万2.千円計上いたしてございます。賦課費につきましては、市民税、固定資産税及び諸税の賦課事務に要する費用として、合わせまして3.千2.6 1万円を計上いたしました。徴収費につきましては、市税の納期前報償費を初め、納税貯蓄組合補助金等、合わせまして4.千4 4 8万2.千円を計上いたしてございます。

戸籍住民基本台帳費につきましては、関係職員の給与費9.千2.0 2万1.千円。戸籍及び諸証明事務経費として3.1 9万8.千円。事務管理費として1.9 3万6.千円を計上いたしました。物資零給費につきましては、穀流通適正化負担金等といたしまして4.万円を計上いたしてございます。住居表示維持費につきましては、期末調査及び住居表示台帳作成委託料等といたしまして4.0 7万4.千円を計上いたしてございます。

次に、6 9ページの選挙費につきましては、事務局職員給与費1.千1.1 4万6.千円を初め、委員会の運営費2.0 3万8.千円並びに選挙常時啓 費4.4 万5 千円を計上いたしてございます。なお、本年の秋には市議会議員の一般選挙及び衆議院議員の通常選挙が執行されますので、こ

れに要します経費合わせまして2,千5,9,9万1,千円を計上いたしてございます。

統計調査費につきましては、職員の給与費を初め商工業統計、大阪府農林業統計及び果樹基本統計等の各種指定統計に要する経費を合わせまして1,千4,7万8,千円を計上いたしました。

監査委員費につきましては、事務局職員の給与費として8,2,8万1,千円並びに監査事務運営経費として1,3,3万2,千円を計上いたしてございます。

次に、同和対策費につきましては、職員給与費3,千4,3,5万6,千円。一般対策経費3,千2,1,4万4,千円。同和対策促進のための審議会の運営経費等といたしまして1,1,7万円。更生資金貸付金の運営費、1,2,0万8,千円をそれぞれ計上いたしました。

隣保館費につきましては、職員の給与費を初め、幸、王子両会館の運営経費並びに各種対策活動経費等を合わせまして、6,千3,3,8万5,千円を計上いたしてございます。

以上が総務費でございまして、総額1,2億9,千2,7,8万5,千円と相なるものでございます。

続きまして、84ページの民生費でございまして、社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、関係職員の給与費、6,千2,5,5万6,千円。福祉事務費のうち、社会福祉事務一般経費として7,7,3万7,千円。国民健康保険事業特別会計繰出金3,千万円及び福祉事務一般経費4,3,6万1,千円をそれぞれ計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動経費等といたしまして、4,4,8万2,千円を計上いたしてございます。

身体障害者福祉費につきましては、扶助費並びに(仮称)身体障害者解放会館の運営経費合わせまして3,千2,2,5万7,千円を計上いたしてございます。

精神薄弱者福祉費につきましては扶助費が主でございまして、2,千1,6,2万3,千円を計上いたしました。

老人福祉費につきましては、ねたきり老人対策費を初め、慰問費支給及び事務費等といたしまして、7,千7,6,6万3,千円を計上いたしてございます。

老人憩の家建設事業費につきましては、前年度に引き続き、本年も2カ所建設費として、2,千8,4,3万8,千円を計上いたしました。老人解放センター運営費につきましては、運営管理経費といたしまして、1,千2,0,7万7,千円を計上いたしました。

次に、医療助成費につきましては、老人及び身体障害者の医療助成費でございまして、主として扶助費でございまして。

国民年金費につきましては、職員の給与費を初め、福祉年金並びに拠出年金の一般事務経費及び印紙購入費といたしまして、3,億7,千8,6,3万3,千円を計上いたしてございます。

共同浴場費につきましては、各共同浴場の管理運営経費といたしまして、1,千3,6,2万4,千

円を計上いたしました。

次に、児童福祉費でございますが、児童福祉総務費につきましては、関係職員の給与費を初め、家庭児童相談に要する経費及び助産施設収容所の扶助費等といたしまして、8,229万1,000円を計上いたしてございます。

児童措置費につきましては児童手当でございまして、1億8,958万7,000円を計上いたしました。

次に、保育所費につきましては、職員の給与費といたしまして7億9,652万1,000円。運営管理費といたしまして1億8,440万5,000円。園舎の補修費として1,790万円を計上いたしました。

そのほか、芦部保育園を建設いたすべく、建物8,700平方メートル、定員1,200名といたしまして1億5,568万6,000円を計上いたしてございます。

母子寮につきましては、寮母の給与費のほか、運営経費として6,740万円を計上いたしました。

児童遊園費につきましては、施設、園の維持費、新設費合わせまして4,577,000円を計上いたしてございます。

母子福祉費及び児童扶養手当費につきましては、事務経費合わせまして3,000,000円を計上いたしました。

次に、108ページの生活保護費でございますが、職員の給与費のほか、扶助費等といたしまして9億6,125万5,000円を計上いたしてございます。

次に、災害救助費につきましては、費目の設定程度にとどめてございますが、有事の際には予備費等の流用をもちまして、適切なる措置を講ずる所存でございます。

以上が民生費でございまして、総額3,481,900,000円と相なる次第でございます。

次に、113ページの衛生費でございますが、予防衛生費の予防衛生総務費につきましては、職員の給与費7,402,000円。病院事業補助金並びに事務経費等といたしまして1億4,621,000円。妊産婦対策扶助費等といたしまして、2,964,000円をそれぞれ計上いたしました。予防費につきましては、結核、精神病各種予防接種費、診療所運営経費及び休日急病診療所建設事業費等と合わせまして9,983,000円を計上いたしました。

次に、環境衛生費でございますが、環境衛生総務費につきましては、職員の給与費を初め、そ族昆虫駆除費、公衆便所管理費及び環境整備経費として、1億6,600,000円を計上いたしてございます。

伝染病予防対策費につきましては、伝染病予防費及び伝染病対策費として1,090,000円を計上いたしました。

清掃費につきましては、泉北環境整備施設組合分担金等といたしまして、4億2千1万7千6百円を計上いたしてございます。

塵芥処理費につきましては、可燃性並びに不燃性塵芥の収集処理経費として、1億7千7万7千2百7千円をし尿処理費につきましては、汲取経費として9千4万4千1百6千円をそれぞれ計上いたしてございます。

墓地火葬場費につきましては、職員の給与費を初め、市営霊園の管理経費、施設墓地の管理経費及び市営葬儀費合わせまして、3千9万2千6百5千円を計上いたしました。

上水道費につきましては、泉北水道企業団及び水道事業高料金対策補助金といたしまして、2千4万2千2百円を計上いたしてございます。

以上が衛生費でございまして、総額1億3千9万6千8百5千円と相なる次第でございます。

引き続きまして、1.23ページの労働費でございますが、失業対策費につきましては、職員の給与費2千1万1千2百9千円のほか、一般失業対策費として4千3万4千0百8千円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費につきましては、事務局職員の給与費のほか、農業委員会の運営経費として1千6万4千3百2千円を計上いたしました。

農業総務費につきましては、職員の給与費のほか、一般農林事務費として4千8万4千2百6千円を計上いたしてございます。

農業振興費につきましては、果樹品評会助成費及び農業構造改善事業実施のための準備経費並びに農業関係団体の経費、合わせまして5万2千2百7千円を計上いたしました。

畜産業費につきましては、家畜診療等に委する経費として6万6千7百8千円を計上いたしてございます。

農地費につきましては、土地改良事業関係費でございまして、水路、溜池及び農免道路事業費を合わせまして7千2万2千5百8千円を計上いたしてございます。

林業費につきましては、林業総務費として1万9千7百円、林業事業費として2万1千0百円をそれぞれ計上いたしてございます。

以上が農林水産業費でございまして、総額1億5千1万3千1百8千円と相なる次第でございます。

次に、1.32ページの商工費でございますが、商工総務費につきましては、職員給与費のほか、計量器検査事務、自動車運転免許証等、技能習得費及び一般商工事務費として4万4千5百0千2千円を計上いたしました。

次に、商工振興費につきましては、中小企業経営指導育成費、小規模事業対策等、振興費消費経済費及び観光費等といたしまして1千6万9千5百1千円を計上いたしてございます。

雇用対策費につきましては、求人对策経費のほか、就職者の定着率向上のための経費及び勤労青少年ホーム運営経費、合計いたしまして8.29万9千円を計上いたしてございます。

金融対策費につきましては、中小企業金融等のための経費として5.167万円を計上いたしました。

以上が商工費でございまして、1億2.142万2千円と相なる次第でございます。

次に、1.39ページの土木費でございまして、総額が4.3億39万8千円を計上いたしてございます。

まず土木管理費では、職員の給与費初め、土木建築関係及び管理関係の一般事務費として1億4.004万4千円を計上いたしました。

次に、道路橋梁費でございまして、道路橋梁総務費につきましては、職員給与費として2.818万7千円。道路維持費につきましては、市内一円の一般維持費のほか、市道掘削に伴う路面復旧委託事業費等といたしまして、1億5.354万8千円。道路橋梁新設改良費につきましては、唐国池田線道路改良事業費といたしまして1.507万円。環境改善施設整備事業費といたしましては、地区内道路整備事業並びに細微路整備事業費といたしまして2億5.254万4千円。

防衛施設整備事業費といたしましては、上代伏屋線整備事業費として7.372万2千円をそれぞれ計上いたした次第でございます。

次に河川水路費につきましては、河川一般維持補修費といたしまして、4.04万円。東松尾川河川改修事業費1.064万7千円及び市内一般水路改修費として2.606万円をそれぞれ計上いたした次第でございます。

次に、都市計画費でございまして、まず都市計画総務費につきましては、関係職員の給与費並びに一般事務経費といたしまして、7.944万1千円を計上いたしました。

公園費につきましては、既設公園の管理費のほか、肥子池公園、旭公園、光明池公園及び王子西公園の整備事業、合わせまして8.553万8千円を計上いたしてございます。

次に、街路事業費でございまして、継続事業といたしまして実施しております和泉中央線及び和泉府中北通線と光明池春木線及び泉大津阪本線等の街路整備事業費として、2億4.352万7千円を計上いたしました。

次に、下水道総務費につきましては、関係職員の給与費並びに一般事務経費及び公共下水道甲甲斐田川河川事業の償還金といたしまして、1億8.64万4千円を計上いたしました。

次に、浸水対策費につきましては、伯太北排水路整備事業費といたしまして、8.05万5千円を計上いたしてございます。

土地区画整備調査指導費といたしましては、特別会計への繰出金等といたしまして、8,30万1千円を計上いたしてございます。

開発費につきましては、和泉府中の市街地再開発調査費等といたしまして2,00万7千円を計上いたしました。

都市下水路費につきましては、府中北河川整備事業費といたしまして、2,012万3千円を計上いたしてございます。

次に住宅費でございますが、住宅管理費につきましては、既設住宅の維持管理費といたしまして、2,465万8千円を計上いたしました。また、住宅建設事業費といたしまして、仮称和泉第4団地建設事業費といたしまして、3.0億6,383万7千円を計上いたしました次第でございます。以上が土木費でございます。

続きまして1.61ページの消防費でございますが、常備消防費につきましては、消防吏員の給与費を初め、消防本部及び署の活動経費として2億8,959万6千円を計上いたしました。非常備消防費につきましては消防団の活動経費といたしまして、1,989万円を計上いたしてございます。

消防施設整備費につきましては、ポンプ自動車を初め、消防機械器具等消防施設の充実を図るべく常備消防施設費として1,810万円、消防団の施設充実のため、小型動力ポンプ積載車等非常備消防施設費といたしまして3,146万円をそれぞれ計上いたしてございます。

水防費につきましては、水防用器具といたしまして、3.0万円を計上いたしました。

以上が消防費でございます。総額3億5,934万6千円と相なる次第でございます。

続きまして、1.67ページの教育費でございますが、総額1.8億9,699万2千円となっております。その内容につきましては、まず教育総務費の教育委員会費につきましては、教育委員さんの報酬を初め、委員会の運営経費といたしまして、3,39万5千円、事務局費といたしましては、職員の給与費、事務局運営経費等といたしまして1億2,116万1千円。

教育指導費につきましては、指導主事関係経費を初め、小中学校のクラブ活動費並びに教職員研修費等といたしまして、2,389万7千円、教育研究経費として6,9万1千円、同和教育指導費につきましては、就学奨励費を初め、同和教育推進関係経費といたしまして、8,239万1千円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、1.74ページの小学校費でございますが、校務員及び給食調理員の給与費のほか、学校管理運営費及び校舎の維持補修費、合わせまして3億5,570万9千円、保健費につきましては、学校医報酬を初め、児童の健康管理及び給食関係経費といたしまして、9,440万2千円、教育振興費につきましては、教材設備費を初め、要保護、要保護児童の就学奨励扶助費

並びに養護学級経費として2,526万5千円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、学校建設費につきましては、幸小学校プール、25メートル、6コースの建設費といたしまして、4,812万8千円。

鶴山台南小学校の校舎及び屋内運動場を日本住宅公団から買取りいたすべく、1億2,833万1千円。

鶴山台北小学校の屋内体育館を、同じく日本住宅公団より買取りいたすべく6,724万2千円をそれだけ計上し、縁ヶ丘小学校につきましては、校舎及び体育館の新築事業費といたしまして、1億8,082万6千円を計上いたしてございます。

信太小学校につきましては給排水管の移設工事及び備品関係といたしまして、6,34万2千円を計上いたしました。

次に182ページの中学校費でございますが、まず学校管理費としましては、校務員及び給食調理員の給与費を初め、中学校の一般管理運営費並びに校舎等の維持補修等といたしまして、1億6,905万5千円。学校保健費につきましては、学校医報酬を初め、生徒の健康管理経費及び給食関係経費といたしまして、3,313万5千円。

教育振興費につきましては、教材設備費を初め、要保護、準要保護生徒の就学扶助、養護学級経費並びに遠距離通学の経費として、2,264万5千円をそれぞれ計上いたしました。

学校建設費につきましては、南松尾中学校プール、25メートル、6コースのプールを建設いたしたく、4,760万3千円。信太中学校校舎は、日本住宅公団から買取りいたすべく、8,263万7千円。仮称第2和泉中学校には、25メートル、6コースのプール建設費並びに校用備品購入費といたしまして、8,407万8千円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理運営経費といたしましては、職員の給与費を初め、一般管理経費並びに園舎維持補修費として2億7,86万8千円を計上いたしましたほか、園児の健康管理費といたしまして、1,91万8千円を計上いたしてございます。

次に、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員の給与費を初め、社会教育委員会の運営経費、青年学級及び家庭教育学級の各講座経費及び各種行事並びに運営経費として、5,598万6千円を計上いたしました。

青少年対策費につきましては、青少年指導員関係費、子供会、留守家庭児童会運営費等といたしまして、8,86万3千円を計上いたしてございます。

また、各種社会教育施設の運営管理経費でございますが、青少年会館の運営経費として1,25万7千円。

公民館費につきましては、8,7万7千円。市民会館費につきましては、4,64万3千円。青

年の家につきましては、1.75万8千円。青少年指導ルーム運営につきましては、7.9万5千円をそれぞれ施設管理費として計上いたしてございます。

同和教育費につきましては、隣保館活動の一環としての社会同和対策費として、1.352万5千円を計上いたしました。

文化財保護費につきましては、南王子村文書刊行経費並びに一般保護費といたしまして、7.07万円を計上いたしてございます。

自動車文庫費につきましては、図書充実並びに運営費といたしまして、8.8万2千円を計上いたしました。

次に、保健体育費につきましては、各種体育大会の経費、市民グラウンド、(仮称)市民体育館及び市民プールの維持管理費として、1.461万7千円を計上いたしてございます。以上が教育費でございます。

次に、2.08ページの災害復旧費でございますが、前年度災害のあった河川の復旧費につきましては、過年度補助事業といたしまして、施行するもので、東松尾川、東楨尾川の復旧費、松尾川、楨尾川、合わせまして1.179万8千円を計上いたしました。

次に、公債費でございます。前年度以前に借入れました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等といたしまして、1.5億3.676万6千円を計上いたしてございます。

次に、諸支出金につきましては、土地開発公社への貸付金並びに災害援護資金貸付金、また一部事務組合にかかる地方交付税配分金といたしまして、1.億6.787万円を計上いたしてございます。

最後に、緊急また不測の経費に充当いたすべく、予備費といたしまして、5.千万円を計上いたした次第でございます。

以上が歳出の事項でございます。総額1.46億4.480万円と相なっております。

それでは、引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページでございます。まず、初めに市税でございますが、前年度決算見込額を勘案いたしまして、3.2億4.239万9千円を計上いたしてございます。

次に、地方譲与税5.880万円。自動車取得税9.690万円。国有提供施設等所在市町村助成交付金3.220万3千円につきましては、それぞれ実績等を勘案いたしまして計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度交付基準額及び伸率を勘案いたしまして、2.4億5.807万8千円を計上いたしてございます。

次に、交通安全対策特別交付金につきましても、前年度実績等を勘案し、1,500万円を計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、1億7,763万4千円を計上いたしてございますが、分担金につきましては、農林施設整備事業施行による受益者分担金といたしまして、1,977万4千円を計上いたしております。

負担金につきましては、保育所の措置児負担金、幼児福祉施設収容者負担金等の民生費の負担金、光明池春木線日本住宅公団負担金の土木負担費負担金及び日本学校安全会員負担金の教育費負担金等といたしまして、1億5,786万円を計上いたしてございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用料にかかるもので、1億1,508万5千円を計上いたしました。

手数料につきましては、戸籍住民基本台帳の手数料等といたしまして、1,816万8千円を計上いたしてございます。

なお、本年度保育料、幼稚園使用料、葬儀使用料、市民会館使用料及び教育住宅使用料等について、料金改定をお願いいたしまして、9,300万円の増額を予定し、計上させていただいております。

次に、国庫支出金3,550,107万2千円及び府支出金1,493,2万9千円、合わせまして4,9億6,103万1千円を計上いたしてございまして、これらはいずれも歳出予算の事業経費等と関連いたしますのでございまして、現行基準に従い、前年度実績等と勘案し、それぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、財産収入につきましては、1億5,149万円を計上いたしてございますが、この主たるものは、共有地の処分金等でございます。

次に、寄付金でございますが、一般寄付金として6,100万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、用品調達基金から1,0万円を繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、1,8億3,014万2千円を計上いたしてございますが、その主なるものといたしましては、歳計現金の預金利子、1,589万5千円。診療所貸付金元金収入、1,500万円。学校給食費運転資金貸付金の元金収入、9,000万円。市道掘削によります原固者負担による河川復旧受託金、7,000万円。国民年金印紙売捌金3,351,600円。過年度補助金、5,164,600円。開発事業収入、6億2,000万円等でございます。

最後に市債でございますが、1,4億2,740万6千円を計上いたしてございます。これは歳出の事業予算と関連いたしまして、適正事業に対し、充当率等を勘案し、それぞれ計上いたし

たものでございます。

以上が歳入予算の事項でございまして、総額1.46億4,480万円を相なる次第でございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わらしていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願いいたします。

「それでは、引き続きまして、昭和51年度国民健康保険事業特別会計予算につきましての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。予算書の15ページでございます。

昭和51年度の国民健康保険事業特別会計予算につきまして、その内容について御説明申し上げます。

国民健康保険制度は、発足以来、わが国の医療保険制度の中核をなし、地域住民の健康管理と医療の確保に重要な役割を果たしてまいりましたが、財政基盤の肥弱な上に立つ本事業は、最近における老人医療費助成及び高額医療費支給制度の実施等により、これが国保財政に及ぼす影響は、きわめて大きく、もはや市町村の段階では解決しがたい危機に立ち至っております。

経済成長の停滞は、保険料収入の確保に非常な困難性を来しておる反面、医療費が依然として騰高傾向が予想される本年度におきましては、以前にも増して厳しい内容に立ち至るものでございますが、いかに厳しい情勢下でございますも、市民1人1人の生命と健康を守るという重大な使命を持って、本制度は一刻もゆるがせにできないものでございまして、本年度予算におきまして、この意を十分体し、本事業運営に必要な最低限度の保険料を確保すべく応分の料率改定と基礎に計上させていただいたものでございます。

当面する国保財政の危機を立て直すためには、国に対しまして即刻強力な施策を立てるよう求め、合わせて保険制度の抜本改定を要求してまいるとともに、事業運営に一層の努力を傾注する所存でございます。

以下、内容について御説明を申し上げます。予算書の15ページでございますが、第1条にございますように、歳入歳出予算総額、1.9億3,485万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は第一表のとおりでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内で、各項の経費を流用できるよう規定するものでございまして、当該会計といたしまして、職員の給与費並びに保険給付費を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、まず歳出予算から御説明申し上げます。予算書の236ページでございます。

初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険給付企画事務関係職員の給

与費及び一般管理経費として、2,063万9千円を計上いたしました。

徴収費につきましては、賦課徴収関係職員の給与費及び賦課徴収事務費として7,044万2千円を計上いたしてございます。

運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の運営経費として5,6万3千円を計上いたしてございます。

趣旨普及費につきましては、納付組合総会開催経費として1.8万円を計上いたしました。

次に、保険給付費につきましては、診療報酬の保険者負担金、高額療養費、診療報酬、審査手数料、助産費並びに葬祭費といたしまして、1.8億3,164万円を計上いたしました。

保険施設費につきましては、保険衛生普及費といたしまして、7.0万円を計上。

公債費につきましては、一時借入金の利子として3,28万5千円を。

諸支出金につきましては、保険料の還付金等として2,40万1千円を計上いたしました。

最後に、予備費5,00万円を計上いたした次第でございまして、歳出の総額は1.9億3,485万円と相なっております。

これらの歳出に充当いたします歳入につきましては233ページに記載いたしております。

まず、国民健康保険料でございますが、事業に必要な最低限度の御負担を願うべく、1人あたりの保険料にいたしまして、前年度対比、24・85%上昇の措置を講じさせていただき、前年度決算見込額等とも勘案いたしまして、6億8,328万4千円を計上させていただいた次第でございます。

一部負担金につきましては1万円。使用料及び手数料2,0万1千円を、それぞれ計上いたしてございます。

国庫支出金につきましては、事務費並びに療養給付費負担金、9億9,461万8千円。

助産費補助及び財政調整交付金として、1億8,847万9千円を計上いたしました。

府支出金につきましては、国民健康保険事業の補助金並びに老人医療、障害者医療、波及分補助金として2,922万1千円を計上いたしてございます。

諸収入につきましては、歳計現金預金利子並びに雑入等といたしまして、9,33万7千円を計上いたしました。

最後に、繰入金につきましては、保険料の保険給付改善による補助及び事務費の補助金等といたしまして、一般会計から前年同様3千万円を繰り入れたいすべく措置いたした次第でございます。

以上が歳入予算でございまして、総額1.9億3,485万円と相なる次第でございます。よろ

しく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いいたします。

それでは引き続きまして土地区画整理事業特別会計予算についての内容の御説明を申し上げます。

予算書の18ページ。第1条にございますように、歳入歳出予算2億3,907万1千円と定めるものでございまして、この予算の款項の区分及び金額は第一表のとおりでございます。

歳入につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。予算書の250ページでございます。

葛の葉土地区画整理事業費でございまして、公共用地取得費9,800万3千円を初め、農業補償費6,294万3千円。換地計画及び土地鑑定等の経費、8,353万8千円等、合わせまして、2億3,907万1千円を計上いたした次第でございます。

これに充当いたします財源といたしましては、国庫支出金及び府支出金の諸般の事情を勘案いたしまして、一般会計から800万円を繰入金として措置いたした次第でございます。

以上、歳入総額2億3,907万1千円と相なる次第でございます。

簡単でございますが、土地区画整理事業特別会計予算の内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いいたします。

それでは、住宅新築資金等、貸付金事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の20ページでございます。先に御提案申し上げました議案第17号の条例案に基づきまして、住宅新築資金等貸付事業にかかる事業の歳入歳出予算案でございます。

第1条は、歳入歳出予算のそれぞれの総額を3億2,902千円と定めるものでございまして、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第一表のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的限度額等を定めるものでございまして、本年度は建設省所管にかかわる政府保証債を第二表に起債する条件を、2億1,750万円を限度として起債したいと存じております。

第3条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、特定財源の収入時期等を勘案し、1億円を定めようどいたしてございます。

次に、事項別明細書に基づき、予算の内容を御説明申し上げます。予算書の257ページでございます。

歳出の方から申し上げます。まず住宅新築資金貸付事業費でございまして、2億9,053万円を計上いたしました。その主たるものは、貸付事業の審査、償還業務に必要な事務的経費といたしまして5.3万円。貸付金といたしましては、住宅新築資金1件当たり平均3,700万円の50件分といたしまして、1億5,000万円。合わせまして2億9,000万円でございます。なお、

1件当たりの平均金額の算定は、国庫補助基本額に準じて算定いたしてございます。

公債費といたしまして、長期債及び一時借入金の利子9.76万円を計上いたしまして、歳出合計が3億2,9万2,千円と相なる次第でございます。

これら歳出をまかないます歳入につきましては255ページに記載いたしておりますとおり、国庫支出金といたしまして、建設省の補助要綱に基づき、貸付金基準額の4分の1をそれぞれ算出し、補助金収入として計7,261万5,千円を計上いたしました。

諸収入として、初年度貸付にかかわる元利償還金収入及び歳計現金の預金利子といたしまして、1,017万7,千円を計上いたしました。

市債といたしましては、貸付金所要額2億9,千万円から国庫補助金を差し引いた金額2億1,750万円を計上し、歳入合計3億2,9万2,千円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜わりますようお願いいたします。

- 副議長（横田憲治郎君） 次に、水道事業会計予算の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） 議案第13号、昭和51年度和泉市水道事業会計予算について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本予算は地方公営企業の第2条の規定に基づき、調整提案いたすものでございます。内容について申しますと、まず第2条において、本年度業務の予定量を、給水戸数3,271戸、年間総給水量9,43万4,895立米と予定。また、1日平均給水量につきましては、前年度より1,143立米多い2,万5,849立米といたしておるものでございます。

次に、主要な建設改良事業としましては、昭和41年度より継続事業として施行してまいりました和泉市水道第3回拡張事業を本年度も引き続き7,億5,千万円をもって施行予定いたしております。その主なものは、前年度に引き続き父鬼浄水場築造工事、松尾寺配水池築造工事、和田送水管布設工事、光明台団地高区配水池築造工事、南面利配水池及び福瀬加圧場築造工事並びに、未給水地域への配水管布設工事でございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出であります。これは先の第2条の業務上の事業を行うために要する費用と、そのサービスの給付として納入される使用料金等の収益であります。

収入面より申しますと、営業収益7,億6,731万1,千円、営業外収益1,億6,120万円を予定し、水道事業収益9,億2,851万1,千円といたす次第であります。

また、支出につきましては、営業費用8,億3,330万2,千円、営業外費用2,億2,70万8,千円及び予備費1,000万円を予定、水道事業費合計1,0億3,701万円といたすものでございまして、収入より支出を差し引きいたしますと、当年度純損失1,億8,49万9,千円発生するもの

であります。これら損失の要因といたしましては、前年度引き続き諸物価の高騰と不況による工場、事業所の操短及び新規需要家の減少並びに節水PRの浸透による収益の伸び悩み等が考えられますが、今後一層企業努力いたしまして、この欠損金の額を少しでも少なくしていきたい所存でございます。

次に第4条でございますが、これは主として給水地域を解消すべく、施設の新設並びに給水能力の向上を図るための施設の増改築に必要な資金収入及び支出項目でございます。

収入面より申しますと、まず、企業債7億3,700万円を予定しておりますが、このうち7億2,700万円は、第3回拡張事業費残り1,000万円は、配水管整備事業費に充当いたす予定であります。

次に、工事負担金として、光明台水道施設建設事業費及び計画路線外配水管布設等で2億4,600万円。消火栓新設に伴う一般会計負担金4,500万円を予定し、資本金収入9億8,750万円といたすものであります。

一方、支出につきましては、建設改良費1億2,603万4千円を予定しておりますが、これらの内容は、先ほど申し上げました第3回拡張事業費に7億5,000万円。施設改良計画路線の配水管布設工事に4,564万円。

改善環境事業として施行する配水管整備事業に1億4,118千円及び日本住宅公団光明池地区開発による光明台水路施設建設費2億700万並びに量水器購入等、営業設備費1,357万6千円となっております。

次に、企業債償還金5,662万円でございますが、これは過去も建設改良のため、政府等より借り入れた企業債の償還元金であります。

以上、これらを合計いたしますと、資本金の支出の予定額は1億8,325万4千円と相なり、収支差し引きいたしますと、9,575万4千円と資金不足が生ずるものでございますが、これは先の収益的収入より支出の結果生ずる損失金と同様、借入金で補てんせざるを得ないものであります。

次に、第5条でございますが、これは本年度において借り入れを予定いたしております。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、限度額につきましては、先ほど申し上げましたとおりの、すなわち第3回拡張事業債7億2,700万円。配水管整備事業として1,000万円であり、他の条件等は従来どおりでございます。

次に、第6条は、一時借入金の限度額ですが、これは財政状況の悪化による資本不足を補てんするために、及びすでに借り入り済みのものを利率の低い資金に借りかえ申込みする場合を想定いたしまして、限度額にかなりの幅を持たせまして、一応最高限度額1.0億円と予定いた

したものでございます。

第7条は、経営上、予定外支出ができなくなった場合、互いに流用できるよう営業費用のうち、原水及び浄水費より職員給与費を除いた全額、2億3,419万3,000円と、営業外費用のうち、支払い利息及び企業債取扱い諸費の金額2億2,658万8,000円が互いに流用し合えるよう定められたものであります。

第8条は、議会の議決がなければ、他の経費に流用できない禁止項目でございまして、職員給与費3億2,658万6,000円及び交際費、5.4万円でございます。

第9条は、営業用及び建設用資材並びに量水器等を購入し、実際に使用または取り付けなければ、予算の執行が伴わない機材の購入限度額を1億4,302万9,000円と定めるものであります。

以上が今回上程させていただきました昭和51年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これらの詳細につきましては29ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 水道事業の説明が終わりましたので、病院事業の会計予算の説明をお願いします。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 議案第14号、昭和51年度和泉市病院事業会計予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

昭和51年度におきましては、市民の健康を守るため、医療活動の維持向上に努めますとともに、病院整備事業を推進、新館増築工事を実施いたすべく、所要の予算措置を講じました。

病院事業会計は、昭和49年度に公立病院特別例債を発行いたしまして、48年来までの累積不良債務を長期債に振りかえる、いわゆる赤字棚上げの措置がとられましたが、以後依然として好転に至らず、昭和51年度予算におきましても、単年度3億4,800万強の欠損と相なりまます収支不均衡予算と相りました。なお、一層心を引き締め運営に当たらなければならないと期しておる次第でございます。

第2条の業務の予定量は、患者数で、入院延4万3,800人、外来9万2,070人を見込みました。入院患者は前年度実績並み。外来患者につきましても、自然増加程度のわずかな増加にとどまる見通しでございます。

主要な建設改良事業といたしましては、病院増改築事業費1.2億円、器械備品購入費6.00万円を計上いたしました。増築工事は鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上7階、新館一棟並びに平屋建舎安棟一棟、延面積9,842・19平方メートルによりまする建築工事の一部新館の付帯工事を実施するものでございます。

第3条の収益的収支につきましては、医業収益7億9,89万円、医業外収益4,869万4,000

円。収益の合計は7億5,808万4千円で、前年度に比較いたしますと、7・8%の増加であります。

一方、費用におきましては、医業費用9億7,163万9千円。医業外費用1億3,452万9千円。予備費3,000円を合わせまして、1.1億6,468万8千円で、前年度比較1.0・1%の増加でございます。

経常収支の主要な部分となります医業収支は、目下中医協において審議されております診療報酬の早期引き上げを期待いたしておりますが、現時点では、いまだ結論に至っておりませんで、決定後補正を予定いたしております。収支は2億6,224万9千円の欠損。医業外収支におきましても、一時借入金の増加、事業資金の借り入れに伴う支払い利息の増加並びに49年度発行の公立病院の特例債の償還等の費用が増大いたしまして、収支8,583万5千円の欠損。この収益的収支は合わせまして、3億4,838万4千円の当年度欠損と相なる次第でございます。その結果、昭和51年度末の累積の不良債務額は、8億2,100万強と見込んでおる次第でございます。

第3条の2、期間外収益4,048万円は、資本的支出に含まれております公立病院特例債の元金償還に充当すべく、全額一般会計から補助されるものでございます。

第4条、資本的収支は、収入1.2億2,099万6千円。支出1.2億6,147万6千円で不足いたします。4,048万円は、前条の期間外収益で充当いたします企業債は1.2億円を越こしまして、新館増築事業費1.2億円を支出の建設改良費で操作いたしました。

第5条は、増築事業債1.2億円につきまして起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、表に記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額でございますが、累積欠損金の増加等の状況によりまして、限度額9億5,000万円といたした次第でございます。

第7条は、支出予定の各項の流用は、医業費用、医業外費用について流用できるものとし、

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、職員給与費5億8,214万1千円、交際費7.2万円と定めるものでございます。

第9条は、一般会計からの補助金は7,886万6千円と定めるものでございますが、資本的収入におきまして、出資金2,099万6千円を加えますと、繰り入れ総額は9,986万2千円と相なりまして、前年度同額となるものでございます。

第10条は、たな卸し資産の購入限度額を3億6,519千円と定めるものでございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、予算の概要を御説明申し上げました。5ページ以下に説明書、財務諸表及び参考資料を添付いたしましたので、御参照くださいまして、よろしく御

審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（目淵博治君） 以上をもちまして、提案理由の説明は全部終わりました。

お諮りいたします。本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。

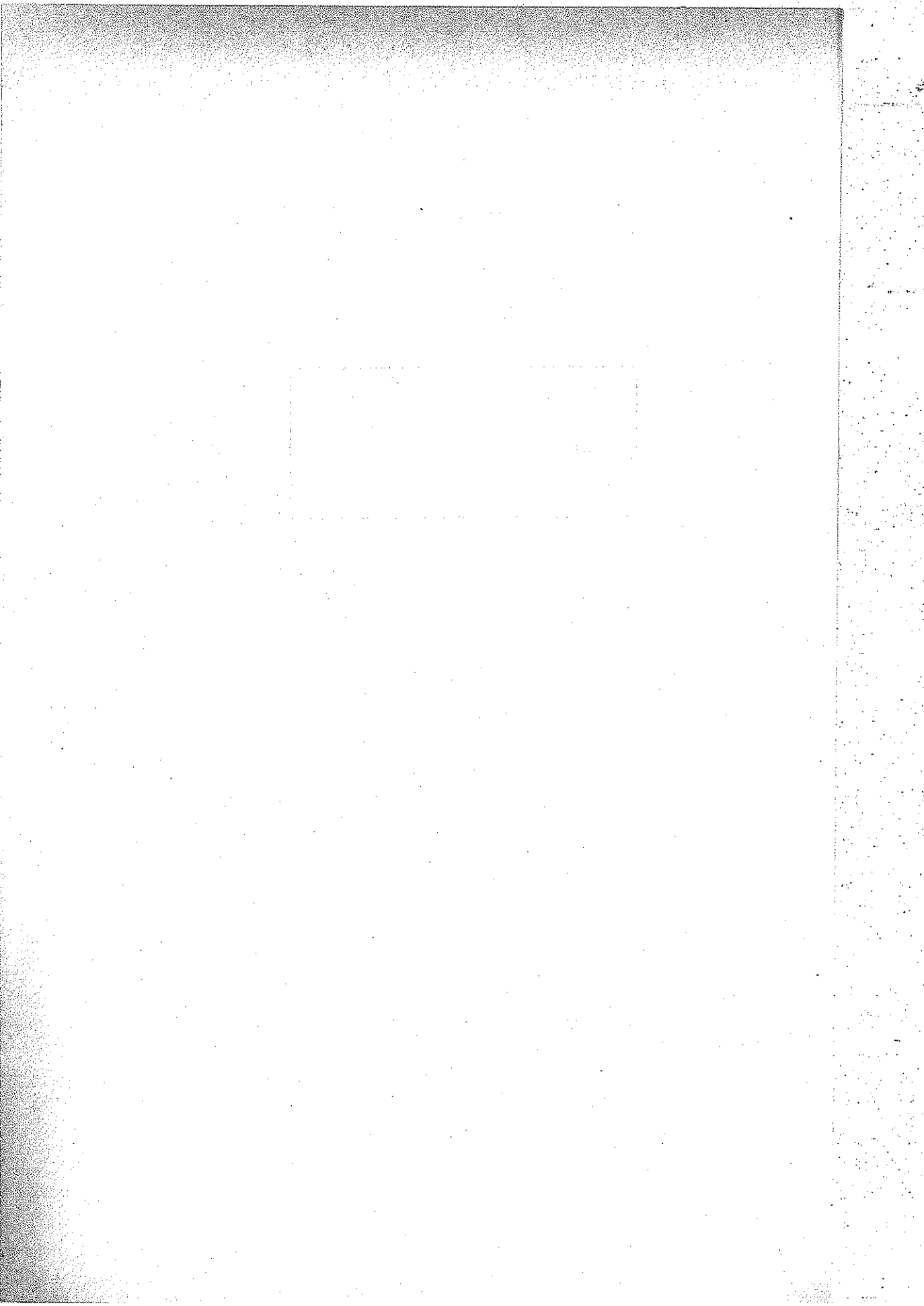
明12日より14日までの3日間は休会とし、15日から一般質問並びに総括審議に入りますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、質問通告は12日、あすの午後5時までとなっておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

長時間まことにありがとうございました。

（午後2時18分散会）

第 2 日



昭和51年3月15日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 (24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	天堀博君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	29番	竹内修一君
13番	藤原利一君		
15番	上代卯之松君		

欠席議員 (2名)

21番	柳瀬美樹君	28番	坂上國治君
-----	-------	-----	-------



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長兼 人事課長	門林六男
副市長	坂口礼之助	広報聴課長補佐	佐藤登志男
総務部長	橋本炳	財政課長	麻生和義
総務部次長兼 重要施設推進担当	小林一三	同和対策部長	佐原行雄
重要施設推進担当	富田宏之	同和対策部次長兼 総合調整課長	生田稔
総務部理事	西川喜久	市民部長	内田繁
総務部次長兼 秘書	杉本弘文	市民部長兼福祉 事務所長兼保育課長	高橋新平

産業衛生部長	宇沢 清	病院事務局長兼 庶務課長	藤原 光夫
産業衛生部次長	山本 俊兼	消 防 長	和田 増義
建設部長	中塚 白	消 防 署 長	南口 主雄
建設部理事	林 徳次	教 育 委 員 長	堀内 由延
建設部次長兼 土木課長	森 保	教 育 長	葛城 宗一
建設部次長兼 区画整理課長	中西 淳富	教育次長兼管理部長	阪東 重信
建設部次長兼 地区改良事務所長	逢野 一郎	指 導 部 長	乾 武俊
水道部長	田中 稔	管 理 部 次 長	広岡 史郎
水道部次長兼 工務課長	福本 喬久	選挙管理委員会 委員長	味谷 日吉
用地担当理事兼 土地開発公社事務局長	西川 武雄	選挙管理委員会 局長	青木 孝之
用地担当参事兼 土地開発公社事務次長	橋本 昭夫	監 査 委 員	西口 喜一郎
病院長代行	岩見 洋	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本 亮夫
病院事務局長	平野 誠蔵	農業委員会事務局長	杉本 忠彦

各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

専務局長	北野 文夫
次 長	吉岡 昭男
議事・調査係長	西垣 宏高
調 査 係	佐土谷 茂一
議 事 係	山本 雅俊

昭和51年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第15号	青年学級の開設について	P・5
2	議案第16号	和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例制定について	P・8
3	議案第17号	和泉市同和対策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例制定について	P・10
4	議案第18号	和泉市身体障害者解放会館条例制定について	P・16
5	議案第19号	和泉市立市民体育館条例制定について	P・20
6	議案第20号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P・27
7	議案第21号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P・31
8	議案第22号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P・34
9	議案第23号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	P・88
10	議案第24号	和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	P・43
11	議案第25号	和泉市宮葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P・47
12	議案第26号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P・53
13	議案第27号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P・57
14	議案第9号	昭和51年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
15	議案第10号	昭和51年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
16	議案第11号	昭和51年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
17	議案第12号	昭和51年度大阪府和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	別冊
18	議案第13号	昭和51年度和泉市水道事業会計予算	別冊
19	議案第14号	昭和51年度和泉市病院事業会計予算	別冊

(午前10時20分開議)

○ 議長 (貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待たせして申しわけございません。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長 (北野丈夫君) 御報告申し上げます。ただいま御出席の議員さんは16名でございます。欠席の議員さんは坂上議員さん、柳瀬議員さん、遅刻届のある議員さんは出原議員さん、藤原要馬議員さんでございます。その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、16名でございます。

○ 議長 (貝淵博治君) ただいまの報告のとおり、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○

○ 議長 (貝淵博治君) これより一般並びに総括質問に入ります。それでは13番、藤原利一君、13番 (藤原利一君) 一般質問について、2点にしぼってお伺い申し上げます。

まず、第1点目の51年度の税収見込みについてでございますが、市税全般で32億4千2百89万8千円を見ておりますが私が1番心配をいたしますのは、市民税の18億3千9百9万4千円と固定資産税の12億5千7百48万8千円であります。あとの税収のたばこ、あるいはガス、電気、こういうものについては、別段心配もなく税収がされると思います。

なぜこの2点を心配するかと申しますと、私としては理事者の見方が若干甘いように思うのでございます。現在、わが国では不況のあらしが吹きまくっております。市長の施政方針の中にもあるように、地場産業の代表的な繊維業界あるいは人造真珠業界は、目先なかなか立ち直りを見せるような現状ではありません。そこで税収見込みについて、もっと創意と工夫を考えていただきたいと思うのでございます。

わが市は、御承知のとおり、阪南郡市の中でもギャンブル系統の収入は一銭もございません。定例会の議案書にも、第20号議案で、「職員定数の一部改正」が出ておりますが、人を減らすのも財源の一つで結構かと存じますが、課税課あたりに職員を幾らかでもふやしていただき、市全般を見直す必要があるのではないかと、それによって年間の税収がもっと上回ると思いますので、この点について、賢明なる御答弁をお願い申し上げます。

第2点目は、施政方針の内容についてでございますが、市長としては、5つの指標ということとで細心の注意を払って出していただき、非常に結構に存ずる次第でございますが、大事な点

が抜けているように思うのでございます。それは交通公害と交通安全対策です。和泉市の表玄関である府中駅前の自転車置き場、この件につきましては、現市長は着任早々の協議で善処するように取り組むということの約束をいただいております。ところが、いまだに何一つ進んでいない。その後、交渉のために天王寺の大鉄局に行かれたのかどうか、この点についての御答弁をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） ただいまの藤原議員さんの御質問にお答えを申し上げます。足らざる点につきましては関係部署の方より御答弁をさせたいと存じます。

まず、第1点の税収見込みの件でございます。御指摘のとおり、不況の中で本市の税収見込みは厳しい現実でございます。少ない人容ではございますが、客体を的確に把握する意味からして、税務課、特に課税課の人的配置につきましては、御指摘のとおり、配備をさせていただきまして、公平な実態調査等を通じまして、市税が的確に確保できますよう格段の努力をさせていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

第2点の施政方針の内容に関連しての交通安全対策、これは議員さんも御存じのとおり、懸案事項でございましたので、実は、施政方針の中で触れさせていただくことを御遠慮させていただいたようなことでございますが、決して軽視をいたしておりません。

この件につきましては、先般も国鉄当局、特に総務課長にもお会いしまして、いろいろと意見交換等をいたしたような次第でございます。府中、北信太、信太山の3駅についてのいろいろなお話もさせていただきましたが、自転車の駐車については全国的な現象でございまして、国鉄当局としても、頭を抱えているというのが実態でございます。したがって、これは国鉄だけにおんぶされることではなくて、行政をあずかる和泉市当局、交通取り締まりの任に当たる警察、この3者が一体となって粘り強く煮詰めていかなければならない問題だと承知をいたしております。国鉄とも重々話し合いをいたし、また、担当の交通公害課を通じて警察当局ともその打開策について粘り強く話をさせているような現状でございます。御指摘のとおり、解決が非常におくれております点おわびを申し上げますが、単純に解決するにいかない事柄でございますので、今後とも、その打開のために鋭意努力を重ねさせていただきたい、このように存じておりますので、御賢察をいただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 13番（藤原利一君） 市長から答弁をいただきましたが、税収の件につきましては、担当の方からも一応お聞かせ願いたいと思います。

○ 総務部理事（西川喜久君） 私からお答えをいたします。

ここ2、3年来、各所におきまして宅地造成が急激に進んでまいっております。これがため

に建物も年々増加いたしております。私どもとしましては、斑を遍成しましてこれの調査をいたしておるという現状でございます。御指摘のように、私ども税務行政を預かるものとして、課税から徴収に至るまで公平であり、適正でなければならぬと考えております。それらのことから、先ほど市長からも御答弁申し上げましたが、職員数につきましても、条例の中で限度はございますが、事務支障を来さないよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、この点御理解を願いたいと思います。

- 13番 (篠原利一君) 答弁をいただきましたが、もう少し職員の増加を考えていただきまして、和泉市全般にわたって十分見直していただくことを強く要望申し上げます。それから、交通公害、交通安全対策につきまして市長から、るる御答弁をいただきましたが、ほん最近のことでございますが、納花町では老人の方がダンプカーに、また、北池田では幼稚園の園児がはねられるというようなことで、尊い人命をあつちこつちでなくしております。市長としては、こういうことが起こらないように、また、府中駅前件の件につきましても十分御配慮を願うよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○

- 議長 (貝淵博治君) 次に17番、山田清二君。
- 17番 (山田清二君) 昭和51年度の施政方針の内容について、数点にわたってお伺いをいたします。

まず、市長は厳しい制約が予想される今後の行財政運営の中で財源をいかに配分し、効率化を図っているか。市民福祉の充実に特に力を入れられてはおりますが、市民福祉充実のためとはいえ、市民に負担を直接かけていくということは、とうてい最良の策とはいえないと思います。また、財源を国や府に頼るとしても限度があります。こういう状態の中で自主財源の開発をどのように考えていかれるのか、市長の所信をお伺いしたい。

次に、保険制度の抜本的改正がうたわれておりますが、現在の保険制度は多くの矛盾を含んでおります。このままで進むとすれば、国民健康保険は市民の応能力をはるかに超えてしまうのではないかと考えられます。この点について、市長はどのように思っておられるか、聞かしていただきたい。

次に、さきに勤労青少年ホームが完成し、引き続いて市民体育館が完成することになっておりますが、かねてから、これはわが党も要望し、かつて数千名に上る市民の署名を添えて、情したことでございますので、まことに喜ばしいことと思います。しかし、今後の運営について一抹の不安を感じることがございます。それは、市民グラウンドが一部の団体によって占有されているような感じを受けることです。今後、このようなことが勤労青少年ホームや市民

体育館に起こるのではなからうかという不安がありますので、この点賢明な市長の考え方を聞いていただくと同時に、市民のこのような不安を解消していただきたい。

次に、部落の完全解放を目指すということがうたわれておりますが、このことは、地球民族主義を唱えるわが党の主義、主張と全く一致するところでございます。しかし、現状は必ずしもそうではないのではなからうか。巨額の予算を投入してできあがった施設が、その運営と差別をされている面がある。同和という意味からも、完全解放への過程からも、運営上の差別は排除しなければならないと思います。この点についての市長の所信を披歴していただきたい。また、この運営との差別が市民に同和事業が市民に理解されない最大の要因になっていることも事実でございます。

それから、次に水資源でございますが、水資源の確保は常に考えられてきたことだとは思いますが、当和泉市は、阪南各市に比べて自家用水自家水源の多い方に属します。しかし、自家用水だけで市民生活を維持することはとうてい考えられませんが、一方、府営用水に頼るとしても、琵琶湖開発の問題、それをめぐる係争の問題、あるいは淀川の水質汚染の問題等、将来に向かって明るい見通しは全くございません。しかも、和泉市は人口が年々急増している。将来に向かっての水資源の確保についてどのように考えておられるか、聞かせていただきたい。

次に、消防力の増強でございますが、これは市民生活を守るために特に意を注ぐべき事項でございます。しかし、現在の道路事情は消防体制がフルに活動のできる状態ではない。したがって、道路事情の解決に力を入れていただきたい。特に、最近開発された地域の進入路とか団地内の通路に車が駐車されている。こういうところは、道路交通法の適用を受けないという面があるのかもしれませんが、一朝有事のときに消防車の進入が著しく妨げられるおそれがあります。こういうところが各所に見られますが、これを改善していく方法があるかどうか。もしあるとすればその方法を、ないとすればどのように考えておられるのか、この点についての考え方を披歴していただきたい。

次には、中小零細企業の対策でございますが、不況とインフレが同居するという変則的な経済情勢の中で、中小企業、特に零細企業に対する救済措置、これは12月の定例会、また、9月の定例会においても意見を述べ、その考え方をお聞きしましたが、その後、これが進展したとか、こういうふうに改善されたということは聞いてございませんので、ひとつ納得のいく説明をお願いしたい。

次に、職員の服務規律を正すとうたわれてございますが、これは当然のことであると思えます。最近窓口の応対等に関する苦情は、一時に比べるとずいぶん減ったといえますか、むしろ全く少なくなったといってもいいくらいです。非常に喜ばしいことではございますが、役所外

における市職員の言動に少し気になることがございます。

いわゆる地方公務員として、職務上知り得たことを事前に市民に流すといったようなことがところどころであらわれております。こういうことは余り好ましいことではないように思いますので、市長としては特に御留意を願いたい。このことが政治不信の原因ともなり、市政運営の大きな障害となっていることも事実でございます。職員の服務規則または地方公務員法の制約は、役所外において守られなくてもよいのかどうか、この点説明を願いたい。

次に、地方自治の確立をうたっておりますが、自主財源のない当和泉市においては、ほとんどの事業が国や府のひもつき事業になっております。三割自治の中の三割程度しか、和泉市独自の事業ができないというのが事実でございます。いま、世間で言われている一割自治、その一割自治を余儀なくされている財政事情の中で、地方自治の確立ということと呼ばれているわけでございますが、この点についての市長の所信と申しますか、将来に向かつての決意を披瀝していただきたい。

通告の二番目でございますが、この点については特に説明を加えるまでもなく、現在までに論議され、計画されてそのままになっている問題がほとんどでございます。

まず、公園墓地の設置でございますが、昭和47年、現火葬場が完成、操業が開始された直後に、従来あった公園墓地火葬場設置特別委員会が解散され、新たに公園墓地設置特別委員会が設置されました。自来4年間、場所の選定とか用地確保等の問題が、時によっては浮かび上がったこともございましたが、その後、何らの進展もいたしておりません。現在の苦しい財政の中で公園墓地そのものに対する考え方が変わってきたのではなからうかとも思いますが、新市長の公園墓地設置に対する考え方を聞かせていただきたい。

次に、泉大津市との境界の問題でございますが、この複雑な境界が市の行政と、また、市民サービスの上からも大きな障害となっていることは、全市民の認めるところでございます。これの是正を含めて両市間で話し合いがなされ、そのための委員会すら持たれているのでございますが、その後の進展状況を発表していただきたい。

また、財政貧困で市民の要望にほとんどこたえられないような行政を余儀なくされている和泉市が、せめてもの市民サービスとして、休日、時間外あるいは休憩時の窓口事務取扱については、長年要望してきたところでございますが、いまだ実現には至っておりません。市長は市民との対話、話し合いによる市政ということを提唱されておりますが、窓口事務の取り扱いに関してどのように考えておられるか、この点お伺いをいたしたい。

次に、昨年6月の定例会で交通関係の問題を4つ提起してございます。さらに、9月定例会で府中駅前の駐車禁止の問題を加えて、5件についての答弁をいまだ得ておりません。この

点に関して現在、どのような状態になり、どこまで話し合いが進んでいるのか、発表をしていただきたい。ただしこの中で、先ほど藤原議員さんから質問のあった府中駅前の自転車の問題については省きます。以上です。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 山田議員さんの御質問にお答えを申し上げたいと思います。数が多うございましたので、もし抜けている点がございましたら御指摘をいただき、また、関係部課長の方から補足説明をさせますので、前もって御理解をいただきたいと存じます。

第1点は、施政方針5つの指標についてのきめ細かい御指摘の御質問でございました。順を追って祈信のほどをお答え申し上げたいと存じます。

まず、現下厳しい地方自治財政の中における自主財源確保の問題でございますが、御指摘のとおり、本市の財政実情容易ならざるものがございます。市民の皆さんの英知とエネルギーと議会の皆さんの御協力、いろいろと賜る中で、財源の確保については、新機軸を打ち出し意欲的に取り組んでまいりたい、このように存じております。

（議長退席、副議長着席）

特に国に対しましては、御指摘のとおり、三割自治はおろか、一割自治だということでございますが、国税の中での地方に対する税の還元が現行三割という中で、全国市長会あるいは議会の皆さんの御協力もいただく中で、国税の地方に対する還元を何とか五割に持っていくように、税の再配分についての運動を粘り強くやっつけていかなければならないと存じております。今後とも、議会の皆さんの格段の御協力をお願いしたいと存ずるわけでございます。

第2点目の保険制度の抜本的改正についての御指摘でございますが、御指摘のとおり、住民負担を増すだけではいけない問題でございますので、何とか問題解決に向かって、国に対しても運動を展開してまいりたい。

特に感じております点といたしましては、療養給付費国庫負担を何とか定率五割としていただきたいこと、それから、医療保険制度の一元化を図っていただきたいこと。同時に、老人医療費等一連の福祉医療は、速やかに医療保険制度から分離して、福祉制度として実施をしていただく等、抜本的な施策の転換を求めていかなければ、御指摘のように国保財政は非常に苦しくなり、パンクすることは当然でございます。

この点につきましては、議会の皆さんの御協力を賜る中で、理事者としましては、国に鋭く追る中で改定についてをお願いをしてまいりたい。もちろん、企業内努力と申しますか、本市としても、いろんな経費節減の中で合理的に運営するということの努力は当然でございますので、なお、この点についても厳しく行ってまいりたいと存じております。

それから、勤労青少年ホームあるいは近く完成されます新体育館の利用の問題、これについては、関係セクションからもお答えをさせていただきたいと存じますけれども、御指摘の点を何とかして防止するために、勤労青少年ホームにつきましては、議会の代表の皆さん、各界の代表の皆さんで運営委員会を結成していただきまして、勤労青少年の皆さんがお互いに利用できるような方法について、英知とエネルギーを結集して現在、御審議をいただいております。

体育館の運用につきましても、そうした点を特に配慮しながら、一部の人の独占でない、みんなが使えるような方法について、関係セクションの方でも各界代表の運営委員の皆さんと御相談をさせていただきながら、より喜んでいただけるような方向について努力をし、また、そのように実施してまいりたい、このように存じておりますので、御賢察をいただきたいと存じます。

同和行政の問題につきましては、私なりに市民合意の同和行政を何とかして確立してまいりたいということで、今後とも、御指摘の向きについては努力をさせていただきたい、このように存じておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、水資源の問題でございますが、現在、本市の水資源は御案内のとおり、淀川から送られてまいります府営水、それから、本市と高石市、泉大津市の3市の泉北水道事業団によりますもの、この2点でございますが、御指摘のように、今後ともふえてまいります社会増、これに対する水資源の確保という問題は、政治にとって、行政にとって大きな課題でございます。

これは一市のみでいける問題ではございません。近隣各市と相つどい、また、大阪府とも話し合う中で、特にわれわれ阪南に位置しておりますものとしましては、大阪府と和歌山県との話し合いによる紀ノ川の水資源の確保、これについては、関係市町村が打って丸一となって、和歌山県との話し合いを進めていただける方途を講じなければ、今後、水資源の確保はむづかしい、このように理解をいたしております。市民の皆さんに水が豊富に送れるような体制だけは、和泉市として果たしていかなければいけない、このように決意をいたしておりますので、この点についても、御理解をいただきたいと存ずるわけでございます。

それから、中小企業対策、これは関係セクションからもお答えをさせていただきますけれども、産業基盤の脆弱な本市の産業実態から考えまして、何とかして体質の改善を図り、市の産業が停滞から躍進に向って歩むことができますように、行政としても、各界の英知を集めて協議する中で今後、取り組まさせていただきたいと存じております。

なお、この件につきましては、先般、和泉市商工業振興会を設立をさせていただきましたが、今後とも、産業基盤の確立に向かって努力をいたしてまいりたい、こういった体制づくりもいたしておりますので、あとう限りの努力を今後とも続けさせていただきたいと存じております。

それから、服務規律の問題でございますが、御指摘ごもつともでございます。先般部長、次長課長全員を集めまして、服務規律の再点検、綱紀の矯正について申し渡したところでございますが、まず、理事者が一体となって全職員に及ぼしていつて、少なくとも、全体の奉仕者として市民の皆さんから御批判、御不満の出ないようにしていく。今後とも服務規律を厳重にいたし、市民の公僕としての姿勢を堅持し、12万市民の御負託におこたえをしまいたい、このように決意をいたしておりますので、御賢察をいただきたいと存ずるわけでございます。

なお、職員の勤務時間外の問題についてはどうかという御指摘でございますが、地公法の34条に「職員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」という規定のあることからいたしまして、やはり全体の奉仕者としての姿勢で日常生活が営むことのできますようによく話し合いもし、格段の努力もいたしてまいりたいと存ずるわけでございます。

それから、地方自治確立の御指摘でございますが、これは御指摘のとおりであります。地方自治の本旨をふまえまして、地方自治を前進させるための努力を一生懸命にさしていただきたい。最初にお答え申しました地方自治を守っていこうと思えば、財源の問題が当然、その裏づけとして出てまいります。たてまえ論だけでなしに、財源を何とか確保し、国に対しても話し合いをする中で、精神面における地方自治の確立とあわせて、その裏づけとなる財源についても、なお一層の努力を重ねさしていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上、第1点の施政方針5つの指標の運営についての私が考えております点、10点ばかりでございますがお答えをさせていただきました。なお、至らざる点につきましては、関係部長の方から御答弁をさせていただきたいと存じます。

- 17番 (山田清二君) 消防行政の問題が抜けておりますが……………。
- 市長 (池田忠雄君) 失礼いたしました。

消防行政と表裏一体となっております道路環境の問題、関係部長からも答弁させていただきたいと存じますけれども、これは地域開発の根幹をなす重要課題でもございます。地域開発にあたっては、消防の積極的な参加を十分に留意しまして、その中で環境に対応した警防計画が実施されますように格段の努力をいたしたい。住民の生命、財産の保証である消防行政に支障のないよう現在努力中でございます。行き届かない点については御指摘をいただき、改善の実を上げさせていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

第2点の公園墓地の問題でございますが、御指摘のとおり、構想がありながらおくれしており、議員の皆さん方にも御迷惑をおかけしております。何とか現在の火葬場周辺に公園墓地を実現

したいという気持ちは私も持っております。ただ、用地がむつかしい問題でございますので、この点はひとつ議会の皆さん、特に特別委員会の皆さんとも御相談をさせていただき、用地の問題も含めて実現に向かって邁進をさせていただきたいと存じております。こうした点については、また、御指導と御鞭撻をいただきたいと存じますけれども、非常にむつかしい問題でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それから、隣接泉大津市との境界の適正化の問題でございますが、先般、泉大津市長ともトップ会談をいたしましたし、また、関係セクションにおいても現在、いろいろと協議中でございます。実は、これには住民の要望というものがございまして、一例を申し上げますと、泉大津のところややこしいから、これは和泉市へいただくぞというような問題がありますと、勝手にそんなことを泉大津と和泉の行政だけで決めてもらっては困る、やはり住民の声も聞くべきだという声もお聞きをしておりますので、人の住んでおられない土地についての境界の適正化は比較的話し合いが可能でございますが、人の住んでおられる地域についての境界問題というのは非常にむつかしいわけでございます。こうした点につきましても、両市の関係部課で住民意識の実態調査を行うよう準備もいたしております。

境界が適正に線引きなされ、そして、和泉市と泉大津市が整然とした境界の中で仲よく行政が行われるような姿をつくるべく現在検討中でございます。近く設置の境界適正化のための両市代表の審議会も、こうした事務レベル、行政レベルの段階を経て何とか早く開いていただき、適正化についても話を進めさせていただきたい、御賢察をいただきたいと存じます。

第3点目の市民サービスの向上でございますが、御指摘ごもつともでございます。なお一段と努力を重ねさせていただきたいと存じております。日曜日の業務につきましては非常に困難性がございますので、なお検討させていただきたいと思いますが、休憩時に市民の方々が印鑑証明とか各種の謄抄本を取りに来られる。この点については、前々から議会でも御指摘をいただき、住民世論としても強いものがございます。現在、担当部課で休憩時の窓口サービスの実施について協議をいたしておる最中でございますので、あとしばらく時間的猶予をお与えいただきたいと存ずるわけでございます。

それから、駅前の自転車の問題につきましては、先ほど藤原議員さんにお答えをさせていただいたとおりでございます。努力をさせていただきたいと存じております。

それから、前々から御指摘の諸問題につきまして、確か「1日1円であなたを守る」という共済制度を市で運営したらどうかという御指摘であったと、関係部課長から私聞いておりますが、その方向に向かって努力をさせていただかなければならないと存じております。ただ、いろいろの問題がございまして、なお煮詰めなきゃいかん問題が多かろうと存じております。

御指摘を胸に置いて、改善を運営について考えさせていただきたい、このように存じております。

以上、抜けている点がございましたら、関係部課長から御答弁をさせていただくことにいたしまして、御指摘の諸問題につきまして、私なりの考え方を申し上げさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

- 副議長（横田憲治郎君） 次の答弁。
- 教育次長（阪東重信君） 社会教育施設等公共施設が独占されてはいけないという御指摘については、私たちが公正かつ適正な事務の執行を意図するところでございます。施設の不十分さに加えて、利用者数が人口の増加とともに増加しておりますので、今後施設の抗充、増設を図るとともに、指導者の確保等努力することはもちろんでございますが、校長会等でも検討をいたしまして、学校施設の開放を通じてそれを与えるような方向で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御了承をいただきたいと存じます。
- 産業衛生部長（宇沢清君） 駅前の自動車の駐車禁止の問題につきましては、かねがね議員さんからも御指摘のとおり、われわれとしましても、その取り組みに努力をしまいつておる次第でございます。過日も駅前商店街協同組合等と折衝の結果、実質的に駅前商店街で駐車場を設ける等の案もできております。市としましては、これの解消策に早急に取り組みまして近く内容的な問題が出されると思っておりますので、その点よろしく願いたいと存じます。

なお、答弁が後先になりましたが、不況とインフレの同居する中での中小企業の救済措置につきましては、市長からもその大要を御説明いたしましたとおり、商工業振興対策審議会の中身として、中小企業に対する協同組合化、あるいは和泉市の中小零細企業の協同組合化と相なつて、消費者にできるだけ安い物を提供するための第一段として、昨年和泉市の青果商人会一約130業者がございまして、これを組織させていただき、日用品、青果物、食料品等につきまして、毎月2回程度「安売りデー」を実施いたしております。「以上、簡単でございますが御説明を終わらせていただきます。

- 17番（山田清二君） 時間があんまりありませんが、市長並びに関係部長の答弁の中で確認をしておきたいことが2、3ありますので、再質問をいたします。そのほかの点については、予算委員会を通じて説明をしていきたいと思っております。

まず、社会教育の問題でございますが、教育委員会からの答弁では、グラウンドのような状態になってはならないということを確認されたわけでございますが、とするならば、グラウンドはどうするか、これはつけ加えて返事をさせていただくべきことだと思います。

さらに、今後の地域開発については、消防といろいろ打ち合わせをしてというふうに答弁されたわけですが、消防車の進入不可能な通路がつくってあるわけではない。規則に基づくこと

ろの4メートルとかいう広さは確保されているわけですが、その片側あるいは両側に車をとめたり物を置いてある。しかも、それは私道であり、専用通路であるということで、ほかからの指摘に対してがんとして応じてくれないというところが多いわけです。それをどうするのか、今後、どう対処していくのか、ということをお聞きしたわけです。この点は少し説明不足であったかも知れませんが、答弁が外れているように思います。

それからもう一つは、懸案事項の方でございますが、5つに対して抜けている点は後日またなにするとうたしまして、一般質問なり議案審議の中で提起された問題については覚えておいていただきたい。一遍一遍質問をしなければ返事ができないような状態では困るわけです。法令は一たん決まったら、議会で改正するまではそのまま通用していくわけです。前時代的な法律がいまだに生きているのが法治国日本の実情です。議会は立法の府でございますので、ここで提起されたことは、少なくとも理事者は何らかの形で記憶にとどめておいていただきたい。議会が済んだらこれで一難去ったわい、まあ、3カ月間はまくらを高くしてというようなつもりでおったら大間違いだと思います。市長は新しくこれから行政をやっていくわけですから、そういう点についても、特に注意をしていただきたいと思います。

それともう一つは、駅前の問題で駐車場をつくりますということですが、あえて言いたいことは、駐車ができなくなったということと、もう一つは、自転車置き場については、先ほど質問があったから省きますと言ったけれども、いままで駐車のできた場所が駐車禁止になって、そのまま道路として使用されているならば、また考え方は別ですが、そこが自転車置き場になっているところに問題がある。したがって、駐車場の設置で買い物客の不便はある程度緩和されるかも知れませんが、それでは、駐車禁止をした意義はなくなるということです。同じスペースを自転車によってふさがれているわけですから、この点をどう考えるかということが聞きたかったんですが、何ら答えが出ておりませんので、改めて答弁をしていただきたい。

それから市長、トップ会談云々の問題があったんですが、水資源の問題はひとり和泉市だけのあれでなく、広域行政というところまで触れられたわけですが、泉大津との境界の問題については、広域というよりもむしろ身内のようなところですよ。泉北環境あるいは泉北水道、あるいは大阪湾岸何とか下水道というものがありますが、そういうところでしょつ中会うているはずですので、そこでトップ会談は進めていってほしい。

無論住民意識の把握も当然でございますが、委員会というのはできてから1回だけ開かれた。そのときには、早急に住民意識の調査をし、新年度までには成案を得て立案をするくらいの意気込みで行ったんですが、境界の問題は、特に選挙に大きな関連性があることと、幸か不幸か、和泉と泉大津の選挙の時期がちょうど2年の間があつて、片方がいよいよやろうかというところ

片方は1年前になるので余りやろうとしない。そういうことで話が進まないんだろうとは思いますが、こういうことを言っておつては、永久に解決することはできないと思います。今後、第2阪和が完成するとか、いろいろな施策が実行されていく中で、この境界の問題は、いろいろな障害となって出てくるであろうことが予測されますので、早急に実現されるようお願いしたいと思います。

以上、意見のようなところもありましたが、もう1回答弁をいただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 再質問にお答えをさしていただきたいと思います。

特に御指摘のごさいました、質問あるいは議案審議、その他を通じて議員の皆さんから御指摘をいただきましたことにつきましては、理事者としては、十二分にその意を休して取り組んでいく姿勢で厳しくいたさしていただきたい、このように存じておりますので、まずもって御理解をいただきたいと思います。

それから1点、消防行政に関連する道路行政の問題でございますが、私もちよつと取り違えがあったかと思いますが、開発された団地の中の道路は広いけれどもいっぱい駐車しているんで通りにくいと、こういう問題でございますね。

- 17番（山田清二君） それと進入の問題。
- 市長（池田忠雄君） これは消防長なり建設部長の方からお答えさせたいと思います。

それから、境界の問題につきましては、御指摘ごもつともでございます。理事者として煮詰めるべきは煮詰める中で、近く審議会も開かしていただいて解決をいただくような方途をとりたい。意欲を持って取り組ましていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 教育次長（阪東重信君） 施設が少なくて利用者が多いという矛盾をどう解決していくかということで、グラウンド等にいたしましても、確かに和泉市体育連合会等で優先的に利用をいたしておりますが、これらについては検討をいたしております。学校の施設を開放して、これらの対策を講じていくという方向で、たとえば、和泉中学の便所を改造したりとかいうこともその方向での一環でございますが、十分御指摘に沿うような線で検討させていただきたいと考えます。

（副議長退席、議長着席）

- 消防長（和田増義君） ただいま御指摘の駐車の問題について、消防長からお答えを申し上げます。

消防活動に伴うところの道路環境の良好な維持という問題につきましては、御指摘のとおりでございます。管内においても、現状、駐車が多いところもかなりあるわけでございますが、申請の段階では、私の方で詳しくタッチさせていただきまして、良好な維持に努めております

が、既設のものにつきましては、若干の問題がございます。これにつきましては、警察にいろいろお願いを申し上げ、また、私の方も各地区別に昼夜別に実態を十分把握しまして、公団、その他担当した開発業者に直接申し入れをしております。また、地区の自治会等を通じまして、住民の方々の御理解を得るよういろいろの配慮もやっております。

なお、最悪の場合の消防が出動した場合に進入できないという問題につきましては、私ども、車でもって駐車の上排除という方法も考えておりますし、また、施設内における送配水管の有効な利用、屋内消火の有効な利用、あるいは機械の使い分け等、いろいろな方法を講じて支障のないように努めているところでございます。十分でないことは事実でございますので、なお努力をいたしまして、いざというときに間に合うように、今後とも努力を重ねていきたいと思っております。以上でございます。

- 17番(山田清二君) はなはだ不満足な答弁も多々ありますが、時間の関係もありますし幸い、予算委員会の委員にならしていただく予定をしておりますので、あとは予算委員会で厳しく追及をしていきたいと思っております。ただ、ここで約束をされたこと、一般質問で約束とかなんとかいうことはどうかと思っておりますが、実現するとか、あるいはそういうことは考えないとかいうふうに決まるまでは、意に休しておいていただきたいということをお願いいたしまして、質問を全部終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 次に田中包治君。

- 7番(田中包治君) 私は、本和泉市財政と同和の見直しについて質問をするわけでございますが、それまでに、法治国家日本の一国民として市長に質問いたしたいと思っております。

昨年の12月の市会において、附属機関設置条例に基づく同促協の設立を本3月議会までに結成し、行います、というお互いの約束があったと思っております。市条例というものは、法治国家である以上、市長は守らなくてはならないし、それを指導しなくてはならない。もし市長が条例を守らないとするならば、市民は条例を守らないだろうし、守らなかつたら市政はどうなるか。たとえば現在、第2中学校でもめている問題にしても、市長が条例を守らないとすれば、好きな学校に行けるということになるんじゃないだろうか。そういう意味において市長はどうして約束を守らないのか。

もう1つは、開発公社の問題にしましても、議長と開発公社の中で公表すると言いながら、まだやっておらない。

こういう点から私は質問をする前に、法治国家の国民のあるべき姿を市長から答弁をいただきたい。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

いま、御指摘をいただきました条例の問題でございますが、12月議会でも田中議員さんから御指摘をいただきました市民合意の同和行政を促進するための、46年にしかれました付随機関としての市同促協の運営につきましては、私も何とか努力をさせていただきますと、こういう答弁をさせていただいたことは、御指摘のとおりでございます。市の同促協につきましては、御指摘をいただいた後、発足に向けて現在、内部的な準備作業その他を進めております。関係機関とも十分協議をさせていただいております。ただ、時間的におくれております点率直におわびを申し上げたいと存じます。

○ 7番（田中包治君） 考えてください、法治国家ですよ、法律ですよ、首長が守らなくてどうするんですか。あなたの理論はこうですね、私は百円の金がほしい、そして50円は取った、あとの50円取るまで待ってくれということですよ。そうでしょ。これであなた、責任ある市長といえますか、この責任をだれがとるんですか。あなた責任を持つてくださいな、はっきり施政方針の中で、市民合意の同和行政をやると言ってる。選挙公約でもやったでしょう。それをなぜやらないんですか。法律があるんですよ、あなた法律を守らんですか。どうですか。

○ 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

法律は守らしていただきたいと思っておりますし、同促協につきましても現在、努力中でございますのであとしばらくの御猶予をいただきたい、こういうようお願いしたいと思います。

○ 7番（田中包治君） こんなもん、何ほ言うたって一諸ですよ。新しい法律ができれば、その日から即実施せないかんねん。法律というものは、できれば何日から施行ですよ。待ってくれまつか。われわれ、何のために議会で審議してまんねん。どうなんです、はっきりしてください。法治国家の国民が法律を守らんでどうするんですか。第2中学の問題でもそうでしょう、やいやい言うてるけど、これ守れませんか言うたらそれでよろしいんですか、市民が守れませんかよろしいんですか、それをはっきりしてください。

○ 市長（池田忠雄君） 市の同促協につきましては、御指摘のとおり、早くから附属機関条例がございまして、私も就任早々、12月議会でも田中議員さんから御指摘をいただき、この条例が実施できますよう努力をいたしますということのお約束をさせていただいたことは事実でございます。近く発会できますよう準備中として、内部的ないろんな精査検討を加えている最中でございます。御指摘のように条例を守り、円滑な同和行政を進めてまいりたいという考え方から、同促協についてはいま、準備中とございまして、この点もう少し時間的な猶予をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○ 7番 (田中包治君) あんまり厚がましいこと言いなはんな。これは責任とるべき事項ですよ。守らないというんだから。守ってないでしょう。現時点で。どうなんですか。規則は条例に優先するんだと、その規則をまたあんたつくってまんねん、そうでしょう。同促協規則というのをつくる。これは職員全部守らんならんはずですよ。それをつくっておらない。そういうことで法治国家の国民として、首長として許されるかどうか。それが許されるんなら、議会で論議する必要がない。自分の都合が悪いからやりませんというんじや。

私は何も理屈がどうかこうとか言うてるのと違うねん。法律がある以上はつくれというんです。実施しろというんです。それがあかなんたら議会で提案すればいい。それをせんとはどいう意味なんだ。議事録を一遍見てください。3月の議会までにつくってしますと。そうしたら、同促協の中で同和予算というものを、あるいは審議するというのはたてまえでしょう。どうですか。

私はね、法治国家の原点に立ってあんたに言ってるわけです。せやから法治国家の原点を……。仮にわれわれが税金を納めんなら、徴収されるし、倍額取られまんねん。家校でも一緒ですわ。自分の好きな学校へ行ったらいいというんなら、そいつをはつきりしてください。中学校の校区を決めた条例も、税金を取る条例もみな一緒ですわ。決めたらその日から実施する。なぜそれをしないんですか。

議長、恐らく答弁ようせんと思いますからね。頭を冷やすために休憩したらどうですか。

○ 議長 (貝淵博治君) 市長、答弁しなさい。

○ 市長 (池田忠雄君) 重ねての御指摘で非常に恐れ入ります。市同促協につきましては、発会を目指していま準備中ございまして、あとしばらく時間的猶予をお与えいただきたいと、こういう答弁でございまして、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。決して守らないとか、どうかこうことでなしに、努力をいたしておりますので、よろしく御賢察をいただきたいと存じます。

○ 7番 (田中包治君) 守らないとか守るとか、そんな人をごまかすようなことを言いなさんな。現実に守ってないんでしょ。守っておるんならちゃんとできておるはずですよ。ごまかしなはんな。いやしくも12万市民の長たる者が、守っておらんから、なぜ守らないと言っているんだ。条例を市民が守らなかつたら、税金がどうやてか文句言うけど、自分が守らんたらそれでよろしいんですか、そうでしょう。

そんな質問をしても仕方がないから、私は前段で話をしているんですよ。何のためにわれわれは市会議員で出てんねん。はっきり言うて、市役所が23万も金出してやね……、これほど金が要っているんだ。その議会の中で慎重審議をして条例をつくり、同促協も規則もつくつ

てしているやつを、なぜいまだに……。わしはあのくらい12月の議会で言っているんだ。それをなぜ守らないのか。責任とりなさい。

- 議長（貝淵博治君） 田中議員さん、これは平行線をたどりますので……。
- 7番（田中包治君） 平行線というよりもね、これは法治国家としての原点ですよ。せやから、議会の権威の問題もあるんですよ。
- 議長（貝淵博治君） わかりますが、これでは答弁が行き詰まると思いますのでね、本議会中に市長と理事者と田中さんと納得のいくように話をするという事で御了解願いたいと思うんですが。
- 7番（田中包治君） いや、議長、これは議会の問題ですよ。市長は議会の立場を無視しているわけですよ、はっきり言いましたら。議会の立場を無視しているということは、議会の存在価値を認めておらないということですよ。そして、法治国家の国民たるものが条例あるいは法律を守らなくてもいいんだという張本人なんです。これが許されるべき問題かと言ってるわけです。
- 議長（貝淵博治君） 市長、議会の議員を無視しているという言葉が出ているので、もっと的確な答弁を……。
- 市長（池田忠雄君） 重ねての御指摘でございますが、決して無視はいたしておりませんし、世論の代弁者としての議会の尊重、あるいは議員さんの御意向の尊重、これは理事者として十分に心がけるべき点でございます。

ただ、いま御指摘の市同促協につきましては、12月に御指摘のとおり、46年に条例があり、規則がある関係で早くつくりなさいという御指摘をいただき、何とか3月を目途にということで、私もそれに向かって努力することのお約束をさせていただきました。現在、おくれはしておりますけれども、鋭意努力中でございます。条例を軽視したり、あるいは議会を軽視するということは毛頭ございません。現在、理事者で努力中でございますので、あとしばらく時間をおかしたい、このようにお願いをさせていただいているわけでございます。その辺御賢察をいただきたい。よろしくお願いを申し上げます。

- 7番（田中包治君） もう一遍12月議会の議案録調べてくださいな。私が3月までやりますかと言ったら、やりますと。それと法律の問題だ。これは絶対に許すわけにいかん。許したら和泉市は大騒ぎになりますよ。だれも守らなくていいというんだから。たとえば、税金の問題で言いますとね、百万円の税金が来た、税金を払うために努力してますんやと、それで済むんや。言葉をかえて言えば、それで済まんでしょう。

- 議長（貝淵博治君） 田中議員さん、議長サイドにお任せ願って、議会中に何とかの線引き

をということで御了解願いたいと思います。

- 7番 (田中博治君) 私はね、わかるんですよ。わかるんですがね、議員の皆さん方の意見も聞きたいですわ、はっきり言いましたら、和泉市政の動脈を切っているわけですよ、市長そのものが、それで市政運営の責任者と言えるかというんです。解決の方法は、議会を解散するか、あるいは予算案を撤回して、もう一遍同促協にかけて出すか、あるいは自分がやめるかですよ。この3つしかないはずですよ。
- 25番 (藤原要馬君) 議長、議事進行について発言を。
- 議長 (貝淵博治君) はい、どうぞ。
- 25番 (藤原要馬君) これは一般質問だと思うんですけどね。12月議会で一般質問したもののなかが出てないからといって、一般質問以外に時間を要するということはどういうことなんですか。議会では時間厳守、時間を決めているわけですけども、このことについては、議会の運営委員会のルールを破棄してやらせるわけですか。今後の一般質問にこれは大きな影響を及ぼすと思いますが、その点、まずお聞きしたいと思います。
- 議長 (貝淵博治君) 質問の時間はまだ15分しか経過してないわけですよ。しかし私は……。
- 25番 (藤原要馬君) いや、時間でなしに、事前審議的な要素を含むような発言に時間をとっていいののかということです。あとの質問が消化できなかった場合はどうするのかという問題も出てくると思いますので。
- 議長 (貝淵博治君) だから、議長の折衷案に委してほしいと。私としては、議員さんに対してそれ以上しゃべるなとかいうなにもありませんので……。市長、一点は別としても、あなたは12月に約束した、その約束の不履行ということを田中議員さんは言うているんだと思うんです。市長もそれを受けとめながら、田中さんの納得のいくなにしてほしいということで、議長の裁量にお任せ願いたいと思います。

それでは田中議員さんの質問は終わります。1時まで休憩いたします。

(午前11時56分休憩)

○

(午後1時13分再開)

- 議長 (貝淵博治君) 午前に引き続きまして一般質問を続行いたします。2番、木下甲子三君。
- 2番 (木下甲子三君) 通告に基づきまして、2、3点お伺いしたいと思います。初めに、財政運営についてお伺いいたします。本年の当初予算として146億が組まれておりますけれども、その財源はどうなっておるのか。昨年度の市税徴収は当初86億という見込

みでございましたが、最終的には30億という落ち込みでございました。本年度は32億と算定されておりますけれども、その基準についてお問い合わせ申し上げます。

第2点に、人口急増都市である本市の実態に即した特別交付税獲得について、市長は国、府に対して強くその対策を立てられていると思いますが、どのような対策を立てておられるのか、お問い合わせいたします。

第3点目に、財政困窮のおりから、市有財産のうち不要不急の物件等の特別財産の運用をどのように考えておられるのか、お問い合わせいたします。

次に、福祉行政でございますが、保育所の増設についてお問い合わせ申し上げます。本年度入所希望者申込数と収容能力、定員、そのバランスはどうなっておられるのか。仮に申し込みに対して収容能力の不足が生じたらどうしようと考えておられるのか、お問い合わせします。それから、何カ所の保育園が必要なのか、そして、どこに建設しようとするのか、基本計画を立てて年次計画を策定すべきであると思うが、どう考えておられるのか、お問い合わせしたいと思います。

また、料金についてであります。不況とインフレの両面からのパンチを受けている市民が幼児教育を希望しながらも料金面で思うようにできない。料金の見直しについて、これが妥当な見直しであるのかどうか、お問い合わせしたいと思います。

次に、教育問題でございますが、教育委員会はかねてから幼稚園について一校一園を基本目標にしておりますけれども、一校区一幼稚園を本当に実施する考えがあるのかどうか、その決意のほどをお問い合わせいたします。

また、幼稚園の保育料の見直しにつきましても、これは即増設につながるものであるというようにも承っておりますが、現在の2千円から4千円、入園料のゼロから3千円、これだけの見直しをして何園の幼稚園を建てようとしておられるのか、この2点をお問い合わせします。

商工関係につきましては、市長は施政方針の中で融資の整備充実を図るといわれておりますが、中小企業がいままさに停滞から躍進に向かおうとするとき、その潤滑油となるべき融資問題についてどう考えておられるのか。その枠の拡大の副等についてもお問い合わせしたいと思います。

最後に医療関係でございますが、市民病院の新館の入札につきまして、昨年のお話では、50年の11月に着工して約18カ月間で、そして、旧館につきましてはその後6カ月を要すると。市民は、あとどのくらいすれば病院ができるんだと待ちこがれている。本当に希望と信頼を寄せておりますけれども、現在、まだ入札も行われておらないように承っております。なぜおかれておられるのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、休日診療所につきまして、その計画案を市民に速やかに公表すべきである。同時に、夜間救急医療にもこたえられるように並行して進めていくべきであると思っておりますけれども、

市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。以上で終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 木下議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず第1点は、財政問題についての御質問でございまして、市税の落ち込み、御指摘のとおり、50年度は5億円の落ち込み、そして、51年度は32億円見込んでいるが、確保の問題はどうかという意味での御質問であろうかと存じますが、51年度も厳しい状況が予想されております。

御指摘のように議案書の歳入面、昨年度に比しまして、市民税については5億7千万余りの落ち込みが予想されておりますので、13億3千9百9万余円ということの見込みで何とかお願いを申し上げたい、このように存じております。固定資産税につきましては、御案内のとおり、評価替えの時期でございまして、この点については、約2億余の増を見込まさせていただいております。市民税、固定資産税、いろんな計算の上に立ちまして32億円の見込みを立てさせていただき、市民の皆さん方をお願いを申し上げたい、こういうことで努力をさせていただきたいと存じておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

2点目は、特別交付税の問題でございまして、御指摘のとおり、国の方も非常に厳しい現状でございまして、自治省にも私、再々参りまして、事務次官、局長、大臣に至ります間、さらには、各課長さんに至ります間を駆けずり回りましてお願いもさせていただき、また、各党選出の代議士の先生方にも御無理を申し上げ、それぞれ御支援をちょうだいしてまいりました。

非常に厳しい現状でございまして、50年度は約1億4千余万円いただいておりますが、通常で申しますと、全国的に2割削減という財政局長の厳しい話でございました。先般もそうしたお願いの会がございましたんではないかと、本年度については約1億7千7百万円で、昨年度よりも約3千万円多い。1億4千万円の2割減で1億1千万円になる予定でしたが、そういう意味からしますと、国の方も御理解をいただいている内示がございました。

なお、国の財政も非常に厳しい状況でございまして、理事者といたしましても努力することはもちろん、各党選出の代議士の先生方の御支援もちょうだいいたしまして、制度の抜本的改正も含めまして、今後とも国に対してお願いもし、要求もしてまいりたいと存じます。御報告々々御理解をいただきたいと存ずるわけでございます。

それから福祉行政につきましては……。

- 2番（木下甲子三君） 市有財産の問題は……。
- 市長（池田忠雄君） 答弁漏れがございまして失礼いたしました。

市有財産の問題でございまして、御指摘のように、こういう厳しい財政状況下でございまして

ので、不要のものにつきましては何とか処分をさせていただきます、財政運営に資さしていただくよう努力いたしたいと存じております。よろしくお願ひ申し上げます。

保育所行政につきましては、本年度予算で芦部、和氣二園の新設を予定さしていただいております。しかし、なお不足でございますので、乏しい財源でございますけれども、幼児保育の重要性にかんがみまして、今後とも一層努力を重ねて効率的に運用をさしていただきたい。今年度も財政厳しい中で意欲的に取り組ましていただきましたが、なお、毎年希望者が殺致する現状でございますので、財源を効率的に、計画的に配分をいたしながら、本年度の新設予定も含めて、今後努力を重ねさしていただきたいと存じております。

なお、保育料の改定につきましては、保育園児1人に対して市の持ち出し年間26万幾らという厳しい実態でございますので、応分の御負担をいただきたい、このように存じまして、非常に恐縮でございますが、保育料の改定を今議会でお願ひを申し上げておまして、何とぞ御理解を賜りたいと存ずるわけでございます。特に保育料の改定につきましては、生活困窮者の方々への配慮その他いろいろと気を使っておるわけでございますが、応分の御負担をいただく、こういう原即で、セクションの方からまた答弁をさせますが、努力をいたしておりますので、御理解をいただきたいと存ずるわけでございます。

教育行政につきましても、行き届かない点がございまして、所管の教育委員会から御答弁をさせたいと存じます。

3項目めの病院産衛行政の問題でございますが、市民病院の増設非常におくれておまして申しわけございません。何とか今議会にお願ひを申し上げて、4月早々に着工をしまして、市民病院の増設完成に向かってやらしていただきたい。諸般の事情でおくれております点、深くおわび申し上げますが、4月早々何とか着工できるように鋭意努力中でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、休日診療所の問題でございます。この件につきましては、所要の経費を予算として計上さしていただきました。議会の皆さん方の御指摘、住民世論の強い御要望を踏んまえて、財政難でございますけれども予算を計上さしていただき、さらに、医師会の先生方とも鋭意話し合いをいたしている現情でございます。何とか予算を御議決いただいて、本年度早々に何とか着工をさしていただき、秋には完成をして、秋ごろには休日急病の診療所として住民の御負託におこたえをさしていただきたい、このように存じておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存ずるわけでございます。

以上、簡単ではございますが御質問にお答えをさせていただきます、不備な点は教育委員会初め関係各部長から補足させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 市民部長（内田繁君） 保育行政について、市長の答弁の中で補足的に御説明申し上げたいと思います。

まず、本年度の保育所の申請者数に見合う定員ということのお尋ねでございますが、現時点では申請者数が2千7百60、定員は2千2百37でございますので、5百余りの方に待機を願わざるを得ない状況に至っております。これの対策といたしましては、前々から私も申し上げておたわけでございますが、財政事情を踏まえながら新設なり増改築をしていく、整備充実を図っていく、財政事情の許す限り鋭意努力をしていくというよりはかかないと思います。

それから基本的な考え方といたしましては、市長からも答弁いたしておるとおりでございますが、大規模住宅開発地域といいますか、人口の急増しているところ、いわゆる保育需要のきわめて高い地域を優先していく。同時に、既存の老朽化した保育所を年次的に増改築をしていく。これが基本となっております。現在、どこそこの地域に建てていくかということの基本構想につきまして作成中でございます。基本の考え方にあわせて建てていきたい、かように考えているわけでございます。

それから、保育料の問題につきましては、市長から申されましたので……。数字的に申し上げないと御理解しにくいと思いますが、時間の関係上その点は省かせていただきます。

ただ、保育料の改定につきましては、一定の保育運営というものが法律で決められております。国、府、市、それから保護者の負担というものが法律で決められております。そういう法の中で国が毎年徴収基準といいますか、保育料を定めておるわけでございます。私の方は47年に改定したままで据え置いてまいりまして、50年度当初では、国の定めている基準に合わせますと43・46％という非常に低い率でもって決定をいたしておるわけでございますが、何を申しましても市長から申しましたような事情で、やむを得ず保護者の御負担をお願いせざるを得ないということでございます。以上です。

- 教育次長（阪東重信君） 幼稚園問題についてお答えいたします。

一校区一幼稚園設置計画に対する基本目標には変わりはありません。市としては、福祉行政における保育所の運営実態等もあわせまして、必要度の高いところから実施してまいりたい考えでございます。ことしも一園を予定しておりますが、予算を通じて御審議をいただく予定をいたしております。

保育料引き上げの問題でございますが、現今の行財政需要の増高の中で、幼児教育の一層の推進を図るべく、現有施設の内容充実、公私立の格差是正等を図るべく努めたいと考えております。なお、提案のところでも申し上げておりますように、47年度来、文部省より実施いたしております就園奨励事業ともかみ合わせながら、十分配慮してまいりたい考えでございます。

○ 産業部長 (守沢清治) 4番の問題についてお答えを申し上げます。

市単独の銀行融資は、現在、4千万円を預け込まして、2億円の融資枠を持っております。新年度予算といたしまして、1千万円の上程をお願いいたしておる次第でございます。今後、和泉市の市単融資を全面的に企業者に活用していただくべく、予算通過後、和泉市の融資審査会に諮問いたしまして、完済奨励金の基準の引き上げ、貸出限度額の引き上げ等を行っていきたい考えでございます。どうぞよろしく。

○ 病院事務局長 (平野誠蔵君) 市立病院の新館増築につきまして補足説明をさせていただきます。

市長が申し上げましたとおり、おくれておるのでございますが、おくれた理由としましては、かなり大きいポリウームの増築でございますので、設計の段階で、排水が公害規制の対象になるといった問題とか、府の水質公害課等との調整、あるいは特殊な建築物でございますので、建設完了後の管理運営についての問題、大阪ガスの工事負担の問題等々、予期せぬ事情がございまして、それぞれを詰めてまいったところでございます。過日、病院運営委員会並びに病院建設特別委員会の委員さん方に現地での御説明も申し上げ、早急に着手という運びになっております。たまたま、和泉中央線の舗装工事が1月以来進行中でありまして、資材搬入につきましては、この舗装工事完了がひとつの前提になりますために、これとのからみ合わせを見ながら、新年度早々に着工したいという考え方でございます。

工期は、その後詰めてまいりましたところ、21カ月が必要という予想でして、昭和52年末に完成、それから、医療器械等を搬入しまして、52年度じゆうには新館オープンの見込みでございます。以後、旧館の改造に約半年かかりますので、53年末には、全館工事完了という予想を立てまして、目下、鋭意促進に努めている次第でございます。

○ 2番 (木下甲子三君) 財政問題で32億を見込んでおられますが、昨年と同じような結果になってもつきりません。現在、市民税等の申告等も行われておりますので、いずれその調査結果もわかると思えますけれども、来月いっぱいぐらいでほぼわかると思えますけれども、50年度のような落ち込みがもし懸念されましたら、すぐさま補正等をして、後で思惑違いであったということのないように処置を講ずべきである、このようにも考えます。その点よろしくお願い申し上げます。

それから、福祉関係でございますが、今年度の見込みとして約5百名が収容できなくなるということは、120名収容の保育園が4つ不足しているということですね。これに対して年次計画をはっきり立てるべきである、何年度にどうするという年次計画をはっきりすべきである。このように考えます。ひとつ担当者の方で努力していただいて、市民の要望にこたえられるよ

な方向で進んでいただきたい、このように思います。

それから、幼稚園の件でございますけれども、基本目標である一校区一幼稚園は変わっていかないということですが、ここ4、5年来の実績から見ますと、私立の幼稚園に依存する傾向が強いのではないかと、このように受けとめられます。単に1号先だけでなくして、幼稚園の建設につきましても年次の計画を立てて、はっきりとした線を打ち出すべきであると思います。

それから、医療関係で入札がおこなわれていることについて、排水とか道路問題、資材の搬入等いろいろ挙げられましたけれども、私はなぜ入札がおこなわれているのかということもお伺いしたように思います。ですから、それはそれとして、1日も早く積極的に取り組む姿勢を見せるべきである。広報「いずみ」にもこのことは大きく取り上げられて、市民も非常に期待をしておりますが、いまだに何にもなされていない。入札もなされていないということになると、このまま流れてしまうのではないかと不安さを感じております。その意味で、1日も早く着工できるように準備を進めていただきたいと存じます。

なお、休日診療所につきましては秋ごろに開きたい、開館したいということでございますが、夜間救急医療というものもこれに加味して考えていくべきではないかと。第2段階として夜間の診療について考えるべき時期が来ておるのではないかと。この夜間救急の点について市長のお答えをお聞きしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

いろいろと御指摘をいただきましたが、鋭意努力をさせていただきますと存じます。特に最後に御指摘をいただきました休日急病診療所開設の問題でございます。私といたしましても、休日急病診療ということで所要の経費をお願いし、御議決をいただきますならば、医師会、その他関係機関等と協議の上で着工し、秋ごろ完成の運びに持ってまいりたい、このように存じてお願いしているわけでございます。

夜間診療の問題でございますが、非常に重大なことだということは重々承知をいたしております。ただ、休日診療とあわせて夜間診療ということになりますと、率直な話、そこまで医師会の先生方の御協力がいただける体制になっておりません。したがって、とりあえず休日・祭日の急病診療所を開きまして、御指摘のように第2段階の話として、夜間診療に向かって意欲的に取り組んでまいりたいという考え方でおります。遅くなって申しわけございませんが、意欲は持っておりますので、今後、関係機関とも煮詰めをさせていただきますして十分に検討してまいりたい、このように考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

○ 2番（木下甲子三君） 以上で終わります。

○ 諺長（貝淵博治君） 次に20番、寺田茂君。

○ 20番（寺田茂君） 一般質問の通告にございますように3点挙げております。通告要旨は大まかに書いておりますので、順を追って御説明申し上げたいと思います。「なお最初にお願
いしておきたいのは、きょうの理事者の、また、市長の答弁は時間的に長いような感じで、再
質問を要する場面が出るというように思いますので、端的にお願
いしておきます。

第1点目の池上遺跡の問題なんですが、御存じのように、池上居住地は弥生武前期のもので、日本の文化財、歴史の中でも重要なものである、これは歴史学者によっても確認され、国、府の文化財保護委員会でもその重要性を認めております。また、50年の11月7日、国の史跡指定の答申が出され、内定し、決定を見るばかりというところまで進んでおることは、私たちも一面のありがたさを感じているわけです。市長の施政方針でも、歴史的な文化財に恵まれているというふうにいわれておりまして、和泉市の誇りだと思います。なお一層の施策を私たちは前進させなければいけないと考えております。

ここで2、3質問をしておきたいのは、48年度に和泉市の文化財に対して6億6百万の予算がされ、それが48年度、49年度と一銭も予算化されずに不執行に終わっているのは非常に残念なことです。市債ということで形だけは組んでいますが、何1つ進まないというのが現状です。50年にやっと1億の補正が組まれましたが、これは面積のほんの一部分にあたる千7百73平米の買い上げ予定面積の金額にしかならない。現在、6件のうち5件まで買い上げが進み、今年度中にあと1件、これは和泉市の開発公社が持っている土地なんですが、約165平米残っている。果してこれが3月31日までにできるのかどうか、また進みぐあいはどうか、まず、お聞きしたいと思います。

また、開発公社の買い上げ単価についてなんですが、6万9千4百1円というふうに言われておりますが、他より非常に高いわけですね。利用価値の問題もあると思いますが、買い上げ単価がなぜこうも違うのか、これをお聞きしたい。

第3点目は、池上遺跡のところには第2阪和国道、それから、池上下宮線がこれから都市計画の中で進んでいくわけですが、これが中心地になっていることは御存じのとおりです。池上遺跡を重視するならば、国に対する路線変更などを具体的に進めているかどうか、お聞きしたい。

4つ目に、これは予算と関係がありますので、予算委員会の中でも質問していきたいと思うんですが、51年度から55年度までにかけて債務負担で3億円が予算化されています。年数が非常に長いんですが、これの見通しはどうかということをお聞かせ願いたい。これが1点目の池上遺跡についての質問です。

次に、「教育委員会の学校指導について」と書いてございますが、これにつきまして3、4点お聞きしたい。

学校運営につきましては、第2中学と統合の問題で適正就学審議会会長の藤原議員さんもいろいろと苦労されたわけなんです、その後答申が出され、各地域にその説明に入ったと聞いております。しかし、けさも本会議が始まる前に、教育委員会の前の廊下のところでたくさんの人たちが不安そうな顔で、市の行政に対して怒りを向けておりました。審議会のときには、諮問機関であるので市長さんには質問ができなかったんですが、いま、混乱している学校区域通成の問題を市長はどうしようとするのか、また、今後どうあるべきかということについてお聞きをしたい。これは教育の機会均等の問題が主体にございます。そういう観点からお聞きをしたい。

それから、信太中学で2年生の女の子が6カ月以上も転校手続がとれなくて困っております。現在、この方は三重県の松阪市におるわけなんです、この問題については、私も下調査なり、教育委員会で聞いてもみただんですが、教育委員会は、この点について学校にどのような対処をしているのか。これが2点目です。

私はなぜこの問題を重視しているかといいますと、この前に石尾中学で暴力問題があったのではないかというふうに質問をし、答弁を受けたところが、暴力問題は何もなかったと、生徒の転校については、親御さんの了解があったから転校を許したと、そのことを私はいま考えながら、仮に親御さんが転校を依頼した場合は、転校の手続ができるのではないかと思うわけなんです。これは理由によっては私もわかりませんが、理由をまずお聞きしたい。

3点目の農業政策とあるのは、最近の都市近郊農業の利点を生かして福合経営が計画されようという中で問題なんです、現在、和泉市の農家のA、B農地には宅地並み課税が課せられておりますが、この宅地並み課税につきましては、農林課サイドで農家に還元という形が一部続けられている。この還元が50年度で打ち切れそうな感じになっておるんですが、和泉市としては、農家を育成し、農業を発展さすという観点からどう対処していくのか、このことをまずお聞きしたい。

2点目は、和泉市に桑原町という、ここは花づくりで有名なところなんです、ここに花き組合というのがございます。花をつくっている家庭が約70軒、それ以外に観音寺の方に15、6軒あって、80軒から85軒ぐらいあるのではないかと思われるわけですが、その家庭に助成金、補助金という形で4万円出ているわけなんです。4万円を80軒で割ると、頭割り4百70円から5百円しかないんです。これが補助金だというふうに位置づけられているわけなんです、1軒当たり4百70円ぐらいの補助金でどうしろというのか。また、このような和泉

市の沈んだ行政とあわせて、皆さんに理解のできないような補助金を続けていくのかどうか、これが私の1つの疑問点です。

以上、項目別に4、5点ずつ申し上げましたが、時間の許す限り再質問をお願いしまして、端的にお答えを願いたいと思います。

- 議長（目淵博治君） 理事者答弁。
- 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

池上遺跡の指定の問題につきましては、文化財審議会の答申後、出土品その他から見て、弥生時代の集落として重要文化財であるという考え方から、指定については現在、文化庁で検討中でございます。

端的に申し上げますと、1点の開発公社の買い上げ、これは可能でございます。

それから2点の6万9千4百1円の問題ですが、公社では適正に買取をいたしております、府を通じて国とも協議をいたしている価格でございます。

3番目は国道あるいは池上遺跡等の路線変更の問題でございますが、現在、建設省あるいは文化庁とも協議中でございます。

4点目の債務負担行為における3億の問題でございますが、御承知のように、国の指定をもって財源措置等相まった上で再検討いたしたいと思いますが、現状、財政難の中で、特に国の財源措置というものを定めた上で再検討いたしたい考え方でございます。以上です。

- 教育指導部長（乾武俊君） 教育委員会の学校指導についての御質問でございますが、第1点の第2中学をめぐる適正就学の問題でございますけれども、過去1年余にわたって、適正就学対策審議会で9回にわたって慎重に御諮議を願ひまして、御答申を3月4日にいただいたわけでございます。この御答申は、私たちが当初考えておりました学校建設のねらいであるマンモス校の解消並びに同じ沿線にある極度の小規模校の矛盾解消、特に阪和線西側の児童生徒数の人口急増に対する3つの対策としても、非常に的確な御答申をいただいたと考えます。

そこで、該当地域の住民の方々とは何回もお話を重ねてまいったわけでございますが、現段階では、私たちの説明が十分御了解をいただけない、こういう点があるわけでございますが、今後、さらに私たちは本市の将来の教育展望に立ちまして、審議会でお出しいただきました就学区域というものを尊重し、地域住民の方の御理解、御協力を得まして、円滑に開校並びに就学できるように努力してまいりたい所存でございます。

なお、学校指導の中の第2点目の御質問でございますが、子供さんが転校手続をとるという場合に、同一市内に2つ以上学校があります場合は、当教育委員会の職務としまして、その子

供さんが就学すべき学校を指定いたします。その指定以外の学校へ勝手にかわるということはできませんけれども、お引越しをなさって他の市町村とか府県に移られる場合には、当然、転校の手續というものがでてまいります。その転校で転校の手續がとれないということはございません。

なお、信太中学の子供さんの転校手續の事例をお出しでございますけれども、私どもは、現場における教育につきましては、校長先生を中心に正しい教育が行われるようお願いしてございますけれども、その学校の指導等についての指導助言というものは私たちの仕事でございます。したがって、ある学校で十分に指導のできない御相談事項とか、あるいは重要な事項等が出ました場合には、いち早く学校長から教育委員会に報告がございまして、その報告を受けまして、私たちは指導助言に当たっておるわけでございます。非常に不勉強でございますけれども、ただいま御指摘の信太中学の点につきましては、現在、私どもの耳には入ってございません。至急に調査いたしまして、しかるべく正しい指導に当たりたいというふうに考えます。以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） 農業振興問題につきましての第1点の本市の農地保全対策についてお答えを申し上げます。

このことにつきましては、48年から50年の時限で現在、実施しております。ただ、御質問の51年度以降、本市の農業振興上から見た農地の保全対策につきましては、過日の新聞紙上において、また、自治省、農林省等の考え方の中でも、税法の改正等と相まって、その点についてもある程度考慮の中に入れられる、こういうこともお聞きをしておりますので、地方税法の改正の状況等を十分見きわめまして、本市の実態に即したようなことができるかどうか、今後、十分検討を加えていきたい、かように考えておる次第でございます。

2点目の花き組合に対する助成の関係でございますが、お説のとおり、和泉市花き生産組合の活動助成ということで、4万円程度の助成をいたしております。これは各個人に対する助成でなくして、花き組合の活動に対して助成していく、こういう考え方のものでございますので、その点御了解をいただきたいと思っております。

なお、花き栽培の振興に關しましては、大阪府、本市の農林課が毎日といってしかり地元に出向きまして、生産の指導等をいたしております。また、49年度におきましても、冷蔵庫の設置ということで、近代化設置事業も施行しておる現況でございますので、御了解をいただきたいと思っております。

○ 資産税課長（中川鉄也君） 昭和51年度のA、B農地の固定資産税の減額、いわゆる還元

措置の取り扱いについて現在、わかっている範囲内での考え方を申し上げます。

現在、国会で審議中の地方税法の改正案によりますと、昭和51年度から53年度までのA、B農地の宅地並み課税される固定資産税及び都市計画税については、一定の条件、これについては政令で定むるということで、現在、最終的な内容は出ておりませんが、一定の条件に該当する農地で、現在、耕作の用に供されており、今後も引き続き3年以上農地として保存することが適当であると認められるものについては、本人の申請に基づいて、市に設置を予定しております農地課税審議会の審議を経て、条例で定むる割合を減額する、という内容のものが、現在の地方税法の改正案の中で審議されております。

これでいきますと、現在、本市の農林課で実施中の登録農地保金に関する補助金交付対象農地については、ほとんどこの税法で該当するものと判断しております。以上です。

○ 20番(寺田茂君) 教をかなり細かく分けましたので、もう一度お聞きしたいのですが、まず、池上遺跡の問題なんです。開発公社所有の165平米、これは買い上げ可能というふうにお聞きしました。買い上げ可能ということは、まだ買ってないということで、3月31日までに買えるということなんです。これについては間違いございませんか。

それと単価の問題で、これは国が定めるところによる、とあるんですが、私が聞いたのは、開発公社以外の個人所有ですね。そこが8万円の単価のところもあるし、4万円の単価のところもある。だから、公社の6万9千円というのは非常に高いのではないか、これはなぜかということなんで、この点つけ加えて答弁を願いたい。

それから、池上下宮線、第2阪和についてなんです。池上遺跡の問題とからんで、今度校区編成の中で池上小学校建設の問題が出ているわけですね。そうすると、当然、遺跡の試掘調査の問題が出てくる。予算書の中まで入るとあれかもしれませんが、遺跡の試掘調査の予算がないように見受けられます。これは補正でかかってくるのかわかりませんが、全体的な見通しが非常にアンバランスであるし、当面のところしか見てないんじゃないか。これが1つの課題です。それと、先ほど申しました第2阪和、池上下宮線。これがちょうど中心地にあり、先ほどの説明では、国の遺跡指定に内定していると、すぐに決定がおりると私は思うんですが、仮におりたときには路線変更を余儀なくされるんじゃないか、その辺もう一度確かめたいと思います。それだけを先に。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

まず、価格の問題でございますが、いわゆる補償費も含めた中で、特に府あるいは国を通じて開発公社で先行取得したものを、国の補助対象として1億円の中で措置するということを協議いたしておりますので、これは間違いなくいたしたいと思っております。

それから、小学校建設問題に関連する試掘調査でございますが、これは予算措置の中で試掘費も含めておりますので、試掘調査費も含めた中で予算を計上いたしております。

第3点の道路の問題でございますが、都市計画道路として少なくとも周知され、しかも、十何年来、和泉市として計画決定し、事業決定をしたもので、これの変更ということは実際問題としてむづかしいわけですから。ところが、文化財等もあって、国の方で、いわゆる建設省あるいは文化庁の方でなにしておるといふことも聞いておるわけですが、具体的にはすでに道路は買収し、地元としても、平面道路としての考え方も要望しておりますし、また、文化財としてぜひ残したい、そういうことで、どちらもいま国の方で協議中でございますので、その状況は後日、また御報告を申し上げたいと思います。

○ 20番 (寺田茂君) いま、買い上げ可能という確認を言葉でもらったんですが、教育委員会なり社会教育ですか、こことして間違いないというなを下さい。3月31日といえはもうそこですからね。ここで間違いなしというなを文書でもひとつお願いしたいと思います。

それと単価の問題で、国の基準によってという理由は私わかるというんです。場所によって違ふのかわかりませんが、3万円台もあれば7万円台もある、これはなぜかと。公社やから7万円だ、一般やから3万円だというのがちよつとわかりにくいんでね、その点もう一度お願いしたい。

それと、池上下宮線というのは、恐らく同和事業の総合計画の中から出てくるんじゃないかと思うんです。思い違いでしたらごめんでください。そうなると、同和事業優先の立場で非常に混乱するんじゃないかという懸念があるんですね。だから、市としても、池上遺跡の指定を早く国に要請しないとまたまた大きな問題になるんじゃないか、この点ちよつと心配なんで再度お願いします。

○ 教育次長 (阪東重信君) お答えいたします。

当該用地につきましては、補償費等もありましたので、国とも十分協議いたしまして、公社の先行取得の価格を出してほしいということですので話が終わっておりますので、3月末には完全に事務処理をいたしたいという考え方でございます。

それから、道路の問題につきましては、なお現在、協議中でございます。教育委員会としても、指定のものについては申請をいたしておりますが、そういう中で今後、建設省、文化庁と協議されることもまた御報告してまいりたいと考えます。

○ 20番 (寺田茂君) 1の部分につきましてはわかりました。単価については、補償も含めて若干値段が違うこともあるということなんです。補償についてはほくもわかりませんので、後日、またお聞かせいただく、こういうことで結構です。

第2点目に、第2中学との統合問題で適正就学審議会が9回も開かれて、答申案も出され、現在に至っていると、このように乾次長は申されました。そのとおりだと私も存じております。しかし、なおかつ市長さんにお聞きしたいのは、確かその後、地元へ説明会で行かれて、それが深夜までかかったというふうに聞きます。なぜ深夜までかかって説明されたのに……。きょう、信太校区の人たちが、まだまだ理解が得られないということでたくさん見えておられたんですが、この辺の問題ですね。審議会では4月初開校を目指して積極的にやり、皆さんの御理解を得てやるんだということが前提条件だったと思うんですが、それがきょうの時点でもこういう状態です。前で集会されていたように思います。このような事態にどう対処されようとするのか、これは市長の答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

先ほど教育委員会の乾部長から答弁がございましたが、委員さんも御指摘のとおり、この校区の問題につきましては、適正就学審議会の34名の委員さんに1年近く御審議を煩わし、原案どおり御答申を賜った。これを受けまして、所管の教育委員会としては、この答申を尊重いたしまして、社会増への対処、小規模校の問題等、教育効果の発展のために御答申どおり実施をしたい、このようになっておるわけでございます。私としましては、市政を預かりまして日なお浅うございますが、こうした過去の経過、あるいは御案内のとおり、教育行政は教育委員会にゆだねられておりました、こうした方向づけが行政ルールとしてなされている、こうした点につきまして御賢察を賜りたいと存ずるわけでございます。

なお、私なりに教育委員会ともども説明会にも寄せていただいておりますが、まだまだ住民の皆さんに御不満もあり、御納得のいきにくい点もあるようでございますので、教育委員会として鋭意努力をして、住民の皆さんの御理解と御協力をいただけるよう、なお、一層今後とも努力するよう私の立場からも申し上げているようなことでございますので、御賢察をいただきまして御理解を賜りたい、このように存じます。

○ 29番（寺田茂君） 市長、ここでいかに理解しても仕方がないことなんです。答申といっても20対10で、反対の10もありました。これは教育委員会としても考慮すべきだということを私たちは申し上げました。だから、ここで納得するとか、せんとかという問題でなしに、現実にきょう、こういうふうにあるんでしょ。同和行政も、同和教育の問題もひっくるめて住民の皆さんに理解していただいて、喜んで4月開校を迎えることができるような方法を持っているかどうか。その問題を私は聞いているんですよ。

いま、子供さん、親御さんが一番心配している時期なんでね、私の老婆心かも知れませんが、このままで4月にすつと行かないような気がするんです。これを見逃していつてね……。いま、

議会が開かれているので、その辺に対する集中力も少なくなると思うんです。仮に4月に向けたときに、学校に行けないという子供があったときには、大変なことになると思うんです。私ははっきり知りませんが、きょうも入学の受け付けをせないかん人たちが、大きな問題だということ、返すとか、返せないとかいう問題まで持ち上がっているということです。

だから、適正就学審議会がいろいろ苦勞されて、それを受けた市長なり教育委員会に全責任があります。当然なんです。住民が納得しないと、混乱するんだとかいう問題以上に、教育の基本的観点から重大問題なんです。市長からいま、お答えを願ったんですが、鋭意努力するだけなんです。教育長、朝からもお見えになっていたんで、十分に説得の意思があるのかなのか、それとも理解できる問題に発展したのかどうか、この点ちよつと聞かしてください。

○ 教育長 (葛城宗一君) お答え申し上げます。

皆さん方には審議の過程を通じまして、直接、間接に本問題につきましても御心勞を煩わしまして、非常に恐縮に存ずる次第でございます。

御指摘のように昨年来、あるいはまた答申をいただいた後の委員会の決定後におきましても、いろいろと御説明をまいりましたが、現象的には、就学通知の延長というような事態も起こってまいりました。ただ、今回の校区変更の目的とする基本的な考え方、すなわち次長から申しましたように3つの柱、1つは大規模・小規模校の格差を解消して校区の適正化、教育の向上を図るということ、さらに、阪和沿線地域の市街化区域における今後の人口推移に基づいて学校環境を整えるということ、これらの事項については、審議あるいは直接、間接に住民の方々の御意見を組上にのせていろいろ御審議をいただきましたが、大きな異論もございませんでした。しかし、基本的事項についての審議が終わって以降、説明に入りましたが、説明が非常に遅いということのおしかり、あるいはまた、現在校に対する深い愛着、それらの問題がありまして、どうしても御理解をいただけないというのが現状でございます。

今後、これにどう対処するかということにつきましては、私どもも非常に苦慮いたすところでございます。本日も就学通知の返上が、一部の町会ではございますけれども参りました。就学通知というものは、保護者に対してすでに就学させる義務が発生している、その義務的行為なるものを受け取ることはできないということを申し上げましたが、どうしても返す、受け取れんと。まあ、議会の時間もございましたので……。一応、町会の代表者の御意見でもあり、加えて、今後、また話し合いに直接私どもが入るということは当然でございますが、すでに就学通知を発送し、一方では受け入れがたいということで、4つに組んでおるような状態でございます。何とか議長さん等のあつせんも買って円滑な解決方法を見出してみたいと考えております。

非常に苦慮いたしておるところでございますが、事が子供のことでございますので、純真な子供の心をできるだけ傷つけないと。しかも、今回の小規模校の統合ということは、市が始まって以来の、合併当初からの新市建設計画の条件でございますが、単に規模の問題だけではなく、規模の小さい学校には、御賢察のとおり、長年の歴史の変遷を経て今日、園を挙げて取り組んでいる問題が横たわっておるということも見逃せない事実でございます、保護者の方々にもこの点の御理解をいただくよう努めてまいりたい、かように考えるのでございます。

○ 20番 (寺田茂君) 教育長からお答えを願ったんですが、確かに基本的にはそうなんです。ところが、ここまで来て基本的なものが理解されない、そして、先ほど報告がありましたように、転校手続を返上するというような一大問題が起こっているんですね。

これにつきまして私たちは、部落差別をなくすためには校区遍成は十分に考えていかないと。しかし、和泉市において特定団体である部落解放同盟、朝田・上田派の教育に対する介入、これに対する父兄の心配がある、このことが一番大きな問題ではないんですかと、こういうふうに申し上げてきたんです。これは審議会の中でも申し上げてきました。幸小中学校での同盟休校の問題を挙げまして、こういうことが父兄の方たちになかなか理解できない問題なんです。だから中身なんです。

建物は非常によくなった。当然、進んで行かないかんとところなんです。しかし行かない。なぜ行かないかという、母校に対する愛着も1つはあります。しかし、問題は教育の中身なんです。教育委員会としては、これを解決せないかんのではないか、こう申し上げているんです。

この問題は、なかなか解決する問題ではないし、また、信太なり池上地域の人たちにも、そう簡単に御理解願えないというふうに思います。だから、この問題に今後どのように対処していくのか、ということになると思うんです。これは特定団体の介入を許さないような、学校教育基本法に基づいた機会均等の教育の場にしていくという明確なものを出さない限り、解決はむづかしい。しかし、同和行政そのものについては、もっと理解のできるような説明をしないと……。頭ごなしに、行かないからどうの、行かないのは何でやというふうなやり方は、解決の方向どころか、一層大きな問題として残っていくのではないかとこのように心配されます。

そこで教育長、4月開校を目指してどういうふうに……。特定団体の問題も含めて、学校教育の中身を変えていかないと、なかなか理解できないと、こういう提案を私もいたしましたので、その点も含めて後でお答えを願いたい。

それから信太中学の問題、乾さんからお答え願ったんですが、教育委員会としましては現在、この問題を把握していないということなんで、私も説明がしにくいんですがね。現に、三重県松

阪市の市議会から電話がかかっているんです。私も電話でお話したんですけど、市議会でも、また、校長先生もいろいろ苦慮されていると。しかし、家庭の事情があるのか、そこまでは私も知りませんが、6カ月も学校へ行けずに困っているんですからね。信太中学では、そんな問題はありませぬということなしに、早急にこれは調べていただきたい。

名前を言うのはここでは控えますが、現にあるんですから、中学生ですからね、教育のおくれも目立つし、大変なことなんです。これはどんな事情があろうと、教育の観点からいって、教育委員会の指導というものが適切に行われるべきものであると思います。何もなければこんな問題は起こらないと思うんでね。ひとつ早急に調べていただいて、最善の解決策を見出していきたいというふうに思います。その点だけ教育委員会にお願いしておきます。

それから教育長、ここで幾ら言われても解決しないんですよ。先ほど私が申し上げたように御父兄の方たちが心配されている問題をどうするのか、ということなんです。小学校も建設が予定されてきて、皆さん方に大いに理解されないかんのに、出発点でこれほど大きな問題になっている。この点について再度教育長から……、自分たちにはこういう構えがあるんだというやつを持っていかんとできませんよ。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

保護者の方々の不安に対処しまして、早くから開校準備に取り組んでまいりまして、現在に至りましては、管理的立場に立つ各教科あるいは生活指導等の陣容まで予定しまして、それに日夜当たっているわけでございます。保護者の方々には、御指摘のように、果してその学校に行つてうまくやっつけていけるであろうかと、いろいろ入りまじった不安があるろうと思います。現在、受け入れ体制には万全を期しつつございますが、入学後における学習指導、生活指導等にも十分配慮いたしまして、それぞれ教養のある高い素養を持った先生ばかりでございますが、やる気に満ちあふれた、新しい校風づくりに意欲的に取り組んでまいるようにこちらも努力してまいりたい。それが保護者の方々に1日も早く新しい学校の実態を御理解いただける手段であろうと考えております。今後、さらにこれらの実態をお話し申し上げまして、誤解解消に取り組んでいきたいと考えるのでございます。

○ 20番（寺田茂君） 第2点の問題は、再度質問しても、教育委員会なり教育長、市長からの確な答弁は得られないと思います。これはここだけで論議する問題でもなし、やはり地域の住民の方たちの声が1番重要であるし、基本点になるのではないかと思います。

ただ、私が申し上げましたように、いままでやってきたことの延長では解決は不可能だと。正しい理論というものをね、こういうものでやってくれ、そのかわり教育委員会としてもこういうことをやっていくんだと、これをやらない限り、いままでの頭ごなしの説明と何ら変わり

ないというふうに思います。発展性もございません。教育委員会としては、学校が大事なのか、子供さんが大事なのか、先ほど言うたように、特定団体の問題を早く解決しなさいと、こういうふうに私たちは言うておるんでね、その点十分お含み置き願いたいと思います。

最後に、農業政策の問題で1つだけ、宅地並み課税の問題はわかりました。農業団体の補助金なんです、桑原の花き組合に対して4万円補助しているというのはわかるんです。これは70軒から85軒ぐらゐの組合です、そこに対する補助金がですね、私たちは80軒で4万円という感覚にしかならないんですよ。だから、1軒当たり450円ぐらゐの補助金かなというふうに見える。ことしは農業団体の予算が49万5千円ですか、その中から球根を……、これでも1つ25円、30円といわれる時代なんでね、この点については、私は予算委員会でも質問していきたいと思いますが、全体の枠の中から枠を引き上げるようなことも重要ではないのか。花き組合だけでなしに、農業政策全体にわたってこのような問題を大きく発展させなければいけないということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（目淵博治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時35分休憩）

（午後3時4分再開）

○ 議長（目淵博治君） 休憩前に引き続いて一般質問を続行します。25番、藤原要馬君。

○ 25番（藤原要馬君） 一般質問をさせていただきます。3点質問をお願いしてあるんですけども、51年度の予算については質問をしないことにします。2点質問をさせていただきます。

児童の保育についてでございますが、保育所に入園するについて、最高の所得はどれだけになっているか。また、共かせぎの方の最高額はどれほどになっているのか、これをお知らせ願いたいと思います。というのは、ことしは5百名になんなんとする待機保育児がおるわけですが、それらについて、入園するに際しどのような調査をして決めておられるのか、明確にお知らせを願いたい。保育行政はこれで終わります。

それから、人事についてでございますが、職員の日常の業務ですか、勤務ぶりですか、非常に目に余るものがあると思うんです。12月にもこれについて市長に質問したんですけども、いまだに改革の色は見えない。職員としては、職場の秩序を守り、市民にサービスをしなきゃいけない。不況の中で市民も血のにじむような税金を出しているんですから、それにこたえて業務を全うしてもらわなければいけないと思うんですが、そこらを怠っている。答弁のいかんによってはいろいろ問題も出てくるとは思いますけれども、明確に御答弁を願えば関単に終わり

ます。再質問を留保して、これで終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市民部長（内田繁君） 1番目の高所得者といいますが、その額を、という御質問についてお答えいたしたいと思います。

現在、把握している中では、年収で最高730万、これ1人でございます。お医者さんでございしますが、これは家庭のなから措置いたしておりません。しかし、申請の中で730万となっております。以下、だんと落ちてまして、4百万台が5、6人おられます。これはほとんど共がせぎの方でございします。

それに対する入所措置はどのようにしているのかということでございますが、議員さんも御存じのとおり、児童福祉法の制度上、一定の基準を設けまして措置いたしておるのが現況でございます。現行の法制度上、措置するに収入を度外視するということは疑問があるわけなんです。現在では、ちょっと難色を示すわけでございします。しかしながら、例年4月に措置決定をいたしまして10月には見直す、その時点で、こういった高額所得者につきましては遠慮していただけるように検討してまいりたい。無論、共がせぎの方についても高所得に該当いたしてまいりますので、あわせて検討してまいりたい、かように考えます。以上です。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 市長（池田忠雄君） 第2点の人事面、特に服務規律の問題についての御指摘にお答えをさせていただきますと存じます。

御指摘恐れ入ります。服務規律を重々厳にし、綱紀の肅正をさせていただきますと存じております。その実が上がっていないではないかという御指摘でございますが、実は、先般も課長、次長、部長全員集めまして綱紀の肅正と服務規律の点検、これについて厳守を申し渡しまして、幹部職員からえりを正して全職員に及ぼすよう申し合わせをいたし、職員と討議もさせていただいているわけでございします。全体の奉仕者として、市民の皆さんから御批判、御不満が出ないように、えりを正して一生懸命に取り組まさせていただき体制づくりもいたしております。

なお、実効が上がらない点、御指摘をいただいておりますが、今後とも御指摘を胸に置きまして、市長初め3役、部長、次長、課長を先頭にいたしまして、職員に対して住民の奉仕者であることの姿勢、それに伴う言動その他につきましても服務規律を厳に守るよう、また、市民サービスに一層邁進することができますように、格段の配慮、決意をいたしておる次第でございします。この点御賢察をいただきまして、今後とも御叱正と御指導をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひしたいと思います。

- 25番（藤原要馬君） 福祉行政の御答弁を願ったんですが、措置をする、考えるというこ

とやなくして、5百名の入園できない幼児をどのようにしていくかということです。やはりこれは調査をしたら、他に行けるような要素もあると思いますんで、高所得者に対しては、そこらを勧告して貰うという考え方でいかないと、低所得者と措置児に対して大きな支障を来してくると思うんです。福祉行政というのは、措置と措置児とに重点が置かれるべきだと思うんですけれども、そこらを十分に考えて、5百名について措置をしていくようにお願いしておきたい。

それから、人事についてでございますが、市長の御答弁はよくわかるんですけれども、余りにも職場がでたらめだということです。4日の朝でしたが、私は教育委員会の審議会があったんでせいておったんですけれども、廊下でたばこを吸いながら歩いているのがおる。「君は職員か」と聞いたら、「そうです」と。「こんなところでたばこを吸ってええのか、聖職場であるのにくわえたばこでいいのか」と注意したんです。私もあわててたんで名前は聞けなかったんですけれども、こういうことが事実あるんです。

だから、この前も言うたように「喫煙所をつくりなさい」と言うているのに、つくっておらない。つくらないからこういうことが起きてくるんですよ。喫煙所を早くつくる、これは私は強く指摘しておきたい。職場の秩序というものを守らなきゃいかん。そういうものを的確にやらないから、上司の命令とか、そういうものが徹底しないんですよ。市長はこのことを十分に考えて、二度とこういう質問をしないでいいようにやってもらいたい。やってもらえますか。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

御指摘ごもつともございまして、経記を肅正し、服務規律を職員が守り、市民サービスにいそむことのできる職場づくりというものを念頭に置いて、今後とも引き締めを図ってまいりたいと思います。

それから喫煙所の問題、ごもつともでございますが、庁舎が狹隘のために実現ができておりません。鋭意検討さしていただいて、何とか考えさしていただきたいと存じております。御指摘のようなごとのないように、今後ともえりを正してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

○ 25番（藤原要馬君） ひとつ市長が訓諭を与えるときにはですよ、廊下でたばこをのんでおったというのははっきりしているんですから、二度と繰り返さないように注意してもらいたい。これで終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に6番、柏音三郎君。

○ 6番（柏音三郎君） 教育行政についてお尋ねいたします。いまさら教育行政云々とお尋ね

するまでもございませんが、ひとつはつきりとしたお答えを願いたいと思います。

阪和線以西の各町会においては、同盟休校もあえて辞さないというように考えます。こういうことは、教育行政始まって以来のことではないかと思いますが、最悪の事態に突入した場合教育長なり市長さんはどういうぐあいこれを処理しようとするのか、お聞かせ願いたい。

次に、こういう中で小中学校の条例改正というものが出ております。本条例に関して地区の住民は非常に関心を持っております。また、議会との関係では、これでやって議会が終わればしまいだということになっておりますので、これにつきまして、詳細なところの御説明を願いたいと思います。

第3番目は、答申後における教職員の勤静、これは非常に微妙なるものがあると伺っております。これがために児童生徒を巻き込むという場合があり得るのではないか、そういう最悪の場合における処置をどういうぐあいにお考えか。その3点についてお尋ねいたします。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

まことに当を得ないお答えになろうと思うんですが、議員さんには審議の過程を通じまして、あるいはまた直接、間接に住民の声をお聞きになって、この問題につきましてはいろいろ御心労を煩わし、まことに恐縮に思う次第でございます。私どもも贖責の上から、本当に心身ともにすり減らす思いで苦慮いたしているような事情でございます。

経緯につきましては、御承知のように昨年の11月以来、地元に向向いていろいろ御説明してまいりました。拝聴いたしました御意見は、公式記録として可能な限り審議会に御提出申し上げ、俎上にのせて御審議をいただいております。したがって、本件のむつかしさというものは、委員の先生方も十分御理解、御認識していただけたと思うのでございます。自来、住民の方々の目が委員さんの方に向けられまして、決議書あるいは陳情書という形の委員さん個々の申し立てと重なって、それらの意向が十分に伝えられたと、かように考えるのでございます。

公的機関の審議会において、校区編成の目的に沿って、全市的な立場から責任の持てる答えを出すという任務のある審議会においても非常に御苦慮をいただいた、かように存じます。しかし、本校区編成の基本事項につきましては、先ほど申し上げましたように、審議会では大きな異論はなかった、そういう結果でございます。ただ、住民の方々の御意見、現象論というものは非常に強うございますので、これらの事情を踏んまえて、答申の中でも経過措置あるいは留意事項として努力目標まで細かく御示唆をいただいた。したがって、教育委員会としましては、審議会という公的機関の権威尊重の上からも、校区編成の目的が達成できると考え、住民の方々のいろいろな御意見が努力目標として示されたものと判断いたしまして、決定いたしま

した。

その後、再度説明に参りお願いに上がって、数々の御意見、御叱正をちようだいしてまいりました。そのむつかしさには、本当に心身ともにすり減らす思いの毎日でございます。しかし、教育の機会均等を保障するという立場、すなわち職員の立場から考えますときに、お説の同盟休校の問題にどう対処するのと言われましても、現在、すでに就学通知をお出し申し上げ、すべての子供の教育保障という責任遂行の点からいって、その方法については、非常に苦慮いたすところでございます。

現在の時点としては、まことに申しわけないでございますが、議会代表の正副議長さんのごあつせんをいただいて何とか御理解に努めてまいり、私どもとしましては、一部の感情を残したまま、すでに就学通知を発送し取り組んでまいっております。いかに今後お伺いしましても、具体的方法のない限り、話し合いに応じてもらえないというようなことすら苦慮するものでございます。

しかし、率直な御意見の中には、保護者の方々でこの学校に対してうまくやっつけていけるだろうか、ついていけるだろうかといういろいろの御不満がございます。それらに対しては、学校の施設、陳容等について十分配慮いたしまして、学習指導の面に全力を注ぎ、保護者の不安に対処していかなきゃならない、かように考えて取り組んでいるところでございます。

同盟休校というような結果にならないように、何とか御理解がいただけないものかしらと、こういう気持ちでおるわけですが、その具体的方法と言われましても、私たち教委の立場としましては、現在、見出しがたいという事情と重なりまして、非常に苦慮いたしておるところでございます。議員さんは、校区出身の立場からつらい立場にお立ちいただき、申しわけないのでございますが、今後、さらに何らかの方法を見出すよう、正副議員さんの力をおかりして取り組んでいかなきゃならん、かように考えるのでございます。

第2点目の条例改正について、市長権限か、あるいはまた、校区編成の細かい規定まで条例上で措置せなきゃならないのではないかという御指摘だと思んですが、教育委員会と市長の関係につきましては、御承知のように、教育委員会は市の教育事務を担当する独立の機関として設けられておりますが、しかし、行政全体の統轄責任者である市長にも教育事務に関する権限がございます。

実際の事務の円滑な運営を期するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、市長と教育委員会との施行権限が明確にされております。法に規定された市長の職務権限の範囲をかいつままで申し上げますと、教育財産を取得したり、処分したりすることは市長の責任でございます。加えて、教育委員会の所管に係ります事項に関して契約を締結する等の事項も

市長の権限でございます。なお、教育委員会の所管にかかる事項に関する予算、収入支出命令についても市長の権限でございます。それから、事務処理の法令準拠規定というものが教育行政法にございますが、その25条に定められていますように、教育事務を執行するに当たっては、教育委員会としても市長の決めた、すなわち市の条例規則は尊重しなければならない。逆に、教育委員会の定める規則あるいは規定については、市長はこれを尊重しなければならない。このように事務処理に当たりましては、双務関係にあるということが明確に規定されておるわけでございます。

以上の事情から、今回の学校の条例制定権につきましても市長にあるわけでございます。学校の制定に伴う細かい校区編成規定等は、すべて教育行政法に基づいて委員会の職務権限とされておりまして、したがって、委員会には条例の制定権はございません。規則、規定の制定権によって校区編成問題も具体的に規定化する、こういう権限が与えられているような事情でございます。

答申をいただいてから地元の御叱正、御批判をいろいろ拝聴してまいりましたが、その中で、一部教職員も加わって最悪の事態に立ち至るのではないかと御懸念もいただいております。私たちもこの点につきましては、非常に憂慮するところでございます。決定の一方的な押しつけは非民主的だという御叱正も賜っておりますけれども、行政ルールの上に立ってきたという考え方、ここに住民の方々とかみ合わない点があるんでございます。

しかし、いよいよ新学期を控え、51年4月開校という前提に立って、私たちとしては現在、谷間の状態でございますが、この目的達成に対処しなきゃならんという立場にあるわけでございます。今後、及ばぬところは正副議長さんのお方もかりまして取り組んでまいりたい、かように考えるのでございます。

○ 6番（柏音三郎君） これ以上言っても御答弁は無理かと思いますが、同盟休校に対する具体的な手段、方法は考えられないということですか。自信がないということですね。そうですね。それから、教職員と生徒の関係でございますが、これは責任が持てますか。

○ 教委指導部長（乾武俊君） ただいま教育長が申し上げましたように、同盟休校というようなことにならないよう御理解を願うということで努力しておるわけでございますが、公教育の場におきまして、児童生徒の学力のおくれ等、そういうことが起こりましたら重大でございますので、指導部としまして、未然に防ぎとめるよう極力努力してまいりたい、こういうふうにご考えてございます。

○ 6番（柏音三郎） ああいうぐあいと言われておるんですが、市長としてはどうのお考えか聞きたい。7日の午後1時に中学卒業生の座談会をやっているんですね。そのときに、私は

なぜ涙をこぼしたかということです。友だちと別れるのは悲しくなかった。学校が分かれるのがいやで涙をこぼしたんだ、それがつらかったんだと。これは見た人もあると思いますがね。そういうものを親心としてあなたどういぐあいにお考えになり、どうせられるのか、お聞かせ願いたい。

○ 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

柏議員さんの御心労を煩わしまして、まことに恐縮のきわみでございます。私も非常に苦慮するところでございます。適正就学審議会で御審議を煩わしまして御答申をいただき、教育委員会で決定をいただいたわけでございますが、それが地区住民の御理解をなかなか得られないということのギャップ、市長として非常に苦慮するところでございます。教育委員会にも、御父兄の御不満あるいは不安について解消できるように対処し、御理解が得られるようより誠意をもってお願いをさせていただき、こういうことについて十二分に話をしておるわけでございます。

非常にむづかしい問題でございまして、柏議員さんから、これについて市長はどう思うかという御質問でございますが、私なりに心をも痛み、また、住民の皆さんのお気持ちその他をお聞きしますと胸が痛むわけでございます。しかし、校舎も建ち上がり、校区の再編成についての答申もいただき、教育委員会として決定もした段階で、御父兄の皆さんの御理解が得られない。いろんな問題点、理由があろうかと思いますが、こうした御不満と不安の解消のために、全力を挙げて今後努力をいたさなければならぬ、このように決意をしているわけでございます。

なお、教育長から甲し上げましたように、市長と教育委員会との関係は、すでに議員さんもおわかりのとおり、予算の問題、学校設置の問題、こういうものについては市長の権限です。校区の再編成初め事務処理の面等については教育委員会の権限。お互いはその権限を相尊重して行政を進めていくというのが法の命ずるところであり、ルールでございます。

こういうことでございまして、議員さん御指摘のように、校区編成とは別に（仮称）第2和泉中学の名称と位置づけ、これについての設置条例を議会に追加議案として近くお願いさせていただく予定になっております。富秋町の何番地に（仮称）第2中学校を設置する、こういうかっこうのものができ上がって、これを設置するという条例のみの御提案は近くさせていただくことに相なっております。

何を申しましても非常にむづかしい問題でございまして、教育委員会として、また、市政を預かるわれわれといたしまして、何とか地元住民の皆さんの御理解が得られるように努力をいたしてまいりたい、こういう決意でございますので、よろしく御審察をいただきたいと存じます。

○ 6番（柏音三郎君） お互いに努力するというところに尽きると思うんですけども、教育委員会としては、答申後において実施しますということを確実に言っておるんですね。はっきり言

うておる。そこで市長としては、忙しいけれどもこれから立ち入って話をするというのか、いや、おれは教育委員会とは別個だから行かないというのか、どっちですか。地元へ行っているのと話をするのか、しないのか、あるいはこれから要望があつた場合、市長から積極的に出て行くのかどうか、その点をひとつ。

- 市長（池田忠雄君） もちろん、住民自治のためまえからして、市政をお預かりさしていただいております市長として、住民の皆さんとお話をさせていただくことはやぶさかではございません。

ただ、ここで御理解をいただきたいのは、教育委員会が審議会の決定と相まって校区再編成の問題を決定した、こういう教育委員会と市長部門との相互尊重と申しますか、行政のルールと申しますか、この点が実はございます。市長として苦慮している点というのはその点でございます。教育行政については、教育委員会にゆだねている、そのゆだねた教育委員会の決定は、行政としてもそれを支持するということがたてまえになるわけでございます。そういう意味から、住民の皆さんの御理解がなかなか得られない、話がつきにくいという点について、市長としましてお話を申し上げるということもやぶさかではございませんが、御理解をいただきたいのは、市長と教育委員会との関係、行政のルール、この辺がございまして、これをどうこうというわけにはまいりません。市長としては、制約を受けるわけでございます。

こうした中で住民との話し合いということになれば、いろいろむづかしい点があろうと存じます。教育長が潜越なお願いをしているといういきさつもそこにあるわけでございます。非常に恐縮きまりない気持ちでございます。私としては話し合うことはやぶさかではございませんけれども、行政ルールということの中で、この問題の解決ということに苦慮せざるを得ない状態でございます。こうした点を万々踏まえて今後とも対処させていただきたいと存じております。

- 6番（柏音三郎君） これ以上申し上げませんが、地元の12カ村の要望に対しては心安くお話し合いもする。また、出向いてもええということですが、それは教育長も同じでございすか。

- 教育長（葛城宗一君） 先ほどから当を得ない答えばかり申し上げておりますが、すでに就学通知を発送して、いわばこちらの趣旨も御理解いただけなかったと。われわれの方に不手際があったことは謙虚に反省いたしますが、本件に関して、これ以上の話し合いの余地というのは全くないと思うんでございます。要は、保護者の方々の御不満につきましては、学校の施設、陳容すべてにおいて万全を期してまいるということが御不満解消の最善の方法であろう、かように考える次第でございます。

- 6番（柏音三郎君） 私が申し上げるのはね、きよう来まして入学通知書を返しにきた、受け取れない、預かると。これはそのまま預けたぜというわけにはいかんと思うんですね。必ず何か話をせないかん。ところが、あれはあれだということになるとね、後々のこともあるし・・・。これ、突き当たっているんだから、市長の懸命な努力で何とか話し合いができるようにしてもらわんとね、突っぱねられたら困ると思うんです。入学通知の問題はそのままでおさまっておらんのですから、こういうことがあるんで念を入れているわけです。
- 指導部長（乾武俊君） いま、教育長の方から十分の話し合いをした、今後は教育内容の充実、陳容で御期待にこたえていきたいということでございますけれども、等は重要な段階でございますので、再度、上司ともども至急に対策を相談いたしまして、何とか打開の道を講じていく方法を考えたい、こういうふうに私は考えます。
- 6番（柏音三郎君） 最後に一言。いろいろ申し上げましてもこれ以上出ないと思いますが、いろいろの状況を見て私が考えるのに、手前みそになるかもわかりませんが、区域については2つ割りにしていただきたい。いろいろの点でそれもできないというような場合には、最大限1年ぐらいの緩衝期間をおいてもらったらどうか。その間十二分にお話をしていただきたい、こういうぐあいには思います。それもありますし、また、これは私個人の考えとして申しますと、条件が出た場合においてはどう対処されるか、条件を受けるのか受けないのか、これについて御答弁願います。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

区域の縦割りということは、すでに議員さんも御承知のように、審議会という公的機関で十分御検討をいただき、目的とするところが達せられるという考え方で細かい事項まで規定してお答えいただいた、これを教育委員会はさらに検討いたしまして、その目的が必ず達成できるという考え方で決定いたしておりますので、まことに申しわけございませんが、相入れることはできない、そう考えるのでございます。

なお、1年の猶予ということですが、その間に十分話し合っただけということでございますけれども、実は審議途上におきまして、最終の段階でございましたが、30余名の委員の方々から、全市的な立場に立って答えを出す、新学期というタイムリミットも考えて答えを出さなきゃならないという話の過程の中で、最終決定権は教育委員会にあると言われるが、答甲を実際に尊重するのか、しないのかという御指摘がございました。私どもは、いろいろのむづかしさの背景の中から答えが出される。しかも、教育委員会は決定権を持つといっても、形式的に法的に裏づけるということにすぎない、公的機関として設置された審議会の権威を尊重する上からも尊重いたします、このように申し上げてまいりました。これは行政ルールとしても当然のこ

とであろうと思うんでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、すべての子供たちに教育の機会均等を保障するという職責の立場から、まことに申しかねるんでございますが、その猶予も相入れがたいという考え方でございます。

- 6番 (柏音三郎君) 条件は……。
- 教育長 (葛城宗一君) 条件といいますが、校区編成に限っての内容の変更、あるいは具体的な、たとえば9年生につきましては、進学、就職等の事情も考えて、あと1年現在校にという細かい規定までされております。そういう中から、さらに具体的条件が細かく出されましても、現時点では、それらに対処するという考え方は持っておらない事情でございます。
- 6番 (柏音三郎君) 条件が出て受け入れないということですか。
- 教育長 (葛城宗一君) 適正就学問題とは別個のことではございましたならば、まことに潜越でございますが、正副議長さんのあつせんによって相談をさせていただきたい、かように考えるんでございます。
- 6番 (柏音三郎君) 入学については、条件を入れてもだめだということですか。そのほかのことでもし条件があればということですね。そうですね。
- 教育長 (葛城宗一君) さようでございます。
- 6番 (柏音三郎君) わかりました。これで終わります。

○ 議長 (貝淵博治君) 次に18番、直村静二君。

○ 18番 (直村静二君) 一般質問を行います。

池田市長が誕生して今回が最初の予算編成、したがって、池田市長の公約したことがどれほど盛りられているか、どれほど基本が貫かれているか、この点が非常に大事だと思っております。いわゆる市民合意の市政、公正な同和行政、そして財政危機打開、この3点を基本としていかなくちやなりません。

そこで、この当初予算では146億4千880万円、前回に比べて縮小しておりますが、これは縮小せざるを得ないということですね。内容としては、公債費の元金利子返済が15億円、約一割を上回るということです。しかも、51年度予算の年度末の借金は177億円。今後とも財政圧迫は申すまでもありませんし、146億4千880万円のうち、同和関係予算が、私の推計で約40億ということですから、支出関係で15億円と40億合わせて55億。これを146億から引くと91億。一般市民関係ではこれは約8万2千円。そして177億の借金を全体に割りますと、1人60万円、一割の金利として6万円、4人家族で20何万円というこ

とで、かなりひどい財政危機状態になっておりますので、このことをまず念頭に入れてほしい

なお、施政方針の中では、解放センターについては減額したんだと言いますが、これが今度、請負契約で16億上がっていきますと、実質は146億円プラス16億円、160億円という
ことでまさに比率が高まると言うことを十分考えておかないかん。このことを指摘いたしまして、住民福祉の関係と、51年度予算について質問をいたしますので、的確な答弁をお願いします。

第1は、保育園につきまして国府第1、国府第2保育園、この前も指摘いたしました、こととしては完全給食をやるのか、やらんのか、その措置をしたのかどうか、この点をお答え願いたい。

第2点は、芦部保育園は債務負担行為で本予算にのり、工事請負もやりましたが、この問題が発生した根拠は、山手側で老朽化して今後、年次的に建てかえをしていくんだということから出たんですから、南池田第1にしろ、その他の建てかえについても、年次計画があるのかなのか、あればその日程をお答え願いたい。

次は、老人憩いの家でございますが、これは老人集会所ということで補助も出ておりますが、毎年2カ所の建設、非常に結構なことです。しかし、集会所につきましては、ぼちぼち一定設備の要求が出てまいっております。今後、どういうふうな設備をしてお年寄りの方に喜んでいただくのか、老人クラブの方の要求を聞いてやっていくのか、どういう腹構えと段取りがあるのかをお答え願いたい。

住民福祉ですから、広い意味で教育問題にも入っていきますが、図書館ですね、これの建設はいつやるのか、どういう規模でやるのか、わかっておつたらお答え願いたい。

それから、福祉関係でございますが、たとえば老人解放センターがありますし、今度また、身障会館があります。さらに、次々とできますが、福祉関係に上下の差があつてはいけないという点からいって、このアンバランスをどのように克服していくのか、どのようにしようとしているのか、ひとつお答えを願いたい。

さらには、冗費の節約、財源の効率的運用と書いてありますが、具体的にどれだけの冗費節約をしたのか。それから、財源の効率的運用の点では、たとえば保育園の保母さんの数、比率ですね。同和保育園と一般保育園との格差を51年度予算で縮めていくのかどうか。財源の効率的運用をやった形跡、やろうとしている具体策があるかどうか、お尋ねします。

次は、同和行政と同和予算の見直しでございますが、12月の議会で市長に質問をしまして、お返事をもらうことになっております。1つは、あなたの選挙推薦母体の1つであつたある団体と取り交わした確認書ですね、取り交わしていないということでしたが、私はその資料をお見せしましたので、この点のお答えを願いたい。それから、市民会館を総合会館にするというあなたの対談集、これもお見せしましたが、知りませんということで、これも返事をまだもらつ

ておりませんので、この2つはきちんと返事をしてほしいと思います。

次は、同和行政の窓口一本化。私どもはこれは独占的管理、私物化という判定をし、地方自治法に違反しているという観点で主張しておるわけですが、最近、泉南市においては、市長さんが窓口一本化廃止の宣言をされたということで、非常に意を強くしているわけでございます。池田市長さんの市民合意の市政、公正な同和行政という点からいって、これは外してもらいたいと思うんですが、その決意があるや否やをお尋ねします。

先ほど柏議員さんも質問されておりました新校区の問題につきましてお尋ねしたいのですが、膨大なお金を使った、建ちました、校区編成をやった。これは賛否もございましたが、問題は、お金をかけずに、市の主体性、行政権の確立という立場からいけば、1月28日の同盟体校的なものは教育に対する不当介入である、こういう決意表明をしてもらいたいし、それから、中学校、同和校の指定でございますので、当然、同和施策がございますが、教育効果を高め、正常化を凶る上からいって、特定団体に、また、特定団体の何々会に加入する、しないを基準としたような同和施策というものはこの際、外すべきではないか。これならお金は要らない。市長の決断さえあつたらできると思います。そのことが後々、新中学の教育環境というものをよくし、住民の納得を得られる施策ではなからうかと思っておりますので、それをやる気があるかどうか、お答えを願いたい。

次は、同和予算の見直しです。今度の予算では借り上げ料としての同和タクシー、これが廃止されているかと思っておりますが、3月末まで契約を切るとか聞いております。これは廃止したのかどうか。それと、補助金、隣保館の運営費その他どれぐらいの見直しをしたのか、その科目と数字をお答え願いたいと思っております。

次は、土木関係でございますが、同和事業については、総合計画がございますので膨大な金額が上がってくると思っておりますが、改めてお尋ねをしたい。地区改良住宅をこれから920戸建てるとおっしゃってます。しかも、6カ年計画だといえますから、特別措置法の切れる昭和54年3月末以後にも建てるということになるのではないかと。その点で腑に落ちない、納得のできない点がございますので、ひとつこれはきちんとしてもらいたい。つまり主体性の確立です。

次は、前から答弁を得ておりますが、地区改良に基づく建設関係で除却してますね。現在、空き家が何軒ございますか、そして、これはいつ除却するのか。私がこの前質問したときのお答えでは、第三者に貸しておる場合はございませんというようなことも聞いておりますが、たとえば除却して対象者はあらかた行ってはる、そして倉庫が残っている、その倉庫を他人が使っているというような場合に、立ち退き料を払わんと出て行ってくれんというようなことが起こるのではないかと。それでは進まないという点で、そういう事実があるか、ないかをお尋ねを

したい。

それから土木関係で、私は同建業者につきまして、市の土木事業、建設がスムーズに行くよ
うにという観点から、公正民主の立場から追及いたしました。過日、一定の威圧を受けまし
たがもうピラにもしておりますが、これについては、委員会でも各委員さんから発言もあり、
一定の前進をしているかと思っておりますが、今後、そういう妨害が発生した場合には、断固
として排除するという決意を市長は持つておるかどうか、ここで確認をしておきたいと思いま
すので、その点の御答弁をお願いします。

次は、債務負担と公社会計の関連でございますが、債務負担につきましては、今度の予算で
約4.3億出ておりますが、われわれはいままで債務負担と申しますと、主に土地買収というこ
との認識をしておりましたが、今度は(仮称)池上小学校とか北池田の幼稚園その他建物を含
むものが出てまいっております。そこでお聞きしたいのは、債務負担行為に基づく予算編成を
実行性、実際に行うという基礎の上に立ってやっているのかどうか。恐らくやっているとおつ
しゃると思うんですが、建物については若干性質が違うのではないかと。借金ですから、場合に
よってはお流れになっても責任はないと……。補助とか規則とかにのつたものを緊急度があ
るからということで債務負担とする。これが私の認識でございましたので、この池小につきま
しても、そういう観点で行われるかどうかをお答え願いたい。

次は、債務負担と公社会計の関連でございますが、債務負担行為を起こして公社に移管する
わけですね。その場合、公社で買収し金利を払うときに、実際に市の行政としてはどのようにな
っていくのか。たとえば、われわれが債務負担行為についてどういたしましたかと聞くと、
行政当局は、公社から答弁さしますというようなことで、実際の運営状況がわからない。過去
にも私は、公社関係については特別委員会なりなんなりが要るのではないかと申し上げたんで
ございますが、公社に移管していく中で、今度も出ますように、1年一遍報告というような
ことでは困る。やはり公金ですから、その実態については、少なくとも3カ月か半年に中間報
告をするということでないと思っております。これを市長は理事長としてやるかどうか、
その点お答えを願いたいと思います。

次は、特別会計でございますが、国保関係についてお尋ねいたします。限度額は1.2万円に
抑えて、あとは料金改正で負担を上げていくということになりますと、問題点は、収入がなく
て、固定資産がある、土地がある、家があるという人の場合には、限度額の1.2万円が払えな
いという問題が出てくる。いわゆる擬制世帯というのがあります。したがって、本当に払えな
いという場合の限度、それについては、もつともつと減らすんだという減免規定が和泉の場合
にはちつともないんですね。だから、今度、料率改正で引き上げていけば、当然、矛盾が

起こってくるということ。

さらには、指摘しておきますが、社会保険をやめて国保に入った場合に、掛金がものすごく上がってくる。家族に収入があつてね、会社に行っていた息子さんがやめたとなると、その分がほうんと入って一挙に上がる。だから払えない。したがって、国保の減免規定の中にそういう科目も入れていくということを強調したいのですが、その点のお答えを願いたい。すぐ答えが出ないのならば、研究していただくということを希望しておきます。

水道につきましては、この間の説明ではかなり赤字が出ておると。したがって、値上げという問題が出てくるのではなからうかと思いますが、値上げについてはどう考えているのか、また、時期はいつごろにしようと考えているのか、お伺いをしたい。

病院につきましては、いよいよ4月から入札もし、工事も始まるんだという市長答弁がございましたので、あえて言いませんが、問題は、累積赤字8億、膨大な借金の金利を抱えた市立病院を總である和泉市としてはどう見ていくのか、援助をしていくのかというその決意ですね。そのためには、5.1年度予算の基本ではまだまだ不十分ではなからうか。この点については、私の方は予算委員会に2人入りますので、そこで追及していくであろうと思いますが、この点についての腹構え、それと、累積赤字の処理の仕方についてお答えを願いたいと思います。

5番目は小口金融でございますが、結婚時とか就職時、または住宅に入るといふときの権利金その他小口金融的なもので、金がほしいという場合には、簡便な手続で市の基金が出せるというものが必要ではないか。これは前々から言っておりますが、泉大津では8万円を限度で出しておる。和泉市にはそれがない。暮らしまいい、住みまいい、そして、社会的弱者といわれる方々に温かい、血の通った行政をするというのが住民福祉であらうと思っておりますので、和泉市も小口金融については早速つくるべきではないか。つくる意思があるかないか。あるとすればどうするんだという点をお答え願いたい。

非常に多岐にわたりましたが、質問の内容は明確に申し上げてありますので、簡単に明瞭なお答えがありますと早く終わると思っておりますが、そうでない場合には、時間が若干ずれるかと思っております。5時というところでございますので、答弁はきちんとしてもらいたい、ということを希望してこれで終わります。

- 誇長 (貝淵博治君) 理事者答弁。
- 市民部長 (内田繁君) 私の方の所管いたしますことで4点ほどございましたので、端的にお答えいたしたいと思っております。

まず第1に、国府第1、第2の完全給食については、今年度の予算に盛り込まれてないではないかと。このことにつきましては、まことに申しわけございませんが、今年度には予算化いたし

ておりません。おっしゃるように、室の持ちぐされということで、私の方も十分考えまして、重々進めるつもりでございましたんですが、財政的な事情もございまして、本年は見送ったわけでございます。できるだけ早く完全給食をしていくという前向きな姿勢で考えていきたいと思っております。

○ 18番 (直村静二君) それで何園せないかんの。第1、第2だけやなしに、そういうところが何か所あるか。

○ 市民部長 (内田繁君) 完全給食は、人件費等を考えていく場合には、新設のみどり、国府第2でございます。それから、設備等を補充していかないかんのが、和泉、国府第1、信太、鶴山台第1。これらは設備の充足をしていかないと、完全給食ができないということでございます。

それから、2番目の声部保育園は今度、予算化をお願いしているわけでございますが、現在、既存の施設は老朽化が非常に激しゅうございます。したがって、老朽化の激しいところから整備してまいりたいということで、現在、用地その他の点につきまして調査をいたしております。老朽化の高いところから年次的に進めていきたいと考えているわけでございます。

それから、第3番目の老人の常時集会所の問題でございますが、現在、これにつきましては、建設中のものを含めて6カ所建てております。一校区一カ所ということで進めておるわけでございます。その中で設備はある程度いたしておりますが、十分設備もいたしておりませんので、集会所の整備完了後、設備の充実をしていきたい。これも財政的な事情もございまして、そういうことでひとつ御勘弁をお願いしたいと思います。

それから4番目の同和地域の福祉施設、これにアンバランスがあるんじゃないかと。御指摘もわかるわけでございますが、これらは同和施策、同和事業によって設置してまいったわけでございます。それ以外の地域につきましても、福祉施策という観点から、こういうような設備をしていくという考え方で、今後の設置に向けての考えを出していきたい、かように考えるわけでございます。

○ 議長 (目淵博治君) 次の答弁。

○ 教育次長 (阪東重信君) 教育関係についてお答えいたします。

図書館の建設については無論、望むところでございますが、財政措置等についても、引き続いて検討してまいりたいと思っております。

それから、(仮称)第2和泉に対する教育的な運営でございますが、少なくとも、教育行政の自主性に基づいて進んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 18番 (直村静二君) 冗費の節約と財源の効率的運用を図ると。だから、社会的な格差が、不公正が拡大したのか。縮まったんなら、縮まったやつを出してほしいと。その答弁がほしい

んですわ。

- 財政課長（麻生和義君） 財政課からお答えいたします。

冗費の節減でどの程度の節減ができたのかというお尋ねでございますが、一般会計全体で消費的経費、なかんずく、物件費を主といたしまして全体の見直しを行いまして、前年度当初予算に比較しまして7・5%、額にしまして7千310万4千円の節減を行った。全体的にそういった額になってございます。以上でございます。

- 市長（池田忠雄君） 市長よりお答えを申し上げたいと存じます。

2項目の同和行政に関連しての12月議会で質問したことについての答弁がない、こういう御指摘でございますが、12月議会でも私、確かお答えを申し上げましたように、解放同盟と私との間に確認書云々があるということでございましたけれども、それはございません。あるいは市民会館のことについての発言について、直村議員さんから御指摘があったことは事実でございますが、そういうことを言ったこともない、このように私は12月議会でも確かお答えをさせていただいたことでございまして、改めて御答弁をさせていただきたいと存じます。

それからこれに関連して、窓口1本化についての御質問が出ておるようでございます。従来、同対審の答申の精神あるいは特別措置法にのっとりまして、同和行政を進めてまいっております。こういう関連がございまして、窓口1本化という問題につきましては、従来の慣例もございまして、同和行政をより円滑に進めていくという立場をとらしていただくことを御理解をいただきたいと存じます。

あと、これに関連をいたしまして見直しその他の問題が出ておりますが、額その他につきましては、関係セクションからお答えをさせていただきたいと存じます。以上、簡単でございますがよろしくお願いいたします。

- 18番（直村静二君） 私も頭がええことないんでね、住民福祉だけというのが2番目に入ってもらったんで、この辺でけじめをつけておきますが……。

12月の議会ではね、12月議会中に返事をくださいよと言うたら、それは無理ですと。で、関係者とも話し合いをしてきちんと詰めてお答えをいたします。という答弁をもらっておったんですよ。だから、いまあなたは関係がないんだ、言った覚えがないというんだったら、同和審共闘のビラと解放同盟和泉支部ニュースの確認書、あの2つはどちらがほんまかということなんです。そういうことなんでね、知りません、存じません、記憶にありませんというようなことではいかんと思うんで……。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

12月議会でも御答弁をさせていただきましたが、確認書云々ということは、私は存じ上げ

ておりません。あるいは、それに伴って市民会館利用云々ということの御指摘であったらうと私も記憶しておりますが……。

○ 18番(直村静二君) あなたの名前が入ってましたからね、対談に。だから、抗談するなり、抹消するなりそういうことでちゃんと……。私も議決策まで言うて指摘したんでね。ない、ないだけやしに……。私、現物持っているんですからね。あなたも見たんです。関係者にこれは困りますと言いましたとか、きちんとさしてもらわんと……。

○ 市長(池田忠雄君) そういうことで、私なりにあの時点で……。

○ 18番(直村静二君) 関係者に会いましたな、確認したんですな。あなたの答弁は、関係者といろいろ相談して……と言っているんですよ。

○ 市長(池田忠雄君) だから、いま、御答弁申し上げておりますように、いずれも私の存じないことでございますので、よろしく御賢察をいただきたいと思えます。

○ 18番(直村静二君) それでは、私の方の見解で自由にやらしていただくということになりますのでね、それで結構です。

時間もありませんので、住民福祉の点についてまとめて……。社会的に不公平、また弱者の問題ですが、その格差が縮まったのかどうか。いまの答弁では縮まってないと思うんです。身障会館、老人解放センターそれから、保育園の完全給食は予算措置してない。老人憩いの家についてはこれからだと。このままいけばですよ、逆に不公平の拡大になるんじゃないか。だから、51年度の予算は緊縮予算やけども、中身としてはこんなになっておる。小さくなっておる。あなたの言う冗費の節約、財源の効率的運用、そして市民的合意、公正というのがどこにあらわれているのか。一向にあらわれましたという答えがないのでね。これは予算委員会でも追及するようにしますから、ここではこれで置きます。

それから、同和予算で見直しは何ぼしましたか。

○ 同和对策部長(佐原行雄君) 同和予算関係がございますので、同対部の方からお答えいたします。

第1点の同和タクシーの関係がございますが、51年度当初は、チャーターについての契約はいたしておりません。

それから、隣保館運営費等がございますが、これは昨年の実績から勘案して金額を出しました。約25%ほど削減してございます。予算措置はいたしてございます。

その他各種同和对策事業の関係がございますが、せんだつての特別委員会でも御報告申し上げましたとおり、側面的開発を中心にして行っております。なお、当初予算におきましては、補助金関係も含めて、精査された分を住宅、道路を中心とした形の中で予算措置をいたしておりますので、昨年との比較をいたしてお

りませんけれども、側面的開発を重点計画としてやっていきたい、このような予算の組み方を
さしていただいております。以上でございます。

○ 18番 (直村静二君) 同和タクシーの415万円はのってないと、これは見直しですね。
それから、隣保館の運営費が1360万、これも2千万から見直し。それから、支部助成金の
3千107万が3千万ですから、107万しか見直されてない。あなたのお答えは25%の削
減をしたと。金額から25%なら何ほ削減したんですか、金額で。

○ 同和対策部長 (佐原行雄君) 私、25%と申し上げましたのは、隣保館運営費の関係でこ
ざいまして、支部助成につきましては、本庁の方の関係でございます。御指摘のように、こ
しは3千万という金額の中で対処していこうということでございます。

○ 18番 (直村静二君) その中身がわかりませんのでね。私はほんまにさわたとこだけし
か聞かれない。あなた答えられないと言うから。タブーになってますからね。審議会でタブー
になってますからね。

次に、市長の答弁なんですが、私はそういうことで同和関係の質問がこれからしにくくなって
きましたんでね。してもかまへんと。で、なにした場合に、断固としてこれはちゃんとすると
いう決意表明を市長にお願いしたいのですが。

○ 市長 (池田忠雄君) どういう意味ですか、決意表明というのは。

○ 18番 (直村静二君) 議員が議会で同和関係の土木費関係で質問をしたら、一定の威圧を
受けたという事象が発生いたしましたのでね。私としてはこれから言いにくい。しかし、これ
は言わないかんと思っているんです。そういうことで、議員活動について一定のなにかあった
場合には、市としてはそれはいかんと。市と議会はそれなりの一定のルールのもとで行い、住
民に負託された形で審議をしているんですからね。抽象的文句でもよろしいから、市長として
の決意だけ表明しておいてもらったら結構だということです。あえて、私はほかの議員さんの名
前は挙げてないんですから。

○ 議長 (貝淵博治君) 議員のことを市長に言えというのは……。それは取り消しなさい。

○ 18番 (直村静二君) いや、取り消しやなしにね、市長の決意表明でもほしかつたから言
うただけなんでね。知らんことやなしに知ってはるから。知らんかったら、わし、説明せな
いかんしね。まあ、そういう点で大いに気をよくして土木費やっていきますから、じや中塚部長
答弁を……。

○ 議長 (貝淵博治君) 次。

○ 建設部長 (中塚白君) 多分、私の推測によりますと、ある事象が起こったということだろ
うと思います。このことにつきましては、私もそのときにはつきりお答え申し上げております

ように、もし、そういうことがあるとするなら、私の方では何らかの措置をします。ということをお願いしてあるはずでございます。ひとつその辺で御理解を願いたい。これは市長が改まってここで決意表明をするというような問題ではないと思います。常態から考えまして、そういう事実が仮にあるとするなら、処置はやっていかなければならない。かように存じます。以上です。

○ 18番（直村静二君） この件については、私も政党の一員でございますので、言った限りは責任をとる。また、いかなることがあっても政党としての方針は曲げない。断固やるということをついでに決意表明をしておきますので……。伝えるんなら、支部の方へお伝えを願っておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 助役（坂口礼之助君） 債務負担の関係について、私からお答えをいたします。

御指摘のように、前回までの債務負担につきましては、用地の先行取得と公社の債務保証関係が中心的な形で御提案をしましてまいったわけなんですけれども、債務負担行為そのままにつきましては、必ずしも、用地の先行取得というような形に限定をさせておるものではないわけなんです。いわゆる将来に対する債務を市が負担するという行為でございます。その中身につきましては、建設事業あるいは土木関係の事業等につきましても、当然、債務負担行為は行われるわけでございます。

今回、小学校あるいは幼稚園の建設、保育園あるいは下水道等の整備事業等につきましても、債務負担行為でもって本年度事業化はいたしてございます。これは御指摘のように、決して実行性を伴わないような性格のものではないわけございまして、歳入歳出予算と同じように、今年度において計画的に実施していく。ただ、金銭等の支払いにつきましては、歳入歳出予算に計上いたしてございまして、あくまでも債務負担という行為で行われる。次年度以降におきまして歳入歳出予算に計上されて、これに支払いを行っていくという方法でやらしていただくわけでございます。そういう性格を持っておりますので、ここに記載いたしました各関係事業等につきましては、当然、51年度事業として実施をしていくという考え方で計上させていただいてございます。

それから、公社会計との関連についてのことでございまして、過般来から公社の財務諸表等につきましては、議会にも公表すべきであるという御意見等もいただきまして、われわれとしても、その趣旨につきましては、決して異論を持っておるわけではございません。私たちの考え方といたしまして、さらに抜本的に公社組織の中身につきましてこの際説明をいたしまして、議会の議員さん方に公社運営の実態というものを常によく知っていただけるよ

うな方途を講じてまいりたいと存じておるわけなのでございます。

いま、中間報告を議会に提出してはどうかという御意見も賜りましたが、現在、一般会計における、いわゆる市長部局における機構改革の考え方等も整理いたしておりますが、その中で公社そのものの機構につきましても基本的にメスを入れて、一般会計あるいは市長部局の中に公社事業を包含していくような方法等もあわせて検討いたしてございますので、改めてその全容を御協議、議会にお諮りする時期が近くあると存じます。したがって、今後の公社運営の中身につきましては、常に議員さん方に関与していただけるような方途を私たちとしては希望しているというのが実情でございます。御理解をお願いいたしたいと思っております。以上簡単ですが……。

- 18番 (直村静二君) 総務部長から助役さんになったんだから、市長に続いて2番目ですからね。いまの発言の内容としては実行性が伴うと。債務負担のやつは実行性の伴わん場合もおますけどね、それで結構です。

答弁漏れがあったんでひとつ。地区改良のなにて除却するという、その答えがなかったように思うんですが……。

- 建設部次長 (逢野一郎君) 50年度末で買収を完了するものにつきましては、過去からトータルいたしまして、262戸が買収予定になっております。この件数につきましては、今月末をもって一応全部除却するよう措置いたしております。以上でございます。

- 18番 (直村静二君) 262戸一遍にするんやなしに、順番でして現在、除却分が何ほで、取り壊しの分が何ほ残っているかと。それはどうなっているの。260戸一遍にでけへんわね。

- 建設部次長 (逢野一郎君) 過去の累計が262戸でございまして、52年度に買収する分につきましては、80戸でございまして、大体、私の方で聞き及んでおる件数としましては、未買収になる分は167戸と概算、われわれの方に届いておるわけでございまして、私の方で買収し除却する件数につきましては、過去からの累計で162戸が本年度末で完了するわけです。

- 18番 (直村静二君) 親切な答弁でありがたいのですがね。私の言っているのはそうやなしに、除却分で何ほ残っているのか、つぶさないかんのが空き家になっているのかと。しかし、中にはそうでないものもある。かわりの人の倉庫になっている。何か言えば立ち退き料というふうなうわさも聞いてますんで……。これは前にもあなたに質問して、絶対ありませんと言っておりましたからね。私は行政の主体性確立の意味からきちんとせないかん。現在、空き家があるんなら早く除却してちゃんとしてもらいたいと、こういう意味で質問しているんで……。

- 建設部次長 (逢野一郎君) その点につきましては、私の知っている限りは、個人に賃貸しているというなには一切ございません。

- 18番 (直村静二君) 倉庫になってまへんか。
- 建設部次長 (逢野一郎君) 私の方は、個人との賃貸契約は一切行っておりません。
- 18番 (直村静二君) いや、賃貸契約は知りませんが、つぶさなあかん家が倉庫になってまへんか。
- 建設部次長 (逢野一郎君) それは一切……。
- 18番 (直村静二君) 関知してない。
- 建設部次長 (逢野一郎君) はい。
- 18番 (直村静二君) それとも調べた。
- 建設部次長 (逢野一郎君) 公社が持っている分については、公社所有で公社が管理しております。私の方の買い戻しの分が262戸でございますので、この分については、一切そういうふうなものにはございません。
- 18番 (直村静二君) ない方がいいんです。それを聞いたんで……。きっちりしておかんとこれから大変なことになる。出て行ってもろてたら、ちゃんと金は払っているんですからね、壊していく。そうせんと、そこが空き家になって人が入ったりして、事故でも起こったら……。しかし、聞きますと、どうも倉庫になっているようで、市の方から行ったら立ち退き料を要求されたとか。それやったら何してるんやわからん。助役さんの答弁で、これは後々、委員会でも言うということでございますのでね。特別会計の答弁、国保と水道と病院、これをお願いします。
- 議長 (貝淵博治君) 次。
- 保険年金課長 (逢野博之君) 国民健康保険協会の御質問につきましてお答え申し上げます。
御質問の要旨は、収入のない人に対する減免の問題と、現行賦課制度の問題についての2点であろうかと思えます。まず、収入のない人についての減免の問題でございますけれども、一定の所得の低い人につきましては、法制度の中で現在軽減の措置がとられてございます。保険料負担がますます高くなっていく中で、われわれといたしましても、できるだけ現行制度を活用しまして、該当する人たちにつきましては適用してまいりたいという考えでございます。
それから、一般の減免措置につきましては、御承知のように保険につきましては、目的税的な要素を持っております関係上、保険料負担を総枠で必要なだけしか賦課はしてございません。したがって、一般減免につきましてはかなりきびしい減免の要綱を設けて、適用してまいっております。でございますけれども、現行の法制度に基づく内容で該当する人たちにつきましては、国からの財源的な裏づけもございまして、できるだけそういうものを利用して減免を図ってまいりたいという考えでございます。

それから、賦課方式につきましては、御指摘の社会保険離脱者に対する保険料賦課の問題でございますけれども、日常業務の中で市民の方々からいろいろの苦情は受けてございます。経済情勢の変動の激しい中におきましては、この問題がますます大きくなるだろうと思っております。国民健康保険の運営協議会とも十分相談し、検討いたしまして、改善の方向に持っていきたいという考えでございます。以上でございます。

- 水道部長（田中稔君） 水道料金の問題についてお答え申し上げます。

本市の水道料金の値上げにつきましては、府営水道の値上げの時期あるいは値上げの幅等において時期が早まることも考えられますが、現時点におきましては、51年度中に値上げの計画は持っておりません。以上でございます。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 御質問の要旨は、建設の進行に伴って費用が増大する、一般会計は病院に対してどのように援助するかという点と、累積赤字が増大している、その改善策はどうかという2点でございます。

いずれも、率直に申し上げましてきわめてむづかしい問題で、頭の痛いところでございますが、病院側といたしましては、やはり企業としてできるだけ努力をいたしたい。なお、工事進行に伴う建設償還等については、苦しい中ではございますが、一般会計にも御援助を期待したい、こういう方針でございます。

- 18番（直村静二君） 国保につきましては、一つはそういう点があるよと。つまり家があって、土地があって、収入がない。固定資産税を払うたとたん、どっと国保のなかが来てよけいに払えん。切り売りでもせないかんというそういう問題ですね。それから、減免といつてもね、生活保護基準に毛が生えたような基準ではいかん。それと賦課管理については、私が言うまでもなく皆さん考えてはるんで、強く主張しておきます。

それから、水道につきましては、これは府営水との兼ね合いになると思いますが、私の言いたいのは、和泉市の水道料金は高いということでございますので、これを……。はつきりしているんですよ、私の方は公共料金一切値上げ反対じゃないんです。住民に納得のゆく、また、抑制していくという観点が貫かれるかどうか、この点が問題なんです。

今度、議案に出ます督促手数料、あれ50円ですか、政府の責任で上げたやつを市の責任やと言えないですからね、住民福祉の立場からその点はあんじょう見てもらう。だから、いまの答弁を聞いておつてもね、格差が拡大するようなことではだめだ、むだを省いてその分をですね……。助役が1億円もらう、片方はたかだか2、3千万円だと、同和関係で4百何と6百で1千万円、これでも片方を2百にするとか、そうすると格差がだんだん縮まってくる。市民合意と公正な行政をやってもらうために私はこの問題を取り上げたわけです。

その点で病院関係につきましても、9千万円やそこらではとつてもあきませんな。累積が8億でしょう、単年度で3億ぐらい出てくるんじゃないですか。だから、本会計の方もちゃんとせんとじきにお手上げがくるんじゃないか。特別会計は本会計からの繰り入れですか、これを待っているという状態ではなからうかと思うんです。肝心の本体が横向いてしまって、とてもじゃないが市民合意の行政はできないと思うんですけどね。

あと小口金融の方の答弁を……。

- 議長（貝淵博治君） 欠。
- 産業衛生部長（宇沢清君） 小口金融の問題でございまして、昨年、基金条例の制定をお願いいたしまして、御議決を願った1.00万円の基金がございまして、今年度も1.00万円の基金をつくっております、52年度を目途に従業員の福祉共済制度の発足をお願いしたいということで、3年間の基金調達をいたしまして、これをもって中小企業、零細企業に対する取り扱いについて十分協議をした上で、従業員福祉共済制度の発足をお願いしたい、かように思っておりますので、その点よろしくお願いたします。
- 18番（植村静二君） いまの答弁は従業員に対する小口金融だけですね。私の言うのはそうやなしに、結婚、就職、住宅入居など一般市民にも広げていくと、全般的なことを言っているんです。実施関係はむづかしいかもしれませんが、ちよつと1.0万、ちよつと2.0万と要するような場合がありますからね。ただし、担保なり、保証なりきちとしてね。そうすれば皆さんに喜んでもらえるように思いますので、これを強調しておきます。

答弁その他非常に不満なんですけどね、時間の関係もございまして、私の意見を申し上げておきます。

いま聞きますと、1.46億4千4.80万円、ごろ合わせでいきますと、住民の意思無視幸せなし。格差が広がってますし、乱脈不公正な同和予算の比率は依然として高い。借金は1.77億ぐらいあって、返済が一割超えて、これをどうするかということですね。これを修正する、また補正を組むなりして、住民の声を十分に聞いてもらわんとまかりならん。校区編成の問題についても、びしゃと解決する、喜んでもらえる手も提案してありますのでね、その点もやってもらわないかん。いずれ予算委員会に付託されますが、3月30日にはちよつとようになったなというような私の評価ができるようにやってもらわないかん。こういうことを申し上げて、時間の関係もありますので、これで質問を終わります。

- 議長（貝淵博治君） 非常に強引ワンマンな私の議会運営に対しまして、議員の皆さまの温かい御協力のおかげをもちまして、経費の節減と事務の能率化を議員みずから範を示したとい

うことを議長として幸いに思います。厚く御礼申し上げます。これをもって一般質問並びに総括質問は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。日程第1「青年学級の開設について」より日程第19「昭和51年度和泉市病院事業会計予算」までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上十分御審査を賜りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

特別委員の選任については、はなはだ僭越でございますが、私から選任させていただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、昭和51年度予算特別委員の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野文夫君) 御報告申し上げます。「予算特別委員会委員に竹下義章議員、三井正光議員、柏音三郎議員、中塚辰之助議員、藤原利一議員、田中幸一議員、寺田茂議員、天堀博議員、吉川伊与一議員、竹内修一議員、田中包治議員、藤原要馬議員、山田清二議員。

「以上13名でございます。

- 議長(貝淵博治君) 以上、特別委員の皆さんにはお疲れのところ、また御多用中まことに御苦労でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 本日はこれにて散会いたします。なお、明16日、17日を休会とし、18日は昭和49年度決算認定及び議案の審議を行いますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時56分散会)

第 3 日

U E CR

MS S B

昭和51年3月18日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君	22番	関戸正一君
10番	池辺秀夫君	23番	貝淵博治君
11番	三井正光君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	26番	天堀博君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君

欠席議員(4名)

6番	柏音三郎君	27番	成田秀益君
15番	上代卯之松君	28番	坂上国治君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	記	職名	氏名
市長	池田忠雄		総務部次長兼 秘書課長	杉本弘文
助役兼 総務部長	坂口礼之助		総務部次長兼 人事課長	門林六男
収入役	橋本炳		広報公聴 課長補佐	佐藤登志男
重要施策 推進室担当	小林一三		財政課長	麻生和義
重要施策推進室 解放センター 推進担当	富田宏之		同和对策部長	佐原行雄
総務部理事	西川喜久		同和对策部次長 兼総合調整課長	生田稔

市民部長	内田 繁	病院事務局長	平野 誠 蔵
市民部次長兼 福祉事務所長兼 保育課長	高橋 新平	病院事務局次長 兼庶務課長	藤原 光夫
産業衛生部長	宇沢 清	消 防 長	和田 増 義
産業衛生部次長	山本 俊 兼	消 防 署 長	南口 主 雄
建設部長	中塚 白	教育委員長	堀内 由 延
建設部理事	林 德 次	教 育 長	葛 城 宗 一
建設部次長兼 土木課長	森 保	教育次長兼 管理部長	阪東 重 信
建設部次長兼 区画整理課長	中西 淳 富	指 導 部 長	乾 武 俊
建設部次長兼 地区改良事務所長	逢野 一 郎	管理部次長	広岡 史 郎
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会 委員長	味谷 日 吉
水道部次長兼 工務課長	福本 喬 久	選挙管理委員会 事務局長	青木 孝 之
用地担当事業兼 土地開発公社 事務局長	西川 武 雄	監 査 委 員	西口 喜一郎
用地担当参事兼 土地開発公社 事務局次長	橋本 昭 夫	監査事務局長兼 公平委員会 事務局長	山本 亮 夫
病院長代行	岩見 洋	農 業 委 員 会 事務局長	杉本 忠 彦

※各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	吉岡昭男
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和51年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月18日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	(昭和50年) 認定第3号	昭和49年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について(決算特別委員長報告)	
2	監査報告第1号	例月出納検査(収入役扱)昭和50年11月分	P. 1
3	監査報告第2号	〃 (水道部企業出納員扱) 〃	P. 6
4	監査報告第3号	〃 (市立病院企業出納員扱) 〃	P. 12
5	監査報告第4号	〃 (収入役扱)昭和50年12月分	P. 17
6	監査報告第5号	〃 (水道部企業出納員扱) 〃	P. 22
7	監査報告第6号	〃 (市立病院企業出納員扱) 〃	P. 28
8	議案第29号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号)	別冊P. 1
	追加	予算特別委員会委員の変更について	
9	議案第30号	昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊P. 74
10	議案第31号	昭和50年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 85

日程	種別及び番号	件名	摘要
11	議案第32号	昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算 (第3号)	別冊P.110
12	議案第33号	財産取得について(市立郷荘中学校用地)	P. 1
13	議案第34号	財産取得について(市立(仮称)第二和泉中学校 用地)	P. 2
14	議案第35号	財産取得について(市立鶴山台北小学校用地)	P. 4
15	議案第36号	財産取得について(和泉市総合会館建設用地)	P. 5
16	議案第37号	工事請負契約締結について(市立緑ヶ丘小学校 増築工事)	P. 6
17	議案第38号	工事請負契約締結について(市立信太中学校運 動場整備工事)	P. 9
18	議案第39号	工事請負契約締結について市立芦部保育園新築 工事(1))	P. 12
19	議案第43号	工事請負契約締結について((仮称)和泉第三団 地建設工事)	P. 50
20	議案第40号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改 正する条例制定について	P. 15
21	議案第41号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例制定について	P. 19
22	議案第42号	土地(部落共有地)処分について	P. 29
23	決議第1号	全ての障害児に等しく教育を行なう養護学校早 期建設を要望する決議	別紙
24	決議第2号	小、中、高校の「主任制度」化に反対する決議	別紙

(午前10時10分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変お待たせして恐縮です。議員の皆さんには公私何かと御繁忙のところ、多数御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ただいま御出席の議員さんは17名でございます。柏議員さん、坂上議員さん、上代議員さんは欠席でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

- 議長(貝淵博治君) それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「昭和49年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」は、昨年12月、第4回定例会において決算特別委員会に付託となっておりますので、審査の結果報告を藤原要馬委員長にお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長(藤原要馬君) 昭和50年12月開会の第4回定例市会におきまして、昭和49年度一般会計並びに特別会計決算が上程され、その審査を決算委員会に付託となり、慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る2月26日に委員会を招集し、市長初め収入役、教育長及び関係部課長の出席を求め、一般会計決算の歳出より款を追って審査に入りました。

まず、議会費よりその内容を申し上げます。費用弁償であるが、幾ら支出しているか。また、速記者筆耕料は大体の時間数と、その契約は常用か、月決めか、との質問に対し、費用弁償163万8千円は、25日分計上して実質21日分を支給している。速記者の筆耕料は、時間単位及び待ち時間等を計算して支払っているとの回答がありましたが、費用弁償については、出欠に関係なく支払っているのか、との質問があり、本会議場に少しでも出席された方については全額支給している、との答弁があったが、本件については今後、十分検討すべきであるとの意見があり、議会費を終わりました。

次に、総務費につきましては、支部助成金が支出されているが、その用途は。また、日本経営協会費としてプレスサービス会員会費2万8千円の支出について説明願いたい。

次に、同和対策促進費4百10万円の不執行は、昭和46年度から同じ科目で不執行が続いている。その都度指摘しているが、計上している以上規則等ができていると思うが、市の持っている案をいただきたい。また、なぜ実施できないのか答弁願いたい。

次に、総務費だけに限定されないと思うが、各部課で新聞購読しているように見受けられるが、公費を支出して購読している種別と金額を公表されたい。との質問に対し、第1点として、支部助成金については、従来からこのような形で執行している。同和対策事業の推進という意味で全国中央行動、あらゆる形で行政と一体となって国や府に対する働きかけに要する費用が主なものである。

第2点として、日本経営協会プレスサービス会員については、正式な名称は日本事務能率協会と言って、各市の研修会あるいは実務検討会等関係加入金として支出している。これは自治省を退官された人たちが構成されており、地方公共団体の事務能率に対する研究会である旨の回答がありました。

第3点、同和対策促進費については、御指摘のように昭和46年から条例化され、現在に至っている。府の同促は財団法人で組織され、本市の場合は、地域に和泉市総合計画推進委員会が構成されており、結果的には、市の精査が不足していたのが原因の一つとなっている。今後は、住民合意の同和行政を行う中で本件を促進するよう精査検討していく。

なお、昭和51年度予算計上に向け発足すべく準備を進めている旨の答弁がありました。

第4点、新聞購読については、各部課にわたっているのでこの場で直ちに回答できない。後日、取りまとめて報告する、との回答があり、これを終わりました。

次に、民生費につきましては、老人解放センターの燃料はプロパンガスを使用していると思うが、納入業者はどのようにしているのか。また、業者名、消費数量、単価、消費料金等わかる範囲を説明願いたい、との質問に対し、千50立方メートル、単価は4千5百円で、業者は、和泉市ガス工業組合より購入している旨の回答があり、本件についても地財法に明記されているように、公金は、すべて少ない経費で効果を十分生かすよう心がけることの指摘があり、民生費を終わりました。

次に、衛生費につきましては、屎尿くみ取りについて市の監督と、業者の関係はうまくいっていないように思う。市民からの苦情をどのように業者に指導しているのか。市の管理監督は以前、2名の専従員がいたが、現在はどうなっているのか。いまま苦情処理専門に配置されているのかを説明願いたい。

また、ごみ収集業務について、最近、収集車が大型化され、狭い道であれば入ってきてくれない。2百メートルぐらい運び出す家庭も相当ある。こういう問題は毎回のように要望されているが、改善されていない。今後、どのようにされるのか。

また、燃えないごみは、月1回収されているようであるが、集積所の付近の方々が非常に困っている。別に集積所をつくらなくとも、各町内で何カ所かを決めて指定日に出すという方法等、少なくとも、住民自治の市政の中で市の業務について何も言えないような状態では困る。これらの点をどのような対策を立てようとしてきたか。この実態を把握しているのか説明願いたい。

次に、不法投棄摘発協力者報償金とあるが、これはどんなときに、どんな方法で支払ったか。また、広報「いずみ」等で周知してあるかどうか。この2千6百円の支出は何名に、どういう形で渡されたか、との質問に対し、第1点、屎尿くみ取りについては、管理監督、指導はすべて市の責任であり、市の計画どおり、20日に1回必ず励行するよう業者に強く指導している。苦情処理専従者として現在2名配置し、市民からの苦情はその都度業者に指示し、その処置に当たっている現状である旨の回答がありました。

ごみ収集業務については、御指摘の点十分理解し、苦情処理についても鋭意努力している。今後もより一層努力を続けていく姿勢と業者指導を強力に進めてまいります。

なお、新しい業者という御質問については、許可権は市長にあり、そういう観点から十分御意見を拝聴し、今後検討を加えていく、との回答がありました。

不法投棄摘発協力者報償金については、投棄している現場を発見して市の方へ通報していただき、現場を確認して、その投棄物を引き揚げて持って帰らすようにして処理しているもので、その通報者に支払った金であり、市民への周知については以前行ったことがある。報償金の支払ったことについては、詳しい資料がないので、後日報告する旨の回答があり、これを了承して終わりました。

次に、労働費については別に質問がなく、農林水産業費については、ため池整理統合基礎調査に46万8千円支出しているが、基礎資料はできているのか。また、伯太町の前奈池は統合するのか、そのまま使用していくのか。園芸団地とあるが何か、との質問に対し、第1点のため池統合基礎調査については府よりの委託事業であり、市から土地改良連合会へ委託して、すでに昭和48年度と昭和49年度の2カ年に調査した委託料であり、調査表はできております。

また、前奈池の統合の件ですが、市内ため池調査6百3カ所の中に入っておりますが、統合については今後、府と協議し、できるだけ用水関係は統合にもっていきたい趣旨のもとに

計画的に実施するよう農林省並びに府に要望しているが、本市現状から見ると、実現はほど遠いことは事実である旨の回答がありました。

第2点、園芸団地については、野菜等の生産向上のため、地区ごとに最低5戸の農家が共同でハウス温室等で栽培する事業の名称である旨の説明がありました。

なお意見として、本市にため池が多く、その上相当老朽化している個所が多い。これら改修に当たっては、ため池処分の際市に35%を納入しているが、その35%から少なくとも15%ぐらいためてプールし、危険個所防止等市で施行すべきだとの意見があり、農林水産業費を終わりました。

次に、商工費につきましては、技能取得費の対象者は何人で、その積算基礎と、世帯主以外の対象人員は何人が、との質問に対し、技能取得費のうち、生活保護受給対象者は8名、積算基礎については、普通免許取得のうち世帯主に対し29日分支給、世帯主以外の対象者の普通運転免許は18名、大型車免許は4名、2級建築士関係は2名、公害主任管理者2名、簿記1名、危険物取扱管理者46名の説明があり、なお、これら技能取得について、必要性のあるものについては、支部からの推薦に基づいて市が認定を行い、受講完了後は各学校へ配置していく、との答弁があり、商工費を終わりました。

次に、土木費については、同和関係の工事はどのくらいあるか。また、地区外において3千万円以下の工事は何か所あるか。入札して、一業者で相当落札している向きもある。これが重ってくると、常識的には工期内完了が困難となり支障を来すのではないかと、その点の説明を願いたい、との質問に対し、工事箇所数及び地区外3千万円以下の工事箇所等については資料の持ち合わせがなく、この場で確答ができないが、特定業者の状況に限らず、議会活動上のため全般にわたり入札状況等必要とするなら拒否することができないので見ていただく。

なお、業者の消化能力については、入札の段階でその実績を考慮の上調整を行っている。御指摘の点については、今後も十分配慮して実施していきたい旨の回答があり、土木費を終わりました。

次に、消防費は別に質問がなく終わり、教育費につきましては、教育指導主事は相当数配置されているが、その給与体系はどうなっているのか、また、人員削減の意思は。

同和教育指導費及び教育奨励費についての説明を願いたい。

幼稚園費の不用額2百万円となっているが、幼稚園が充実されていない中で不用額を出すことは納得できない。この点の説明を願いたい、との質問に対し、第1点の給与関係については、市費で負担しているのは17名で、現場の教職員と同じ給料表を使って支給している。削減の問題については、指導主事は必要な仕事を持って十分活動しており、御指摘の点は今

後、十分精査いたしたい、との回答がありました。

第2点の同和教育指導費については、報酬、共済、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、借上料、備品購入費、負担金等、節ごとに詳しく説明があり、続いて、教育奨励費についても、同和教育の運営諸費用であって、各節ごとの説明がありました。

第3点の幼稚園の不用額については、主として維持管理の整備及び尿尿、ごみ収集に対する委託料約百万円、その他各園の工事請負費残50万円が主なものであり、御指摘のように父兄の要望事項については、今後十分対処していきたい。予算残についても、これらの動向等を勘案して適切有効に運用していく旨の回答があり、教育費を終わりました。

次に、公債費、諸支出金、災害復旧費、予備費を一括して諮りました。まず、公債費については、現在の比率はどのぐらいになっているか。また、利息は幾らぐらいか、その質問に対し、昭和49年度公債比率は14.5%であり、地方債の現在高は75億7千3百70万3千円となっている。

なお金利は、7億である旨の回答があり、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括して審議いたしました。まず、国有提供施設等所在市町村助成交付金千9百53万円は、自衛隊施設に係る交付金と思うが、どの施設に対する交付金か。また、演習場だけであれば、建物部分の固定資産税を試算して国に対し要求すべきであるが、その点どうか。

次に、特別土地保有税について、具体的に件数と計算方法を説明願いたい。

また、同和関係で幸会館及び王子会館等の運営補助金は、国府補助としていずれも54万6千円の収入となっているが、実際幾らぐらい要っているのか。会館にいる職員または非常勤職員に対する特別措置の交付はどうなっているのか。

なお、49年度歳入の決算の中で、地方交付税と自主財源がいかほどか、との質問に対し、第1点、国有提供施設等の助成交付金の交付対象は演習場だけであり、兵舎等については交付金の対象となっていない。御指摘の建物固定資産については、ちょうど評価替えの時期でもあり、大幅なアップを国に強く要望し、がんばっていく、との答弁がありました。

次に第2点、特別土地保有税の件数については59件で、課税は、一定の規模以上の土地を保有している場合と、新規取得した場合にかかる2つの方式がある。

なお、一定の規模以上に分散分譲した場合も、当然、課税対象になる。取得した分にかかる税率は大きい。最近、土地の動きが鎮静化しているので、昭和50年度は余り期待できないと思う。

第3点、幸会館及び王子会館の件については、厚生省から各館1名分を国で定められた基

基価格の2分の1の補助があり、事務費についても若干の補助がある。国の補助の少ない分については、府の隣保館運営要綱の中で補てんしてもらっている。府の場合、幸会館で9人分と、事務費、事業費も補助対象となつて、内容は基準の10分の8である。王子会館については、職員3人分と、事務費、事業費の補助がある。

なお、幸会館及び王子会館の年間運営費については、本決算の分析をしていないので、後日報告する、との回答がありました。

次に第4点、地方交付税については、普通交付税と特別交付税に分割して交付される中で、同和对策事業10条規定の元利償還金の所要額については普通交付税の中に算入されている。すなわち10条規定の中には、自治大臣の指定する事業であつて国・府補助対象事業として施行した場合、100%政府の起債が認可され、その起債の元利償還金については、各年度10分の8、普通地方交付税の中に算入されている。したがつて、49年度に算入された額は6百57万5千円で、その他特別交付税については、特殊財政事情ということで特別交付税として交付されるものであり、この中には同和对策事業のみならず、災害復旧、その他特殊財政事情を一括して交付方申請するが、内容については公表されない。

次に、自主財源の件については、歳入総額131億4千65万1千円に対し、自主財源51億2千7百38万7千円であり、全体の39%である旨の回答がありました。

さらに、同和事業関係の国・府補助が少ないので、足らずは府、市の負担になる。昭和49年度の申請額を説明願いたい、との質問に対し、自治大臣が定めるところにより、市町村が本事業を起した場合の認められる起債は個条書きで決められている。したがつて、申請の段階では、認められる分を申請することになり、決まった方式に基づいて該当する起債の元利償還金を算定して財政需用額の中に組み入れるという方式である。御質問のように、幾ら要求して、幾ら削られたということはないとの答弁がありました。

次に、昭和49年度予算の減額と収入増減の比較検討すると、減額が目立って多い。これら過大の理由と、雑入の金額が非常に大きい。この2点について説明願いたい、との質問に対し、御議決のあつた予算額並びに前年度繰越事業費合わせて158億5千8百72万円となっている。決算では、実際に現金の収入額は131億4千65万1千円で、昭和49年度最終補正予算で翌年度へ繰越事業があり、事業費27億1千2百42万6千円、これに要する未収入特定財源国庫分6億28万6千円、府5億3千5百33万円、市債12億2千7百96万4千円となっている。この分は、収入未済額として50年度へ繰り越し措置をしてある。

以上が主な理由であり、翌年度へ繰り越した未収入特定財源を加えると、歳入予算の執行

率は93.7%となる。

第2点の諸収入、雑入が多額である、との質問については、予算総額9億9百65万9千円の議決を得て、調定収入済額9億8千7百64万8千7百38円となっている。この理由は備考欄で記載のとおり、開発事業関係の負担金約4億円が含まれているので多額になった、との説明があり、これらについての意見として、国庫補助収入は早くて三年かかる。それまでの金利等運用面に難点がある。事業を計画する場合、収入面を綿密に計画すること、財政窮迫の中で特に配慮されるよう、もちろん国や府当局とかつちりした確約のもとに、慎重に予算編成に当たるよう要望があり、終わりました。

そのほか歳入歳出にわたり数多くの質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また、意見、要望などもあり、一般会計決算の審議が終わりました。

お諮りしたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定することに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出を取りまとめて申し上げます。

まず、最初に一般会計からの補てんをしても、住民の福祉施策として国保会計の赤字を埋めなければならないが、その考えがあるのか。また、昭和49年度は、一般会計からの繰り入れは1千万円とあるが、幾ら要求して1千万円になったか。また、保険料滞納であるが、昭和49年度はどのくらいあったか。そのうち徴収不能は幾らあるか。それらについて、国・府はどの程度認めているのか、との質問に対し、第1点、一般会計からの繰り入れについては、基本的に一般会計からの繰入額の算定については、事務費の超過負担、老人医療の市の選考分、また、同和対策に対する減免分という、理論的な要素をもった内容について一般財源の繰り入れを願っている。昭和49年度の予算要求の中身ははつきり記憶していない。また、国保制度についての国・府負担の割合は、費用額に対する百分の40と決められている。老人医療の波及とか別制度については、一定の率で補助金として受け入れをしているが、毎年、医療費が高騰する中で高額医療制度の実施とか、保険料負担が多くなっている現状で、府下で31市町村はほとんどが赤字団体になっている。したがって、できるだけ被保険者の負担の軽減を図るべく、高額医療制度の2分の1補助または調整交付金の増額等を府を通じて要望してまいりたい、との回答がありました。

第2点の滞納保険料に対する府の財政的な措置は、現行制度ではない。国・府においては、保険料を調定した額の10.0%徴収せよとの指導で、滞納分の徴収不能に対する措置は、国・府とも財源的な裏付けはない。

なお、滞納関係で一番古いのは何年か、との質問に対し、保険料の時効は2年であるが、

時効の関係で不納欠損を生じることはないよう、国税徴収に基づく滞納処分ができるよう実施しているが、本決算の不納欠損処分は転出先不明とか、調査できないもので、どうしても実態がつかめないものばかりである。

また、1番古い年度は2年ということではなく、昭和45年度当時の分もある。これら徴収については、できる限り努力して徴収率向上に努めている、との答弁がありました。

また、老人医療については、国は71歳、府は65歳となっているが、市の負担すべきものは補てんされているか、あるいは制度はあるが、全部保険として支払いをしなければならぬのか、との質問に対し、国・府の老人医療波及分に対しては、一定の率に基づき算定した額は補助金として支出されている。負担率については、医療費の6分の4が国、府は6分の1、市は同じく6分の1負担することになっている。65歳以上の府の制度は、医療費の5分の4を府が負担している、との回答があり、国民健康保険事業特別会計の審議を終わり、本決算を認定すべくお諮りしたところ、反対の声があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に、土地区画整理事業特別会計決算の審査については、特に問題はなかったが、反対意見があったので、土地区画整理事業特別会計決算の認定について採決いたしました結果、賛成多数で本決算を認定することに決した次第であります。

以上が本決算特別委員会で審査した結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細なる報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

○ 20番（寺田 茂君） ただいま49年度決算につきまして委員長報告を受けましたが、それに対して共産党の議員団は反対意見を申し上げたいと思います。

まず、一般会計でございますが、報告の中にもございましたように、国の補助金、支出金が大幅な未収入、このことにつきましては、私たちが一貫して指摘してきましたとおり、不公正な同和事業がなお一層拍車をかけて、市民の納得のできないことが大変大きな問題となっている。これが1番大きな問題点ではないか。また、一つの格差の問題になるわけなんです。同和保育園の建設、維持費についても、他の保育園などと非常に格差が大きい。こういう点から、市民の皆さん方から大きな反感も出ていることは御存知かと思えます。また、

これにつきましては、当議員団は、46年度当初から同促協設置について提案してきたわけですが、現在もなお不成立が続き、市行政の主体性が全くないということを主張していきたいと思っております。特に膨大な同和事業計画を見ながら事業の放棄など、また、進展度合い、また、業者に対しても明確に検討する必要があるのではないか、このことを強く望む次第でございます。

また、一般会計の中で2・3提起申し上げておきたいと思っております。まず、議会関係で議員皆さん方の問題でございますが、欠席しても費用弁償などが出されていることについては、市民的にも、民主的な運営の中でもっと検討する必要があるのではないか。このことについては、一応、今回から削除されるように聞いておりますので、このことは、49年度決算から拾い上げた問題であるということを念を押しておきたいと思っております。

また、公立保育園の少ない現状の中で、特に民間保育所の予算を組みながら不執行に終わっている。これは公立保育所対策だと考えておりますが、そういうことで公立保育所もなかなか進まない、民間保育所も進まないという大きな渦の中で、もつともつと具体策があるのではないか、基本的な考え方が必要ではないかと感ずるわけです。また、それを助けている無認可保育所に対する補助金が少ない、これは今後検討の必要もあり、私たちはこれを強く要望しておきたいと思っております。

また、一番衛生問題で皆さんが悩んでおられますくみ取りなんです、これが依然として月2回取りが実施されておらない。こういうことから、民生福祉のおくれが目立った決算であると考えており、一般会計については、そういう意味から反対であることを表明しておきたいと思っております。

また、二番目の国保会計につきましては、もちろん国の委託業務であることは御存知のとおりであります、委員長報告にございましたように、31市町村のほとんどが赤字である。しかし、だからといって、国の補助が少ない中で現状どうしていくか。また、国に対する強い要望もしないということが、非常に私たちは懸念する問題であり、また、市独自の補てんもできない。いつの場合も、本年度もそういう問題が出てきそうではありますが、市民に対する収奪であり、反対すべき点であるということを強調しておきたいと思っております。

三番目に土地区画整理問題ですが、これは主として第2版和用地の問題だと受け止めております。不用額が約2億も出し、そして1.153万円の食いつぶしなど、依然としてこれが進んでいない。最近、聞くところによりますと、葛の葉町あたりは区画整理にはなかなか応じない。用地買収だったらどうだという基本的な問題がここで交差している。いま、非常に進みぐあい、また、今後の問題についても難点があるという。基本的な市の計画においての

問題が出てきているのではないかとと思われます。

以上の点から、私たちは一般会計、国保会計、土地区画整理会計について反対の意思を表明し、終わりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 賛成討論を願います。池辺君

○ 10番（池辺秀夫君） 先ほど委員長より報告がありました。それに対しまして、私は賛成する立場から意見を申し上げたいと思います。

昭和30年代よりの高度成長政策は、順調に進展いたしました。しかしながら、昭和48年の石油ショック以来、かつて経験したことのない異常な物価高騰に見舞われ、従来の成長路線より低成長時代への転換が余儀なくされて、これに対する政府の総需要抑制という非常に厳しい政策の中で、地方公共団体における依存財源としての国庫補助金、府補助金、地方債の特定財源に大きな影響を及ぼしたものと思われます。

しかしながら、行政需要の増大する中で、2,300万円余の一般会計の黒字決算をなし得たことは、まことに喜びにたえない次第でございます。

まず、歳出について申し上げますと、総額129億1千万円余のうち、投資的事業は、実に55億5千万円余を投入し、全体の43%を占めるもので、住民サービスの一層の強化と行政水準の向上に資したことは、この数字ではつきりするものであります。

その他消費的な経費については、極力削減を図ったものと思われるが、異常な物価高騰の中で若干の増加を見たことはやむを得ないことと思えます。

一方、歳入について申し上げますと、総額131億4千万円余であります。このうち、国、府等から導入した資金及び起債を含めて59億5千万円余となり、全体収入の45%を占めるものであります。現行制度上やむを得ないものと思われる中で、やはり自主財源確立がもっと急がれるものと思えます。今後、理事者各位においては、一層の努力を期待するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計について見ると、医療制度の改正及び医療費の増高する中で、単年度5,700万円余の赤字決算となったことについては、非常に憂慮するものでありますけれども、保険料負担という基本的問題に抜本的な対策を要請するものであります。

最後に、土地区画整理事業特別会計でございますが、1,100万円余の赤字となっておりますが、これは前年度以前の赤字分であろうと思えます。事業の早期完成を要望するものであります。

以上、各会計について意見を述べましたが、今後とも厳しい社会情勢であります。健全均衡財政の維持のため一層の努力と成果を期待して、本件に対しまして私は賛成の意見を申し

述べるものであります。

- 議長（貝淵博治君） 以上をもって討論を終わります。ただいま反対、賛成の御意見がありましたので、採決を行います。

昭和49年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について、委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、昭和49年度大阪府和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには御審議まことに御苦労に存じます。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第2より第7までは、例月出納検査の結果報告どおりでありますので、一括議題といたします。

表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

例月出納検査の結果について

例月出納検査結果報告書

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和50年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年1月16日

監査委員 堀田 徳 治

同 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和51年 1月14日
2. 検査の対象 昭和50年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を参照したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支 出		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	5,099,997,885	△604,942 1,154,893,810	6,254,286,753	5,929,931,258	△882,089 1,420,011,037	
歳入歳出外現金	79,702,844	7,016,417	86,719,261	54,586,033	2,790,000	
特別歳入歳出外現金	1,618,495,001	137,375,494	1,755,870,495	1,508,590,196	134,543,512	
府 税	329,462,934	△111,967 33,255,984	362,606,951	290,825,902	38,637,032	
特 別 会 計	国民健康保険	926,288,394	△198,298 63,810,661	989,900,757	737,761,110	△460,606 135,081,402
	土地区画 整理事業	0	0	0	11,537,943	0
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	8,053,947,058	△915,207 1,396,352,366	9,449,384,217	8,533,232,442	△1,342,695 1,731,062,983	
基 金	用品調達	10,616,478	2,836,187	13,452,665	8,264,041	1,663,344
	同資 和金 更貸 生付	53,454,109	0	53,454,109	2,100,000	0
	財政調整					
	土地開発	7,826,181	0	7,826,181	0	2,254,757
合 計	71,896,768	2,836,187	74,732,955	10,364,041	3,918,101	

算 書

昭和50年11月29日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
計					
7,349,060,206	△1,094,773,453	2,010,000,000 △94,352,000	△11,537,943	809,336,604	
57,376,033	29,343,228			29,343,228	
1,643,133,708	112,736,787			112,736,787	
329,462,934	33,144,017			33,144,017	
872,381,906	117,518,851	23,000,000		140,518,851	
11,537,943	△11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
10,262,952,730	△813,568,513	1,938,648,000		1,125,079,487	
9,927,385	3,525,280			3,525,280	
2,100,000	51,354,109			51,354,109	
2,254,757	5,571,424			5,571,424	
14,282,142	60,450,813			60,450,813	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	809,336,604	447,993,604		350,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	140,518,851	140,518,851	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	3,525,280	2,964,591	560,689
	同 資 和 金 更 生 貸 付	51,354,109	51,354,109	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	5,571,424	5,571,424	
特別歳入歳出外現金	199,291,038	112,736,787		
歳入歳出外現金	29,343,228	29,343,228		
府 税	33,144,017	33,144,017		
住 宅 敷 金	75,688,011	28,603,994		4,708,407
合 計	1,279,653,352	826,487,005	560,689	354,708,407

管 方 法

昭和50年11月29日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル証券	釣 銭	
		9333.000	2010.000	
78509.239	8045.012			大阪公 137 8,044,721 大阪 24,223 291
78509.239	8,045.012	9333.000	2,010.000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	1,726,374,182	△439,495 100,924,494
地 方 譲 与 税	357,000,000	10,581,000	0
自 動 車 取 得 税 金 交 付	99,600,000	31,148,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付	195,340,000	0	0
地 方 交 付 税	2,539,288,000	1,688,964,000	660,702,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	154,180,000	15,418,000	0
分 担 金 及 負 担 金	1,156,830,000	38,182,195	532,251.5
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	43,483,566	△163,585 6,263,646
国 庫 支 出 金	3,442,341,000	625,264,000	197,980,000
府 支 出 金	3,411,864,000	1,138,335,08	44,279,810
財 産 収 入	912,550,000	398,980	252,583,00
寄 附 金	410,000,000	0	5,000,000
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	1,183,388,000	467,854,192	△1862 26,063,045
市 債	8,127,511,000	1,125,000,000	83,100,000
繰 越 金	225,996,000	225,996,262	0
合 計	23,030,398,000	5,099,997,885	△604,942 1,154,893,810

調

書

昭和50年11月29日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
18,268,591.81		17,671,838.19	50.83
10,581,000		25,119,000	29.63
31,148,000		68,452,000	31.27
0		19,534,000	
23,496,660.00		189,622,000	92.53
15,418,000		0	100.00
43,504,710		72,178,290	37.60
49,583,627		38,093,373	56.55
8,232,440.00		261,909,700	23.91
158,113,318		3,253,750,682	4.63
25,657,280		65,597,720	28.11
5,000,000		36,000,000	12.19
0		100,000	
49,391,537.5		68,947,262.5	41.73
19,560,000.00		7,931,911,000	2.40
225,996,262	262		100.00
6,254,286,753		16,776,111,247	27.15

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	141,172,000	77,354,611	9,848,057
総 務 費	36,267,820,000	796,697,997	△45100 87,747,06
民 生 費	3,937,661,000	1,987,849,398	△495088 235,576,85
衛 生 費	1,175,373,000	621,432,464	△19640 120,888,81
労 働 費	66,512,000	32,448,815	△266,27 3,928,12
農 林 水 産 業 費	15,555,000	36,516,278	4,217,631
商 工 費	21,511,500	137,118,487	88,869,88
土 木 費	5,018,840,000	49,582,717,6	59,106,523
消 防 費	32,719,200	162,675,752	△3150 238,128,81
教 育 費	7,081,336,000	99,576,365,6	△52484 70,719,539,5
公 債 費	1,155,970,000	50,264,081,0	158,802,978
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814	0
災 害 復 旧 費	9,495,000	0	0
予 備 費	30,000,000	0	0
合 計	23,030,398,000	5,929,931,258	△882,089 1,420,011,037

調

書

昭和50年11月29日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 寸 る 支 出 割 合
計		
87,202,668	539,693,332	61.77
88,440,603	2,742,381,397	24.38
2,222,930,895	1,714,730,105	5.66
74,230,905	433,072,095	63.15
36,110,400	304,016,000	54.29
40,733,909	1,148,160,910	26.18
14,600,547.5	69,109,525	67.87
55,493,369.9	4,463,906,301	11.05
18,648,548.3	140,706,517	56.99
1,702,906,567	5,378,429,433	24.04
6,614,437.88	49,452,621.2	57.21
83,605,814	5,794,186	93.51
0	9,495,000	
0	30,000,000	
73,490,602.06	15,681,337,794	31.91

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年1月16日

監査委員 堀田徳治

同 関戸正一

記

1. 検査実施日 昭和51年 1月14日
2. 検査の対象 昭和50年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係帳簿及び証拠書類を照合しところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 1 月分月次合計残高試算表

昭和50年11月30日現在

11月分月次合計残高試算表

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	勘定科目
120,257,953	120,257,953		資産の部				地
111,692,469	111,692,469		土地				建物
179,594,452	179,594,452		構築物				構築物
193,000,574	193,000,574		機械装置				器具
67,321,172	67,321,172	78,680	水				器具
11,753,753	11,753,753	570,000	車輜及運搬器具				器具
20,450,707	20,450,707	135,000	工具器具及備品				備品
96,260,963	96,312,963	16,641,075	建設仮勘定		520,000		定
460,000	460,000		水利				権
41,200	41,200		電話加入権				権
210,000	210,000		現金				金
93,378,270	199,666,397	137,881,136	普通預金		729,225,385	190,328,570	金
	18,689,693	729,225,385	当座預金		729,225,385	18,689,693	金
122,607,460	472,632,852	57,151,223	未収		4,499,233	350,025,392	品
85,297,261	168,258,353	45,898,800	貯蓄		899,333	82,961,092	品
	150,190,000		仮払			150,190,000	金
180,000	180,000		借地				権
250,000	250,000		投資有価証券				券
1,800,000	1,800,000		保管有価証券				券
300,000,000	480,000,000		短期貸付		180,000,000		金
			負債の部				部
	101,426,816	286,865	未払金		4,589,800	1,427,704	金
			未払費用				用
	700,000,000		一時借入金				金
	155,800,000	88,800	前受		1,962,000	374,197	金
	381,117,900	4,290,338	預り担保有価証券		4,054,588	829,985	金
						1,800,000	券
						1,800,000	
						1,267,000	567,000
						874,197	21,839
						4,054,588	44,886
						1,800,000	180,000

					減価償却引当金				320,614,252	320,614,252
					退職給与引当金				61,2385	61,2385
					資本の部					
					自己資本					
					借入金				11,980,3235	11,980,3235
					債本				18,629,10227	18,629,10227
					債余				59,550,400	59,550,400
					利余				98,250,6483	98,248,1483
					費用の部					
					原水及浄水費				900	
					配水及給水費					
					受託工事費				95,400	
					業務係費				70,755	
					減価償却費					
					資産減耗費					
					支払利息及企業債取扱諸費					
					雑支出					
					その他の営業費用				234,000	
					過年度損益修正					
					収益の部					
					給水収益				57,106,118	40,164,7826
					補償					
					受託工事収益				17,721,103	17,721,103
					その他の営業収益				38,528,000	78,170,230
					受取利息				3,503,079	3,503,079
					雑収益				13,186,000	13,613,375
					固定資産売却益					
					過年度損益修正					
					加人				7,510,000	25,310,000
					合計				388,593,492	97,473,30518
					合計				388,593,492	4,664,80779

昭和50年11月分予算執行報告書甲

昭和50年11月30日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	68,579,523	527,078,868	264,459,182
1 営業収益	701,538,000	60,938,163	496,904,414	204,633,586
1. 給水収益	608,198,000	57,085,363	401,881,081	206,816,919
2. 受託工事収益	200,000,000	0	17,721,108	2,278,897
3. その他営業収益	73,340,000	3,852,800	77,802,280	△ 4,462,230
2 営業外収益	90,000,000	7,641,360	30,174,454	59,825,546
1. 受取利息	200,000,000	0	3,503,079	△ 1,503,079
2. 雑収益	3,000,000	18,1360	1,361,375	1,638,625
3. 加入金	85,000,000	7,510,000	25,310,000	59,690,000

① 資本的収入	677,500,000	59,550,400	189,671,900	487,828,100
1 企業債	510,000,000	0	29,300,000	480,700,000
1. 企業債	510,000,000	0	29,300,000	480,700,000
2 負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
1. 他会計負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負担金	160,000,000	59,550,400	160,371,900	△ 371,900
1. 工事負担金	160,000,000	59,550,400	160,371,900	△ 371,900
収入合計	1,469,038,000	128,129,928	716,750,768	752,287,232

11 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和50年11月30日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	39,842,935	495,799,766	401,647,234
1 管 業 費 用	742,430,000	39,829,648	419,993,517	322,436,483
1. 原水及浄水費	314,626,000	20,486,391	193,036,160	121,589,840
2. 配水及給水費	120,460,000	6,300,927	6,489,171	55,568,829
3. 受託工事費	20,000,000	0	14,426,820	5,573,180
4. 業 務 費	89,705,000	3,772,332	47,486,816	42,218,184
5. 総 係 費	63,165,000	2,983,848	33,851,795	29,313,205
6. 減 価 償 却 費	63,864,000	0	0	63,864,000
7. 資 産 減 耗 費	610,000	0	0	610,000
8. その他〇営業費用	70,000,000	6,286,150	66,300,755	3,699,245
2 營 業 外 費 用	154,017,000	13,287	75,806,249	78,210,751
1. 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	153,967,000	13,287	75,806,249	78,160,751
2. 雜 支 出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1.	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資本的支出	814,167,286	1,813,2875	274,894,396	539,272,890
1	建設改良費	765,020,286	1,813,2875	251,054,635	513,965,651
1.	事務費	1,220,000	772,789	6,959,035	5,240,965
2.	擴張工事費	554,627,286	1,334,4000	1,639,21,492	390,705,794
3.	改良工事費	100,000,000	2,524,286	34,226,394	65,773,606
4.	配水管整備事業費	20,135,000	0	3,746,000	16,389,000
5.	光明台水道施設建設費	60,000,000	0	33,401,500	26,598,500
6.	營業設備費	18,058,000	1,491,800	8,800,214	9,257,786
2	企業債償還金	49,147,000	0	23,839,761	25,307,239
1.	企業債償還金	49,147,000	0	23,839,761	25,307,239
	支出合計	1,711,614,286	5,975,810	770,694,162	940,920,124

和泉市水道事業損益計算書(11月分)

(昭和50年11月1日より昭和50年11月30日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	57,085,363円	
(2) その他の営業収益	<u>3,852,800円</u>	60,938,163円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	20,486,391円	
(2) 配水及給水費	6,300,927円	
(3) 業務費	3,772,332円	
(4) 総係費	2,983,848円	
(5) その他の営業費用	<u>6,286,150円</u>	39,829,648円

営業利益 21,108,515円

3. 営業外収益

(1) 雑収入	131,360円	
(2) 加入金	<u>7,510,000円</u>	7,641,360円

当月分総利益 28,749,875円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>13,287円</u>	<u>13,287円</u>
----------------------	----------------	----------------

当月分純利益 28,736,588円

資 金 預 算 表

昭和50年12月10日

科 目	月 次	11月執行済額	12月予定額	1月予定額	2月予定額
前 月 繰 越 金		円 28,632,519	千円 93,588	千円 19,870	千円 17,440
入	営 業 収 益	48,323,500	57,000	56,000	56,000
	営 業 外 収 益	7,641,360	5,000	5,000	5,000
	前 年 度 未 収 金	63,876	3,530	2,350	1,171
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	59,550,400	50,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金	0	100,000	70,000	100,000
	預 り 金	319,250	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	1,962,000	500	500	500
	貸 付 金	0	0	100,000	50,000
計		117,860,386	216,530	244,350	223,171
支	営 業 費 用	31,623,118	104,000	48,000	48,000
	営 業 外 費 用	13,287	2,600	6,780	11,400
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	17,346,075	107,000	40,000	36,340
	貯 蔵 品	28,686,650	35,648	21,000	18,660
	企 業 債 償 還 金	0	0	0	71,860
	一 時 借 入 金 返 還	0	40,000	130,000	100,000
	預 り 金 返 還	555,000	500	500	500
	前 受 金	496,105	500	500	500
	過 年 度 損 益 修 正	2,400	0	0	0
計		52,904,635	290,248	246,780	222,586
収 支 差 引 額		93,588,270	19,870	17,440	18,025

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年1月16日

監査委員 堀田徳治
同 関戸正一

記

1. 検査実施日 昭和51年 1月14日
2. 検査の対象 昭和50年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 1月 分月次合計残高試算表

昭和50年11月2日現在
11月分月次合計残高試算表

和京市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	累計	当月		当月	累計	
90316210	90316210		資産の部			
240415659	240415659		土地			
2848487	2848487		建物			
1240000	1240000		構築物			
41452475	41452475	160600	車			
138124	138124		機械及備品			
9499235	9499235		有価証券			
			投資			
50294936	2605391071	468960736	減価償却引当金	43522733	43522733	43522733
105631719	400297600	53660680	普通預金	450495093	2555096135	
11665633	183969909	22113530	未収金	53973651	294665881	
57579955	128019955	26829955	貯蔵品	22077850	172304276	
13100000	243100000		前払金		70440000	
2222280	128923666		定期預金	120000000	230000000	
			過年度未収金		126701386	
			負債の部			
	1500000000	350000000	一時借入金	280000000	1980000000	480000000
	114888340	21897170	未払金	22113580	172257820	57369480
			仮受金			
	57781724	6756985	預り金	6742378	64567003	6785279
	4265000	461000	予納金	475000	5077000	812000
	616068		固定負債		20330243	19714175
	20240000		公立病院特例債		364400000	344160000

	55,874,105		過年度未払金		55,894,145	20,040
			資本の部			
			自己資本		179,754,371	179,754,371
	6,696,956		借入資本		198,059,264	191,362,308
58,934,893	58,934,893		繰越欠損金			
			資本剰余金		11,180,000	11,180,000
			収益の部			
	133,408		入院収益	37,386,443	258,508,377	258,374,969
	97,899	1,2182	外来収益	22,630,293	195,729,084	195,631,185
	600		その他の医療収益	1,156,668	97,461,16	97,455,516
			受取利息補助金	213,698	1,627,469	1,627,469
			他会計補助金		16,094,000	16,094,000
			患者外給食収益	488,450	330,7355	330,7355
			その他の医療外収益	46,350	533,021	533,021
			費用の部			
30,822,1389	30,822,1389	330,382,12	給与費			
18,398,1597	18,398,1597	234,821,70	材料費			
47,916,430	47,916,430	5,400,535	経費			
			減価償却費			
			資産減耗費			
3,129,495	3,129,495	487,250	研究修費			
47,779,351	47,779,351	40,810,94	支払利息及び企業債取扱諸費			
4,143,243	4,143,243	500,300	患者外給食材料費			
			期間外収益	200,000,000	200,000,000	
19,000,6790	19,000,7090	7,000	建設仮勘定	300		
18,299,31,901	70,397,33,979	1,017,799,399	合計	1,017,799,399	70,397,33,979	18,299,31,901

11月分予算執行報告書

昭和50年11月29日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11月	累 計	
病院事業収益	646,499,000	61,909,715	485,313,515	161,185,485
1 医 業 収 益	620,012,000	61,161,217	463,751,670	156,260,330
1. 入 院 収 益	327,134,000	37,386,443	258,374,969	68,759,031
2. 外 来 収 益	277,518,000	22,618,111	195,631,185	81,886,815
3. その他医業収益	15,860,000	1,156,663	9,745,516	5,614,484
2 医 業 外 収 益	26,487,000	748,498	21,561,845	4,925,155
1. 受取利息配当金	800,000	213,698	1,627,469	△ 827,469
2. 他会計補助金	16,094,000		16,094,000	0
3. 患者外給食収益	5,472,000	488,450	3,307,355	2,164,645
4. その他医業外収益	934,000	46,350	533,021	400,979
5. 国庫補助金	3,187,000			3,187,000
病院事業費用	915,520,000	66,939,561	595,171,505	320,348,495
1 医 業 費 用	808,501,000	62,358,167	543,248,911	266,252,089
1. 給 与 費	499,991,000	33,038,212	308,221,389	191,769,611
2. 材 料 費	219,025,000	23,482,170	183,981,597	35,043,403

3. 經 費	68,136,000	5,400,535	47,916,430	20,219,570
4. 減 價 償 却 費	17,383,000			17,383,000
5. 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
6. 研 究 研 修 費	3,965,000	437,250	3,129,495	835,505
2 醫 業 外 費 用	106,719,000	4,581,394	51,922,594	54,796,406
1. 支 払 利 息 及 企 業 賦 稅 費	100,441,000	4,081,094	47,779,351	52,661,649
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,278,000	500,300	4,143,243	2,134,757
3 予 備 費	300,000			300,000
期 間 外 收 益	40,480,000		20,000,000	20,480,000
資 本 的 收 入	878,000,000		21,000,000	857,000,000
1 他 會 計 出 資 金	21,000,000		21,000,000	0
2 企 業 債	857,000,000			857,000,000
資 本 的 支 出	918,679,000	167,600	35,231,134	883,447,866
1 建 設 改 良 費	864,733,000	167,600	3,294,178	856,438,822
1. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000		616,068	616,932
2. 器 械 備 品 購 入 費	6,000,000	160,600	5,673,600	326,400
3. 病 院 建 設 調 查 費	500,000		492,260	7,740
4. 病 院 增 設 事 業 費	857,000,000	7,000	1,512,250	855,487,750
2 企 業 債 償 還 金	53,946,000		26,936,956	27,009,044

昭和50年11月29日

11月度月次損益計算書

和泉市立病院事業会計

科目	目	月		計
		当	累	
1. 医療業	収益			
	入院収益	37,386,443	258,874,969	
	外来収益	22,618,111	195,681,185	
	その他医療業収益	1,156,663	9,745,516	
	計		61,161,217	463,751,670
2. 医療業	費用			
	給与	33,088,212	308,221,389	
	材料	23,482,170	183,981,597	
	経費	5,400,535	47,916,430	
	減価			
	償却			
	資産			
	減耗			
	研究	487,250	3,129,495	
	修費			
	計		62,358,167	543,248,911
医療業	利益		△ 1,196,950	△ 79,497,241

3. 医 業 外 収 益						
受 取 利 息 配 当 金	213,698			1,627,469		
他 会 計 補 助 金				16,094,000		
患 者 外 給 食 収 益	488,450			3,307,355		
そ の 他 医 業 外 収 益	46,350			533,021		
計			748,498			21,561,845
4. 医 業 外 費 用						
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	4,081,094			47,779,351		
患 者 外 給 食 材 料 費	500,300			4,143,243		
雑 損 失						
計			4,581,394			51,922,594
当 月 分 純 利 益			△ 5,029,846			
当 月 迄 の 純 利 益						△ 109,857,990
上 記 当 月 分 収 益 中		健 保 未 収 金	53,660,680 円			
上 記 当 月 分 費 用 中		未 払 金	22,113,530 円			

昭和50年11月末

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	11月の執行済額	12月 予 定	1 月 予 定
収	事業収益	6,178,117.6円	5,000,000.00円	5,000,000.00円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金	280,000.00	70,000.00	
	預り金	6,742,378	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	475,000	500,000	500,000
入	仮受金			
	通知預金解約	120,000.00		
	合 計	4,689,485.54	12,650,000	5,650,000

事業費	44,861,711	100,000,000	42,000,000
建設改良費	167,600		
企業債償還金		4,793,000	1,480,000
貯蔵品購入費	21,897,170	23,000,000	23,000,000
過年度未払金			
一時借入金返還	350,000,000		
預り金還付	6,265,475	6,000,000	6,000,000
前払金	26,829,955		
期間外費用			
予納金還付	461,000	500,000	500,000
仮受金還付			
合計	450,482,911	184,293,000	72,980,000
収支差引	18,465,643	△7,793,000	△16,480,000
前年度又は前月より繰越	31,829,293	50,294,936	42,501,936
翌年度又は翌月へ繰越	50,294,936	42,501,936	26,021,936

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年2月9日

監査委員 堀田 徳 治
同 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和51年2月9日
2. 検査の対象 昭和50年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 入 計 算 書

收 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	6,254,286,753	△ 2,052,710 742,795,839	6,996,029,882	7,349,060,206	△ 2,602,739 2,145,759,222	
歳入歳出外現金	86,719,261	33,529,470	120,248,731	57,376,033	8,012,048	
特別歳入歳出外現金	1,755,870,495	355,104,954	2,110,975,449	1,643,133,708	283,671,200	
府 税	362,606,951	△ 257,871 63,014,889	425,363,969	329,462,984	68,675,327	
特 別 会 計	国民健康保険	989,900,757	△ 693,004 54,077,101	1,043,284,854	872,381,906	△ 502,304 138,688,260
	土地区画業	0	0	0	11,537,943	0
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	9,449,384,217	△ 2,003,585 1,248,522,253	10,695,902,885	10,262,952,730	3,105,043 2,644,806,057	
基 金	用品調達	13,452,665	643,885	14,096,550	9,927,385	997,160
	同資 和更生 金貸付	53,454,109		53,454,109	2,100,000	2,050,000
	財政調整					
	土地開発	7,826,181	0	7,826,181	2,254,757	0
合 計	74,732,955	643,885	75,376,840	14,282,142	3,047,160	

算 書

昭和50年12月31日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
計		3,500,000,000 △ 94,352,000			
9,492,216,689	△2,496,186,807		65,462,057	974,923,250	
65,388,081	54,860,650			54,860,650	
1,926,804,908	184,170,541			184,170,541	
398,138,261	27,225,708			27,225,708	
1,010,567,862	32,716,992	100,000,000	△77,000,000	55,716,992	
11,587,943	△11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
12,904,653,744	△2,208,750,859	3,505,648,000		1,296,897,141	
10,924,545	3,172,005			3,172,005	
4,150,000	49,304,109			49,304,109	
2,254,757	5,571,424			5,571,424	
17,329,302	58,047,538			58,047,538	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	974923,250	288580,250		590000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	55716,992	55716,992	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	3,172,005	2,964,591	207,414
	同 和 更 生 資 金 貸 付	49,304,109	49,304,109	
	財 政 調 整	0	0	
	土 地 開 発	5,571,424	5,571,424	
特別歳入歳出外現金	238,268,793	184,170,541		
歳入歳出外現金	54,860,650	54,860,650		
府 税	27,225,708	27,225,708		
住 宅 敷 金	7,728,901	3,020,494		4,708,407
合 計	141,677,1832	67,101,4759	207,414	59,470,8407

管 方 法

昭和50年12月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル証券	釣 銭	
70,000,000	15,000,000	9,333,000	20,100,000	
			400,000	
47,854,827	6,243,425			大阪公 137 6,242,929 大阪 24,223 496
117,854,827	21,243,425	9,333,000	24,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	1,826,859,181	△ 1,010,768 2,168,864,54
地 方 譲 与 税	357,000,000	105,810,000	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	99,600,000	31,148,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	195,340,000	0	27,039,000
地 方 交 付 税	2,539,288,000	2,349,666,000	17,005,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	15,418,000	15,418,000	0
分 担 金 及 負 担 金	115,683,000	43,504,710	83,149,45
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	49,583,627	△ 14,640 85,009,93
国 庫 支 出 金	3,442,341,000	823,244,000	3,433,51,680
府 支 出 金	3,411,864,000	158,113,318	2,244,83,22
財 産 収 入	91,255,000	25,657,280	1,208,6,000
寄 付 金	410,000,000	50,000,000	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	1,183,388,000	493,915,375	△ 27,302 339,634,45
市 債	8,127,511,000	1,956,000,000	5,270,0,000
繰 越 金	225,996,000	225,996,262	0
合 計	23,030,398,000	6,254,286,753	△ 1,052,710 74,279,5839

調

書

昭和50年12月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
計			
2,042,734,867		1,551,308,133	56.83
1,058,100		251,190	29.63
3,114,800		684,520	31.27
27,039,000	7,505,000		138.42
23,666,710		172,617	93.20
154,180		0	100.00
523,196,55		633,633,45	45.22
58,069,980		29,607,020	66.23
11,665,956,80		2,275,745,320	33.88
18,056,1640		3,231,302,360	5.29
37,743,280		535,117,20	41.36
5,000,000		360,000,00	12.19
0		10,000	
52,785,1518		655,536,482	44.60
248,300,000		7,879,211,000	3.05
225,996,262	262		100.00
6,996,029,882		16,084,368,118	30.37

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	141,172,000	87,202,668	29,396,533
総 務 費	3,626,782,000	884,400,603	△ 96,097,518 184,645,272
民 生 費	3,937,661,000	2,222,930,895	△ 102,738,745 457,442,795
衛 生 費	1,175,373,000	742,300,905	△ 18,659,882 88,229,752
労 働 費	665,120,000	36,110,400	△ 36,943,713 13,995,887
農 林 水 産 業 費	155,550,000	40,733,909	26,467,557
商 工 費	215,115,000	146,005,475	28,599,414
土 木 費	5,018,840,000	554,933,699	△ 55,192,248 73,645,656
消 防 費	327,192,000	186,485,483	△ 3,150,597 650,92
教 育 費	7,081,336,000	1,702,906,567	989,801,115
公 債 費	1,155,970,000	661,443,788	18,679,349
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814	0
災 害 復 旧 費	9,495,000	0	0
予 備 費	30,000,000	0	0
合 計	23,030,398,000	73,490,602,06	△ 260,273,921 2,145,759,222

調 書

昭和50年12月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
116599,201	24572799	82.59
1,068,084,900	2558697,100	29.44
2,679,346,303	1,258,314,697	68.04
830,344,059	345,028,941	70.64
49,736,850	16,775,150	74.77
67,201,466	88,348,534	43.20
174,604,889	40,510,111	81.16
803,614,963	4,215,225,037	16.01
246,247,425	80,944,575	75.26
2,692,707,682	4,388,628,318	38.02
680,123,137	475,846,863	58.83
83,605,814	5,794,186	93.51
0	9,495,000	
0	300,000,000	
9,492,216,689	13,538,181,311	41.21

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年2月9日

監査委員 堀田徳治

同 関戸正一

記

1. 検査実施日 昭和51年2月9日
2. 検査の対象 昭和50年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 2 月分月次合計 残高試算表

昭和50年12月分月次合計残高試算表

現在 昭和50年12月31日

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	
			貸 産 部				
			土 地				
120,257,953	120,257,953		物 物				
188,852,469	188,852,469	77,160,000	建 築				
226,837,714	226,837,714	472,482,621	機 械 及 装 置				
283,494,574	283,494,574	904,940,000	量 水				
67,761,972	67,761,972	440,800	車 輛 及 運 搬 機 具				
11,753,753	11,753,753		工 具 器 具 及 備 品				
206,687,070	206,687,070	218,000	建 設 仮 借 利	640,086,621	640,606,621		
508,565,227	1,149,171,848	186,042,215	水 電 話 加 入				
460,000	460,000		現 金				
41,200	41,200		普 通 預 金	451,126,347	285,441,204		
210,000	210,000		當 座 預 金	451,126,347	282,009,573		
133,188,990	248,760,103	490,937,067	未 収 収 入	627,647,080	412,790,100		
282,009,573	451,126,347	422,119,470	貯 蓄 金	428,027,910	125,763,883		
102,054,699	514,844,799		仮 借 地		150,190,000		
48,179,700	173,943,583	5,685,230	借 貸 有 価 証 券				
180,000	180,000		保 管 有 価 証 券				
250,000	250,000		短 期 貸 付 金		180,000,000		
1,800,000	1,800,000		負 債 の 部				
800,000,000	480,000,000		未 払 金	5,685,230	148,455,696	5,617,730	
	142,837,966	41,411,150	未 払 費 用				
			一 時 借 入 金	813,000,000	1,580,000,000	750,000,000	
830,000,000	830,000,000	130,000,000	前 受 金	92,650,000	468,847,300	281,677,300	
185,170,000	185,170,000	293,700,000	預 り 担 保 有 価 証 券	103,934,900	933,919,900	452,730,600	
48,189,300	48,189,300	10,007,140			130,000,000	130,000,000	

									減価償却引当金				320,614,252		320,614,252
									退職給与引当金				61,238,5		61,238,5
									資本の部						
									自己資本						
									借入金	238,397,61			119,803,235		119,803,235
									資本剰余金	75,000			186,291,027		186,291,027
									利益剰余金	833,578,91		400,043,20	1,022,510,803		1,022,510,803
									費用の部						
									原水及浄水費						
									配水及給水費	230,367,196	37,331,036			900	
									受託工事費	801,537,01	15,262,530				
									業務費	1,675,098,0	2,324,160				
									総係費	61,369,328	13,882,512		95,400		
									減価償却費	433,072,87	94,554,92		70,755		
									資産減耗費						
									支払利息及企業債取扱諸費	783,706,32	2,564,383				
									雑支出						
									その他の営業費用	106,066,270	39,765,515		234,000		
									過年度の損益修正	293,150					
									収益の部						
									給水収益	295,445	28,700	42,176,472	44,382,4298		44,352,8853
									補償						
									受託工事収益	368,000		102,160	178,232,63		178,232,63
									その他の営業収益			483,019,15	126,472,145		126,104,145
									受取利息				350,3079		350,3079
									雑収益		182,444		154,3819		154,3819
									固定資産売却益						
									過年度の損益修正						
									加		470,000		300,10,000		300,10,000
									合計	4,755,907,820	11,869,048,363	2,121,717,845	11,869,048,363		47,559,078,20

12月分予算執行報告書 甲

昭和50年12月31日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	954,342,911	622,513,159	169,024,841
1 営業収益	701,538,000	905,518,477	587,456,261	114,081,789
1. 給水収益	608,198,000	421,477,772	443,528,858	164,669,147
2. 受託工事収益	200,000,000	102,160	17,823,268	2,176,737
3. その他の営業収益	73,340,000	48,301,915	126,104,145	△52,764,145
2 営業外収益	90,000,000	488,244,444	35,056,898	54,943,102
1. 受取利息	200,000	0	3,503,079	△ 1,503,079
2. 雑収益	3,000,000	182,444	1,543,819	1,456,181
3. 加入金	85,000,000	470,000	30,010,000	54,990,000

① 資本的収入	677,500,000	4,000,432.0	229,676,220	447,823,780
1 企業債	510,000,000	0	29,300,000	480,700,000
1. 企業債	510,000,000	0	29,300,000	480,700,000
2 負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
1. 他会計負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負担金	160,000,000	4,000,432.0	200,376,220	△40,376,220
1. 工事負担金	160,000,000	4,000,432.0	200,376,220	△40,376,220
収入合計	1,469,038,000	135,438,611	852,189,379	616,848,621

12月分予算執行報告書乙

昭和50年12月31日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	1,205,856,288	6,168,855,394	281,061,606
1 管 業 費 用	742,480,000	1,180,212,455	5,380,147,662	204,415,238
1. 原水及浄水費	314,626,000	37,331,036	230,367,196	84,258,804
2. 配水及給水費	120,460,000	1,526,253,0	80,153,701	40,306,299
3. 受託工事費	20,000,000	2,324,160	16,750,980	3,249,020
4. 業 務 費	89,705,000	1,388,251,2	6,136,932,8	2,833,5,672
5. 総 係 費	63,165,000	9,455,492	4,330,7,287	1,985,7,713
6. 減価償却費	63,864,000	0	0	63,864,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	70,000,000	39,765,515	1,060,66,270	△36,066,270
2 営 業 外 費 用	154,017,000	2,564,383	7,837,0,632	75,646,368
① 支 払 利 息 及 債 務 取 扱 諸 費	153,967,000	2,564,383	7,837,0,632	75,596,368
2. 雑 支 出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1.	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出					
1	建設改良費	814,167,286	186,701,015	461,595,411	352,571,875	
1.	業務費	765,020,286	186,701,015	487,755,650	327,264,636	
2.	擴張工事費	1,220,000	2,105,619	9,064,654	3,135,846	
3.	改良工事費	554,627,286	121,121,000	285,042,492	269,584,794	
4.	配水管整備事業費	71,754,500	4,743,596	38,969,990	32,784,510	
5.	光明台水道施設建設費	20,135,000	3,228,000	6,974,000	13,161,000	
6.	營業設備費	88,245,500	54,844,000	88,245,500	0	
2	企業償還金	18,058,000	658,000	9,459,014	8,598,986	
1.	企業償還金	49,147,000	0	23,839,761	25,307,239	
		49,147,000	0	23,839,761	25,307,239	
	支出合計	1,711,614,286	307,286,643	1,077,980,805	633,633,481	

和泉市水道事業損益計算書(12月分)

(昭和50年12月1日より昭和50年12月31日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	42,147,772円	
(2) 受託工事収益	102,160円	
(3) その他の営業収益	<u>483,019.15円</u>	905,518.47円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	373,310.36円	
(2) 配水及給水費	15,262,530円	
(3) 受託工事費	2,324,160円	
(4) 業務費	138,825.12円	
(5) 総係費	945,549.2円	
(6) その他の営業費用	<u>397,655.15円</u>	<u>118,021.245円</u>

営業損失 274,693.98円

3. 営業外収益

(1) 雑収益	182,444円	
(2) 加入金	<u>4,700,000円</u>	<u>488,244円</u>

当月分総損失 22,586,954円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>2,564,388円</u>	<u>2,564,388円</u>
----------------------	-------------------	-------------------

当月分純損失 25,151,337円

資 金 予 算 表

昭和51年1月10日

科 目 / 月 次		12月執行済額	1月予定額	2月予定額	3月予定額
前 月 繰 越 金		93,588,270 ^円	133,399 ^{千円}	19,822 ^{千円}	11,977 ^{千円}
入	営 業 収 益	110,206,263	56,000	56,000	58,000
	営 業 外 収 益	4,882,444	5,000	5,000	5,000
	前 年 度 未 収 金	11,440	3,439	2,500	1,100
	企 業 債	123,000,000	0	0	169,000
	工 事 負 担 金	40,004,320	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金	190,000,000	275,000	100,000	250,000
	預 り 金	3,538,900	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	9,265,000	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金	0	0	0	100,000
計		480,908,367	351,439	175,500	595,100
出	営 業 費 用	75,659,254	48,000	48,000	56,000
	営 業 外 費 用	2,564,383	11,880	2,295	56,282
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	186,260,215	40,000	20,000	230,000
	貯 蔵 品	41,411,150	27,000	10,000	42,449
	企 業 債 償 還 金	0	6,136	1,050	18,120
	一 時 借 入 金 返 還	130,000,000	230,000	100,000	190,000
	預 り 金 返 還	3,152,550	1,000	1,000	1,000
	前 受 金	2,050,095	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金	0	100,000	0	0
計		441,097,647	465,016	183,345	594,851
収 支 差 引 額		133,398,990	19,822	11,977	12,226

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年2月9日

監査委員 堀田 徳 治

同 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和51年2月9日
2. 検査の対象 昭和50年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 2 月分月次合計残高試算表

12月分月次合計残高試算表

昭和50年12月31日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		
	累計	当月		当月	合計	
					当月	累計
90316210	90316210		資産の部			
240415659	240415659		土地			
2848487	2848487		建物			
1240000	1240000		構築物			
41452475	41452475		車輜			
188124	188124		機械及備品			
9499235	9499235		有価証券			
			投資			
50926709	3048547461	443156390	減価償却引当金		43522733	43522733
104543470	451234151	50936551	普通預金	442524617	2997620752	
11735937	211343409	27373500	未収金	52024800	346690681	
57579955	128019955		貯蔵品	27303196	199607472	
13100000	243100000		前払金		70440000	
2222280	128923666		定期預金		230000000	
			過年度未収金		126701386	
			負債の部			
	1800000000	800000000	一時借入金	870000000	2350000000	550000000
	187806290	22917950	未払金	27373500	199631320	61825030
			仮受金			
	64916996	7135272	預り金	9852137	74419140	9502144
	4858000	593000	手納金	852000	5429000	571000
	924102	308034	固定負債		20330243	19406141
	20240000		公立病院特例費		364400000	344160000

589,348,898	5,587,4105	過年度未払金	55,894,145	200,400
		資本の部		
		自己資本金	179,754,371	179,754,371
		借入資本金	198,059,264	186,877,308
589,348,898	11,181,956	繰越欠損金		
	589,348,898	資本剰余金	1,118,000	1,118,000
		収益の部		
	149,551	入院収益	317,287,778	290,087,599
	105,588	外来収益	222,142,681	222,037,098
	600	その他の医療収益	111,695,377	111,689,377
		受取利息配当金	49,608	167,707
		他会計補助金	160,940,000	160,940,000
		患者外給食収益	44,410	375,176
		その他の医療外収益	83,287	61,630
		国庫補助金	163,900	163,900
		費用の部		
401,474,813	401,652,804	給与	178,491	
212,932,650	212,932,650	材料		
55,707,874	55,707,874	経費		
		減価償却費		
		資産減耗費		
31,624,555	31,624,555	研究費		
50,730,610	51,082,110	支払利息及び企業債取扱諸費	351,500	
4,674,420	4,674,420	患者外給食材料費		
		期間外収益	20,000,000	20,000,000
19,778,790	19,779,090	建設仮勘定	300	
1,963,828,546	803,147,631	合計	991,742,337	1,963,828,546

12月分予算執行報告書

昭和50年12月31日現在

和泉市立病院事業会計

款項目	予算額	執行額		予算残額
		12月	累計	
病院事業収益	646,499,000	617,582,264	547,071,779	99,427,221
1. 医療収益	620,012,000	595,419,599	523,293,629	96,718,371
1. 入院収益	327,134,000	317,126,300	290,087,599	37,046,401
2. 外来収益	277,518,000	26,405,908	222,037,093	55,480,907
3. その他医療収益	153,660,000	1,423,421	11,168,937	419,1063
2 医療外収益	26,487,000	2,216,305	23,778,150	270,8850
1. 受取利息配当金	800,000	49,608	1,677,077	△ 877,077
2. 他会計補助金	16,094,000		16,094,000	0
3. 患者外給食収益	5,472,000	444,410	3,751,765	1,720,235
4. その他医療外収益	934,000	83,287	616,308	317,692
5. 国庫補助金	3,187,000	1,639,000	1,639,000	1,548,000
病院事業費用	915,520,000	133,510,817	728,682,322	186,837,678
1 医療費用	808,501,000	130,028,381	673,277,292	135,223,708
1. 給与	499,991,000	93,252,924	401,474,313	98,516,687
2. 材料	219,025,000	28,951,053	212,932,650	6,092,350

3. 經 費	68,136,000	7,791,444	5,570,787.4	12,428,126
4. 減 價 償 却 費	17,383,000			17,383,000
5. 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
6. 研 究 研 修 費	3,965,000	3,296.0	3,162,455	8,025,45
2 醫 業 外 費 用	10,671,900.0	3,482,436	5,540,503.0	51,313,970
1. 支 弘 利 息 及 以 外 企 業 債 取 取 諸 費	100,441,000	295,125.9	50,730,610	49,710,890
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,278,000	531,177	4,674,420	1,603,580
3 予 備 費	300,000			300,000
期 間 外 收 益	40,480,000		20,000,000	20,480,000
資 本 的 收 入	878,000,000		21,000,000	857,000,000
1 他 會 計 出 資 金	21,000,000		21,000,000	0
2 企 業 債	857,000,000			857,000,000
資 本 的 支 出	91,867,900	5,565,034	40,796,168	87,788,283.2
1 建 設 改 良 費	86,473,300	1,080,034	9,374,212	85,535,878.8
1. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,300	308,034	3,924,102	308,898
2. 器 械 備 品 購 入 費	6,000,000		5,673,600	326,400
3. 病 院 建 設 調 查 費	500,000		492,260	7,740
4. 病 院 增 築 事 業 費	85,700,000	772,000	2,284,250	85,471,575.0
2 企 業 債 償 還 金	53,946,000	4,485,000	31,421,956	22,524,044

12月度月次損益計算書

昭和50年12月31日

和泉市立病院事業会計

科	目	当	月	累	計
1. 医業収	入院収益	31712,630		290,087,599	
	外来収益	26,405,908		222,037,098	
	その他の医業収	1,423,421		11,168,937	
	計		59,541,959		523,293,629
2. 医業費用	給与	93,252,924		401,474,813	
	材料	28,951,058		212,982,650	
	経費	7,791,444		55,707,874	
	減価償却費				
	資産減耗費				
	研究費	32,960		3,162,455	
	計				673,277,292
3. 医業外収	業利益		180,028,881		
	外収		△70,486,422		△149,983,663

受取利息配当金	49,608			1,677,077	
他会計補助金				1,609,400	
患者外給食収益	44,410			3,751,765	
その他医業外収益	83,287			616,308	
国庫補助金	1,639,000			1,639,000	
計			2,216,305		23,778,150
4. 医業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	2,951,259			50,730,610	
患者外給食材料費	531,177			4,674,420	
雑損失					
計			3,482,436		55,405,030
当月分純利益			△7,175,255		
当月迄の純利益					△181,610,543
上記当月分収益中	健保未収金	50,936,551	円		
上記当月分費用中	未払金	27,373,500	円		

昭和50年12月末

和泉市立病院事業会計

資 金 予 算 表

区分	科 目	12月の執行済額	1 月 予 定	2 月 予 定
収	事業収益	60,759,430円	50,000,000円	50,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金	870,000,000		
	預り金	9,852,187	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	852,000	500,000	500,000
入	仮受金			
	国庫補助金	1,639,000		
	合 計	442,602,567	56,500,000	56,500,000

支	事業費用	106,207,621	42,000,000	42,000,000
	建設改良費	772,000		
	企業債償還金	4,793,034	1,480,000	804,000
	貯蔵品購入費	22,917,950	23,000,000	23,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	300,000,000		
	預り金還付	6,687,189	9,800,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	593,000	500,000	500,000
	仮受金還付			
	合計	441,970,794	76,780,000	72,304,000
差	収支差引	681,778	△20,280,000	△15,804,000
引	前年度又は前月より繰越	50,294,936	50,926,709	8,064,670
	翌年度又は翌月へ繰越	50,926,709	50,646,709	14,842,709

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第6号までの報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第8「昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第29号

昭和50年度 大阪府和泉市一般会計補正予算（第3号）

昭和50年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ272,173,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ230,397,080千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債の補正」による。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金		19,534	7,505	27,039
	(1) 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	19,534	7,505	27,039
5. 地方交付税		2,539,288	5,251	2,544,539
	(1) 地方交付税	2,539,288	5,251	2,544,539
7. 分担金及負担金		1,046,883	3,472	1,081,555
	(1) 分担金	8,767	2,811	11,578
	(2) 負担金	959,166	661	965,777
9. 国庫支出金		2,842,055	103,910	2,945,965
	(1) 国庫負担金	1,105,777	△ 2,585	1,103,192
	(2) 国庫補助金	1,711,789	106,495	1,818,284
10. 府支出金		2,876,534	488,181	3,364,715
	(1) 府負担金	86,049	95	86,144
	(2) 府補助金	2,728,226	472,079	3,200,305
	(3) 府委託金	61,841	15,988	77,829
	(4) 府交付金	418	19	437
14. 諸収入		1,183,388	221,817	1,905,205
	(4) 受託事業収入	51,176	10,000	61,176
	(5) 雑収入	994,294	211,817	1,206,111
15. 市債		6,799,547	1,891,600	8,691,147
	(1) 市債	6,799,547	1,891,600	8,691,147
歳入合計		20,317,972	2,721,736	23,039,708

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		141,172	13,280	154,452
	(1) 議 会 費	141,172	13,280	154,452
2. 総 務 費		2,947,548	528,928	3,476,476
	(1) 総 務 管 理 費	703,362	370,479	1,073,841
	(2) 徴 税 費	243,364	3,250	246,614
	(7) 同 和 対 策 費	1,812,484	155,199	1,967,683
3. 民 生 費		3,521,065	90,914	3,611,979
	(1) 社 会 福 祉 費	1,330,723	21,828	1,352,551
	(2) 児 童 福 祉 費	1,362,032	66,430	1,428,462
	(3) 生 活 保 護 費	827,326	2,656	829,982
4. 衛 生 費		1,175,373	585,641	1,761,014
	(1) 保 健 衛 生 費	291,594	16,176	307,770
	(2) 清 掃 費	806,841	565,780	1,372,621
	(3) 墓 地 管 理 費	76,938	3,685	80,623
5. 労 働 費		66,512	1,578	68,090
	(1) 失 業 対 策 費	66,512	1,578	68,090
6. 農 林 水 産 業 費		155,550	79,24	163,474
	(1) 農 業 費	153,514	7,208	160,722
	(2) 林 業 費	2,036	716	2,752
7. 商 工 費		110,314	2,371	112,685
	(1) 商 工 費	110,314	2,371	112,685
8. 土 木 費		3,830,255	45,847	3,876,102

	(1)土木管理費	203,746	8,802	212,548
	(2)道路橋梁費	877,531	255	877,786
	(4)都市計画費	919,757	29,996	949,753
	(5)住宅費	1,784,871	6,794	1,791,665
9.消防費		327,192	19,204	346,396
	(1)消防費	327,192	19,204	346,396
10.教育費		6,758,126	1,419,379	8,177,505
	(1)教育総務費	292,565	35,609	328,174
	(2)小学校費	1,303,704	134,346	1,438,050
	(3)中学校費	4,562,973	994,005	5,556,978
	(4)幼稚園費	181,220	33,100	214,320
	(5)社会教育費	189,135	17,020	206,155
	(6)保健体育費	228,529	205,299	433,828
14.災害復旧費		9,495	6,670	16,165
	(2)農林水産施設 災害復旧費	1,000	6,670	7,670
歳出合計		20,317,972	2,721,736	23,039,708

第 2 表 繰越明許費の補正

款	項	事業名	金額
総務費	同和对策費	(仮称)解放総合センター建設事業	1,781,397千円
民生費	社会福祉費	(仮称)身体障害者福祉会館建設事業	175,872
衛生費	清掃費	観音寺墓地整備事業	38,200
土木費	道路橋梁費	北信大駅前線整備事業	64,090
		細街路整備事業	7,700
合 計			2,067,259

第 3 表 債務負担行為の補正

事項	期間	限度額
鶴山台北小学校用地取得事業	昭和50年度 } 昭和73年度	4,348,900千円
鶴山台北小学校整備事業	昭和50年度 } 昭和51年度	1,300,000
信太中学校整備事業	昭和50年度 } 昭和51年度	3,890,900

第4表 地方債の補正

起債の目的	補正				補正				後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
				償還期限	償還期間	償還の方法				償還期限	償還期間	償還の方法
退職手当	63,800 千円	年以内 10% 普通貸借又は証券発行	年以内 10%	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他
				政府 その他	25	3	半年賦年賦元利均等又は当初発行額の8%以上半年賦償還	政府 その他	25	3	半年賦年賦元利均等又は当初発行額の8%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる
(仮)解放総合センター建設事業	772,000	同上	10	同上	25	3	同上	同上	25	3	同上	同上
隣保館整備事業												
児童遊園整備事業												
保育園建設事業	85,400	普通貸借又は証券発行	10	政府 その他	25	3	半年賦年賦元利均等又は当初発行額の8%以上半年賦償還	政府 その他	25	3	半年賦年賦元利均等又は当初発行額の8%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借替える

																					ることがで きる
都市計画 事業	253,700	同上	10	同上	5	同上	同上	同上	266,400	同上	10	同上	25	同上	5	同上	同上	同上	同上	同上	上記
義務教育 施設整備 事業	4480,114	同上	10	同上	3	同上	同上	同上	5,490,914	同上	10	同上	25	同上	3	同上	同上	同上	同上	同上	上記
市民体育館 建設事業	106,700	同上	10	同上	3	同上	同上	同上	310,600	同上	10	同上	20	同上	3	同上	同上	同上	同上	同上	上記
不燃性廃材 処理地取得 事業	581,500	証券発 行	10	交付 公債	3	同上	同上	同上	581,500	同上	10	同上	20	同上	3	同上	同上	同上	同上	同上	上記
特例地方債									138,400	同上	10	同上	10	同上	2	同上	同上	同上	同上	同上	上記
計	7,331,047								8,691,147												

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

000

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
④国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	19,534	7,505	27,039			円
(1)国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	19,534	7,505	27,039			
1.国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	19,534	7,505	27,039	1.国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	7,505	自衛隊施設にかかる交付金追加
⑤地方交付税	25,392,888	5,251	25,445,399			
(1)地方交付税	25,392,888	5,251	25,445,399			
1.地方交付税	25,392,888	5,251	25,445,399		5,251	特別交付税追加
⑦分担金及負担金	1,046,839	3,472	1,081,555			
(1)分 担 金	8,767	2,811	11,578			
1.農林水産業費 分 担 金	8,767	2,811	11,578	1.農業費分担金	2,811	水路整備事業分担当金更正減 △ 10,000 溜池整備事業分担当金追加 2,821,000

(2)負担金	95,916	661	96,577				
5.災害復旧事業費負担金	100	661	761	1.災害復旧費負担金	661	山地崩壊防止工事負担金追加	
⑨国庫支出金	28,420,555	10,3910	29,459,665				
(1)国庫負担金	11,057,777	△ 2,585	11,031,922				
1.民生費国庫負担金	1,094,617	△ 2717	1,091,900	2.老人医療費負担金	5,352	老人医療費負担金追加	
				3.児童福祉費負担金	△ 8,069	児童手当負担金更正減	
2.教育費国庫負担金	11,160	132	11,292	1.小学校費負担金	92	教材費国庫負担金追加	
				2.中学校費負担金	40	"	
(2)国庫補助金	1,711,789	1,06,495	1,818,284				
1.総務費国庫補助	37,654	10,857	48,511	1.隣保館運営費補助金	414	隣保館運営費補助金追加	
				2.(仮)解放総合センター建設費補助金	10,443	(仮)解放総合センター建設費補助金追加	
2.民生費国庫補助	23,937	6,564	30,501	1.社会福祉費補助金	63	社会奉仕活動育成事業補助金	
				2.児童福祉費補助金	6,501	鶴山台保育園建設事業費国庫補助金追加 6,141,000	
						芦部保育園建設費国庫補助金 360,000	

科 目	補正前の額	補正額	計	節 区 分		明 示
				区	額	
3.労働費国库補助金	17,896 千円	700 千円	18,596 千円	1.失業対策費補助金	700 千円	一般失業対策費補助金追加 円
4.土木費国库補助金	882,379	7,685	890,064	1.都市計画費補助金	7,685	都市下水路府中北幹線整備事業補助金追加
6.教育費国库補助金	743,192	80,689	823,881	1.小学校費補助金	34,498	幸小学校牛乳冷庫設置補助金 100,000 要保護児童援助費補助金 更正減 △ 34,000 要保護児童給食費補助金更正減 △ 521,000 鶴山台北小学校建設事業補助金追加 3,224,600 鶴山台北小学校用地買収費補助金 2,707,000
				2.中学校費補助金	44,037	理科教育費補助金追加 197,000 (仮) 第二和泉中学校給食設備費補助金 1,715,000 要保護児童援助費補助金追加 173,000 要保護児童給食費更正減 △ 165,000 養護教育奨励費補助金更正減 △ 64,000 養護教育給食費補助金更正減 △ 99,000

							遠距離通学生徒通学費補助金 314,000 郷荘中学校用地買収費補助金 419,660.00
							幼稚園就園奨励費補助金追加
⑩府支出金	2,876,534	488,181	3,364,715			2,154	
(1)府負担金	860,49	95	861,44				
1.民生費府負担金	85,674	95	85,769			1,338	老人医療費負担金追加
						△ 1,248	児童手当負担金更正減
(2)府補助金	2,728,226	472,079	3,200,305				
1.総務費府補助金	848,089	442,902	1,290,991			485,059	(例)解放総合センター建設費補助金追加
						4,948	隣保館運営費補助金追加
						2,900	府中阪本線整備事業補助金 800,000 府中信太山線整備事業補助金 2,100,000
2.民生費府補助金	314,180	20,575	334,755			890	社会奉仕活動育成事業補助金 63,000 社会福祉協議会運営費補助金追加 143,000 心配ごと相談所設置費補助金追加 6,000

科	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円			円
		300	2599				老人クラブ補助金追加 604,000 友愛訪問活動補助金追加 74,000
					2. 児童福祉費補助金	9,679	家庭児童相談室設置補助金追加 225,000 心身障害児家庭奉仕員派遣事業補助金追加 130,000 鶴山台第二保育園建設費補助金追加 83,040,000 芦部保育園建設費補助金 1,020,000
					3. 身体障害者医療費補助金	1,223	身体障害者医療事務費補助金追加 140,000 身体障害者医療費補助金追加 1,083,000
					4. 老人医療費補助金	5503	老人医療費補助金追加
					8. 環境改善施設整備費補助金	3280	有線放送設備増設及改修工事費補助金
	3. 衛生費府補助金	37,567	8,356	45,923	1. 保健衛生費補助金	8,356	同和地区保健増進事業補助金 345,600 予防接種事故処理費補助金 4,900,000
	4. 農林水産業費府補助金	42,973	△ 7,330	35,643	2. 農業費補助金	△ 6,657	水路整備事業補助金追加 819,000

							溜池整備事業補助金更正減 △ 7,476,000
							農業振興地域整備促進費補助金 110,000 園芸団地整備事業計画樹立促進費補助金 50,000 米穀流通消費改善補助金 123,000 都市農業近代化事業補助金更正減 △ 109,000 うんしゆうみかん摘果推進事業補助金更正減 △ 154,100 稲作転換推進事業補助金更正減 △ 22,000
							3. 農業振興費補助金 △ 1,389
							5. 林業費補助金 716
							3. 都市計画費補助金 △ 1,157
							2. 小学校費補助金 1,648
							3. 中学校費補助金 721
							4. 幼稚園費補助金 1,076
							1. 災害復旧費補助金 5,288 5,272,000 山地崩壊防止小川工事補助金追加 160,000
							1. 災害復旧費補助金 6,088
							1. 土木費補助金 1,327,987 △ 1,157
							8. 教育費補助金 727,48 3,445
							12. 災害復旧事業費 府補助金 800 5,288
							1,326,830 7,6193 6,088

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(3)府 委 託 金	千円 61,841	千円 15,988	千円 77,829		千円	円
1.総務費府委託金	61,116	15,762	76,878	1.総務管理費委託金	162	国土利用計画法に関する調査事務委託金
				2.府民税徴収委託金	15,600	府民税徴収委託金追加
4.農林水産業費 府 委 託 金	257	226	483	1.農業振興費委託金	120	農村地域整備状況調査委託金
				2.畜産業費委託金	106	鶏卵計画生産推進指導委託金
(4)府 交 付 金	418	19	437			
1.民生費府交付金	18	19	37	1.社会福祉費交付金	19	特別交付金叙嗣民生安定資金事務取扱交付金追加
(4)諸 収 入	1,183,388	221,817	1,905,205			
(4)受託事業収入	51,176	100,000	61,176			
1.土木費受託 事業収入	50,000	100,000	60,000	2.都市計画費受託収入	10,000	惣ヶ池水路改修工事受託収入
(5)雑 入	994,294	211,817	1,206,111			
1.雑 入	994,294	211,817	1,206,111	3.過年度収入	6,221	過年度収入追加
				4.雑 入	205,596	施設区域取得等事務委託金 100,000

							30,000,000	開発事業収入追加 2,054,966,000
(15)市	債	67,995,47	1,891,600					
(1)市	責	67,995,47	1,891,600					
1.総務	債	835,800	7700	843,500	1,500	303,000		退職手当債追加
								(仮)解放総合センター建設事業債更正減
								隣保館整備事業債
2.民生	債	420,304	△ 3,400	416,904		△ 3,400		児童遊園整備事業債 2,000,000 鶴山台保育園整備事業債更正減 △ 5400,000
4.土木	債	941,587	12,700	954,287		12,700		鶴市下水路府中北幹線整備事業債
6.教育	債	45,454,14	1,204,700	5,750,114		8,450,000		鶴山台北小学校校舎増築事業債追加 1,520,000 幸小学校建設事業債追加 6,930,000
								郷荘中学校用地買収事業債 603,400,000 (仮)第二和泉中学校建設事業債追加 326,000,000 石尾中学校校舎増築事業債更正減 △ 131,000,000

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				3.社 会 教 育 債	203,900	円 市民体育館用地取得事業債 185,000,000 市民体育館建設事業債追加 18,900,000
7.衛 生 債	16,842	531,500	548,342	2.不燃性塵芥処理地 取得事業債	531,500	不燃性塵芥処理地取得事業債
8.特 例 地 方 債		138,400	138,400	1.特 例 地 方 債	138,400	特例地方債
歳 入 合 計	20,317,972	272,1736	23039708			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源		
				国 支 出 金	地 方 債	其 他	金 額	
① 議 会 費	141,172	13,280	154,452			13,280		円
(1) 議 会 費	141,172	13,280	154,452			13,280		
1. 議 会 費	141,172	13,280	154,452			13,280		
(1) 議 会 費	104,107	7,300	111,407			7,300	3.職 員 手 当	議 員 期 末 手 当 追 加
(2) 事 務 局 費	37,065	5,980	43,045			5,980	2.給 料	給 与 改 定 等 に よ る 追 加

													3. 職 員 手 当	3,095	給与改定等による追加
													4. 共済費	674	#
② 総務費	2,947,548	528,928	3,476,476	472,801	7,700	100	48,327								
(1) 総務管理費	703,362	370,479	1,073,841	3,062	303,000	100	64,317								
1. 一般管理費	587,848	363,304	951,152		303,000		60,304								
0) 給与費	508,511	363,304	871,815		303,000		60,304						2. 給料	2,805	給与改定等による追加
													3. 職 員 手 当	843,994	退職手当等追加
													4. 共済費	16,505	給与改定等による追加
6. 企画費	3,220	1,000	4,220	162		100	738								
0) 総合計画費	1,899	1,000	2,899	162		100	738						13. 委託料	1,000	和泉中央丘陵整備委託料
11. 交通安全 施設費	26,550	2,000	28,550	2,900			△ 900								
0) 交通安全 施設費	26,550	2,000	28,550	2,900			△ 900						15. 工事 請負費	2,000	防護柵設置工事費追加
13. 諸 費	17,781	4,175	21,956				4,175								
0) 償還費	8,000	4,175	12,175				4,175						23. 債 権 利 子 及 割 引 料	4,175	市税過誤納還付金追加 2,300,000 国及府負担金返還金 1,875,000
(2) 徴税費	243,364	3,250	246,614	15,600			△ 12,350								
3. 徴収費	42,806	3,250	46,056	15,600			△ 12,350								
0) 徴収費	42,806	3,250	46,056				3,250						8. 報償費	3,250	市税納期前納付報償費追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金額	説 明
				特定財源		一般財源				
				国 支 出 金	府 地 方 債	其 他	円			
(7)同和对策費	1,812,484	155,193	1,967,683	454,139	△295,800	円	△3,640	円	円	
1.同和对策費	1,716,467	150,399	1,866,866	445,502	△296,800		1,697			
(5)解放総合センター建設事業費	1,683,525	150,899	1,783,924	445,502	△296,800		1,697	9.旅 費	府内旅費 府外 "	
								11.需用費	消耗品費 食糧費 印刷製本費	
								12.役務費	電話加入料	
								13.委託料	設計委託料追加	
								15.工 事 請負費	118,742	《同》解放総合センター建設 工事費追加
								24.投資及 出資金	970	電話債券代
2.隣保会館費	96,017	4,800	100,817	8,687	1,500		△5,337			
(2)隣保会館 運営費	57,957	4,800	62,757	8,687	1,500		△5,337	15.工 事 請負費	幸会館有線放送整備工事費 4,100,000 王子会館柵金網設置工事費 700,000	
⑤民生費	3,521,065	90,914	3,611,979	21,256	△3,400		73,058			
(1)社会福祉費	1,330,723	21,828	1,352,551	14,518			7,310			
1.社会福祉 総務費	112,190	648	112,838	294			354			

(2) 社会事務 総務費	37,114	648	87,762	3,294				354	19.負担金 補助及 交付金	648	社会福祉協議会等補助金追 加
5.老人福祉費	102,937	5,388	108,325	678			4,710				
① 老 福 社 費	74,479	4,388	78,867	678			3,710	19.負担金 補助及 交付金	4,388	4,388	老人クラブ補助金追加 906,000 夏季歳末児童給付補助金 追加 3,370,000 老人交友愛活動事業補助金追 加 112,000
② 老人憩の 家建設事 業費	28,458	1,000	29,458				1,000	15.工 事 請負費	1,000	1,000	老人憩の家整備工事費
7.老人医療 助成費	261,916	14,679	276,595	12,193			2,486				
① 老人医療 助成費	261,916	14,679	276,595	12,193			2,486	13.委託料	1,659	1,659	医療費審査支払事務委託料 追加
8.身体障害者 医療助成費	13,845	1,113	14,958	1,223			△110	20.扶助費	13,020	13,020	老人医療扶助費追加
① 身体障害 者医療助 成 費	13,845	1,113	14,958	1,223			△110	20.扶助費	1,113	1,113	身体障害者医療扶助費追加
(2)児童福祉費	1,362,032	66,430	1,428,462	6,733	△3,400		63,032				
1.児童福祉 総務費	72,793	14,771	87,564	225			14,546				
① 給与費	67,948	14,771	82,719				14,771	2.給 料	4,545	4,545	給与改定等による追加
								3.職 員 当 手	7,898	7,898	"

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源						
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
2. 児童措置費	166,853	△10,556	156,297	△9,812		△1,244	4. 共済費	2,328	給与改定等による追加	
① 児童措置費	166,853	△10,556	156,297	△9,812		△1,244	20. 扶助費	△10,556	児童手当扶助費更正減	
3. 保育所費	1,108,219	59,881	1,168,100	15,825	△5,400	49,456				
① 給与費	741,023	59,225	800,248			59,225	1. 報酬	35,477	補助保母報酬追加	
							2. 給料	10,721	給与改定等による追加	
							3. 職員手当	7,424	"	
							4. 共済費	5,608	"	
② 保育所管理費	191,761	△80,084	161,677			△80,084	7. 賃金	2,565	産休代替パート賃金追加	
							11. 需用費	1,985	燃料費	
							19. 負担金補助及交付金	△84,584	民間保育所建設費補助金更正減	
④ 鶴山台第一保育園建設事業費	95,978	28,340	124,318	14,445	△5,400	19,295	14. 使用料及賃借料	975	保育所施設賃借料追加	
							17. 公有財産購入費	27,365	建物購入費追加	

(6) 声部保育園建設事業費	0	2,400	2,400	1,380			1,020	18.備品購入費	2,400	園用備品購入費
4.母子寮費	9,063	234	9,297				234			
0) 給与費	7,700	234	7,934				234	2.給料	76	給与改定等による追加
								3.職手当	68	"
								4.共済費	90	"
5.児童遊園管理費	5,048	2,100	7,148	2,000			100			
0) 児童遊園管理費	1,548	2,100	3,648	2,000			100	15.工事請負費	2,100	児童遊園整備工事費
(3)生活保護費	827,326	2,656	829,982				2,656			
1.生活保護総務費	47,776	2,656	50,432				2,656			
0) 給与費	21,865	2,656	24,521				2,656	2.給料	372	給与改定等による追加
								3.職手当	1,959	"
								4.共済費	325	"
④衛生費	1,175,373	585,641	1,761,014	8,356	531,500		45,785			
(1)保健衛生費	291,594	16,176	307,770	8,356			7,820			
1.保健衛生総務費	189,802	4,320	194,122	3,456			864			
(3)保健衛生総務費	105,412	4,320	109,732	3,456			864	19.負担金補助及交付金	4,320	同和地区保健増進事業補助金

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特定財源		一般財源	金額			
				国支	府支					
2. 予防費	98,269	7,350	105,619	4,900		2,450			円	
(3) 各種予防接種費	21,500	7,350	28,850	4,900		2,450	22. 補償補填及賠償金	7,350	予防接種事故による死亡弔慰金	
3. 伝染病予防対策費	188	4,506	4,694			4,506				
(2) 伝染病対策費	72	4,506	4,578			4,506	13. 委託料	4,506	伝染病患者収容事務基本委託料 4,473,000 伝染病患者処置委託料 33,000	
(2) 清掃費	806,841	565,780	1,372,621		531,500	34,280				
1. 清掃総務費	542,416	34,280	572,696			34,280				
(1) 給与費	66,713	34,280	100,993			34,280	2. 給料	14,715	給与改定等による追加	
							3. 職員手当	14,825	"	
2. 塵芥処理費	264,425	531,500	795,925		531,500		4. 共済費	4,740	"	
(1) 塵芥処理費	181,295	531,500	712,795		531,500		17. 公有財産購入費	531,500	不燃性塵芥処理地用地買収費	
(3) 基地管理費	76,938	3,685	80,623			3,685				

1. 墓地火葬場費	76,938	3,685	80,623				3,685		
① 給与費	17,612	1,909	19,521				1,909	3. 職員手当	給与改定等による追加
② 園管理費	4,821	176	4,497				176	4. 共済費	"
③ 墓地管理費	41,302	1,600	4,492				1,600	11. 需用費	光熱水費
⑤ 労働費	66,512	1,578	68,090	700			878	14. 使用料及賃借料	進入路使用料
(1) 失業対策費	66,512	1,578	68,090	700			878	15. 工事請負費	墓地整備工事費
1. 失業対策総務費	22,111	478	22,589				478		
① 給与費	22,111	478	22,589				478	3. 職員手当	給与改定等による追加
2. 一般失業対策事業費	44,401	1,100	45,501	700			400	4. 共済費	"
① 一般失業対策事業費	44,401	1,100	45,501	700			400	18. 備品購入費	自動車購入費
⑥ 農林水産業費	155,550	7,924	163,474	△7,104			12,217		

科 目	補正前の額	補正額	計 額	補正額の財源内訳				節 分 区	説 明
				特 定 財 源					
				国 支 出 金	府 地 方 債	其 他	一 般 財 源		
(1) 農業費	153,514	7,208	160,722	△7,820	千円 2,811	千円 12,217	千円	円	
1. 農業委員 会費	14,280	2,398	16,678			2,398			
0) 給与費	9,360	2,398	11,758			2,398	2. 給料	給与改定等による追加	
							3. 職 手 当	795	
							4. 共済費	331	
2. 農業 総務費	45,422	2,348	47,770			2,348			
0) 給与費	44,798	2,348	47,146			2,348	2. 給料	給与改定等による追加	
							3. 職 手 当	824	
							4. 共済費	468	
3. 農業 振興費	10,382	4,224	14,606	△1,269		5,498			
0) 振興費	7,329	△596	6,733	△1,269		673	11. 需用費	消耗品費 94,000 印刷製本費 90,000	
							13. 委託料	770	農用地指定区域調査委託料
							18. 備 品 購 入 費	100	庁用備品購入費

											19.負担金 補助及 交付金	△1,650	うんしゆうみかん摘果推進 事業等更正減
(4)登録農地 保全対策 費	158	4,820	4,978						4,820		19.負担金 補助及 交付金	4,820	市街化区域内登録農地補助 金 30,000 30,000
4.蓄産業費	4,060	106	4,166			106							
(2)一 蓄産費	3,116	106	3,222			106					13.委託料	106	鶏卵計画生産調査等委託料
5.農地費	79,370	△1,868	77,502			△6,657		2,811	1,978				
(2)水 路費	3,121	2,700	5,821			819		△10	1,891	15.工 事 請負費	2,700	中ノ池水路工事費	
(3)溜 池費	39,108	△8,526	30,577			△7,476		△1,054	4	15.工 事 請負費	△8,526	軽部池等工事費更正減	
(6)府営老朽 溜池事業 費	0	3,958	3,958					3,875	88	19.負担金 補助及 交付金	3,958	梨本池工事費負担金 3,875,000 土地改良事業団体連合会負 担金 83,000	
(2)林業費	2,036	716	2,752			716							
2.林 事業費	1,800	716	2,516			716							
(1)林 事業費	1,800	716	2,516			716				19.負担金 補助及 交付金	716	松くい虫防除事業補助金	
⑦商工費	110,314	2,371	112,685						2,371				
(1)商工費	110,314	2,371	112,685						2,371				
1.商工総務費	41,879	2,371	44,250						2,371				

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 額	明 明
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
① 給 与 費	千円 34,397	千円 2,371	千円 36,768	千円	千円	千円	千円 2,371	千円 739	給与改定等による追加
② 土 木 費	千円 3,830,255	千円 45,847	千円 3,876,102	千円 6,528	千円 12,700	千円 10,000	千円 16,619		"
(1) 土 木 管 理 費	千円 203,746	千円 8,802	千円 212,548				千円 8,802		
1. 土 木 総 務 費	千円 203,746	千円 8,802	千円 212,548				千円 8,802		
① 給 与 費	千円 196,204	千円 8,802	千円 205,006				千円 8,802	千円 185	給与改定等による追加
(2) 道 路 橋 梁 費	千円 877,581	千円 255	千円 877,786				千円 255	千円 7,284	"
5. 防 衛 施 設 整 備 事 業 費	千円 62,414	千円 255	千円 62,669				千円 255	千円 1,438	"
① 上 代 ・ 伏 屋 線 新 設 事 業 費	千円 62,414	千円 255	千円 62,669				千円 255	千円 17	給与改定等による追加
								千円 288	"

(4)都 市 計 画 費	919,757	29,996	949,753	6,528	12,700	10,000	768					
3.街 路 事 業 費	317,339	612	317,951				612					
(3)光明池春 木線街路 整備事業 費	38,000	612	38,612				612	2.給 料	給与改定等による追加	286		
5.浸 水 対 策 費	59,077	10,000	69,077			10,000		3.職 員 手 当	"	326		
(3)惣ヶ池水 路改修工 事業費	0	10,000	10,000			10,000		2.給 料	一般職給	125		
								3.職 員 手 当	職員手当	275		
								11.需 用 費	消耗品費 印刷製本費 線料費	75	45,000 20,000 10,000	
								13.委 託 料	測量設計委託料	2,830		
								15.工 事 請 負 費	水路改修工事費	6,695		
8.都 市 下 水 路 費	15,688	19,384	35,022	6,528	12,700		156					
(1)府中北幹 線整備事 業費	15,688	19,384	35,022	6,528	12,700		156	2.給 料	一般職給	208		
								3.職 員 手 当	職員手当	497		
								4.共 済 費	共済費	358		
								11.需 用 費	食糧費 印刷製本費	△24	16,000 △40,000	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				国支	府出金	特定財源	一般財源			
				国支	府出金	地方債	その他			
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	円
(5)住宅費	1,784,871	6,794	1,791,665					6,794		
2年住宅建設費	1,749,771	6,794	1,756,565					6,794		
0) (仮称)第8団地建設費	1,749,771	6,794	1,756,565					6,794		
									2,731	給与改定等による追加
									3,077	"
									986	"
⑨消防費	327,192	19,204	346,396					19,204		
(1)消防費	327,192	19,204	346,396					19,204		
1.常備消防費	270,371	19,204	289,575					19,204		
0)給与費	252,020	19,204	271,224					19,204		給与改定等による追加
									15,379	給与改定等による追加
									3,825	"

①教育費	6,758,126	1,419,379	8,177,505	84,266	1,204,700	130,413			
(1)教育 総務費	292,565	35,609	328,174			35,609			
1.教育 委員会費	4,021	300	4,321			300			
①)教育 委員会費	4,021	300	4,321			300	1.報酬	300	適正就学対策審議会委員報酬追加
2.事務局費	147,560	34,908	182,468			34,908			
①)給与費	143,119	34,714	177,833			34,714	2.給料	15,898	給与改定等による追加
							3.職 手当	15,720	"
							4.共済費	3,096	"
②)一 般管理費	4,441	194	4,635			194	13.委託料	194	幼稚園就学名簿作成委託料追加
3.教育 指導費	35,760	401	36,161			401			
①)教育 指導費	16,559	401	16,960			401	8.報償費	401	指導主事報償費追加
(2)小学校費	1,303,704	134,546	1,438,050	36,238	84,500	13,608			
1.小学校 管理費	353,877	19,921	373,798	1,648		18,273			
①)給与費	207,862	10,360	218,222			10,360	2.給料	4,114	給与改定等による追加
							3.職 手当	2,616	"
							4.共済費	3,630	"

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	明	
					特定財源	一般財源					分
					国 支 出 金	府 地 方 債	その他	一般財源			
(2) 一般管理費		千円 64,106	千円 6,505	千円 70,611	千円	千円	千円	千円 6,505	11.需用費	千円 5,500	光熱水費、電気使用料 円
									13.委託料	1,005	
(3) 維持補修費		81,909	3,056	84,965	1,648			1,408	13.委託料	2,336	学校警備員委託料追加
									14.使用料 及賃借 料	425	鶴山台北南小学校校舍賃借料追加
2. 学校保健費		83,004	1,241	84,245	△421			1,662	23.償還金 利子及割 引料	235	鶴山台南小学校用地及び校舎買収償還金追加
	(2) 給食費	52,774	1,241	54,015	△421			1,662	11.需用費	2,100	光熱水費、電気使用料
3. 教育費		23,705	625	24,330	58				20.扶助費	△859	要保護、準要保護児童扶助 費更正減
	(1) 教材設備費	19,617	184	19,801	92			567	18.備品 購入費	184	教材備品費追加
(2) 奨励費		4,088	441	4,529	△34			475	20.扶助費	441	要保護、準要保護児童扶助 費追加
	4. 学校建設費	843,118	112,559	955,677	34,958	84,500		△6,894			

01) 幸小学校 建設事業 費	698,886	62,406	760,742	69,300	△6,894	13.委託料 14.使用料 及賃借 料 15.工事 請負費 17.公有財 産購入 費	△9,856 648 11,250 59,364	設計委託料更正減 進入路借上料 施設建設工事費追加 用地買収費追加
(3) 鶴山台北 小学校建 設事業費	39,992	50,153	90,145	15,200		17.公有財 産購入 費	50,158	校舍買収費追加 用地買収費 47,446,000 2,707,000
(3) 中学校費	4,562,973	994,005	5,556,978	916,300	32,907			
1.学 校 管 理 費	169,907	13,953	183,860	721	13,232			
01) 給与費	92,327	10,831	103,158		10,831	2.給料 3.職 員 手 3.職 員 手 4.共 済 費	5,673 3,473 1,685	給与改定等による追加 "
(2) 一般管理費	39,578	1,100	40,678		1,100	11.需用費	1,100	光熱水費、電気使用料
(3) 雑 補 修 費	38,002	2,022	40,024	721	1,301	13.委託料	2,022	学校警備員委託料追加 塵芥処理委託料追加 1,022,000 1,000,000
2.学 校 保 健 費	34,345	305	35,150	△264	1,069			
(2) 給食費	23,524	305	24,329	△264	1,069	11.需用費	1,300	光熱水費、電気使用料

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分	節 金額	明 説
				特定財源		一般財源	その他			
				国 支 出 金	府 地 方 債					
3.教 育 振 興	千円 17,687	千円 3,768	千円 21,400	千円 680	千円	千円 3,108	千円 △495	千円 △495	千円 必要保護生徒給食扶助費更 正減	
①) 教 材 設 備 費	千円 11,526	千円 523	千円 12,049	千円 237		千円 286	千円 523	千円 523	千円 教材及び理科教育振興備品 費追加	
②) 就 学 奨 励 費	千円 6,111	千円 3,240	千円 9,350	千円 423		千円 2,817	千円 3,240	千円 3,240	千円 必要保護生徒扶助 費追加 1,620,000 遠距離通学生徒通学扶助費 1,620,000	
4.学 校 建 設	千円 4,341,084	千円 975,484	千円 5,316,568	千円 43,681	千円 916,300	千円 15,503				
②) 石 屋 中 学 校 増 築 事 業 費	千円 113,415	千円 △12,275	千円 101,140		千円 △13,100		千円 825	千円 △12,275	千円 校舎増築工事費更正減	
③) (仮称)第2 和泉中 学 校 新 設 事 業 費	千円 4,190,319	千円 342,320	千円 4,532,639	千円 1,715	千円 326,000	千円 14,605	千円 5,378	千円 5,378	千円 設計委託料追加 販和線踏切拡幅用地借上料	
							千円 32	千円 32	千円 販和線踏切拡幅用地借上料	
							千円 281,080	千円 281,080	千円 校舎建設及び造成工事追加	
							千円 95,414	千円 95,414	千円 用地買収費追加	

											18. 備品購入費	5,282	給食備品購入費
											19. 負担金補助及交付金	5,204	阪和線踏切拡幅工事負担金 4,860,000 浄化槽放流負担金 344,000
									73		17. 公有財産購入費	645,439	用地買収費
									29,870				
									29,870				
									12,069		2. 給料	4,375	給与改定等による追加
											3. 職員手当	5,622	"
											4. 共済費	2,072	"
									17,801		11. 需用費	100	光熱水費、電気使用料
											13. 委託料	750	園児委託料
											19. 負担金補助及交付金	20,181	私立幼稚園保育料補助金追加 14,394,000 幼稚園就園奨励補助金追加 5,787,000
									17,020				
(5) 社会教育費	189,195	17,020	206,155										
1. 社会教育総務費	38,174	15,722	53,896						15,722				
01) 給与費	27,528	15,722	43,250						15,722	2. 給料	7,808	給与改定等による追加	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 分		明 説
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	給与改定等による追加
4.公民館費	714	900	1,614			900		3.職員当 4.共済費	6,391 1,523	"
0) 公民館費	714	900	1,614			900		15.工 事 請負費	900	公民館補修工事費追加
9.文化財 保護費	115,554	398	115,952			398				
0) 文化財 保護費	115,554	398	115,952			398		19.負担金 補助及 交付金	398	松尾寺宝物殿屋根葺替工事 補助金 127,000 池上遺跡史跡予定地整地 地保全補助金 271,000
(6)保 健 体 育 費	228,529	205,299	433,828		203,900		1,399			
1.保 健 体 育 費	228,529	205,299	433,828		203,900		1,399			
(6) 阪神市民 体育館建 設事業費	215,390	205,299	420,689		203,900		1,399	13.委託料	728	設計委託料追加
								15.工 事 請負費	18,980	体育館工事費追加
								17.公有財 産購入 費	185,591	用地買収費

①災害 復旧費	9,495	6,670	16,165	5,288	661	721		
(2)農林水産 施設災害 復旧費	1,000	6,670	7,670	5,288	661	721		
1.農林水産 施設災害 復旧費	1,000	6,670	7,670	5,288	661	721		
①農林水産 施設災害 復旧費	1,000	6,670	7,670	5,288	661	721	13.委託料	250
							15.工事 請負費	6,420
歳出合計	20,317,972	2,721,736	23,039,708	592,091	13,572	362,873		

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,186	1,786,667	1,658,228	3,444,895	407,848	3,852,788		
補 正 前	1,155	1,706,790	1,213,273	2,920,063	357,377	3,277,440		
比 較	31	79,877	444,955	524,882	50,466	575,298		
職 員 手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	30,646	住 居 手 当	15,513	時 間 外 勤 務 手 当	72,751	期 末 勤 勉 手 当	857,579
	管 理 職 手 当	43,656	通 勤 手 当	60,998	休 日 勤 務 手 当	9,104	見 直 手 当	2,220
	調 整 手 当	142,473	特 殊 勤 務 手 当	19,990	宿 日 直 手 当	3,720	退 職 手 当	399,578
備 考	一 般 職 職 員 1 人 当 り 給 与 費 の 状 況	区 分	1 人 当 り 給 与 費					
		補 正 後	2,568					
		補 正 前	2,467					
備 考	初 任 給 の 状 況	区 分	学 歴	一 般 行 政 職	技 能 勞 務 職	消 防 職	教 育 職	
		S 5 1 年 1 月 1 日	高 校 卒	83,900	74,600	83,900	83,900	
		現 在	大 学 卒	101,100	80,500	101,100	101,100	
		S 5 0 年 1 月 1 日	高 校 卒	75,700	67,300	75,700	75,700	
現 在	大 学 卒	91,200	72,800	91,200	91,200	91,200		

平均給料月額及び
平均年令の状況

区	分	一般行政職			技能労務職		消防職		教育職	
		平均給料月額	平均年令	人	1等級	人	1等級	人	1等級	人
S51年1月1日 現在	平均給料月額	1340.41		1358.12	1292.59	1551.26				
	平均年令	29.5		44.1	29.1	36.1				
S50年1月1日 現在	平均給料月額	123.69		1208.00	1170.47	1441.87				
	平均年令	29.7		48.2	28.5	33.8				

等級別職員数の
状況

区	分	一般行政職					技能労務職		消防職		教育職	
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	1等級	人	1等級	人	1等級	人
S51年1月1日 現在	1等級	62					1等級	4	1等級	6		
	2等級	38					2"	3	2"	11		
	3等級	94					3"	16	3"	6		
	4等級	237					4"	23	4"	14		
	5等級	311					5"	43	5"	24		
	計	742					計	89	計	61		
S50年1月1日 現在	1等級	67					1等級	4	1等級	2		
	2等級	34					2"	3	2"	12		
	3等級	84					3"	18	3"	5		
	4等級	214					4"	25	4"	11		
	5等級	287					5"	39	5"	26		
	計	686					計	89	計	56		

(2) 給料及び職員手当の増減額の内訳

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	79,877	1. 給与改定に伴う増加分		給与改定の状況 給料の改定率 6.09% 給与改定実施時期 S. 51. 1
		2. 普通昇給に伴う増加分	1,800	平均昇給率 3.8% (昇給期) (職員数) 4月 444人 7月 257人 10月 218人 1月 267人
		3. 特別昇給等に伴う増加分	部次長昇格 } 3短 係長級昇格 }	特別昇給等の状況 (昇給期間の短縮月数) (職員数) 3月 15人
		4. その他の増減分		職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 1,155人 31人 1,186人 補正前 1,012人 143人 1,155人 増減 143人 △112人 31人 採用・退職の状況等 昭和49年度中の退職者数 34人 昭和50年度中の採用者数(見込) 143人 昭和50年度中の退職者数(見込) 56人

職員手当	444,555	1.調整手当の増減分	6,539	調整手当の支給率 補正後 { 支給対象地域 全地域 8% 支給率 1,186人 補正前 { 支給対象地域 全地域 8% 支給率 1,155人
		2.期末・勤勉手当の増減分	50,266	期末勤勉手当の支給率 支給期 3月 6月 12月 計 支給率 0.5 2.17+18,000円 2.7 5.87+18,000円
		3.退職手当の増減分	328,649	勤受退職に係る退職手当の支給率 (20年勤続の者)(80年勤続の者)(別に特別加給金) 勤続20年以上の者優遇 52.5月 82.5月 2月 55才御契に応じ退職 52.5月 82.5月 3月 56才以上優遇 43.75月 68.75月 1月
		4.その他の増減分	59,501	扶養手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当等

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事項	限度額	前年度未までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額	左の財源内訳				
		期間	金額		特	定	財	源	一般財源
鶴山台北小学校 用地取得事業	43489		千円	金額	千円	国府支出金	地方債	その他	千円
				昭和50年度 ～ 昭和53年度	43489	3121			35368
鶴山台北小学校 整備事業	13000			金額				13000	
				昭和50年度 ～ 昭和51年度	13000				
信太中学校 整備事業	38909			金額				38909	
				昭和50年度 ～ 昭和51年度	38909				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高		前年度末現在見込額			当該年度中増減見込み				当該年度中 現在高 見込額	
	借入済額	事業費繰越 による延分	計	当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額	当該年度中 増減見込額	当該年度中 起債見込額 補正後の額	当該年度中 起債見込額 補正額	
				補正前の額	補正額	補正後の額					
1.普通債	5780446	1327964	8698030	7265547	1057100	8322647	224318			16796359	
(1)総務	198964	679200	881266	772000	△295300	476700	3830			1354136	
(2)民生	776952	912264	1090350	420304	△3400	416904	32357			1474897	
(6)土木	786304	862589	866389	508600	12700	521300	62015			1325674	
(9)教育	2147870	3090787	3319665	4545414	1204700	5750114	66899			9002880	
(1)減収 補填債						138400					138400
3.その他	107800	94600	94600	63800	303000	366800	10200			451200	
退職手当	107800	94600	94600	63800	303000	366800	10200			451200	
計	6002207	7573703	8901667	7331047	1360100	8691147	240375			17352439	

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 助役（坂口礼之助君） ただいま御上程いただきました議案第29号「昭和50年度大阪府和泉市一般補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げたいと存じます。

まず、提案の理由でございますが、昭和50年度に実施いたしております各種公共事業等に対する国庫補助金や府補助金が確定いたしてまいり、それに伴います予算の補正並びに施設関係職員の増員、人事院勧告に基づく給与の改定、優遇退職条例に基づく退職職員に対する退職手当等に必要の人件費等につきましても追加の必要が生じてまいりましたので、本補正予算案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。予算書の第1条でございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億2173万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ230億3970万8千円といたすもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費を定めるもので、第2表に計上いたしましたように、（仮称）解放総合センター建設事業17億8139万7千円、（仮称）身体障害者福祉会館建設事業1億7587万2千円、観音寺墓地整備事業3820万円、北信太駅前線整備事業6409万円、細街路整備事業770万円を工事の進捗状況等を勘案いたしまして、翌年度で執行できるように定めるものでございます。

第3条につきましては、債務負担行為の補正でございまして、義務教育関係で鶴山台北小学校用地取得事業、鶴山台北小学校整備事業、信太中学校整備事業でございまして、期間及び限度額は、第3表のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございまして、一部事業費の追加等によりまして起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借入条件等は、第3表のとおりでございます。

それでは、引き続きまして事項別明細書により歳入歳出予算の個々の内容について、まず、歳出から御説明申し上げます。29ページをお開き願います。

議会費につきましては、議員各位の職員手当の追加と、事務局職員の給与改定等の追加といたしまして、1328万円を計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理費といたしまして、優遇条例に基づく退職者の退職手当と、職員の給与改定等による追加といたしまして、3億6330万4千円。一部事務経費の追加と、交通安全施設費の追加を合わせ、総務管理費といたしまして、3億7047万9千円を計上いたしました。

徴税費につきましては、市税納期前納付報償費の追加といたしまして、325万円を計上いたしました。

次に、同和対策費といたしましては、(仮称)解放総合センター工事費の追加といたしまして1億5,039万9千円。隣保館の有線放送整備費等といたしまして480万円。合わせまして1億5,519万9千円を計上いたしました。

以上が総務費でございますが、総額5億2,892万8千円を計上いたしました。

次に、民生費でございますが、まず、社会福祉費でございますが、社会福祉協議会及び老人福祉関係の補助金等の追加といたしまして5,038万6千円。老人及び身体障害者の医療扶助費の追加といたしまして、1,579万2千円を計上いたしました。

次に、児童福祉費でございますが、児童福祉総務費といたしましては、職員の給与等の改定による追加といたしまして1,477万1千円。児童措置費につきましては、児童手当扶助費1,055万6千円を見通し等を勘案して減額いたしました。

次に、保育所費でございますが、補助保母報酬追加と、職員給与改定等による追加といたしまして、5,922万5千円を計上いたしました。また、その他民間保育所建設事業費補助金の減額、鶴山台第2保育園建設事業費の追加、芦部保育園建設事業費の追加等で、差し引きいたしますと、6,556千円の追加でございます。

次に、母子寮費でございますが、職員の給与改定等の追加といたしまして、23万4千円を計上いたしました。

次に、生活保護費につきましては、職員の給与改定等の追加といたしまして、265万6千円を計上いたしました。

以上が民生費でございますが、総額9,091万4千円を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、保健衛生総務費といたしまして、同和地区保健増進事業補助金、予防接種事故による死亡弔慰金、伝染病患者収容事務委託料等といたしまして、1,617万6千円を計上いたしました。

次に、清掃費でございますが、職員の給与改定等の追加といたしまして3,428万円を計上し、また、塵芥処理費といたしまして、不燃性塵芥処理用地でございますが、これは当初、交付公債を予定しておりましたが、許可見通し等を勘案いたしまして、5億3,150万円を計上いたしましたものでございます。

次に、墓地管理費でございますが、職員の給与改定、霊園管理経費、墓地整備工事費等の追加といたしまして、368万5千円を計上いたしました。

以上が衛生費でございますが、総額5億8,564万1千円の追加と相なる次第でございます。

次に、労働費でございますが、職員の給与改定等による追加及び自動車購入費といたしまして、157万8千円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、農業費につきましては、職員の給与改定等の追加といたしまして474万6千円、農用地指定区域委託料77万円、温州みかん摘果事業等補助金の更正減といたしまして165万円、市街化区域内登録農地補助金482万円、鶏卵計画生産調査等委託料10万6千円、中ノ池水路工事270万円、軽部池工事費等更正減として852万6千円、梨本池工事費等負担金として395万8千円、計720万8千円を計上いたしましたものでございます。

また、林業費につきましては、松くい虫防除事業補助金といたしまして、71万6千円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございますが、792万4千円と相なる次第でございます。

商工費につきましては、職員の給与改定等の追加といたしまして237万1千円を計上いたしました。

次に、土木費でございますが、土木管理費といたしまして、職員の給与等の追加といたしまして、880万2千円を計上いたしました。道路橋梁費につきましては、上代伏屋線新設事業費といたしまして、25万5千円を追加計上いたしました。都市計画費につきましては、光明池春木線街路整備事業費の追加61万2千円、惣ケ池水路改修工事費といたしまして1千万円、府中北幹線整備事業費の追加1,938万4千円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

また、住宅費につきましては、(仮称)第3団地建設費として、職員の給与改定等の追加といたしまして、679万4千円を計上いたしました。

以上が土木費でございますが、4,584万7千円の追加をいたしました。

次に、消費費につきましては、職員の給与改定等による追加でございますが、1,920万4千円計上いたしました。

次に、教育費でございますが、教育総務費につきましては、適正就学対策審議会委員報酬の追加、職員の給与改定等による追加、一部事務経費の追加及び指導主事報償費の追加といたしまして、3,560万9千円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、小学校費の管理費でございますが、職員の給与改定等による追加といたしまして1,036万円、学校の運営経費といたしまして650万5千円、その他学校警備員委託料等の追加といたしまして、305万6千円を計上いたしました。

次に、学校保健費でございますが、給食関係経費といたしまして、124万1千円を計上いたしました。

次に、教育振興費といたしまして、教材備品費の追加といたしまして、62万5千円を追加計上いたしました。次に、学校建設費でございますが、幸小学校建設事業費といたしまして、240万6千円を追加。鶴山台北小学校につきましても、校舎買収費等といたしまして、5015万3千円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、中学校費でございますが、学校管理費といたしましては、職員の給与改定等による追加1083万1千円。学校管理経費といたしまして、312万2千円を計上いたしました。

次に、学校保健費でございますが、給食運営経費といたしまして、80万5千円を計上いたしましたものでございます。

次に、教育振興費でございますが、教材用備品費、要保護、準要保護及び本年度から遠距離通学生徒に対し、交通費等の補助を行うべく所要の措置を構じ、合わせて376万3千円を計上いたしましたものでございます。

次に、学校建設費でございますが、石尾中学校増築事業費の更正減1227万5千円。(仮称)第2和泉中学校新設事業費の追加といたしまして3億4232万円。郷荘中学校用地取得事業費といたしまして、6億4543万9千円を計上いたしましたものでございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理経費といたしましては、職員の給与改定等の追加といたしまして1206万9千円。

次に、一般管理経費でございますが、私立幼稚園保育料補助金及び幼稚園就園奨励補助金等追加といたしまして、2103万1千円を計上いたしましたものでございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、職員の給与改定等による追加といたしまして、1572万2千円を追加いたしましたものでございます。

次に、公民館費でございますが、補修工事費といたしまして、90万円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、文化財保護費といたしまして、39万8千円を追加計上いたしました。

次に、保健体育費でございますが、(仮称)市民体育館建設事業費の追加といたしまして、2億529万9千円計上いたしましたものでございます。

以上が教育費でございますが、総額14億1937万9千円を計上いたしましたものでございます。

災害復旧費につきましては、善正山地崩壊防止工事費といたしまして、667万円を計上いたしました。

以上が歳出予算の事項別の内容でございますが、総額27億2173万6千円の追加と相なっております。

それでは、これらの歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。議案書の13ページでございます。

まず初めに、国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、交付金額の確定により750万5千円。地方交付税につきましては、特別地方交付税の決定に基づきまして、既計上額との差額525万1千円をそれぞれ追加計上いたしてございます。

次に、分担金及負担金でございますが、分担金につきましては、溜池整備事業等分担金といたしまして281万1千円。負担金については、災害復旧事業負担金として、66万1千円をそれぞれ追加計上いたしてございます。

次に、国庫支出金でございますが、国庫負担金につきましては、老人医療費負担金追加といたしまして535万2千円。児童手当負担金更正減806万9千円。その他小中学校教材費負担金追加といたしまして13万2千円。差し引き258万5千円の減額と相なっております。

次に、国庫補助金でございますが、主なものといたしましては、(仮称)解放総合センター建設費国庫補助金等追加1,085万7千円。鶴山台保育園及び芦部保育園建設事業費国庫補助金等追加といたしまして656万4千円。都市下水路府中北幹線整備事業補助金追加768万5千円。小学校費補助金として、鶴山台北小学校校舎及び用地買収補助金等といたしまして3,449万8千円。また、中学校費補助金として、郷荘中学校用地買収費等補助金といたしまして4,403万7千円を。幼稚園費補助金といたしましては、就園奨励補助金の追加といたしまして215万4千円を計上し、国庫支出金総額といたしましては、1億391万円計上いたしました。

次に、府支出金でございますが、府負担金といたしまして、老人医療費負担金の追加133万8千円。児童手当負担金の更正減124万3千円を差し引き、9万5千円を計上いたしましたのでございます。

次に、府補助金でございますが、(仮称)解放総合センター建設費補助及び隣保館運営補助金追加といたしまして4億4,290万2千円。鶴山台第2保育園建設事業費補助金、身体障害者及び老人医療費関係補助金等といたしまして2,057万5千円。同和地区保健増進事業及び予防接種事故による弔慰金の補助金といたしまして、835万6千円追加計上いたしましたのでございます。

次に、農林水産業費補助金につきましては、溜池整備事業補助金更正減と、水路等の補助金追加でございますが、差し引き733万円の減額。また、都市下水路府中北幹線整備事業補助金の更正減115万7千円。教育関係につきましては、小中学校警備員設置等補助金追加といたしまして344万5千円。災害復旧事業費補助金といたしまして、528万8千円を追加い

たいました。

次に、府委託金でございますが、府民税徴収委託金等追加といたしまして、15,980万8千円を計上いたしました。

以上、府支出金といたしまして、4億8,818万1千円追加計上いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、惣ヶ池水路改修工事受託収入といたしまして1千万円。雑入といたしまして、過年度収入及び開発事業収入等2億1,181万7千円を計上いたしましたものでございます。

次に、市債でございますが、退職手当債の追加といたしまして3億3百万円。(仮称)解放総合センター建設事業債更正減といたしまして2億9,680万円。これは府補助金増額による更正減でございます。また、小学校債8,450万円。中学校債として9億1,630万円。社会教育債として2億390万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

次に、不燃性塵芥処理地取得事業債といたしまして、先ほども申し上げましたとおり、5億3,150万円を交付公債から歳入予算に組みかえるものでございます。次に、特例地方債でございますが、これは減収補填債でございます。1億3,840万円を計上いたしましたものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) 最終の補正だというふうにご考えておるんですが、50年度の当初予算からしていろいろ問題がありました。最終27億の追加、したがって2、3お尋ねし、財源問題も明確にしたいと思えます。

最初に繰越明許費ですが、解放総合センター建設費用17億。これは補正増です。この間、市長の施政方針では、51年度縮小したのは歳入だということですが、これは減額ではない。さらに、請負契約が51年度出てくるということですが、きちんとしてほしい。そこで17億になって1億1,800万円、これはどれがふえたのか、お尋ねしたい。

それから、64ページの私立幼稚園保育料補助金追加、合わせてその下に幼稚園就園補助金追加、同じ私立の幼稚園のことで費目が分かれている点をお尋ねしたい。

それから、最終の補正でございますが、2月5日の議員総会で赤字再建団体を回避するという報告がありました。したがって、現在の見込みについて、当初16億と言われていた収入不足がこれでどうなるのか。

この補正で最終173億の地方債、こういうものに頼っているという心配はある。さしあた

り、この間言われた16億の不足はこれでどのくらいになったのか、合わせてお答え願いたい。

以上、3点です。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 重要施策推進室担当（小林一三君） 先ほどのご質問で工事費の増の理由でございますが、御承知のように、昭和50年度当初予算に計上いたしました単価につきましては、49年末における、いわゆる予算編成時期における建築単価で計上させていただきました。その額は、平方メートル当たり24万円ほど見ておりましたが、その後の単価アップということでございます。ちなみに府の平労メートル当たり単価を申し上げますと、当初組んでおりました府の単価につきましては21万4千円でございますが、現行昭和50年度の補助単価は25万3,500円ということで、府なり、各市の実際の単価はそのように増額されたということでございます。

○ 18番（直村静二君） 1年かかってくるから上がってくる。実際建つまでにはまだ1年ぐらいかかるということで、しまいには20億ぐらいまでふえていくと違うかという懸念がある。前もって、もっと縮小してくれということをやっていたが、いずれ請負契約という形で出てくると思いますので、その段階でもう少し詳しくお聞きしたい。いまは金額の問題だけ聞いた。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

私立幼稚園の保育料補助金でございますが、今回補正額1,439万4千円の分につきましては、御承知の公私立保育料の保護者負担の格差を是正しようという趣旨で、全額園児1人当たり2千円を支出しているものでございます。

次の就園児奨励金と申しますのは、御承知のとおり市民税非課税の方、これは当初予算で措置しておりましたが、今回、改正されております。市民税非課税の方が現在4万円、均等割の方も4万円、市民税所得割の5万円以下の者に対しては2万6,600円、市民税所得割が1万円以下の方は2万円、所得割3万円以下の人には7千円という、国・府合わせての2分の1負担、市が2分の1を措置したのでございます。これは公私立を問わず、就園奨励制度として実施するものでございます。ここに計上いたしましたのは、現在、私立幼稚園に就園いたします園児が1,779名ございまして、そのうち、これらの就園奨励制度に該当いたします保護者が748人、それぞれ所得階層に応じて奨励を行うもので、公立の分につきましては予算措置を行わないで、徴収いたします保育料によって減免措置を講じておるという事情でございます。

○ 18番（直村静二君） これは2つとも私立の幼稚園に対するものだということですね。したがって、この支払い方法は、園児に渡すんですか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

直接保護者に支給しております。しかし、事務的な手段としては、私立幼稚園を通じて個々の両親に支払っておるといふ実態でございます。

○ 18番（直村静二君） 65万円の事務費の補助を出してらっしゃるから、その人を通じてやるんですか。実際は1人2千円というお答えだったが、そうすると、その2千円と就園補助金との関係がちよっとわからないので、明快にお答え願いたい。2千円出したというのは上の保育料補助金、下の5百万円はどんなふうにするのか、わかりかねる。

○ 教育長（葛城宗一君） 上の分については、御承知の公私立の保護者の格差是正です。下の分は、49年度に国・府合わせて2分の1負担という就園奨励制度、この年にそういう措置が国府補助あるいは府補助として設置され、市町村が行う場合に限って…。

○ 18番（直村静二君） それはわかっています。2千円保護者に渡す、あとの奨励費はどうして渡すのか。私の考えでは、お1人の方が上の2千円と奨励費の両方もらうようになってるのか。公立は保育料の値上げで賄っている。公私立の格差是正のための2千円はわかりましたが、あとの奨励費はどんな人に渡すのか。

○ 教育長（葛城宗一君） 所得階層によつては、これはいずれも重複して渡しております。下の分は御承知の経済的事情を勘案した特別な就園奨励制度というのが法の趣旨のもとに規定され、いずれも格差是正、就園奨励費も併給しております。

○ 18番（直村静二君） 格差是正、2千円もわかっております。また、重複してという答弁があったことは、逆に2千円の人もあるれば、3千円、2千500円の人、奨励費をもらう人も、もらわぬ人も出てきますわな、その辺がよくわからない。2千円一律に補助するのはわかる。公立は保育料値上げ、減免とか単純化してる。私立幼稚園は保育料が高い。しかし、公立が少ないから、私立へ行く人に補助ということはわかる。2千円ということもわかる。しかし、それについては、父兄に渡す、事務費を出してるんやからね。その段階から先がわからない。こういう私立の幼稚園の中でも、所得などの基準を設けて奨励費を出すとか、出さんとかね。実際問題として、民間経営なのに、そういう新しい補助要綱とかを市独自でつくってやってくるのかどうか。私立へ行つてる者については、2千円なら2千円と単純一律化した方が明快ではないか。重複してもらうのは、いかにも非効率な扱いになってきていると思う。ちよっと意味がわからない。

○ 教育長（葛城宗一君） 御承知の就園奨励制度というのは、経済的理由によつて保護者に対して奨励の意味で支給するというもので、上の分は、公私立の格差是正ということで負担軽減を図る意味で支給しております。したがって、私立幼稚園の園児は1,779名ですが、その中

の748名が、そういう所得階層による就園奨励制度の該当者ということをお申し上げておるんでございます。

- 18番(直村静二君) いずれも一律2千円いただき、その上に700余名の方は、非課税、均等割の方は何ぼ渡してらっしゃるんですか、平均4万何ぼ、年間ですか。
- 教育長(葛城宗一君) 年間です。これも保護者に支給しておりますが、市民税非課税、均等割のみの方にも4万円、市民税所得割5千円以下の人は2万6,600円、1万円以下の人には2万円、三万円以下の人には7千円、これはいずれも国・府が2分の1補助するということなんです。
- 18番(直村静二君) わかりました。2千円というのは1年間ですか、月ですか。
- 教育長(葛城宗一君) 月額です。
- 18番(直村静二君) そうすると、片っ方は年額で4万円、月に3,500円ぐらいですか、そして、この私立の方は2千円、5,500円が市民税非課税なり、均等割の方に入ります。この人らが納める民間の保育料は何ぼですか、参考のために…。
- 教育長(葛城宗一君) 本年度平均で私立保育料が8,500円でございます。その他に送迎用のバス代が1,500円のところもあれば、2,000円のところもあるという実態でございます。
- 18番(直村静二君) しかれば、平均で8,500円プラスバス代が1,500円、基本として8,500円として、5,500円渡すとすると3,000円の負担で済む。あと1,500円はバス代だ。そこで市長、ちょっと考えてほしいですな、2つ考えてほしい。公立は、今度の51年度から2千円から4千円に倍に値上げする。その上に3千円の入園料が要る。7千円です。まだ予算は通ってませんが、いま平均で8,500円の私立幼稚園で均等割、非課税の方は3千円でええという、片っ方は7千円、格差是正であればね。その点で公立幼稚園は金もうけとは違うが、私立は営業、その点での格差是正はどの点までやるのかということなんです。その基準をお持ちなのか、この際決めていただかんといかんのじゃないかという考え方です。
- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

私立に行ってる園児が1,779名の中で、いま申しました最高の所得税非課税あるいは市民税非課税の該当者が136名でございます。したがって、この最高の136名を基準にしてのお説だと思うんですが、まだまだそこに開きがあると言えます。しかし、お説の趣旨のようにすべて私立に頼るという考えは持っておりません。どうしても1校区1園を設置して公立化を図ってこういうねらいでございますので、現在、公立はわずか900名足らず、それらの上に乗って、これらの全市的な問題にしななければならないと思います。現在は、最も高額な136

人の該当者をもってのお説だと思えます。

- 18番(直村静二君) いちやもんや、けちをつけていません。明快にして是正しなければならないという立場で一定の基準、いまの教育長の答弁で1校区1園ということで相当救われた気持ちです。

それと、無認可保育園の件ですが、府が3,500円、和泉市が千円か1,500円、これでは格差は正にならん。先ほど寺田議員が49年度の決算認定で申し上げましたが、やはり府が3,500円となればそれなりに上げないかんという点も注意を喚起したい。一定のそういう場合の格差は正の基準を持つ必要があるんじゃないかと申し上げたい。私はこれに賛成なんです、したらいかんということではない。いま言うように、あげ方がわからない。費目的にはつきりしてもらいたいということです。

- 議長(貝淵博治君) 次。
- 助役(坂口礼之助君) 第3点について私からお答えいたします。

これが大体最終の補正予算だということで、最終的には財源構成等変わる面がございますが、ほぼこれが最終の見込みでございます。この予算が可決されますと、本年度の予算総額が230億3,900万程度になります。前年度から繰り越してきておるものもございまして、先ほど申しましたように、第2条による明許繰越の関係等を差し引きし、大体の決算見込みでは、約7億3,000万円ぐらいの赤字にとどまる見込みでございます。

なお現在、7億3,000万円の赤字をさらに減少すべく、いわゆる財政再建債と申しますか、そのような起債を得べく努力中でございます。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) 給与改定が出てますから、人件費関係で何ぼちびつたか。従来の人勤実施からいつてね。
- 助役(坂口礼之助君) ちびつたということはございませんが、1月実施、1号俸ダウンということで、約3億円の節減になってございます。
- 議長(貝淵博治君) 質疑、御意見を打ち切ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第29号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長(貝淵博治君) ここで「予算委員の選任について」を議題として追加したいと思えます。

お諮りいたします。去る3月15日、予算特別委員会委員に選任されました柏音三郎君が急病のため入院をせられたので、欠員となっております。この際、「予算特別委員会委員の変更について」を日程に追加し、日程変更を先議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「予算特別委員会委員の変更について」を議題といたします。委員の選任につきましては、会派選出の申し合わせもありますので、議長において指名することにいたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

予算特別委員会委員に池辺秀夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました池辺秀夫君を予算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました池辺秀夫君が予算特別委員に選任されました。

○ 議長（貝淵博治君） 1時まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

... ..
... ..
... ..

... ..
... ..

... ..
... ..

... ..
... ..

... ..
... ..

(午後1時2分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 議長(貝淵博治君)
日程第9「昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議
題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第30号

昭和50年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

昭和50年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる
(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算の補正」による

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		997,808	32,849	1,030,657
	1. 国庫負担金	880,651	△ 1,788	878,863
5. 府支出金		117,157	34,637	151,794
	1. 府補助金	31,147	1,849	32,996
6. 諸収入		31,147	1,849	32,996
	1. 府補助金	185,225	△ 34,698	100,527
歳入合計	3. 雑入	134,577	△ 34,698	99,879
		1,747,274	0	1,747,274

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		78,258	10,532	88,790
	1. 総務管理費	19,997	1,094	21,091
2. 保険給付費		57,473	9,438	66,911
	1. 療養諸費	1,587,540	△ 16,567	1,570,973
5. 諸支出金		1,567,040	△ 16,567	1,550,473
	1. 償還金及還付加算金	2,415	6,035	8,450
歳出合計		1,747,274	0	1,747,274

国民健康保険事業特別会計補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
④ 国庫支出金	997,808	32,849	1,030,657			円
(1) 国庫負担金	880,651	△ 1,788	878,863			
1. 事務費負担金	88,126	7,679	45,805	1. 現年度分	7,679	事務費負担金追加
2. 療養給付費負担金	842,525	△ 9,467	833,058	1. 現年度分	△ 9,467	療養給付費負担金更正減
(2) 国庫補助金	117,157	34,637	151,794			
2. 財政調査金	110,824	34,637	145,461	1. 調整交付金	34,637	調整交付金追加 37,709,000 臨時財政調整交付金更正減 △ 1,178,000 財政調整交付金 8,101,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 細
				区 分	金 額	
⑤ 府 支 出 金	81,147 <small>千円</small>	1,849 <small>千円</small>	82,996 <small>千円</small>			
(1) 府 補 助 金	81,147	1,849	82,996			
3. 障害者医療費波 及分補助金	685	1,849	2,484	1. 障害者医療費 波及分補助金	1,849	障害者医療費波及分補助金 追加
⑥ 諸 収 入	185,225	△34,698	100,527			
(3) 雑 入	184,577	△34,698	99,879			
3. 雑 入	182,697	△34,698	98,000	1. 雑 入	△34,698	雑収入更生減
歳入合計	1,747,274	0	1,747,274			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財	補 正 財	一 般 財 源	一 般 財 源			
				国府支出金	地方債	その他				
①総務費	78,258	10,532	88,790	10,532						
(1)総務管理費	19,997	1,094	21,091	1,094						
1.一般管理費	19,820	1,094	20,914	1,094			2.給料	1,44	給与改定等による追加	
							3.職員手当	789	"	
							4.共済費	211	"	
(2)徴収費	57,473	9,438	66,911	9,438						
1.徴収総務費	27,708	7,261	34,969	7,261			1.報酬	2,452	非常勤嘱託員報酬	
							2.給料	375	給与改定等による追加	
							3.職員手当	3,650	"	
							4.共済費	784	"	
3.納入奨励費	18,359	2,177	15,536	2,177			負担金		納付組合補助金	
							19補助及	2,177	追加	
							交付金			
②保険給付費	1,587,540	△16,567	1,570,973	18,181						
(1)療養諸費	1,567,040	△16,567	1,550,473	18,181						

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				区 分	金 額	説 明
				国府支出金	地方債	財 源	一般財源			
1.療養給付金	1,465,762	△16,567	1,449,195	18,131			△ 34,698	19負担金 補助及 交付金	△ 16,567 診療報酬保険者負担金 更正減	
⑤諸支出金	2,415	6,035	8,450	6,035						
(1)償還金及還 付加算金	2,415	6,035	8,450	6,035						
3.償 還 金		6,035	6,035	6,035				23. 償還 金利子及 割引料	6,035 療養給付費国庫負担金 返還金	
歳出合計	1,447,274	0	1,447,274	84,698			△ 34,698			

給 与 費 明 細 書

事業勘定

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補 正 後	19人	24,890	19,440	4,330	6,297	50,638		
補 正 前	19	24,871	15,057	39,428	5,302	44,730		
比 較		519	4,389	4,908	995	5,908		
職員手当の内訳								
	扶養手当	307	住居手当	95	時間外勤務手当	2,575	期末勤手当	1,255
		0	通勤手当	1,173	休日勤務手当	0	児童手当	52
		2,041	特殊勤務手当	645	宿日直手当	0	退職手当	0
備 考	一般職職員1人 当り給与 の 状 況	区 分		1人当り給与				
		補 正 後	2,333					
		補 正 前	2,075					
初任給の状況		区 分		学 歴	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職
		S51年1月1日	高校卒	83,900				円
		現 在	大学卒	101,100				円
		S50年1月1日	高校卒	75,700				円
		現 在	大学卒	91,200				円

平均給料月額及び
平均年令の状況

区	分		一般行政職 円	技能労務職 円	消防職 円	教育職 円
	平均給料月額	平均年令				
S51年1月1日	115,782					
現在	26.1					
S50年1月1日	102,842					
現在	25.0					

等別職員数の
状況

区	一般行政職		技能労務職		消防職		教育職	
	1等級	人	1等級	人	1等級	人	1等級	人
S51年1月1日	2等級		2"		2"		2"	
	3等級	8	8"		8"		3"	
	4等級	9	4"		4"		4"	
	5等級	7	5"		5"		5"	
	計	19	計		計		計	
S50年1月1日	1等級		1等級		1等級		1等級	
	2等級		2"		2"		2"	
	3等級	2	3"		3"		3"	
	4等級	3	4"		4"		4"	
	5等級	14	5"		5"		5"	
現在	計	19	計		計		計	

(2) 給料及び職員手当の増減額の内訳

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	519千円	1. 給与改定に伴う増加分		給与改定の状況 給料の改定率 6.09% 給与改定実施時期 S51.1
		2. 普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 % (昇給期) (職員数) 4月 10人 7月 5人 昇給期別職員数 { 10月 人 1月 4人
		3. 特別昇給等に伴う増加分		特別昇給等の状況 (昇給期間の短縮月数)(職員数)
		4. その他の増減分		職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 人 人 人 補正前 人 人 人 増減 人 人 人

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
		千円		採用・退職の状況等 昭和 年度中の退職者数 人 昭和 年度中の採用者数(見込) 人 昭和 年度中の退職者数(見込) 人
職員手当	4,889	1. 調整手当の増減分 71		調整手当の支給率 支給対象地域 全地域 8% 補正後 支給率 19人 支給対象職員数 支給対象地域 全地域 8% 補正前 支給率 19人 支給対象職員数
		2. 期末・勤勉手当の増減分 2,028		期末勤勉手当の支給率 支給期 3月 6月 12月 計 支給率 0.5 2.17+18,000円 2.7 5.37+18,000円
		3. 退職手当の増減分		勸奨退職者に係る退職手当の支給率
		4. その他の増減分	扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当等	

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 助役（坂口礼之助君） ただいま御上程いただきました議案第30号「昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、人事院勧告に伴います人件費の補正と、保険給付費、その他事務的経費の見通し等を勘案いたしまして、補正予算案を御提案申し上げた次第でございます。

以下、内容について御説明申し上げます。予算書の74ページでございます。第1条でございますように、今回の補正は、予算総額において変わりはなく、内部において更生を行うものであり、この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は第1表のとおりであります。

次に、事項別明細書によりまして、まず、歳出予算から御説明申し上げます。78ページでございます。初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険給付資格事総関係職員の給与改定費として、1,09万4,000円を追加計上いたしました。

徴収費につきましては、保険料賦課徴収職員の給与改定費及び納付組合未組織地域における徴収体制の整備を図るための非常勤嘱託員の報酬と、納付組合補助金の不足分の追加として、合わせて726万1,000円を追加計上いたしました。

次に、保険給付費につきましては、診療報酬保険者負担金の見通し等を勘案の上、1,656万7,000円の更生減を行ったものであります。

諸支出金の償還金につきましては、昭和49年度療養給付費国庫負担金の確定に伴う償還金として、603万5,000円を計上いたしました。

これらの歳出に充当いたします歳入につきましては（76ページ）まず、国庫支出金のうち国庫負担金につきましては、事務費負担金の基準単価増額により、767万9,000円を追加計上し、療養給付費負担金を歳出予算減額による負担割合に基づき、946万7,000円の減額を行い、差し引き国庫負担金において、178万8,000円の更生減を行うものであります。

国庫補助金につきましては、財政調整交付金において3,463万7,000円の増が確定いたしましたので、追加計上いたしました。

次に、府支出金につきましては、障害者医療費波及分補助金として、184万9,000円を追加計上いたしてございます。

最後に、諸収入につきましては、特定財源の増に伴い、3,469万8,000円を更正減額いたしましたものであります。よろしく御審議の上、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見をありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第30号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長(貝淵博治君) 次に、日程第10「昭和50年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第31号

昭和50年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和50年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 昭和50年度和泉市水道事業会計(以下「予算」という)第2条第1項第4号中

「511,000千円」を「483,000千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	791,538千円	79,485千円	871,023千円
第1項 営業収益	701,538千円	68,000千円	769,538千円
第2項 営業外収益	90,000千円	11,485千円	101,485千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	897,447千円	69,890千円	967,337千円
第1項 営業費用	742,430千円	56,740千円	799,170千円
第2項 営業外費用	154,017千円	13,150千円	167,167千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	677,500千円	19,000千円	696,500千円
第1項 企業債	510,000千円	△09,000千円	401,000千円
第3項 工事負担金	160,000千円	125,000千円	285,000千円
第4項 補助金	0	3,000千円	3,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	754,505千円	△2,759千円	751,746千円
第1項 建設改良費	705,358千円	△2,759千円	702,599千円

第5条 予算第5条中起債の限度額「495,000千円」を「396,000千円」に「15,000千円」を「5,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算7条中原水及浄水費「212,088千円」を「207,588千円」に支払利息及企業債取扱諸費「153,967千円」を「16,711千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算8条中職員給与費「319,081千円」を「302,571千円」に改める。

第8条 予算第9条中「113,654千円」を「178,884千円」に改める。

第9条 予算第9条の次に次の一条を加える。

(継続費)

第 1 0 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

変 更 前		変 更 後	
総 額	年 度	年 度	年 割 額
2,763,000円	昭和41年度	昭和41年度	4,700,000円
	昭和42年度	昭和42年度	1,130,000,000
	昭和43年度	昭和43年度	2,660,000,000
	昭和44年度	昭和44年度	1,100,000,000
	昭和45年度	昭和45年度	1,566,000,000
	昭和46年度	昭和46年度	1,488,000,000
	昭和47年度	昭和47年度	2,230,000,000
	昭和48年度	昭和48年度	1,900,000,000
	昭和49年度	昭和49年度	3,170,000,000
	昭和50年度	昭和50年度	5,110,000,000
	昭和51年度	昭和51年度	5,660,000,000
	昭和52年度	昭和52年度	3,590,000,000
総 額		2,997,000円	
		昭和41年度	4,700,000,000
		昭和42年度	1,130,000,000
		昭和43年度	2,660,000,000
		昭和44年度	1,100,000,000
		昭和45年度	1,566,000,000
		昭和46年度	1,488,000,000
		昭和47年度	2,230,000,000
		昭和48年度	1,900,000,000
		昭和49年度	3,170,000,000
		昭和50年度	4,830,000,000
		昭和51年度	7,500,000,000
		昭和52年度	4,870,000,000

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和50年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考	
1. 水道事業収益	1. 営業収益		871,023			
			769,588			
		1. 給水収益	584,198	水道料金及び量水器使用料		
		2. 受託工事収益	20,000	給水装置の新設、増設及び修繕等の受託工事収益		
		3. その他の営業収益	165,840	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣工検査、材料検査手数料		
			101,485			
	2. 営業外収益		1. 受取利息	14,485	預金利息並びに貸付金利息及び有価証券利息	
			2. 雑収益	2,000	不用品売却その他雑収益	
			3. 加入金	85,000	新規水道加入金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1.水道事業費用	1.営業費用		967,887	
			799,170	
		1.浄水及び配水	806,126	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2.給水	107,760	配水、給水に要する費用
		3.受託工事費	20,000	受託工事に要する費用
		4.業務費	83,105	検針、調定、集金その他業務の運営に要する費用
		5.総係費	59,105	事業活動全般に関連する費用
		6.減価償却費	80,864	固定資産の減価償却費
2.営業外費用		7.資産減耗費	210	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8.その他営業費用	142,000	材料売却原価
			167,167	
		1.業債取扱い諸費	167,117	企業債の利息並びに取扱手数料及び一時借入金利息
3.予備費		2.雑支出	50	雑支出
			1,000	
		1.予備費	1,000	予備費

2. 資本的收入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的收入	1. 企業債		696,500		
		1. 企業債	401,000	和泉上水道第3回拡張事業及び配水管整備事業債	
	2. 負担金		7,500		
		1. 他会計負担金	7,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金	
	3. 工事負担金		285,000		
		1. 工事負担金	285,000	光明台水道施設並びに配水管布設工事負担金	
	4. 補助金		3,000		
		1. 補助金	3,000	簡易水道等施設整備府補助金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		751.746	
			702.599	
		1. 事務費	11.720	拡張工事に要する事務費
		2. 拡張工事費	421.280	第3回拡張工事に要する工事費
		3. 改良工事費	55.090	改良工事に要する工事費
		4. 配水管事業費	6.050	配水管整備事業に要する工事費
		5. 光明台水道施設建設費	197.000	光明台町地水道施設建設費
		6. 営業設備費	11.459	営業に係る諸資産購入費
	1. 企業償還金		49.147	
		1. 企業償還金	49.147	企業債の元金償還金

昭和50年度水道事業会計資金計画

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	1,949,945千円
1. 事 業 収 益	769,657
2. 前 年 度 未 収 金	70,484
3. 企 業 債	401,000
4. 負 担 金	7,500
5. 工 事 負 担 金	285,000
6. 一 時 借 入 金	300,000
7. 前 受 金	10,000
8. 預 り 金	7,000
9. 補 助 金	3,000
10. 繰 越 金	96,304
支 払 資 金	1,937,929
1. 事 業 費 用	883,263
2. 前 年 度 未 払 金	35,920
3. 建 設 改 良 費	702,599
4. 企 業 債 償 還 金	49,147
5. 一 時 借 入 金 返 済	250,000
6. 前 受 金 払 出	10,000
7. 預 り 金 返 済	7,000
差 引	12,016

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計	
	特別職	一般職	報 酬	給 料	賃 金	手 当 等	計			
補 正 後	人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
損益勘定支弁職員	0	86	3,034	133,592	373	107,613	244,612	27,722	272,334	
資本勘定支弁職員	0	9	0	14,864	0	12,714	27,578	3,032	30,610	
合 計	0	95	3,034	148,456	373	120,327	272,190	30,754	302,944	
補 正 前	0	93	3,034	139,392	713	112,913	256,052	30,862	286,914	
資本勘定支弁職員	0	9	0	15,664	0	13,734	29,398	3,482	32,880	
合 計	0	102	3,034	155,056	713	126,647	285,450	34,344	319,794	
比 較	0	△	0	△	△	△	△	△	△	
損益勘定支弁職員	0	7	0	5,800	340	5,300	11,440	3,140	14,580	
資本勘定支弁職員	0	0	0	800	0	1,020	1,820	450	2,270	
合 計	0	△	0	△	△	△	△	△	△	
手当等の内訳	調整手当	12957円	扶養手当	4357円	通勤手当	4958円				
	期末手当	52870円	期勉手当	17700円	時間外勤務手当	12596円				
	管理職手当	2546円	夜間勤務手当	1942円	特殊勤務手当	4560円				
	退職給与金	3000円	住居手当	2462円	児童手当	384円				
	一般職員1人当たり	区分	1人当たり給与費							
	給与費の状況	補正後	2798						千円	
		補正前	2782						千円	

初任給の状況	区分	学歴	事務職	技術職	
		補正後	高校卒	88,900円	88,900円
			大学卒	101,100円	101,100円
		補正前	高校卒	75,700円	75,700円
	大学卒		91,200円	91,200円	
	平均給料月額及び 平均年齢の状況	区分	事務職	技術職	
		昭和51年1月 1日現在	平均給料月額	121,290円	134,327円
			平均年齢	34歳	32歳
		昭和50年1月 1日現在	平均給料月額	115,637円	128,806円
	平均年齢		33歳	31歳	
等級別職員数の状況	区分	事務職	技術職		
		51年1月1日現在	1等級 3人	1等級 2人	
		2等級 0	2等級 2		
		3等級 6	3等級 20		
		4等級 7	4等級 14		
		5等級 24	5等級 17		
	50年1月1日現在	1等級 3人	1等級 2人		
		2等級 0	2等級 2		
		3等級 6	3等級 18		
4等級 8		4等級 17			
5等級 26		5等級 20			

備考

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減額の増減 事由別内訳	説明	備考
給料	△6,600	1. 給与改定に伴う 増加分	千円 2,850	給与改定の状況 修正後 (給料の改定率 6.2% 給与改定実施時期 51年1月 修正前 (給料の改定率 % 給与改定実施時期
		2. 普通昇給に伴う 増加分	2,248	平均昇給率 3.8% (職員数) (昇給期) 4月 37人 7月 28人 10月 10人 1月 25人 昇給期別 職員数
		3. 特別昇給等に伴う 増加分	102	課長補佐 1人 主査 5人 昇格による

手 当	△ 6.820	4. その他の増減分	△ 11,795	職員減による	職員数の異動状況 (現在に在職する職員数)	(その他)	(計)
		1. 特殊勤務手当の増減分	△ 384	職員減による分	補正後 98人 補正前 100人 増減 △ 7人 採用 2人 退職 1人 特殊勤務手当の状況 (1人平均月額)	2人	95人
		2. 期末勤劬手当の増減分	△ 5,111	職員減による	補正後 4,000 補正前 4,000 期末勤劬手当の支給率	2人	102人
		8. その他の増減分	△ 825	職員減による	補正後 (支給率) 2.17 補正前 (支給率) 2.0 計 5.87 計 5.2 +18000 +18000	人	△ 7人
					退職 1人	人	2人
						人	1人

継続費に関する調査

款	項	事業名	全 体 計 画				前年度 未済の 支払義務 発生額	前年度未 済の支 払義務発 生(見込)	当該年度 支払義務 発生(見 込)額	当該年度 未済の 支払義務 発生(見 込)額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続 費の 総額 に対する 進捗 率	備 考		
			年度	年割額	同 左	財 源 内 訳									
1.	資本的支出	和泉上水道第3回拡張事業	1.	建設改良費	年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
					41	470,000	430,000	4,000	46,933	46,933	46,933	46,933	46,933	1.6	67
					42	113,000	107,000	6,000	42,142	42,142	42,142	42,142	42,142	1.4	70,25
					43	26,600	26,000	600	76,720	76,720	76,720	76,720	76,720	2.5	20,805
					44	110,000	109,000	1,000	129,780	129,780	129,780	129,780	129,780	4.8	1,025
					45	156,600	145,000	11,600	154,956	154,956	154,956	154,956	154,956	5.2	2,669
					46	148,800	127,000	16,800	145,675	145,675	145,675	145,675	145,675	4.9	794
					47	228,000	210,000	8,110	119,723	119,723	119,723	119,723	119,723	4.0	104,071
					48	190,000	175,000	15,000	290,960	290,960	290,960	290,960	290,960	9.7	311
					49	217,000	202,000	15,000	264,284	264,284	264,284	264,284	264,284	8.8	55,827
					50	488,000	396,000	87,000	488,827	488,827	488,827	488,827	488,827	16.3	
					51	750,000	727,000	23,000						750,000	
52	487,000	429,000	48,000						487,000						
計			2,997,000	2,816,000	24,890	1,006,889	1,271,173	4,888,271	1,760,000	1,287,000	58.7				

昭和50年度水道事業予定貸借対照表

(昭和51年3月31日)

資 産 の 部

(単位千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ	土 地		120,258
ロ	建 物	188,852	
	建物減価償却引当金	<u>13,529</u>	175,323
ハ	構 築 物	2,268,377	
	構築物減価償却引当金	<u>266,292</u>	2,002,085
ニ	機 械 及 び 装 置	283,495	
	機械及び装置減価償却引当金	<u>84,030</u>	199,465
ホ	量 水 器	69,762	
	量水器減価償却引当金	<u>23,594</u>	46,168
ヘ	車 輜 及 び 運 搬 具	11,754	
	車輜及び運搬具減価償却引当金	<u>5,268</u>	6,486
ト	工 具 器 具 及 び 備 品	20,669	
	工具器具及び備品減価償却引当金	<u>8,599</u>	12,070
チ	建 設 仮 勘 定		<u>831,071</u>
	有形固定資産合計		3,392,926

(2) 無 形 固 定 資 産

イ	水 利 権		410
ロ	借 地 権		120
ハ	電 話 加 入 権		<u>41</u>

無形固定資産合計

571

(3) 投資
 1 投資有価証券

投資合計
 固定資産合計

25

3,893,522

2. 流動資産

- (1) 現金預金 12,016
- (2) 未収金 101,366
- (3) 保有有価証券 1,800
- (4) 貯蔵品 50,470

流動資産合計
 資産合計

165,652
3,559,174

負債の部

3. 固定負債

- (1) 引当金
- 固定負債合計

3,612

3,612

4. 流動負債

- (1) 一時借入金 250,000
- (2) 前受金 10,300
- (3) 預り金 21,800

(4) 預り担保有価証券 1,800
 流動負債合計 2,883,400
 負債合計 2,870,120

資本の部

5. 資本金
 (1) 自己資本金 119,803
 (2) 借入資本金
 イ 企業債 2,214,764
 資本合計 2,334,567

6. 剰余金
 (1) 資本剰余金
 イ 国庫補助金 3,948
 ロ 府補助金 9,778
 ハ 工事負担金 1,052,917
 ニ 負担金 16,500
 ホ 受贈財産評価額 84,417
 資本剰余金合計 1,117,560

(2) 欠損金
 イ 当年度未処理欠損金 8,651
 繰越欠損金年度末残高

当年度純損失
 欠損命合計
 剰余金合計
 資本合計
 負債資本合計

96,314

179,965

179,965

937,595

3,272,162

3,559,174

昭和50年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的收入及び支出

収 入

(単位千円)

款 項	目 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 目 明 細	
					節	金額
1. 水道事業収益		791,538	79,485	871,023		
1. 営業収益		701,538	68,000	769,538		
	1. 給水収益	608,198	△24,000	584,198	給水収益	△24,000
	3. その他の営業収益	73,340	92,000	165,340	材料売却収益	92,000
		90,000	11,485	101,485		
						給水収益更生減
						材料売却収益追加
2. 営業外収益		2,000	12,485	14,485		
	1. 受取利息	2,000	12,485	14,485	貸付金利息	12,485
	2. 雑収益	8,000	△1,000	2,000	雑収入	△1,000
						雑収入更生減

支

出

(単位千円)

款 項	目	既定予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 水道事業費用		897,447	69,890	967,337			
		742,480	56,740	799,170			
1. 営業費用	1. 原水及び浄水費	814,626	△ 8,500	806,126	給 料	△ 2,000	給料更正減
					手 当 等	△ 1,000	手当等更正減
					法定福利費	△ 1,000	法定福利費更正減
					被 服 費	△ 200	被服費更正減
					修 繕 料	△ 1,400	修繕料更正減
					動 力 費	△ 2,800	動力費更正減
					薬 品 費	△ 2,000	薬品費更正減
					受 水 費	9,500	受水費追加
					請負工事費	△ 7,600	請負工事費更正減
		2. 配水及び給水費	120,460	△ 12,700	107,760	給 料	△ 400
					手 当 等	△ 1,600	手当等更正減
					法定福利費	△ 500	法定福利費更正減
					被 服 費	△ 100	被服費更正減

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備考
						燃料費	△ 300	燃料費更正減
						修繕料	△10,000	修繕料更正減
						材料費	1,200	材料費追加
						請負工事費	△ 1,000	請負工事費更正減
						給料	△ 2,500	給料更正減
						手当等	△ 2,000	手当等更正減
						法定福利費	△ 1,000	法定福利費更正減
						被服費	△ 350	被服費更正減
						備用品費	△ 150	備用品費更正減
						燃料費	△ 100	燃料費更正減
						委託料	△ 500	委託料更正減
						給料	△ 900	給料更正減
						手当等	△ 700	手当等更正減
						賃金	△ 340	賃金更正減
						法定福利費	△ 640	法定福利費更正減
						報償金	△ 100	報償金更正減
						厚生費	△ 200	厚生費更正減
						備用品費	△ 500	備用品費更正減
						光熱水費	50	光熱水費追加
4.業	務	費	89,705	△ 6,600	83,105			
5.総	係	費	68,165	△ 4,060	59,105			

					印刷製本費	150	印刷製本費追加	
					委託料	350	委託料追加	
					広告料	△ 40	広告料更正減	
					修繕料	△ 400	修繕料更正減	
					研修費	△ 400	研修費更正減	
					会費負担金	△ 100	会費負担金更正減	
					保険料	△ 150	保険料更正減	
					諸謝金	△ 90	諸謝金更正減	
					雑費	△ 50	雑費更正減	
					有形固定資産 減価償却費	17,000	有形固定資産 償却費追加	
					固定資産 除却	△ 400	固定資産除却費更正減	
					材料売却原価	72,000	材料売却原価追加	
					企業債利息	△ 4,800	企業債利息更正減	
					一時借入金 利息	17,250	一時借入金利息追加	
					企業債手数料 及び取扱諸費	200	企業債手数料存 び取扱諸費追加	
2.営業外費用								
6.減価償却費	63,864	17,000	80,864					
7.資産減耗費	610	△ 400	210					
8.その他の営業費用	70,000	72,000	142,000					
	154,017	13,150	167,167					
支払利息及び企 業債取扱諸費	153,967	13,150	167,117					

2. 資本的收入及び支出

収 入

(単位千円)

款 項	目	既定予定額	補正予定額	計	各 日 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 資本的收入		677,500	19,000	696,500			
1. 企業債		510,000	△109,000	401,000			
	1. 企業債	510,000	△109,000	401,000	企業債	△109,000	企業債更生減
3. 工事負担金		160,000	125,000	285,000			
	1. 工事負担金	160,000	125,000	285,000	工事負担金	125,000	工事負担金追加
4. 補助金		0	3,000	3,000			
	1. 補助金	0	3,000	3,000	府補助金	3,000	簡易水道等施設整備府補助金追加

支

出

(單位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1. 資本の支出	1. 建設改良費		754,505	△ 2,759	751,746			
			703,358	△ 2,759	702,599			
	1. 事務費	費	12,200	△ 480	11,720	手 当 等	△ 180	手 当 等 更 正 減
						法 定 福 利 費	△ 90	法 定 福 利 費 更 正 減
						旅 費	△ 30	旅 費 更 正 減
						被 服 費	△ 20	被 服 費 更 正 減
						備 消 品 費	△ 110	備 消 品 費 更 正 減
						燃 料 費	△ 90	燃 料 費 更 正 減
						印 刷 製 本 費	△ 10	印 刷 製 本 費 更 正 減
	2. 拡張工事費	費	498,800	△ 7,520	421,280	請 負 工 事 費	△ 33,768	請 負 工 事 費 更 正 減
						路 面 復 旧 費	△ 41,000	路 面 復 旧 費 更 正 減
						補 償 金	△ 2,752	補 償 金 更 正 減

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
		3. 改良工事費	100,000	△44,910	55,090	給料	△800	給料更正減
						手当	△890	手当等更正減
						法定福利費	△300	法定福利費更正減
						旅費	△50	旅費更正減
						被服費	△60	被服費更正減
						燃料費	△110	燃料費更正減
						印刷製本費	△100	印刷製本費更正減
						請負工事費	△28,240	請負工事費更正減
						路面復旧費	△14,800	路面復旧費更正減
		4. 配水管 整備事業費	16,300	△10,250	6,050	請負工事費	△10,250	請負工事費更正減
		5. 光明台水道 施設建設費	60,000	187,000	197,000	請負工事費	137,000	請負工事費追加
		6. 営業設備費	18,058	△6,599	11,459	固定資産購入費	△2,219	固定資産購入費更正減
						量水器費	△4,380	量水器費更正減

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） お許しを得まして、ただいま上程されました議案第 81 号「昭和 50 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

今回、補正をいたします主な理由は、決算見込みに基づいての給水収益更正減と、材料売却収益の追加並びにその他資本収支におきましても、企業債の確定に伴い補正の必要が生じたので、それぞれについて補正しようとするものでございます。

内容について申し上げますと、第 2 条は、主要な建設改良事業であります和泉上水道第三回拡張事業の本年度事業費 5 億 1,100 万円を、4 億 3,800 万円に改めるものでございます。第 4 条及び第 5 条並びに第 10 条と関連いたしますものでございます。

次に第 3 条、収益的収入及び支出について申し上げますと、営業収益及び営業外収益を追加するものであります。これは営業収益で材料売却収益追加 9,200 万円、給水収益更正減 2,400 万円でございます。

なお、給水収益更正減につきましては、50 年 4 月より 2 カ月点検集金実施に伴いまして、本年度に限り 1 カ月の給水収益の 2 分の 1 が 51 年度収入となる関係上、更正減となります。

次に、営業外収益であります。これは他会計への資金融通による受取利息 1,248 万 5,000 円の追加と、雑収益 100 万円の更正減であります。

以上の結果、営業収益 6,800 万円、営業外収益 1,148 万 5,000 円の追加となり、補正後の水道事業収益は、8 億 7,102 万 3,000 円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、2 カ月集検針に伴い、年度当初より職員 7 名を減員いたしましたので、給料、手当等件費 1,424 万円の更正減。その他物件費 1,802 万円の更正減。追加といたしましては、材料売却原価 7,200 万円、建設仮勘定を正当費目に振りかえた結果、減価償却費 1,700 万円及び営業外費用で他会計貸付金利息に相当する額並びに水道会計の支払利息 1,815 万円を追加し、これらを差し引きいたしますと、水道事業費用 6,989 万円の追加となり、補正後の水道事業費用 9 億 6,733 万 7,000 円といたす次第であります。

次に、第 4 条でございますが、これは予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出について、収入において企業債確定に伴い 1 億 900 万円の減額補正並びに住宅公団光明台団地の工事負担金 1 億 2,500 万円、大阪府よりの簡易水道施設整備補助金 800 万円を追加し、資本的収入を 6 億 9,650 万円とするものでございます。

また、支出におきましても、事務費 48 万円減額及び企業債更正減に見合う工事費 8,777 万円減額、改良工事費、営業設備費の減額 5,150 万 9,000 円、追加するものとしたま

ては、住宅公団との協定による光明台水道施設建設費1億3,700万円で差し引き資本的支出を2億7,590,000円減額補正し、補正後の資本的支出を7億5,174万6,000円といたすものでございます。したがって、収支差し引きいたしますと5億5,244万6,000円の資金不足が生じますが、これは全額借入金でもって補てんいたすものでございます。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額、利率、償還方法等を定めているものでありますが、このうち限度額のみを変更するものであります。すなわち、和泉水道第三回拡張事業費4億9,500万円を3億9,600万円に、配水管整備事業1,500万円を500万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に第6条は、予算第7条に定めた各項の経費の費用別金額の補正であります。今回の補正により原水及浄水費2億1,208万8,000円を2億7,58万8,000円に、支払利息及企業債取扱諸費1億5,396万7,000円を1億6,711万7,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に、第7条でございますが、これは予算第8条に定めた職員給与費及び交際費であります。議会の議決がなければ流用できない経費のうち、今回の減額補正により、職員給与費の額3億1,908万1,000円を3億2,577万1,000円に改めるものでございます。

次に、第8条は、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額1億1,365万4,000円を、追加した材料売却原価ほか、減額したもの、薬品費、燃料費、備用品費、被服費、量水器費を差し引きいたしまして、1億7,838万4,000円に改めるものでございます。

次に第10条において、予算第9条の次に1条を追加し、第10条として継続費の総額及び年割額を変更しようとするものでございます。総額において2億7,300万円を2億9,700万円に改め、年割額を変更しようとするものであります。これは前述いたしました企業債の更正減に伴い、昭和50年度の年割額5億1,100万円を4億5,300万円にし、残事業を51年度、52年度に施行を予定いたしておるものでございます。

以上が今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これら詳細につきましては88ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議くださいます。原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見をありませんか。
- 18番（直村静二君） 二、三質問いたします。

光明台団地の工事費の負担金ということで2億8,500万円出ておりますが、それと同時に利息払いも1億6,000万円とかなり大きくなってきておる。元金は5,000万円、つまり、私のお聞きしたいのは、そういう光明池団地など水道施設、配管、その他工事について、開発

行為ですから市の受けるメリット、財政的な援助もあると思うが、具体的にどのようになるか。
また、材料売却代で2,800万円ぐらいもうけてるけど、そのぐらいのところですか。どれだけの開発負担金を取り、同時に三次拡張では年次割りでやっていますが、起債も利率も大きい、その辺の具体的な御答弁を願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 水道部次長（福本喬久君） 光明台団地の水道施設事業総額でございますが、市負担、公団負担合算いたしまして13億2,560万円となります。公団負担額は9億8,750万円、市負担が3億3,810万円でございます。そのうち50年度施行の分は公団敷地内の配水管布設整備、これが全額公団負担でございます。それと、後年度51年度は配水施設、配水池が二カ所築造、それと、送配水ポンプ設備等でございます。50年度の市の工事としては全然ございません。全額公団負担で施行いたしております。

以上でございます。

- 18番（直村静二君） 材料を売って2,800万円もうけたというやつはどないなってますか、戸数で結構です。
- 水道部長（田中稔君） お答え申し上げます。
もうけというよりも、当時の購入価格と、出庫時の価格が違う場合利益になっておりますが、今回ののは、以前、唐国に仮配管した管を引き揚げ、使用したという関係上、2,000万円という差が出てきておるわけです。
- 18番（直村静二君） 唐国の古いやつを2,800万も値を上げて売れる、未使用のもので

- 水道部長（田中稔君） 仮配管ですから、工事が完成すればすぐ引き揚げるわけです。それを貯蔵品として保管しておりましたが、それを今回、出庫したわけでして、その差が約500万円、それ以外は、購入した価格と、今度使用するときの出庫価格との差でございます。相当以前に材料がかなり値上がりするということでもございましたので、材料費を借用して購入しておったわけです。それで出庫する時点では、かなり市場の値段が上がっておりますので、その値段で出庫しているの、その差でございます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君）次に、日程第11「昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第82号

昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和50年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中、病院増改築事業費「857,000円」を「1,580,000円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次の通り補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	646,499円	57,089円	703,588円
第1項 医業収益	620,012円	55,182円	675,194円
第2項 医業外収益	26,487円	1,907円	28,394円
	支	出	
第1款 病院事業費用	915,520円	89,530円	1,005,050円
第1項 医業費用	808,501円	99,284円	907,785円
第2項 医業外費用	106,719円	△9,754円	96,965円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次の通り補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	878,000円	△699,000円	179,000円
第2項 企業債	857,000円	△699,000円	158,000円
	支	出	
第1款 資本的支出	918,679円	△699,000円	219,679円
第1項 建設改良費	864,733円	△699,000円	165,733円

第5条 予算第5条中、継続費の年割額を次のとおり改める。

変 更 前			変 更 後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2,227,000千円	50年度	857,000千円	2,227,000千円	50年度	1,580,000千円
	51年度	1,180,000千円		51年度	1,200,000千円
	52年度	190,000千円		52年度	869,000千円

第6条 予算第6条中、起債の限度額「857,000千円」を「1,580,000千円」に改める。

第7条 予算第9条中、職員給与費「4,999,911千円」を「5,308,801千円」に改める。

第8条 予算第11条中、たか卸資産の購入限度額「2,332,218千円」を「2,955,631千円」に改める。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医療収益		646,499	57,089	703,588	
		入院収益	620,012	55,182	675,194	
外来収益		327,134	49,783	376,917		
2. 医療外収益		その他医療収益	277,518	5,891	283,409	
			15,360	△ 492	14,868	
			26,487	1,907	28,394	
		受取利息配当金	800	1,177	1,977	
		国庫(府)補助金	3,187	730	3,917	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		915,520	89,530	1,005,050	
		給与費	808,501	99,284	907,785	
		材料費	499,991	30,810	530,801	
		経費	219,025	61,672	280,697	
		減価償却費	68,136	9,229	77,365	
		研究修費	17,383	△ 2,252	15,131	
2. 医療外費用			3,965	△ 175	3,790	
			106,719	△ 9,734	96,985	
		支払利息及び企業債取扱諸費	100,441	△ 9,754	90,687	

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的收入			878,000	△699,000	179,000	
	2. 企業債		857,000	△699,000	158,000	
		1. 企業債	857,000	△699,000	158,000	

(単位 千円)

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本の支出			918,679	△699,000	219,679	
	1. 建設改良費		864,733	△699,000	165,733	
		4. 病院増改築事業債	857,000	△699,000	158,000	

(単位 千円)

昭和50年度和泉市病院事業会計資金計画

区分	受入	分	当年度予定額	区分	支出	分	当年度予定額
1.	医療収益	益金	1,652,250	1.	医療費	費用	1,647,207
2.	医療外収益	益金	565,194	2.	医療外費	費用	88,169
3.	出資	補助金	7,983	3.	建設改良費		95,965
4.	他会計補助	金	21,000	4.	企業債借還金		202,000
5.	企業(府)補助	金	194,000	5.	看護婦宿舍割賦金		13,466
6.	国庫(府)借入	金	1,689	6.	預り借入金		1,233
7.	一時繰り越	金	570,000	7.	一時繰り越借入金		50,000
8.	繰り越	金	128,924	8.	繰り越未償還金		350,000
9.	前期繰り越	金	50,000	9.	特別償還金		55,894
10.	前期繰り越	金	73,080				40,480
11.	前期繰り越	金	40,480		差引		5,043

(単位 千円)

1. 総括

給与費明細

区分	一般職職員数	給与				法定福利費	合計		
		報酬	給料	賃金	手当				
補正後	186	29,958	234,482	66	216,758	49,547	530,801		
補正前	187	34,526	220,277	1,650	196,889	46,649	499,991		
比較	△1	△4,578	14,205	△1,584	19,864	2,898	3,010		
手当の内訳									
調整手当	1	19,722		通勤手当	6,967		12,809		
扶養手当	3	3,856		期末手当	9,071		2,287		
管理職手当	8	4,511		勤劬手当	24,997		1,640		
特殊勤務手当	8	8,759		住居手当	3,912		91		
退職給与金		3,602					21,675		
							3,010		
一般職職員1人当り給与費の状況		区分	年度	1人当り年間給与費					
		本年		8,291円					
		前年		3,085円					
初任給の状況		区分	学歴	医療職(一) (医師)	医療職(二) (医療技術員)	医療職(三) (看護婦)	医療職(三) (准看護婦)	行政職 (郵務員)	行政職 (労務員)
	51年1月1日現在	高卒		—	—	—	89,500	74,600	83,900
		大卒	1,69,800	102,000	108,800	—	—	101,100	80,500
	50年1月1日現在	高卒		—	—	—	83,500	75,700	67,800
		大卒	152,500	92,000	98,000	—	—	91,200	72,800
									83,000

平均給料月額
及び平均年令
の状況

区	分	医師		医療技術員		看護婦		准看護婦		事務員		労務員	
		(医療職一)	(医療職二)	(医療職二)	(医療職二)	(医療職三)	(医療職三)	(行政職)	(行政職)	(行政職)	(行政職)		
51年1月1日 現在	平均給料 月額	233,950	138,474	149,680	113,092	157,938	142,986						
	平均年令	35才5月	30才	40才4月	26才9月	34才2月	36才5月						
50年1月1日 現在	平均給料 月額	211,714	125,848	144,050	104,889	140,247	119,485						
	平均年令	34才4月	29才2月	41才3月	26才4月	32才7月	40才5月						

等級別職員数
の状況

区	分	医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		医療職(三)		行政職		行政職	
		(医師)	(医師)	(医療技術員)	(医療技術員)	(看護婦)	(看護婦)	(看護婦)	(看護婦)	(事務員)	(事務員)	(労務員)	(労務員)
51年1月1日 現在		特1		特1	2	特1	2	特1		1-甲	1	1-甲	
		1	6	1	2	1	4	1		1-乙	3	1-乙	
		2	7	2	4	2	3	2		2	1	2	
		3	1	3	6	3	11	3	11	4	4	4	7
		4	2	4	9	4		4	28	5	4	5	16
	計	16	計	23	計	20	計	39	計	18	計	24	
50年1月1日 現在		特1		特1	2	特1	2	特1		1-甲	1	1-甲	
		1	5	1	2	1	4	1		1-乙	3	1-乙	
		2	7	2	4	2	3	2		2	1	2	
		3		3	6	3	7	3	11	4	5	4	10
		4	2	4	9	4		4	25	5	4	5	16
	計	14	計	23	計	16	計	36	計	19	計	27	

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
		1. 給与改定に伴う増加分		給与改定の状況 本年度 給与の改定率 6.4% 改定実施時期 5.1. 1. 1 前年度 給与の改定率 29.8% 改定実施時期 4.9. 4. 1 平均昇給率 8.9%
		2. 普通昇給に伴う増加分		昇給期 4月 職員数 35人 7月 32人 10月 28人 1月 41人 計 136人
給料	14,205	3. 特別昇給に伴う増加分		特別昇給等の状況 (昇給期間短縮月数) (職員数) 本年度 8月 1人 12月 2人 15月 2人 前年度 6月 4人 9月 9人 12月 4人 15月 8人 18月 1人 21月 3人 30月 2人 54月 2人 72月 1人 75月 1人 78月 1人 93月 2人 104月 1人 108月 1人
				820

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考																					
		4. その他の増減分	新陳代謝に係る増減分 1,0789	職員数の移動状況 (現在に在職する職員数) (その他) 計 本年度 185人 1人 136人 前年度 128人 12人 135人 増減 12人 △11人 1人 採用退職計 本年度 14人 18人 1人 前年度 17人 5人 12人 増減 △3人 8人 △11人 採用退職等の状況																					
		1. 特殊勤務手当の増減分	299	特殊勤務手当の状況(1人平均月額) (単位 円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医</th> <th>看</th> <th>准看</th> <th>医技</th> <th>専</th> <th>勞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度</td> <td>108,990</td> <td>13,160</td> <td>15,439</td> <td>7,442</td> <td>11,551</td> <td>7,055</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>94,240</td> <td>12,905</td> <td>15,012</td> <td>5,915</td> <td>9,366</td> <td>5,672</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医	看	准看	医技	専	勞	本年度	108,990	13,160	15,439	7,442	11,551	7,055	前年度	94,240	12,905	15,012	5,915	9,366	5,672
区分	医	看	准看	医技	専	勞																			
本年度	108,990	13,160	15,439	7,442	11,551	7,055																			
前年度	94,240	12,905	15,012	5,915	9,366	5,672																			
		2. 期末勤務手当の増減分	12,238	期末勤務手当の支給率 本年度 { 支給期 6月 12月 3月 計 支給率 2.17+18,000円 2.7 0.5 5.37+18,000円 前年度 { 支給期 6月 12月 3月 計 支給率 2.22+ 3.15 0.5 5.87+38,000円 18,000円 +20,000																					
		3. その他の増減分	7,332																						
	1,866																								

継続費に関する調書

(単位千円)

款	項	事業名	全体計画			前々年度 未済の 支払義務 発生額	前年度未 済の支 払義務発 生(戻入) 額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 未済の 支払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率	備考
			年度	年割額	左の財 源内訳							
				企業債	その他							
			50	158,000	0		158,000	158,000			7.1%	
			51	1,200,000	0		1,200,000		1,200,000		53.9%	
			52	869,000	720,500	148,500			869,000		39.0%	
			計	2,227,000	2,078,500	148,500	158,000	158,000	2,069,000		100.0%	
		1. 建設改良費										
		1. 資本的支出										

昭和50年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和51年3月31日現在)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1.	土地		90,816
2.	建物	240,416	
3.	建物減価償却引当金	<u>36,402</u>	2,040,114
	構築物減価償却引当金	<u>2,484</u>	
		1,186	1,662
4.	車輜	1,240	
	車輜減価償却引当金	<u>742</u>	498
5.	器械及び備品	41,778	
	器械及び備品減価償却引当金	<u>20,824</u>	21,454
6.	建設仮勘定		<u>218,002</u>

有形固定資産合計

580,946

(2) 投資

1. 投資有價證券

1.88

2. 長期貸付金

9,499

投資合計

9,687

固定資產合計

540,588

2. 流動資產

(1) 現金預金

5,048

(2) 未收金

128,772

(3) 貯藏品

11,712

(4) 前払金

750

流動資產合計

146,277

資產合計

686,860

負債の部

3. 固定負債		
(1) 特例債	323,920	
(2) その他固定負債	<u>19,097</u>	
固定負債合計		343,017
4. 流動負債		
(1) 一時借入金	570,000	
(2) 未払金	55,784	
(3) その他流動負債		
1. 予納金	732	
2. 預り金	5,098	
3. 預り金 (共済基金)	<u>3,100</u>	
その他流動負債 合計		<u>8,925</u>
流動負債合計		634,709
負債合計		<u>977,726</u>

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金 179,754

(2) 借入資本金

1. 企業債 878,598

資本金合計

558,347

6. 剰余金

(1) 資本剰余金

1,118

1. 府補助金

(2) 利益剰余金

1. 繰越次損金 548,869

2. 当年度欠損金 301,462

利益剰余金合計

△850,881

剰余金合計

△849,213

資本合計

△290,866

負債資本合計

686,860

昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画明細説明書

収益的収入及び支出

収入

(単位千円)

款 項	目	既定予定額	補正予定額	計	各 額		目 明 備 考
					節	金	
1. 病院事業収益		646,499	57,089	703,588			
	1. 医療収益	620,012	55,182	675,194			
		1. 入院収益	327,134	49,788	376,917	入院収益	49,788
	2. 外来収益	277,518	5,891	283,409	外来収益	5,891	初診料更正減 △ 212 再診料更正減 △ 5,078 投薬料追加 7,128 注射料追加 260 処置料更正減 △ 1,206

款 項	目 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		備 考
					節	金 額	
							検査料追加 5,058
							X線料追加 548
							手術料追加 126
							その他更正減 △ 138
							計 5,891
	3.その他	15,860	△ 492	14,868			
	医療収益				室料差額		
					収 益	△ 572	入院室料差額 △ 572
					公衆衛生		
					活動収益	255	予防注射その他 255
					医療相談		
					収 益	△ 519	健康診断 △ 519
					その他の		
					医療収益	344	証明診断料追加 100 老人医療協力金追加 204 体温計等破損料追加 40
							計 344
2.医療外		26,487	1,907	28,394			
取 益							
	1.受取利息						
	配当金	800	1,177	1,977			
					預金利息	1,177	預金利息追加 1,177
	3.国庫(府)						
	補助金	3,187	780	3,917			
					国庫(府)補助金	780	老人病棟改修 府補助金追加 780

支 出 (單位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 細
					節	金額	
1.病院事業費用		915,520	89,530	1,005,050			
	1.給与費	808,501	99,284	907,785			
			499,991	30,810	530,801	(給料)	
					醫師 給	8,374	醫師 給 追 加 8,374
					看護婦 給	3,918	看護婦 給 追 加 3,918
					准看護婦 給	3,617	准看護婦 給 追 加 3,617
					医療技術員 給	520	医療技術員 給 追 加 520
					事務員 給	△ 202	事務員 給 更 正 減 △ 202
					労務員 給	△ 2,022	労務員 給 更 正 減 △ 2,022
							計 14,205
					(手当)		
					醫師 手 当	5,724	醫師 手 当 追 加 5,724
					看護婦 手 当	4,801	看護婦 手 当 追 加 4,801
					准看護婦 手 当	4,587	准看護婦 手 当 追 加 4,587
					医療技術員 手 当	1,885	医療技術員 手 当 追 加 1,885
					事務員 手 当	1,778	事務員 手 当 追 加 1,778
					労務員 手 当	542	労務員 手 当 追 加 542
							計 19,262
					賃 金	△ 1,584	賃 金 更 正 減 △ 1,584
					(報酬)	△ 4,578	
					嘱託 医 師	△ 1,908	嘱託 医 師 報 酬 更 正 減 △ 1,680
					嘱託 看 護 婦 等	△ 2,665	医 師 当 面 料 更 正 減 △ 228
							嘱託 看 護 婦 等 更 正 減 △ 2,665
							計 △ 4,578

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細	
					節	金額
					法定福利費	2,898
					健康負担金追加 互助会補助金追加 共済負担金追加 共済事務費追加 公務災害負担金追加 計	1,890 902 532 8 66 2,898
	2.材料費	219,025	61,672	280,697	退職給与金	602
					藥品費	57,028
					内服薬追加 注射薬追加 外用薬更正減 試薬追加 計	22,182 33,250 △ 89.5 2,491 57,028
					診療材料費	4,024
					X線フィルム追加 カルテ及び処方箋更正減 注射器等追加 酸素更正減 綿花カニゼ等追加 計	50.6 △ 27.0 81.2 △ 24 8,000 4,024
					給食材料費	△ 1,880
					更正減 病棟用追加 外来用追加 計	△ 1,880 1,096 1,404 2,500
					医療消耗品費	2,500
						2,500

3.経費	68,186	9,229	77,865	旅費交通費				
				職員出張旅費更正減	△504		△504	
				職員被服費	△74		△74	
				消耗品費	207		207	
				消耗品費	407		407	
				光熱水費	△694		△694	
				燃料費	338		338	
				食料費	△156		△156	
				印刷製本費	△200		△200	
				修繕料	2,047		2,047	
				保険料	△143		△143	
				賃借料	△1,327		△1,327	
				通信運搬費	△140		△140	
				委託料	9,616		9,616	
							△375	
							△128	
							10,544	
							△480	
							9,616	
							△148	
	4.減価償却費	17,888	△2,252	15,181	交際費	△148		△148

資本的収入及び支出

収入

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各目		明細	備考
					節	金額		
1. 資本的収入		878,000	△699,000	179,000				
	2. 企業債	857,000	△699,000	158,000				
	1. 企業債	857,000	△699,000	158,000	企業債	△699,000	建築工事遅延による更正減	△699,000

支出

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各節		明細	備考
					節	金額		
1. 資本的支出		918,679	△699,000	219,679				
	1. 建設改良費	864,788	△699,000	165,788				
	4. 病院増改築事業費	857,000	△699,000	158,000	事務費	△8,000	委託料更正減 旅費等更正減 計	△6,400 △1,600 △8,000
					工事諸負債	△699,000	建築工事費更正減 附帯設備工事費更正減 計	△418,000 △278,000 △699,000

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第82号「昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

会計年度未を控えまして、大方の収支予定が見通されまして、予算補正の必要が生じたので、ここに補正予算案を御提案申し上げた次第でございます。

補正の概要は、經常収支の補正及び病院増改築事業について、資本収支の補正並びに関連いたします継続費年割額、起債限度額の補正をお願いいたしますのでございます。

内容でございますが、補正予算第2条は、業務の予定量の変更でございますが、主要な建設改良事業のうち、病院増改築事業費8億5,700万円を6億9,900万円減額し、1億5,800万円に改めるものでございます。既決の予定額は、建築工事費8億、用地取得費5,700万円でございますが、工事着手がおくれておりますため、工事費1億100万円、用地取得費5,700万円に変更いたしたく、本件につきましては、起債及び融資の関係官庁とは協議、御了解を得たとところでございます。減額となります事業費につきましては、後ほど継続費で御説明申し上げますが、次年度以降に繰り延べを予定しておる次第でございます。

第3条の収益的収支の予定額の補正は、収益で医業収益5,518万2,000円、医業外収益190万7,000円、合計5,708万9,000円の追加でございます。収益増加の理由は、主に外科の手術高度化による入院収益の増収でございます。

一方、費用においても、医業費用9,928万4,000円の追加、医業外費用975万4,000の更正減額、差し引き8,953万円の追加となり、その主な内容は、給与費3,081万円、薬品、診料材料等の材料費6,167万2,000円及び検査件数の増加による検査委託費922万9,000円等でございます。

医業外の費用につきましては、建設事業資金に充当いたすべく予定いたしました企業債の利息、手数料が不用となりましたため2,035万4,000円を減額並びに一時借入金の利息追加分1,060万円を相殺いたしまして、975万4,000円を減額するものでございます。

補正後の収益的収支は、医業収益6億7,519万4,000円、昨年度比較1億2,451万8,000円、22.6%の増加でございます。医業費用におきましては9億778万5,000円、前年度より1億3,695万5,000円の増加でございます。増加率は17.7%となります。収支差し引きして2億3,259万1,000円の欠損でございます。前年度欠損に比べ1,248万7,000円、5.6%の赤字増加でございます。

医業外の収支では、収益は2,839万4,000円となり、前年度より4,442万1,000円

の減少でございますが、費用の方では、一時借入金及び特例債償還の利息増加等によりまして、9,696万5,000円と前年度より3,674万1,000円増加いたしました。収支差し引き6,857万1,000円の欠損となります。医業外収支の悪化が目立ってまいっておる状況でございます。

これらの医業、医業外を合わせた経常収支は、収益7億358万8,000円に対しまして費用10億505万円、差し引き3億146万2,000円の当年度欠損と見込んでる次第でございます。

第4条の資本的収支の補正は、最初に申し述べましたごとく、建設改良費中病院増改築事業費6億9,900万円を減額いたしまして、収入におきまして同額の企業債を更正減額するものでございます。

第5条は、継続費年割額の変更でございます。昭和50年度8億5,700万円を1億5,800万円に変更、以下51、52年次に順次繰り下げ、51年度は11億8,000万円を12億円に、52年度1億9,000万円を8億6,900万円にそれぞれ改めたく存ずるものでございます。

第6条は、前条または前々条の増改築事業費の補正に伴いまして、当該年度起債限度額8億5,700万円を1億5,800万円に改め、第7条は、議会の議決を要する流用項目中給与費について、また第8条は、たな卸資産購入限度額について、それぞれ予算補正に伴いましてその額を改めるものでございます。

以上のほか、118頁以下に財務諸表、予算説明書等を添付いたしておりますので、御参照の上よろしく御審議を賜りまして、原案を可決決定くださいますようお願い申し上げ、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第12より第15まで「財産取得について」、市立郷荘中学校用地、市立（仮称）第二和泉中学校用地、市立鶴山台北小学校用地、和泉市総合会館建設用地、以上四件については、いずれも同種の議案でありますので、これを一括議題といたします。

す。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 83 号

財産取得について

市立郷荘中学校用地として次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

昭和 51 年 3 月 18 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 土地の所在地、種別及び数量 大阪府和泉市寺門町 2 番地の 1
宅地 25,623.88 m^2
2. 買収予定価額 645,488,653 円
3. 買収の相手方 大阪市東区今橋二丁目 2 番地
大阪府住宅供給公社
理事長職務代理者理事 竹 村 享

議案第 84 号

財産取得について

市立(仮称)第二和泉中学校用地として次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

昭和 51 年 3 月 18 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 土地の所在地、種別及び数量 大阪府和泉市富秋町 1 2 3 番地外 7 8 筆
公簿 38,395.54 m^2

宅地 1.818.15 m²

田 36.567.48 m²

畑 9.91 m²

実測 40.981.78 m²

2. 買収予定価額 2,778,415,275円

3. 買収の相手方 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄

議案第35号

財産取得について

市立鶴山台北小学校用地として次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 土地の所在地、種別及び数量 大阪府和泉市鶴山台一丁目9番

宅地 22,075.54 m²

2. 買収予定価額 43,488,814円

3. 買収の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号

日本住宅公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事支社長 扇谷弘一

議案第36号

財産取得について

和泉市総合会館建設用地として次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 土地の所在地、種別及び数量 大阪府和泉市府中町810番地外
宅地 14,277.09 m^2
2. 買収予定価額 326,559,800円
3. 買収の相手方 大阪市東区今橋二丁目22番地
大阪府住宅供給公社
理事長職務代理者理事 竹村 享

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 教委管理部長（広岡史郎君） ただいま御上程をいただきました議案第33号から第36号の諸議案につきまして、提案の理由並びにその内容について私より一括御説明申し上げます。議案第33号から35号の3議案につきましては、いずれも学校用地の取得でございます。財産の取得は議会の御議決を必要とするものであり、御提案申し上げたわけでございます。

まず議案第33号は、和泉市立郷荘中学校用地を開発事業対策委員の皆様方の御助力によりまして今回、25,623,83 m^2 、平方メートル当たり単価25,889円、総額6億4,543万8,653円で大阪府住宅供給公社から買収するものでございます。和泉中学校のマンモス解消のため、昭和48年4月1日、新設校として発足いたしました郷荘中学校用地は、以前に宅地供給公社がその用地を買収しておりましたところ、周辺地の宅地開発事業の進展に合わせまして市が買収することになりましたところを、このたび、児童生徒急増市町村用地買収国庫補助金の額が決定いたしましたので、買収の運びとなったのでございます。

なお、開校の昭和48年から本年度末までの学校用地使用は、無償で市がお借りしていたということでございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、議案第34号でございますが、和泉市立（仮称）第二和泉中学校用地、実測で40,981.78 m^2 を総額27億7,841万5,275円で和泉市土地開発公社より買収するものでございます。当該用地は、児童生徒急増市町村用地買収国庫補助金1億8,200万円の申請をもって行っております。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、議案第35号でございますが、和泉市立鶴山台北小学校用地22,075.54 m^2 、平方

メートル当たり単価1,970円、総額4,348万8,814円で日本住宅公団より買収するものでございます。当該用地は、児童生徒急増市町村用地買収国庫補助金の900万円についてすでに申請をいたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第36号でございますが、市議会開発委員皆様方の御助力を得まして、用地買収をお願いいたすわけでございまして、これは市議会皆様方の御理解を得まして、本年度未開館を予定しております和泉市立市民体育館用地等の取得でございます。財産の取得は議会の議決を必要とするものでありまして、御提案申し上げたものでございます。

土地の所在地は、府中町810番地外で、宅地面積14,277.09㎡、平方メートル当たり単価は22,873円、総額3億2,655万9,800円でございます。これも大阪府住宅供給公社より買収するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上、提案させていただきました四議案につきましてよろしく御審議賜り、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 勉強不足でちょっとわかりにくいのでお聞きいたしますが、いま提案された買収費ですが、補正に出ている費用との関連性をひとつ教えてほしい。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 財政課長（麻生和義君） 財政課から一括してお答え申し上げます。

郷荘中学校につきましては、先ほど御審議いただきました中に含めてございます。

それから、第二中学校につきましても、先ほどの予算の中に含んでおります。

それから、議案第35号の鶴山台北小学校ですが、これも先ほどの予算の債務負担行為の中に含めてございます。

問題は、議案36号の3億2,655万9,800円の取得でございますが、これも市民体育館の部分の8,111.1㎡、用地費1億8,559万1,000円の予算につきましては、今回の補正で御審議を賜りました。残り6,166㎡分、すなわち用地費1億4,096万9,000円につきましては、起債の認可の見通しが公共用地先行取得事業債として認可される見通しとなりましたので、特別会計で設置させていただいております。当初予算の1億5,500万円の範囲の中から執行させていただく、そのように考えておる次第でございます。

- 17番（山田清二君） なかなか見にくいので、こつちと金額がほとんど合っていない。大体、近いところもあり、まるっきりかけ離れているものもありますので、これからは、できたらそれも一語に出てくる時にはどちらかで一遍説明してもらわんとどうもわかりにくい。勉強してすぐわかるようになると思いますが、ひとつよろしく。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 18番（直村静二君） 34号の第二中学校の用地のほかは皆住宅公給公社公団ということで安い。損もしてない。もうかってるということですが、この新中は開発公社からの買い入れが、開発公社が向年持っておったか、その間の金利はどうなってるか。起債で27億という膨大な措置をしているが、ひとつお答え願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 用地担当参事（橋本昭夫君） 数字的なことでございますので、お答えいたします。

取得原価につきましては、土地建物の移転補償等がございますので、まず、土地について申し上げますと、取得原価が22億5,200万円でございます。49年度取得事業として公社がさらかじめ先行取得いたしましたので、農協資金等の借入金利等の関係から土地に対する利息相当額が3億7,680万円かかってございます。率にして16.7%でございます。建物についても、移転補償の原価が7,100万円で、その利子が1,100万円上積みされてございます。したがって、トータルといたしましては、公簿単価で取得原価が平方メートル当たり58,657円、坪当たり19万3,600円。実測に直しますと、坪当たり18万1,400円で取得したものを今回、21万6,600円で市で買い上げていただく、その間の差は、金利相当分でございます。

○ 財政課長（麻生和義君） 財源について御説明申し上げます。

先ほど教育委員会より説明がございましたように、人口急増市町村の指定を受けておりますので、その方の補助並びに起債として、本件は水田債、いわゆる地方債のワグで水田債というのがございまして、その水田債の縁故資金並びに一部、現在のところ未確定の要素がございしますが、政府資金も許可される見通しということで、起債としては、26億9,600万円程度のもので許可される見通しでございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、起債が26億でしょう。補助は1億、これはちょっと問題です。

○ 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

すでに御承知のように、人口急増市町村の学校用地に対する補助金は、3年間分割して交付されるということでございますので、3倍の補助金が将来、交付される見通しでございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、1億だから3億ですか。

○ 財政課長（麻生和義君） 約2億ですから、6億程度になると思います。

○ 18番（直村静二君） 6億やったら、結局利子を払ってますからね。ちよると特異性があるのは、ほかはかなり安い。府から買うてますから、平方メートルで25,000円と。ところ

が、これはかなり高い。しかも、補助が少ない。水田債の金利、これで3億とんでるが、その
(中略)
点買ってしまったことになってる、しょうがない。ちょっと聞いただけです。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号、第34号、第35号及び第36号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 日程第16より第19までは工事請負契約締結でございますので、一括上程いたします。市立緑ヶ丘小学校増築工事、市立信太中学校運動場整備工事、市立芦部保育園新築工事、(仮称)和泉第三団地建設工事、以上、四議案については、いずれも同種の議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第37号

工事請負契約締結について

市立緑ヶ丘小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり市議会の議決を求める。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 市立緑ヶ丘小学校増築工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 86,500,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 大高建設(株)
和泉市北田中町219
代表取締役 奥野喜八郎 |

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議 決 の 日)

至 昭 和 5 1 年 8 月 1 4 日

7. 契 約 保 証 金 4, 3 2 5, 0 0 0 円

8. 保 証 人 綿 尾 上 建 設

泉 大 津 市 東 雲 町 1 5 - 6 1

代 表 取 締 役 尾 上 秀 雄

議 案 第 3 7 号 参 考 資 料

市 立 緑 ヶ 丘 小 学 校 増 築 工 事 概 要

1. 工 事 場 所 和 泉 市 緑 ヶ 丘 2 1 - 1

2. 敷 地 面 積 2 1, 8 3 1 m^2

3. 工 事 種 別 増 築

4. 構 造 及 び 規 模 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 3 階 建

建 設 床 面 積 2 4 9 m^2

建 設 延 床 面 積 7 4 9 m^2

普 通 教 室 6 室、 家 庭 科 教 室 1 室

家 庭 科 準 備 室 1 室、 図 書 室 1 室、 廊 下

議 案 第 3 8 号

工 事 請 負 契 約 締 結 に つ い て

市 立 信 太 中 学 校 運 動 場 整 備 工 事 請 負 契 約 を 締 結 す る に つ き、 和 泉 市 議 会 の 議 決 に 付 す べ き 契 約 及 び 財 産 の 取 得 又 は 処 分 に 関 す る 条 例 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き、 次 の と お り 市 議 会 の 議 決 を 求 め る。

昭 和 5 1 年 8 月 1 8 日 提 出

和 泉 市 長 池 田 忠 雄

1. 契 約 の 目 的 市 立 信 太 中 学 校 運 動 場 整 備 工 事

2. 契 約 者 和 泉 市 長 池 田 忠 雄

3. 入 札 の 方 法 指 名 競 争 入 札

4. 契 約 金 額 3 6, 0 0 0, 0 0 0 円

5. 契 約 の 相 手 方 和 泉 市 仏 並 町 3 2 0 綿 大 勇 組
代 表 取 締 役 藤 林 勇

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議決の日)
至 昭 和 5 1 年 6 月 3 0 日
7. 契約保証金 1,800,000円
8. 保証人 和泉市尾井町30
佛 出 原 工 務 店
代表取締役 出 原 正 弘

議案第38号参考資料

市立信太中学校運動場整備工事概要

1. 工事場所 和泉市鶴山台地内
2. 工事種別 学校用地整備工事
3. 構 造 コンクリート動力式擁壁 57.5m設置
煉石積擁壁 863㎡設置
盛土 4,136㎡
金網棚 227.5m設置
排水入孔用トンネル
運動場整備等

議案第39号

工事請負契約締結について

市立芦部保育園新築工事(1)請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり市議会の議決を求める。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 契約の目的 市立芦部保育園新築工事(1)
2. 契約者 和泉市長 池 田 忠 雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 95,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市府中町3丁目3-19 福 本 工 務 店
代表取締役 福 本 恭 一

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議決の日)
至 昭 和 5 1 年 8 月 1 5 日
7. 契約保証金 4,750,000円
8. 保 証 人 和泉市箕形町437-4
小 野 林 建 設 ㈱
代表取締役 小野林 徳 一

議案第39号参考資料

市立芦部保育園新築工事(1)概要

1. 工 事 場 所 和泉市芦部町地内
2. 敷 地 面 積 3,673.55㎡
3. 工 事 種 別 新 築
4. 構 造 及 び 概 要 鉄筋コンクリート造 平家建
床面積 515㎡
保育室4室、遊戯室、給食調理室
倉庫、便所他
給排水設備、電気設備工事
都市ガス設備、プール他
用地整備工事

議案第43号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第三団地建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり市議会の議決を求める。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 契約の目的 (仮称)和泉第三団地建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 320,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市北区富田町35番地 鎌田ビル
 (株)地崎工業大阪支店
 常務取締役 山本芝鶴
6. 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
 至 昭和51年11月30日
7. 契約保証金 16,000,000円
8. 保証人 大阪市東区北浜5丁目22
 住友建設株式会社大阪支店
 常務取締役支店長 小山 武

議案第43号参考資料

(仮称) 和泉第三団地建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市幸町29番地
- 2 敷地面積 4,200 m^2
- 3 工事種別 新築
- 4 構造
- | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|----|-----|----|----|--------------------|
| A棟 | RC造 | 地上3階建 | 住宅 | 12戸 | 店舗 | 6戸 | |
| | | | | | | | 延床面積 1,068 m^2 |
| B棟 | RC造 | 地上4階建 | 住宅 | 12戸 | 店舗 | 4戸 | |
| | | | | | | | 延床面積 974 m^2 |
| B棟 | RC造 | 平家建 | 店舗 | 6戸 | | | 延床面積 240 m^2 |
| CD棟 | RC造 | 平家建 | 店舗 | 7戸 | | | 延床面積 262 m^2 |
| EF棟 | RC造 | 平家建 | 店舗 | 4戸 | | | 延床面積 133 m^2 |
| | | | | | | | 合計延床面積 2,695 m^2 |
- 屋外附帯施設 ポンプ室 汚水処理槽(380人)
- プレイロット 51 m^2

○ 議長（貝淵博治君）

提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは、お許しを得まして議案第 37、38、39、43 号を一括して提案理由、内容の御説明を申し上げます。

37号につきましては、市立緑ヶ丘小学校増築工事で、契約金額 8,650 万円。契約の相手方は、和泉市北田中町 219、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と、工期は、御議決の日より昭和 51 年 8 月 14 日までをもって契約をしようとするものでございます。

工事内容は、鉄筋コンクリート造三階建、建築延床面積 749 m^2 でございます。

なお、詳細は、参考資料に記載のとおりでございます。

続きまして、議案第 38号について御説明申し上げます。

本件は、市立信太中学校運動場整備工事で、契約金額 3,600 万円。契約の相手方は、和泉市仏並町 320、株式会社大勇組代表取締役藤林勇と、工期は、御議決の日より昭和 51 年 6 月 30 日までをもって請負契約を締結しようとするものでございます。

工事内容は、擁壁等の周辺整備工事であり、詳細は、参考資料記載のとおりでございます。

次に、議案第 39号の御説明を申し上げます。

本件は、市立芦部保育園新築工事で、契約金額 9,500 万円。契約の相手方は、和泉市府中町 3 丁目 3-19、福本工務店代表取締役福本恭一と、工期は、御議決の日より昭和 51 年 8 月 15 日までをもって請負契約を締結しようとするものでございます。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造平家建、建築床面積 515 m^2 でございます。

詳細は、参考資料記載のとおりでございます。

最後に、議案第48号の御説明を申し上げます。

本件は、(仮称)和泉市第三団地の建設工事で、契約金額3億2,000万円。契約の相手方は、大阪市北区富田町35番地鎌田ビル、株式会社地崎工業大阪支店常務取締役支店長山本芝鶴と、工期は、御議決の日より昭和51年11月30日をもって請負契約を締結しようとするものでございます。

工事内容は敷地面積4,200㎡に鉄筋コンクリート造り三階建、四階建、平家建各棟合計戸数といしまして住宅24戸、店舗27戸を建築するものでございます。

詳細は、参考資料記載のとおりでございます。

以上の四議案につきましてよろしく御審議をお願い申し上げ、御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) 和泉第三団地、これが番地は書いてありますが、第一が何ぼ、第二が何ぼ、第三が何ぼ、中には幸団地という名前も出ておりますが、ちょっと統一してきちんとしてわかるようにしてほしいと思う。27店舗ですが、いま、すでにやってる分がまりますな。あれとこれは同じ系統のもんですか。別に27建てるんか。議長ね、僕は前から言うとするが、資料的に明快にしてほしい。一連のもんだと思いますが、参考に入れてもらわんと、そのたんびに聞かないかん。

これも改良住宅で、仕上がった段階では住居と店舗の両方ですね。したがって、ここへ入る人は、自分の家が確実に除却が完了して入るわけですか。そうやなくて何か歯止めがあるんですか。

- 議長(貝淵博治君) 答弁。
- 建設部次長(逢野一郎君) ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

まず、第一点の第一団地につきましては、47年に御議決をいただきました312戸でございます。

第二団地でございますが、先立っての議会で御議決をいただきました幸団地が、当初の仮称の第二団地でございます。戸数は24戸でございます。

ただいま御提案申し上げます第三団地につきましては、幸団地の向こう側に今度、建設しようとする団地でございます。店舗27戸につきましては、いずれも独立店舗を予定しております。入居につきましては、やはり買収、除却を前提として、除却の対象者を入居させようと考えております。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) 親が青葉台や緑ヶ丘へ行って息子さんがここへ入るといふことも…
- 建設部次長(逢野一郎君) われわれは一応、入居基準を設定しておりますので、その対象になる人でしたら世帯分離も行っております。
- 議長(貝淵博治君) 質疑を終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者を)

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号、第38号、第39号及び第43号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第20「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第40号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中横尾中学校の項の次に「 同 (仮称)第二和泉中学校 同 富秋町123番地」を加え、「 同 山手中学校 同 王子町290番地」を削る。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

富秋町123番地に建設中の中学校が完成するに伴い、本年4月1日から開校するとともに山手中学校をこれに統合し、本年3月31日をもって廃校とする。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第40号参考資料

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
第2条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。 和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町1丁目2番1号 (中 略) 同 槻尾中学校 同 仏並町198番地 同 (仮称) 同 富秋町123番地 第二和泉中 学 校 同 鶴山台1丁目 同 信太中学校 1番1号	第2条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。 和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町1丁目2番1号 (中 略) 同 槻尾中学校 同 仏並町198番地 同 山手中学校 同 王子町290番地 同 信太中学校 同 鶴山台1丁目 1番1号

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長(池田忠雄君) お許しをいただきまして、御提案申し上げたいと存じます。

ただいま御上程をいただきました議案第40号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」。提案理由並びにその内容について私から御説明申し上げます。

和泉中学校及び信太中学校のマンモス化と、山手中学校の極度の小規模化の相矛盾を解消し合わせて特に阪和線沿線地域において望まれる人口急増に対処するため、今回、富秋町に(仮称)第二中学校を新設いたしました。これに基づきまして学校の名称及び位置を定めるに当たり、このたび、和泉市立小学校及び中学校設置条例の第2条中、槻尾中学校の項の次に「同(仮称)第二和泉中学校、同富秋町123番地」を加え、「同山手中学校、同王子町290番地」を削ることをお願いするものでございます。

なお、この条例は、昭和51年4月1日から施行いたしたくお願いするものでございます。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番(直村静二君) 正直言って賛成したいんですが、まだこれについてはいろいろ問題もあり、もっと再考せよ、と。実際議決とかんといかんし……。これについては、そ

う簡単に質疑なしというやなく、意見を申し上げておきます。

これについては、適正就学の答申も出た。多数決で二回採決した経過がございますが、これについては、市民本位の同和行政、同和教育という点からまともと問題が残ってきております。尾を引いておりますので、基本的には一般質問でも指摘しましたので、市長も十分認識してやってもらいたいという意見だけ述べておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 17番（山田清二君） 名称ですが、せっきやく条例改正するのに、仮称という名称のままで改正というのはどうかと思うんです。かといって、名前が付いてない。実際、4月1日から開校するのに、条例に名前がないというもおかしな話です。この点、名前が決まったら、また議会を開かなければ名前を使えないという形になるのと違いますか、このままだいけば……。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） 御指摘の名称につきましては、一日も早く決定いたしたい。かよう考えます。より多くの該当校区の方々の御意見等をお聞きして決めたい。前のときは公募いたしました……。御指摘のように決まった時点で、正式の名前に条例提案して名称変更をお願い申し上げる所存でございます。

○ 17番（山田清二君） そうしますと、今度はそのために臨時会を開くわけにもいかんと思えます。他の何があれば別ですが、それまではずっと（仮称）第二中学校という名前で通学せないかん。「お前、どこの学校へ行ってる。」「私とこは（仮称）第二中学校ですわ」と言わなければならないということなんです。仮称なんてのはね。

○ 議長（貝淵博治君） 山田さん、仮称を取るぐらいかどうかと尋ねたらどうですか。

○ 17番（山田清二君） もう一回議会を開かんでもいける形をとれないかどうか。

○ 教育長（葛城宗一君） なるべく今会期中に決定的な名称を付けたい。かよう考えるんでございませう。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第40号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第21「和泉市職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第41号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「5,000円」を「6,000円」に、「1,500円」を「2,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に改める。

第14条の3中「8,000円」を「9,000円」に改める。

別表第1条及び第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

号給	1 等級		2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	甲	乙				
号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	—	—	—	87,700	77,300	—
2	150,500	127,300	106,600	92,100	80,500	64,200
3	156,500	132,700	111,400	96,600	83,900	66,000
4	162,500	138,200	116,200	101,000	87,700	67,800
5	169,600	144,300	121,700	106,600	92,100	69,700
6	176,600	150,500	127,300	111,400	96,600	72,100
7	183,800	156,500	132,700	116,200	101,600	74,600
8	191,400	162,500	138,200	121,700	106,600	77,300
9	199,000	169,600	144,300	127,300	111,400	80,500
10	206,600	176,600	150,500	132,700	116,200	83,900
11	215,300	183,800	156,500	138,200	121,100	87,700
12	224,500	191,400	162,500	143,700	126,100	92,100
13	233,700	199,000	168,600	149,200	131,100	96,600
14	243,000	206,600	174,700	155,000	136,100	101,100
15	252,800	214,200	180,900	160,800	141,100	105,600

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

号給	特1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	307,600	223,000	170,000	—	—	—	—	—	—	—
2	316,400	230,600	177,500	148,000	107,800	—	—	—	—	—
3	325,200	238,200	185,000	155,200	113,800	—	—	—	—	—
4	334,000	245,800	192,600	162,600	119,800	—	—	—	—	—
5	343,000	253,400	200,200	170,000	126,800	—	—	—	—	—
6	352,000	260,900	207,800	177,400	133,800	—	—	—	—	—
7	361,200	268,400	215,400	184,800	140,900	—	—	—	—	—
8	371,000	275,600	223,000	192,300	148,000	—	—	—	—	—
9	380,800	282,800	230,600	199,800	155,100	—	—	—	—	—
10	390,800	290,000	238,200	207,300	162,200	—	—	—	—	—
11	400,800	297,200	245,800	214,800	169,300	—	—	—	—	—
12	410,800	304,400	252,700	221,200	175,000	—	—	—	—	—
13	420,800	311,400	259,600	227,600	180,700	—	—	—	—	—
14	430,800	318,400	266,500	233,600	186,400	—	—	—	—	—
15	440,800	324,200	273,400	239,600	192,100	—	—	—	—	—

号給	1 等級		2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	甲	乙				
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
16	232,600	221,800	187,200	166,800	146,200	110,100
17	272,400	229,400	193,500	172,800	151,300	114,500
18	282,200	236,800	199,800	178,800	156,400	118,900
19	292,000	244,000	206,100	184,800	161,400	122,800
20	301,800	251,200	212,400	190,700	166,400	126,600
21	311,000	258,200	218,700	196,600	170,900	130,500
22	319,600	263,700	224,900	202,300	175,100	134,400
23		269,200	230,900	208,000	179,300	138,300
24		273,100	235,900	212,500	182,300	141,700
25			240,800	217,000	185,200	145,000
26			244,200	220,200	188,100	148,200
27			247,600	223,400	190,300	151,400
28					192,500	154,100
29						156,800
30						158,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

号給	特1等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
16	449,800	330,000	280,200	245,600	197,800					
17	458,800	335,800	286,700	251,600	203,500					
18	467,800	340,900	293,200	257,600	209,200					
19	475,800	345,200	299,700	263,600	214,700					
20			305,300	268,600	218,500					
21			310,900	278,600	222,300					
22			314,800	278,300	225,100					
23			318,700	281,600	227,900					
24				284,900						

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

1 医療職給料表(二)

号給	特1等級		1等級		2等級		3等級		4等級	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1	175,400		182,700		98,100		79,800		-	
2	182,900		188,400		102,700		82,700		86,100	
3	190,600		144,100		107,400		86,100		68,000	
4	198,800		150,500		112,100		89,500		70,100	
5	206,000		156,500		116,800		93,600		72,900	
6	213,700		162,500		121,600		97,700		75,700	
7	221,700		168,600		126,500		102,000		78,800	
8	229,100		174,700		131,400		106,300		82,000	
9	236,800		180,900		136,400		110,600		85,400	
10	244,000		187,200		141,500		114,900		88,800	
11	251,200		193,500		146,600		119,200		93,200	
12	258,200		199,800		151,700		123,100		97,700	
13	263,700		206,100		156,800		127,100		102,000	
14	269,200		212,400		161,800		131,100		106,300	
15	274,700		218,700		166,800		135,000		110,600	

ウ 医療職給料表(三)

号給	特1等級		1等級		2等級		3等級		4等級	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1	150,600		-		100,000		76,500		70,500	
2	156,200		116,600		104,000		79,800		73,500	
3	161,800		121,200		108,200		83,000		76,500	
4	167,400		126,900		112,400		86,300		79,700	
5	173,100		132,700		116,600		89,700		82,800	
6	178,000		138,500		120,800		93,000		86,100	
7	183,800		144,500		125,000		96,500		89,500	
8	191,400		150,500		129,300		99,800		92,900	
9	199,000		156,500		133,600		103,300		96,200	
10	206,600		162,500		137,900		106,700		99,400	
11	214,200		168,600		142,000		110,200		102,600	
12	221,800		174,700		146,000		113,600		105,700	
13	229,400		180,900		150,200		117,000		110,200	
14	236,800		187,200		154,400		120,300		113,600	
15	244,000		193,500		158,500		123,500		117,000	

16	278,600	224,900	171,500	138,800	114,900
17	282,500	230,900	176,000	142,300	119,200
18		235,900	180,500	145,700	123,100
19		240,800	183,700	148,900	127,100
20		244,200	186,800	152,100	131,100
21			189,900	154,700	135,000
22			192,100	156,700	138,800
23					142,300
24					145,700
25					148,900
26					152,100
27					154,700
28					156,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

16	251,200	199,800	162,500	126,800	120,300
17	258,200	206,100	166,600	130,100	123,500
18	263,700	212,400	170,700	133,300	126,800
19	269,200	218,700	174,600	136,500	130,100
20	273,100	224,900	177,900	139,900	133,300
21		230,900	181,200	142,700	136,600
22		235,900	184,300	145,600	139,900
23		240,800	186,400	148,300	142,700
24		244,200	188,500	151,000	145,600
25				153,300	148,300
26				155,600	151,000
27					153,300
28					155,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和51年1月1日から適用する。

(号給の切替え等)

- 3 昭和51年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において和泉市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）の号数から1を減じた号数の号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の和泉市職員の給与に関する条例第6条第1項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用又は異動の日における号給及びこれを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(給与の内払)

- 6 職員が旧条例の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(委 任)

- 7 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

昭和50年11月に行われた一般職の国家公務員の給与改定及びその他の諸情勢にかんがみ、本市財政事情を考慮しつつ一般職の職員の給料並びに扶養手当及び住居手当を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>6,000円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ<u>2,000円</u>(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>4,000円</u>)、その他の扶養親族については1人につき400円とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、<u>5,000円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ<u>1,500円</u>(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>3,500円</u>)、その他の扶養親族については1人につき400円とする。</p>
<p>(住居手当)</p> <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額<u>9,000円</u>(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、月額<u>15,000円</u>)を超えない範囲内で住居手当を支給する。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額<u>8,000円</u>(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、月額<u>15,000円</u>)を超えない範囲内で住居手当を支給する。</p>

2 略	2 略
別表第1 略	別表第1 略
別表第2 略	別表第2 略

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 助役（坂口礼之助君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第41号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

人事院は昨年8月13日、国家公務員法第28条及び一般職の職員の給与に関する法律第2条の規定に基づきまして、国会及び内閣に対して国家公務員の給与改定について勧告をいたしました。これは国家公務員の給与水準を民間給与水準に追いつかせる趣旨のもとに勧告が行われたものでございまして、総律で10.85%の引き上げとなっております。国会及び内閣もこれを受けて昨年11月、関係法令の改正を行いまして、昭和50年4月1日から実施されたものでございます。

各地方自治体においてもこれに準じまして給与条例を改正し、順次実施をいたしてまいっております。本市におきましても国家公務員の給与改定及びその他の条例並びに本市の財政事情等を特に考慮しつつ、職員団体等とも話し合いを続けてまいりましたが、このほど協議が整いましたので、総律で6.12%の給与改定を行おうとするものでございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。和泉市職員の給与に関する条例第13条の扶養手当でございまして、職員の配偶者の場合、月額5千円とございますものを1,000円引き上げ6,000円、その他の扶養家族2人までについては、それぞれ1,500円とございますものを500円引き上げて2,000円に、また、配偶者のない場合の扶養親族のうち1人の月額3,500円とございますものを500円引き上げ4,000円に、それぞれ改めようとするものでございます。

第14条の3は住居手当でございまして、最高限度額8,000円とございますものを1,000円引き上げ9,000円に改めようとするものでございます。

別表第1は、一般職員の給料表でございまして、同第2表は、市立病院、診療所等に勤務する医療職員に適用する給与表でございまして、ア、イ、ウの3表に分かれておりまして、それぞれ備考欄に記載しております職種に適用するものでございます。

附則でございまして、この条例は、公布の日から施行することといたしてございます。

附則第2号は、適用日でございますが、昭和51年1月1日から適用することといたしております。

第3号は、給料表の切り替えでございますが、現に向けておる号給より1号給引き下げた号給に切り替えることといたしてございます。

第4号、第5号は、昇給の期間及び昭和51年1月以降の昇格及び昇給者の取り扱いを定めたものでございます。

第6号は、給与の内払でございますが、すでに支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなしてございます。

第7号は、委任でございますが、この条例の施行に関して必要な事項は市長が定めるものといたしております。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいます。原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） この件につきましては、いま助役さんが説明の中で、職員団体とも協議が整い提案したということですが、まことにそれに違いありませんか、それが第1点。いかがですか。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 総務部次長（門林六男君） お答えいたします。
それにつきましては、職員団体と合意の上でございます。
- 18番（直村静二君） 第2点は、先ほどの補正予算で聞きましたが、職員の人件費をいかに削ったか、これについて3億になるという御答弁がありました。現在、この案件で1号ダウンという給料表を適用するならば、この3億のうち何ぼ……。
- 助役（坂口礼之助君） この改定を予定しております給料表に基づいて実施させていただいて3億の減ということになっております。
- 18番（直村静二君） 人勧実施の分は、手当の分は、給料の号給ダウンで何ぼと、3つぐらいいに分けて3億円と解釈しておったんです。
- 助役（坂口礼之助君） 概算でございますが、人事院勧告どおり実施した場合、約3億4千万円原資が必要となるわけです。その中で今回、上程させていただきましたこの改定によりまして、大体4千万円余の原資で済むこととなります。差し引きいたしまして、約3億円の節減御協力をお願いしたということでございます。
- 18番（直村静二君） 職員団体との合意の上で出したという点では、私どもは余りその点

はとやかに言いません。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第41号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第22「土地（部落共有地）処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第42号

土地（部落共有地）処分について

次の土地（部落共有地）の処分について、議会の同意を求める。

昭和51年3月18日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 処分する物件

和泉市伯太町2丁目61-1番	ため池	495㎡
同 所 61-2番	堤	99㎡

議案第42号参考資料

〔1〕 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上、申請致します。

昭和51年3月1日

和泉市伯太町5丁目3-1-14

申請人 伯太町連合町会長

藤 井 松 太 郎 ㊟

和泉市長 池田 忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市伯太町二丁目61-1番	ため池	495㎡
同 所 61-2番	堤	99㎡

(Ⅱ) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和51年3月1日

和泉市伯太町五丁目31-14	伯太連合町会長	藤 井 松太郎 ㊟
和泉市伯太町四丁目12-9	伯太地区町会長	岸 本 義 明 ㊟
和泉市伯太町六丁目7-11	伯太地区町会長	沢 田 正 一 ㊟
和泉市伯太町五丁目16-4	伯太地区町会長	山 村 岩 雄 ㊟
和泉市伯太町二丁目25-15	伯太地区町会長	福 井 喜与一 ㊟
和泉市伯太町五丁目4-15	伯太地区町会長	竹 田 喜太郎 ㊟
和泉市伯太町五丁目11-11	伯太地区町会長	穴 瀬 利 一 ㊟
和泉市伯太町二丁目30-15	伯太地区町会長	立 石 仁 二 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市伯太町二丁目61-1番	ため池	495㎡
同 所 61-2番	堤	99㎡

(Ⅱ) 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和51年3月1日

和泉市伯太町五丁目 9-14

伯太第一実行組合長

藤野正雄 ㊟

和泉市伯太町五丁目 25-20

伯太第二実行組合長

若林久一 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市伯太町二丁目 61-1 番	ため池	495 m ²
同 所 61-2 番	堤	99 m ²

〔Ⅳ〕 確約書

下記部落有財産の処分に付き、水利補償等の問題については解決しております。尚、今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和51年3月1日

和泉市伯太町五丁目 31-14

伯太町連合町会長

藤井松太郎 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市伯太町二丁目 61-1 番	ため池	495 m ²
同 所 61-2 番	堤	99 m ²

〔Ⅴ〕 水利権放棄書

別記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和51年3月1日

水利権代表

和泉市伯太町五丁目16-1	青木	八十六	㊟
和泉市伯太町五丁目25-24	山村	満太郎	㊟
和泉市伯太町六丁目5-29	青木	辰市	㊟
和泉市伯太町五丁目1-19	沢村	悟	㊟
和泉市伯太町五丁目12-13	青木	民三	㊟
和泉市伯太町三丁目1-54	浜田	竹治郎	㊟
和泉市伯太町六丁目5-25	沢田	宗次	㊟
和泉市伯太町五丁目22-22	沢村	勝己	㊟

記

処分財産の表示

和泉市伯太町2丁目61-1番	ため池	495m ²
同所 61-2番	堤	99m ²

[VI] 共有地ため池売却処分代金使途明細書

1. 収入の部

ため池処分代金 18,000,000円

2. 支出の部

市に対する処分支払額	6,800,000円
光明池土地改良区負担金	268,134
伯太町内会館備品購入費	4,700,000
池上町 "	2,012,400
水利関係補償費	4,719,466

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和51年3月1日

伯太町連合町会長 藤井 松太郎 ㊟
池上町々会長 橘 芳雄 ㊟

〔Ⅶ〕 伯太、池上共有地処分に関する会議（伯太町総会会議録）

と き 昭和51年1月24日午後7時30分開会

ところ 伯太会館1階会議室

出席者 27名

欠席者 4名

議 事

議 題 伯太町2丁目61-1～61-2（ため池並に堤）売却の件

藤井連合町会長挨拶、ついで藤井連長より和泉警察うら府立高校建設予定地内の伯太池上共有、伯太町2丁目61-1（ため池）150坪同堤30坪、坪当たり単価10万円合計180坪金1,800万円也で大阪府に売渡してもよろしいか皆様の御意見を賜りたい。

岸本町会長より質問あり、池上町はどう考えているか。

藤井連長答弁 池上町は伯太町に全面一任するとの事です。

ついで藤井連長より学校が建設され、いずれ皆様方の御子弟もこの学校で教育を受け、立派な社会人として成長する事と思ひます。是非この学校がスムーズに建設できます様、皆様方の御協力の程お願い致します。

全員これに同意

上記坪数及金額で売却する事に出席者全員意見一致可決

午後10時05分開会

出席者氏名

伯太町連合町会長	和泉市伯太町 5-31-14	藤 井 松 太 郎
伯太町地区町会長	" " 2-25-15	福 井 喜 与 一
"	" " 6-7-11	沢 田 正 一
"	" " 2-30-15	立 石 仁 二
"	" " 4-12-19	岸 本 義 明
"	" " 5-16-14	山 村 勘 与 門
"	" " 5-11-11	穴 瀬 利 一
"	" " 5-4-12	竹 田 喜 太 郎
伯 太 町 議 員	" " 5-31-17	松 下 利 明
"	" " 4-10-6	後 藤 増 吉
"	" " 5-7-14	松 本 貫 一
"	" " 5-20-28	片 山 浩

伯太町議員	和泉市伯太町	3-1-47	梅野佳三
"	"	2-31-46	商宮邦春
"	"	5-10-7	山村玄太郎
"	"	5-3-24	松本敬
"	"	5-28-20	梶田敏
"	"	2-13-7	若林清一
"	"	5-15-10	山村昇
"	"	6-3-6	沢村若夫
"	"	5-20-41	岸田竹治郎
"	"	1-12-17	木下文雄
"	"	1-11-10	植田巖
"	"	6-11-18	田端亙累
"	"	4-14-12	玉川明
"	"	4-13-13	中吉健
"	"	1-5-9	三軒義弘

上記は、伯太町会の総会々議録に相違ありません。

昭和51年3月1日

伯太町連合町会長 藤井松太郎 ㊟

〔1〕 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和51年3月1日

和泉市池上町614番地

申請人

池上町々会長 橋芳雄 ㊟

和泉市長 池田忠雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市伯太町2丁目61の1番地 ため池 495㎡
 同 所 61の2番地 堤 99㎡

〔Ⅱ〕 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和51年3月1日

和泉市池上町614番地 池上町々会長 橋 芳 雄 ㊟
 和泉市池上町632番地 池上町々会副会長 南 新 美 ㊟
 和泉市池上町635番地 池上町々会会計 神 山 秀 夫 ㊟
 和泉市池上町665-1番地 池上町々会役員 塚 田 政 次 ㊟
 和泉市池上町655番地の1 " 岸 部 隆 夫 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市伯太町2丁目61の1番地 ため池 495㎡
 同 所 61の2番地 堤 99㎡

〔Ⅲ〕 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和51年3月1日

和泉市池上町505番地の3

池上町実行組合長 山千代 政 一 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市伯太町2丁目61の1番地 ため池 495㎡
 同 所 61の2番地 堤 99㎡

示談の部落代表

〔Ⅳ〕 確 約 書

下記部落有財産の処分につき、水利補償等の問題については解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

昭和51年3月1日

和泉市池上町614番地

池上町々会長 橘 芳 雄 ㊦

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市伯太町2丁目61-1番地	ため池	495 m^2
同 所 61-2番地	堤	99 m^2

〔Ⅴ〕 水利権放棄書

別記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和51年3月1日

水利権代表

和泉市池上町665番地の1 岸 部 隆 夫 ㊦

記

和泉市伯太町2丁目61-1番地	ため池	495 m^2
同 所 61-2番地	堤	99 m^2

〔Ⅶ〕 池上町住民代議員会議事録

1. 日時 昭和51年2月28日
2. 場所 池上町会館

3. 案件 部落有財産ため池(くすのえ)処分について

午後7時30分 出席者22名

恒例により町会長議長となり開会する。

議 事 内 容

議 長 開会の挨拶

町会長 経過報告

和泉市伯太町61の1 ため池(くすのえ) 495㎡

同 61の2 堤 99㎡

通称(くすのえ)は大阪府立高等学校の建設予定地内にありますので昭和49年度より大阪府が和泉市管財課を通じて売却処分の申出がりましたが、坪数及び坪単価の差が大きすぎる為昭和50年2月頃より一時中断して居りましたが、其の後再度の話し合いが有り昭和51年1月市管財課より公簿180坪、坪単価10万円との話し合いが出来まして、当池上町としては持分の大半は伯太町にありますので伯太町の相談により協力する事となりました。

なほ配分率は伯太町8分2丁8毛

池上町1分7丁2毛

以上の通り(くすのえ)処分について経過報告を代議員に報告し質問を問ふ。

幸喜健三ギ (くすのえ)は何処にあるのか、場所も分らない

町会長 場所を説明する

塚田政次ギ ほかならぬ府立高校が建設される事であり池上町皆様の御子弟もいずれこの学校で教育を受け立派な社会人に成長する事と思ひます。この学校が一日も早くスムーズに建設出来ます様協力する事に同意する。

他に質問なき故全員万場一致で賛成する。

議長 ため池(くすのえ)処分について原案説明通り万場一致可決した旨確認する。

町会長 閉会の挨拶

其の後雑談 午後9時

上記の通り相違ありません。

昭和51年3月1日

和泉市池上町614番地

池上町々会長 橘 芳 雄 (印)

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 助役（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきまして議案第42号、ため池処分につきまして、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本ため池処分は、伯太町に所在いたします部落有財産でございまして、通称「くすのえ」と申しまして、今回、共有者でございます伯太町、伯太町の持ち分は8割2分8厘、池上町、池上町の持ち分1割7分2厘。この両町の町会並びに水利関係者等の処分に関する意見が整いましたので、伯太町、池上町両町会長より関係書類を添えて処分申請がございました。それに伴いまして処分の御提案を申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、議案に表示いたしてございますとおり、伯太町2丁目61-1番、ため池495㎡、同所61-2番、堤99㎡で、合計594㎡、約180坪でございます。

処分いたします理由並びに今回の池の改廃に伴います跡地の利用計画でございますが、当該地は、信太山丘陵を背にして自然環境にも恵まれ、国鉄阪和線と泉府中駅より約750m、信太山駅より950mと交通の便もよく、文教施設の設置場所としては最適という立地条件から、大阪府がため池を含む周辺一帯を買収し、府立高校を建設しようとするものでございます。地域の教育振興に寄与するのみでなく、将来の展望に立った地域開発に結びつくことで地域住民から期待されております。

処分価額は33㎡当たり10万円、総額1,800万円でございます。処分金の使途につきましては、市に対する処分金の納付金680万円、光明池土地改良区負担金26万8,134円、伯太町内会館備品購入費470万円、池上町内会館備品購入費201万2,400円、水利関係補償費471万9,466円、合計1,800万円となっております次第でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第42号を原案どおり同意することに決定いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第23「全ての障害児に等しく教育を行なう養護学校早期

建設を要望する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第1号

全ての障害児に等しく教育を行なう養護学校早期建設を要望する決議

標題の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

昭和51年8月18日

和泉市議会議員

藤原利一

田中幸一

中塚辰之助

竹下義章

金沢勝

上代卯之松

出原武司

三井正光

横田憲治郎

寺田茂

竹内修一

松尾千代一

関戸正一

坂上国治

成田秀益

全ての障害児に等しく教育を行なう養護学校早期建設を要望する決議

全ての障害児に等しく教育を

障害児教育の充実が叫ばれて久しくなります。しかし障害をもっているというだけで教育、福祉医療の谷間に放置されている子どもたちが多く存在しています。泉北地域(和泉市、高石市、

泉大津市、忠岡町）3市1町では30名以上もの不就学児がいます。よって本市議会は次のような内容のもつ養護学校を早急に建設されることを強く要望します。

1. 障害の重い子どもから入学させること。
2. 幼稚園部、高等部を設置すること。
3. 障害児の発達を保障し、生活学習を充実させるため寄宿舎の設置並びに健康管理と発達診断ができる医師を常駐させること。
4. 障害児の重度、重複化にともない、障害児に合わせた施設、設備を完備するとともに教職員定数を障害児の実態に合わせて抜本的に改善すること。
5. 通学を保障するため、障害に応じた設備をもったスクールバスを増車し、送迎等の徹底を図ること。

以上決議する。

昭和51年3月18日

大阪府和泉市議会

○ 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明をお願いします。

○ 1番（田中幸一君） 説明させていただきます。

この趣旨、目的は、ただいま局長が朗読されたとおりでございます。

なお、このほかにわが和泉市においても現在、他市の養護学校に通っている子供さんもたくさんおりますので、ひとつ全議員さん、この趣旨をよく御理解いただきまして、満場一致をもって決議賜らんことをお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本決議案を原案どおり決議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第1号を原案どおり決議することに決します。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第24『小、中、高校の「主任制度」化に反対する決議』を議題といたします。

決議文を朗読させます。

決議第2号

小、中、高校の「主任制度」化に反対する決議

標題の議案を別紙のとおり、会議規則第18条の規定により提出する。

昭和51年3月18日

和泉市議会議員

松	尾	千代一
柳	瀬	美 樹
上	代	卯之松
竹	下	義 章
金	沢	勝
三	井	正 光
坂	上	国 治
山	田	清 二
直	村	静 二

(市会事務局長朗読)

小、中、高校の「主任制度」化に反対する決議

政府と文部省は小、中、高校に「主任制度」の設置を行なおうとしているが、この「主任制度」の設置には多くの教職員は反対しています。

第1に民主的な学校運営が保障されない。

第2に五段階賃金制度の導入により差別賃金が生じる。

第3に教育現場における管理体制の強化により、教育基本法に基づく教育の自主性がそこなわれ、児童生徒にのびのびとした教育ができなくなる。

以上3点が主な理由であります。

現在小、中、高校において創意ある教育活動をすすめるために教職員自らが自主的、民主的に必要とする主任を選び学校教育運営に当り、効果をもたらせている。

従って、政府、文部省の改めた「主任制度」の導入は必要のないものである。ここに「主任制度」の施行を撤回することを強く要望するものである。

以上決議する。

昭和51年3月18日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 19番（松尾千代一君） ただいま局長より朗読されたとおり、この問題は、皆様方のよく御承知のことと存じますので、内容を省略させていただきますして、速やかに御決議を賜らんことをお願いして、私の提案理由の説明にかえさせていただきます。
- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） この主任制度は、現在もやっておるのように聞いているんですが、これが制度化されたらどういふぐまいに悪いのか、この三点の内容ではわかりかねるので、もう少しわかるように御説明願いたい。
- 19番（松尾千代一君） ここでわかるようにということですが、私たちは現在、民主的にやっておられることを、さらに上積みするような不必要なことをしなくてもいいんじゃないか。同時に、この問題について、われわれは他市、他府県の動きとにらみ合わせ、現在のところでは、ぜがひでもこれを遂行するような府県等がございませんで、全国的には一、二の県しかまだ決定していないという現時点におきましては、和泉市としては時期早尚ではなからうか。だから、そんなことをしなくてもいいんじゃないか、まだ早過ぎるんじゃないのかということが私の言わんとするところでございます。
- 25番（藤原要馬君） あのね、私の意見とすれば、これは制度化したらええんじゃないか。現在、自主的にやってるものを制度化するのが何が悪いかと思う。それに、ある団体によって左右されるような形はおかしい。その点だけ申し上げておきます。
- 議長（貝淵博治君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、決議第2号を原案どおり決議することに決めます。

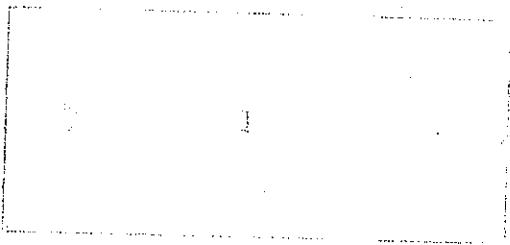
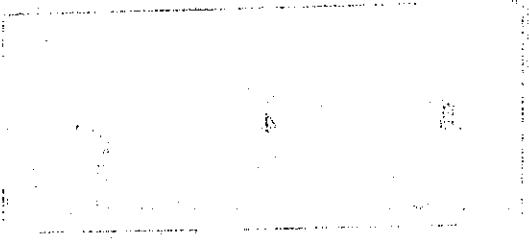
○

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日から予算特別委員会を開催いたしますので、委員の皆さん方にはお疲れのところまことに御苦勞でございますが、よろしくお願い申し上げます。長時間まことに御苦勞でございました。

（午後2時26分散会）

第 4 日



昭和51年3月30日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 (22名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
5番	竹下義章君	18番	直村静二君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	天淵博君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員 (4名)

3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	粕音三郎君	21番	柳瀬美樹君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	総務部次長兼人事課長	門林六男
助役兼総務部長事務取扱	坂口礼之助	広報公認課長補佐	佐藤登志男
収入役	橋本炳	財政課長	麻生和義
重要施策推進室担当	小林一三	同和对策部長	佐原行雄
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	同和对策部次長兼総合調整課長	生田稔
総務部理事	西川喜久	市民部長	内田繁
総務部次長兼秘書課長	杉本弘文	市民部次長兼福祉課長 事務所長兼保育課長	高橋新平

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産 業 衛 生 部 長	宇 沢 清	病 院 事 務 局 次 長	藤 原 光 夫
産 業 衛 生 部 次 長	山 本 俊 兼	兼 庶 務 課 長	和 田 増 義
建 設 部 長	中 塚 白	消 防 長	南 口 主 雄
建 設 部 理 事	林 徳 次	消 防 署 長	堀 内 由 延
建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長	森 保	教 育 委 員 長	葛 城 宗 一
建 設 部 次 長 兼 区 画 整 理 課 長	中 西 淳 富	教 育 長	葛 城 宗 一
建 設 部 次 長 兼 地 区 改 良 事 務 所 長	逢 野 一 郎	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	阪 東 重 信
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 長	乾 武 俊
水 道 部 次 長 兼 工 務 課 長	福 本 喬 久	管 理 部 次 長	広 岡 史 郎
用 地 担 当 理 事 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
用 地 担 当 参 事 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	楠 本 昭 夫	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	青 木 孝 之
病 院 長 代 行	岩 見 洋	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 威	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
		燃 業 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 忠 彦

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 丈 夫
次 長	吉 岡 昭 男
議 事 調 査 係 長	西 垣 宏 高
調 査 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和51年和泉市議会第1回定例会議事日程

(8月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第15号	青年学級の開設について	P. 5
2	議案第16号	和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例制定について	P. 8
3	議案第17号	和泉市向和対策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例制定について	P. 10
4	議案第18号	和泉市立身体障害者解放会館条例制定について	P. 16
5	議案第19号	和泉市立市民体育館条例制定について	P. 20
6	議案第20号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 27
7	議案第21号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 31
8	議案第22号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P. 34
9	議案第23号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	P. 38
10	議案第24号	和泉市土地改良事業および耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	P. 43
11	議案第25号	和泉市営弾薬条例の一部を改正する条例制定について	P. 47
12	議案第26号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 53
13	議案第27号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 57
14	議案第 9号	昭和51年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
15	議案第10号	昭和51年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
16	議案第11号	昭和51年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
17	議案第12号	昭和51年度大阪府和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	別冊
18	議案第13号	昭和51年度和泉市水道事業会計予算	別冊
19	議案第14号	昭和51年度和泉市病院事業会計予算	別冊
20	報告第 2号	和泉市土地開発公社昭和51事業年度事業計画書類の提出について	P. 1
21	報告第 3号	財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度事業計画書類の提出について	P. 3
22	議案第28号	市道路線の認定について	P. 61
23	議案第44号	和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	追加の2 P. 1

日程	種別及び番号	件名	摘要
24	議案第45号	財産取得について（不燃性廃棄物埋立処理用地）	追加その2 P. 5
25	議案第46号	“（仮称）和泉市立解放総合センター 建設用地）	“ P. 6
26	議案第47号	工事請負契約締結について（（仮称）和泉市立解放総合 センター新築工事）	“ P. 7
追加	議案第48号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条 例制定について	追加その3 P. 1
27	決議第2号	ロッキード事件真相究明に関する要望決議	別紙

(午前10時16分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには年度末何かと御多忙の中多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは17名でございます。柏議員さん、柳瀬議員さん、金沢議員さんから欠席の届け出が出ております。遅刻の届け出は、出原議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。
- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○
本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第一「青年学級の開設について」より日程第19「昭和51年度和泉市病院事業会計予算」までを一括議題といたします。

本件につきましては去る15日、その審査を予算特別委員会に付託し、慎重御審議をいたしたいやりますので、その結果を池辺委員長より報告をお願いいたします。

(予算特別委員長報告)

- 予算特別委員長(池辺秀夫君)

去る3月15日の本会議におきまして、昭和51年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、水道、病院事業会計予算並びに関連する諸議案13件について審議を予算特別委員会に付託され、慎重審議をいたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ報告いたします。

3月18日の議会終了後委員会が開かれまして、正副委員長の互選が行われ、不肖私が委員長に、竹下義章氏が副委員長に選任されまして、議会運営委員会で決定している日程に基づきまして、19日より審議に入ることを決めて、その日の委員会を終わりました。

翌19日は、委員全員出席のもとに、市長以下助役、収入役、教育長、関係部課長の出席を求めて審議に入った次第であります。

まず、市税関係について、特別土地保有税の説明と、個人均等割が減っているが、その原因と、昨年度と比較で何パーセント増を見込んでいるのか、との質問に対し、第一点、特別土地保有税

については、昭和48年に新設された税で、対象は5,000㎡以上の土地の保有と取得に対し課税されている。保有については、取得価格を課税標準として、その1.4%の税率で課税されている。取得分については、同じ5,000㎡以上で3%の税率で課税し、現在、該当者は37名である。

第2点、個人均等割が減っている原因は、普通徴収分の誤りであり、御訂正願いたい。

なお、原因については、地場産業の不況と、土地譲渡所得の伸び悩みが主な原因である。

第3点として、昨年度と比較して何%増を見込んでいるか、との質問に対し、総体的に現年度分の比較をすると5.3%の伸びを見込んでいる。滞納繰り越し分の総計で、徴収では6.5%の伸びを見込んでいる、との回答がありました。

次に、地方交付税についても、本年は何%見込んでいるか。また、歳入をふやすという目的で専門部門を考える必要があると思うが、その考え方があれば発表されたい、との質問に対し、第一点、地方交付税の見込みについては、昭和50年度現計予算と比較すると1.7%の伸びを見込んでいる。また、第2点目の専門部門のことについて、過去に議会内部において財源確保の特別委員会を設置していただいたこともあり、われわれ理事者側においても、行財政健全化、委員会なるものを持っている。したがって、財政危機に直面している現状の中で積極的に活用していくことになっているので、今後、十分資料等を整えた上で総務委員会等で御報告いたし、協議してまいりたい、旨の回答がありました。

次に、保育園借置費徴収額の上下の額について説明願いたい、との問いに対し、3歳未満については、生活保護家庭の該当者は零で、普通家庭の最低は2,400円、最高は15,000円となっている。また、3歳以上の最低は2,000円、最高が9,800円となって、国の基準の約73%に位置している。本市の場合、3歳未満の平均は6,900円で、3歳以上は6,300円となっている。

次は、使用料についてであります。幼稚園の保育料と入園料は私立幼稚園との問題があり、理解できない。この入園料を削除できないか、との質問に対し、現行財政事情動向の中で本予算どおりお願いしたい、削除できない、旨の回答がありました。

次に、国庫補助金関係でございますが、まず、隣保館運営補助金について、府補助金は幸、王子会館を別個に計上しているが、国の場合と違うように思われる。その点の説明を願いたい。

また、細街路補助や肥子池公園等の率が3分の2とか、3分の1とかになっているが、なぜこんなに率が違うのかかわからない。その説明と、教育関係の入学準備金は生活保護者に充当するのか。

また、通学費は遠距離なのか、算出方法と、超過負担の関係について、その解消に努力してい

ると言ってるが、予算上は認められない。環境整備事業に対する超過負担と施設の運営面も同様に留意してもらいたい。どのようにしようとするのか、その問いに対し、第1点として、隣保館補助金については、国の場合一館当たりで算出し、内容は、国の基本額が1507,000円で、これの2分の1の7.5万円。府の場合は、人口と職員数、事務費、事業費等により決められている。幸会館の場合は、職員1人当たり154万円の9人分で、その10分の8。事業費については、260万円の10分の8。事務費は、111万円の10分の8で、事業費以外の補助は、国庫補助を差し引いた金額となっている。王子会館は、職員数3人分で10分の8。事務費81万円の10分の8となっている、との答弁がありました。

第2点目の細街路補助金と公園関係の補助率については、街路事業は3分の2、公園の場合は複雑で、近隣公園は3分の1、旭公園は、工事費の2分の1、児童公園は、用地費、工事費とも3分の2と、それぞれの事業により異っている、旨の説明がありました。

第3点、入学準備金の補助金については、生活保護、準要保護が対象となっている、との答弁がありました。

次に、通学費の問いに対し、養護教育に基づく教育奨励費であり、例年の実績を参考に推計したものである。

次に、第5点目の超過負担についてであります。国と地方との懸案事項であり、機会あるごとに市町村会、市長会、議長会等を通じ積極的に国に働きかけており、結果として、義務教育施設関係はかなりの改善が見られたが、御指摘の昭和51年度は、正直言ってかなりの超過負担が生じている。今後とも、さらにあらゆる機会を通じて全面的に解消するよう働きかけに努力していく。また、環境改善整備事業から生ずる超過負担は、同対答申、特別措置法があり、その施設や運営面における費用等は、国、府の責任において当然負担してもらわないと、各市町村に多く負担がかかっている。この面も一般の超過はもとより、常に強く要求しているが、なお一層積極的に努力していく、との回答がありました。が、財源確保については前々から言っているが、同和事業のないところに、この問題について一生懸命に言っても積極性がない。国は、一定の枠を配分するとよいことになっている一般事業と同じように考えているように思う。したがって、配分は、同和事業の量とかを考慮した措置をしてもらえるように国、府に働きかけるべきで、関連都市、関係都市との連絡を持って進める等、事業推進のためにも財源というものの獲得に努力すべきである、との意見があり、終わりました。

次に、府支出金、補助金についてであります。まず、保育特別対策費の中で人数の違いと個所数を明らかにされたい。また、簡易保育所、いわゆる無認可保育所施設対策補助金の84人や名称と個所数を、また、市単費の補助率はふやせないか。休日急病診療所補助金とあるが、これ

はどこに建設されるのか、それぞれ説明を求められました。

第一点、定員60名以上の保育所に対して保母1名分の補助があり、一般地域は16カ所であり、同和地域の保育園については、人員だけの基礎で補助金の対象となっている。

第二点目として、無認可保育については、5カ所のうち本市で4カ所、泉大津市で1カ所あり、「こぼと」、「上代」、「たんぼぼ」、「すみれ」と、泉大津の「山本託児所」のそれぞれの児童に対し、市から2,000円、府が3,500円、計5,500円であり、府並みの要求がなされているが、財政事情から本年はやむを得なかった。今後、財政の許す限り府並みに努力していきたい、旨の回答がありました。

第三点、休日急病診療については、休日の急病を主体とした一般対策であり、設置場所は、市立総合会館周辺を予定しているが、今後、関係委員会並びに医療対策協議会等を通じ具体化してまいりたい、との回答がありました。

また、職業転換準備資金の交付方法と保育対策の補助金、就学奨励補助金等についてどのように交付されているか、詳細に説明願いたい、との質問に対し、第一点は、就職転換に対する支度金、技能取得等であり、同和対策の施策である。

第二点目の保育並びに教育の各補助金であるが、まず、保育運営費は、国、府、市、保護者によって運営している。同和地域の保育園は、長時間保育ということで府の施策である。教育特別就学奨励補助金は、同和地区の小中学校児童生徒の就学を奨励するため、府から小学生一人につき年間4,000円、中学生は5,500円、高校、大学についても、必要額の10分の8が補助金として交付され、申請の方法は、支部を通し同和教育室を窓口を受け付けしている。適用は、経済的理由と同時に、制度の趣旨を十分理解して活用することの両面で先行している。制度については、教育を守る会の団体に入ってもらい、趣旨等を徹底していただくという運用で行っている、との回答がありました。

また、府支出金が昨年の約半額になっているがなぜか、理由を説明されたい、との質問に対し、歳出の事業を前年度と比較すると138,700万円の減で、その主なものは、(仮称)総合解放センター建設事業費が前年度当初に計上されていたが、本年は、事業繰り越しとなって計上されていないのが減となった主なものである、との回答がありました。

続いて、財産売却収入が計上されているが、唐国連絡所の売り払いについては、地元の意向等解決しているか。また、国有財産、府有財産の遊休地があると思うが、これら払い下げを受けるべきであるかどうか。

一般寄付金においても、昨年より多いが、その実績はどのぐらいか、との質問があり、これに対し、唐国連絡所の売却については、現在売却先は未定であり、地元の意向等について無視する

考えはない。今後の取り扱いは十分協議した上で売却する。また、国、府の払い下げについては、過去にも遊休地を調査したことがあった。しかし当時、市の方へ直接払い下げを受ける物件がなかった。現時点では、府の企業局所有地が松尾寺地区にあるが、これを何とか市の公共的施設の利用のため、積極的に払い下げを進めていきたい。

なお、ほかにも国、府の土地を調査し、財源確保のため抜本的な策を講じていきたい、旨の回答がありました。

一般寄付金は、49年度で16097,000円で、50年度見通しは4,100万円。51年度は、箕面市のボートレース配分金収入である、旨の説明がありました。

次に、利子収入について質問がありました。貸付金利子収入1,500万円計上されているが、これは何戸が対象で、どのくらい徴収されているか、専従徴収員がどんな方法で徴収しているのか、に対し、同和更生貸付に対する基金であり、その利子の収入である。専従員については、基本給と徴収率の歩合制によって、一件残らということに加算され、毎日の徴収件数はまちまちである。われわれとしては、できるだけ回収するようにしているが、いろいろ家庭の事情等もあり、やむを得ないこともある、との回答がありました。

次に、市債及び債務負担については、両方合わせると市債はどのくらいになるか。また、債務負担の中で住友、泉州に対する損失補償額であるが、事業完成まで利子等とあるが、金額をあらわさず不明確である、その説明と、旭公園用地取得事業について、買収状況等もあわせて説明されたい、との質問に対し、債務負担合計4352286,000円で、市債は1427406,000円を合計すると、若干性質が違うが5779692,000円となり、債務負担の場合の財源は国、府の補助があるので、限度額そのものと市債の額を合計するとちよっと違った内容になるので御了承願いたい。

また、第二点の銀行の損失補償については、昭和41年ごろの訳前再開発の当時、22,000万円で丸井織維を買収、そのときの債務負担をそのまま存続しているというのが実態で、この項目で新たな債務を起こした事実はない。現在までの残1930万円は早急に返済し、次期補正までに解消し、その財源内訳等を明確にする、旨の回答がありました。

旭公園用地の買収状況については、6,100万円余が該当している。面積約1300㎡はすでに買収済みであり、直買分と先行取得分を含めると2,128㎡であり、残り分は49年度にも計上してある、との答弁があり、議入の審議が終わりました。

引き続き、歳出の審議の概要を申し上げます。

まず、議会費については別になく、終わりました。

続いて、総務費について質疑に入りました。まず、秘書官の全国基地協議会の活動内容につい

て。広報公聴費の非常勤嘱託員の仕事内容と人員。盲人テープレコーダーの購入台数と総台数について。また、市民相談費の増額理由と、市民相談室の充実について市長の考えはどうか、との質問がありました。

これに対し、全国基地協議会は、駐留軍及び自衛隊が所在する全国地方団体をもって組織し、国有提供施設等所在市町村助成金についての調査研究と、これに伴う税収の欠陥に対する対策等についての運動を推進している。

広報公聴費の非常勤嘱託員の業務は、同和行政をより効果的に推進させるため、住民の日常相談と各種制度の点検、実地指導、各委員会、協議会等の推進と、住民に対する教育宣伝活動を業務としており、4名の人に委嘱している。

盲人用テープレコーダについては17台購入予定であり、合わせて65台となる。

市民相談費の増額は、市長に手紙を出す旬間を計画している。そのためのはがきの印刷代である。また、市長より市民相談室を充実させたい。座談会、各種団体等の話し合いについても、意欲的に実施してまいりたい、旨の回答がありました。

次に、財産管理費の工事請負費は、どこを工事するのか。公有財産購入費は、現在の市民グラウンドか。企画費については、負担金の使途についての質問があり、工事費については、信太小学校の老朽校舎で、普通財産に移管された分の除却工事費であり、公有購入費は、市民グラウンドの一部未買収分で、昭和36年造成時において台帳所有者が死亡し、相続権者と名乗り出た者を市として買収契約の相手方と認めがたいので、裁判所に対し、財産管理人の選任について審判を求めておりましたところ、昨年10月、審判が下ったので買収するものである。

企画費の負担金については、事務能率の向上を図るための機関に対し、研修会等に参加するための団体負担金である、旨の回答がありました。

交通対策費について、審議の概要を申し上げます。まず、交通対策費の食糧費の使途。交通事故をなくす運動和泉市推進協議会の活動内容と組織構成及び市内バス委員会負担金について、その委員構成と使途、の三点についての質問に対して、食糧費は、阪南都市の交通主管課長会が隔月に開催されるが、その会議の茶菓子代であり、推進協議会については、交通安全対策の推進母体である市、警察庁交通安全協会のほか24団体で構成され、主たる活動は、交通安全に関する広報啓蒙活動である旨。また、バス委員会については、南海バスの運行につき、市民の足の利便を図るため、市側は議会等から6人、南海側から6人で構成し、当委員会の会議運営等に要する経費である、旨の回答がありました。

次に、交通信号機が設置されたために交通渋滞などの交通問題が現実になっているが、信号機の変更操作などの調整について警察当局とどのように折衝を行っているのか。なお一層、警察

に対し強力に働きかけるよう質問と要望があり、また、駅前の自転車問題についても、今後、どのように解決するのか、との質問がありました。交通信号機に係る交通対策については、その意を体して市から警察に対し、一層強力にその対処方を要請する旨。また、自転車問題についても、先般の市長答弁のとおり、現況はきわめて困難であるが、市としても関係部局と十分に研究検討し、早急に解決策を見出す、旨の回答がありました。

引き続き公害対策費について、水質検査委託料、二酸化鉛法検査委託料、窒素酸化物自動測定装置購入、インピンジャー購入、その他二協議会の負担金等について質問がありました。それぞれの回答があり、了として終わりました。

次に、諸費については、防犯活動委託料と防犯灯設置補助金並びに昨年の実績、町会活動費の減額理由について質問がありました。

防犯活動については、和泉市防犯協議会と事業委託を結び推進を図っている。

防犯灯は、設置費について補助し、維持費は、町会、自治会で負担額っている。昨年度は80灯設置した、との回答があり、町会活動費は、実質内容は昨年と同じで、昨年は13町会がふえる見込みであったのが実際にはふえなかったのが減額である旨、回答がありました。

選挙費については、投票所の増設計画と職員数について質問があり、これに対し、現在、増設を予定しているのは、有権者数から湯山台に1カ所を増設する考えであるが、他についての増設は現時点で考えていない。

職員定数については、予算編成上このようになったものであり、4月1日からは、正職員と定数外職員でその数に満たすようにしたい、旨の回答がありました。

次に、同和对策総務費の和泉支部助成金8,000万円については金額的に大きいので、主な内容と、その使途について。また、隣保館運営費の報酬について、その内容と、人員についてはどうなっているのか。隣保館運営に対する補助体系はどうなっているのか。また、同和对策事業活動補助金1,370万円はどんな内容のものか、等の質問があり、それに対して、支部助成の内容については、部落差別をなくすための諸活動及び特別措置法の完全実施に向けて、国の制度の貧弱性を高率的なものにするため、国に向けて行動を促す中央行動等に使われているものであり、隣保館の報酬については、地区住民の日常相談、各種制度の点検と指導を行い、人員は10名です。補助体系については、国の場合、人件費は一館に対し1名が対象となり、補助基本額の2分の1で事務費についても、補助基本額の2分の1になっている。府においては、国の補助を補い、世帯数割りで8割の補助となっている。

同和对策事業活動補助金については、隣保館条例第3条に基づく地域住民の自主的、組織的な解放活動を促進するためのものであり、現在、同盟の指導する約20の要求組合組織から51年

度約200項目の要求があり、これに対応した事業を行うというもので、具体的には、会議、集会、学習会等に要する経費で多岐にわたっている。旨の回答がありました。

次に、報償費の諸講座講師謝礼について、どのような内容で、先生は何名で、1人当たりの報酬はどの程度か、等の質問があり、これに対し、諸講座は、同和事業の一環として行うものであり、民謡、生花、茶道、珠算、その他等であり、幸会館で10講座、王子会館で9講座を持ち、先生は、各講座別で19名で行われている。また、1人当たりの報償金は月額13,000円で、習字等比較的長時間の講座については85,000円で、平均月額20,000円程度である、等の答弁がありました。

次に、同和事業を推進する上において、障害、偏見的なもの、主義主張によるものがあり、そのため逆差別が生じていると思われる。この問題を解決するためには相当な予算が伴うが、市民に啓蒙して理解してもらわなければならないと思うが、この点についての考え方はどうか、その質問に対し、現在まで同和行政については歴史的な経過があり、そのことも含め広報を行っているが、実際の姿としては啓蒙不足であり、今後費用も要ることと思いますが、同和行政の本質をとる之、あらゆる形で協議態勢をとって進めていく。旨の答弁がありました。また、これにあわせて施設の運営と市同促の必要性について指摘があり、総務部の審議を終わりました。

次に、民生費について申し上げます。まず、老人福祉の夏期歳末見舞金給付とあるが、和泉市全体の老人を対象となっているのか。また、その人員と金額についての質問があり、これは同和地域の60歳以上のお年寄りに対して支給するものでありまして、人員は650人、金額は、年間を通じて1人当たり28,000円となっている、との回答があり、他の地域の老人には支給されないのか、の質問があって、一般地域のお年寄りには、敬老祝金給付として、77歳以上の老人1,200人に対して5,000円を支給することになっている、旨の回答がありました。

次に、老人解放センター運営費で燃料費、光熱水費の内容及びボイラー保安管理業務委託科で委託先はどこか。また、老人解放センターの一日の利用者は何人か、の質問があり、燃料費については、ボイラー用のプロパンガス代で、光熱水費は、ボイラー操動及び送風機並びに冷暖房機の電気代と水道代である、との回答があり、ボイラー保安管理業務の委託先につきましては、現在、関西マネジ興業株式会社に委託している。

なお、老人解放センターの一日の利用者は、約100人から120人ぐらいの利用者がある、との回答があり、ボイラーマンは何人か。ボイラー、冷暖房機の機種、型式等について質問がありました。それぞれ回答があり、了いたしました。

続いて、老人常時集会所で本年度建設する地区が決まっているのか、の質問に対し、本年度、予定地域からの土地提供の申し出がないので、現時点では場所の決定をしておらない、旨の回答

がありました。

また、福祉事務総務課の中の市老人クラブ補助金との関連性または相違点について。盲人福祉会の夏期歳末見舞金と敬老祝金給付の内容についてそれぞれ質問がりましたが、担当部課長から回答がありました。

次に、総合福祉センター建設計画を立てているのか、の質問があり、社会福祉施設の需要は、時代のニーズに即応した整備を進める努力をしなければいけないと思っているが、現時点においては、総合福祉センターそのものに対する国、府の補助金交付制度がないので、これに対する財源の確保、施設の内容等調査研究しなければなりませんので、今後の研究課題として取り組んでまいりたい、旨の回答がありました。

続いて、乳幼児の医療費公費負担制度の見直しについての質問があって、この制度の実施面で二つの問題があり、一つは、医療機関の了解が取りがたい点。二つには、市単独事業であるので国、府の補助がなく、市の一般財源で実施しなければならないのと、乳幼児の数からして、相当多額の経費が必要であるため、市の財政事情からして困難性がある。しかし、これらの問題点の解消に向け検討したい、との回答がありました。

また、保育所のない校区等の建設計画があるのか。児童遊園新設の場所はどこか。

なお、無認可保育所助成金はどこに計上してあるのか、等について質問がりましたが、それぞれ回答がありました。

次に、国民年金保険料追納資金貸付金についての質問があり、これについては、国民年金制度の中で法定免除、申請免除各5年の期間を有する者で、本年度中に満り0歳に到達する者に対し貸し付けるもので、対象者として25名程度予定している、旨の回答がありました。

引き続き、生活福祉資金とはいかなる内容のものか、との質問があり、これは市の生活福祉資金貸付制度によるもので、生活困窮者の一時的な生活のつなぎ資金として貸し付けを行っており、貸付限度額が30,000円となっている、旨の回答がありました。

そのほか2、3の質問がりましたが、それぞれ回答を得、関連した諸要望もあり、民生費を終わりました。

次に、衛生費の審議の概要について申し上げます。救急告示医療機関は何か所であるか、名称を挙げよ、との質問に対し、府中病院、奥村病院、清和病院、横山病院の4カ所である、旨回答があり、次に、母子衛生費の食糧費並びに扶助費についてそれぞれ内容説明が求められ、食糧費については、大阪府母子栄養強化事業実施要領に基づき、生活保護世帯等いわゆる低所得層に属する妊産婦及び乳幼児に対し、牛乳を一日一本支給するものである、旨回答があり、また、扶助費については、同和対策として昭和45年より制度化されたものであり、その内容は、同和地区

に二年以上居住している者を対象とした妊産婦対策出産扶助費である、旨回答がありました。

次に、和泉診療所運営費補助金はなぜ必要なのか、との質問に対し、和泉診療所は開設後日も浅く、医師の確保並びに診療体系の確立のため、いましばらく市の援助が必要である、との回答に対し、今後も補助金の交付を継続するのか、との質問があり、今後は、診療体系の確立を急務とし、運営の合理化を十分指導してまいりたい、との回答がありました。

さらに、同診療所運営費貸付金についての必然性と返済状況についての質問があり、貸付金については、診療収益は、保険請求後3カ月から4カ月後に入金されるため、その間の運転資金として貸し付けしているものである。また、返済については、年度末、所定の手続により行っている、旨回答がありました。

次に、塵芥処理業者委託料及び衛生指導員委託料についての質問に対し、塵芥処理業者委託料については、平たん地処理委託料については、一世帯400円の割りで29,650世帯、山間地については、一世帯430円の割りで5,159世帯の合計金額で委託料を算出している。

また、衛生指導員委託料の質問につきましては、住民よりごみ及びし尿くみ取りの苦情並びに市内域の不法投棄防止に対し、清掃パトロール車によりパトロールし、これらの問題について、委託業者等を指導するための委託料である、との答弁がありました。

次に、し尿処理中継措置委託料について質問があり、この中継委託につきましては、山間部地域（横山、南横山、南池田の一部及び南松尾、北松尾の一部）が、終末処理場の泉大津第一処理場との距離が遠いため、し尿くみ取りの処理効率を促進するため、昭和48年4月より中継処理するため、南大阪環境開発株式会社と市の間の中継処理の委託契約を結び、現在に至っております。予算計上の金額は、これに要する費用である、との回答がありました。

また、し尿処理業者助成金、公衆便所委託料とあるが、府中駅前公衆便所の設置についてはどうなっているのか、との質問に対し、第一点の助成金については、平たん地一人当たり月70円、山間部一人当たり月90円を業者に助成金として交付する年間の経費である。

第二点の駅前公衆便所の設置については関係当局と話し合っているが、困難性があり、早急に駅前商店連合会等の勧誘を持って何とか対処していきたい。この予算に計上しているのは上町バス停、府中車庫前の委託料である、旨の回答があり、衛生費を終わりました。

次に、労働費について審議いたしました、予算減の理由と、失対就労者の人数についての質問に対し、予算減は、就労者減少によるものであり、現在の人数は41人である。また、高齢化による健康上の理由等から、この制度が発展的に解消されていく傾向にある、旨の回答がありました。

次に、農林水産業費について審議の概要を申し上げます。まず、農協事務委託料、農協合併研

研究会負担金及び農業団体育成助成金の内容について質問があり、それぞれの組織、目的等の内容について説明があり、これに対して、農業団体育成助成金について増額の要望がありました。

また、農業振興施策と老朽ため池整備事業の執行見込みについて質問があり、国、府の補助事業の採択について鋭意努力中である、旨の回答がありました。

続いて、黒鳥新池について、池の受益地はほとんどなくなり、水利権者も数名となっている現況にかんがみ、市においては、池敷の有効利用をどのように考えているのか、との質問に対し、老朽ため池防災では常に対処し、不要のため池は埋め立てるよう指導しているが、有効利用については、早急に関係機関を十分協議検討を進めたい、旨の回答がありました。

続いて、国、府における最近の農業振興施策が低下し、また、市町村における施策も後退しているのではないかと、また、ため池工事等の施行に際して問題はないかと、との質問に対し、不況の影響を受けていることは事実であり、自治体財政も困窮の過程にあるが、振興事業については、地元の意向を受けて補助事業採択に邁進する所存である。また、工事等の施行に関しては円滑に進んでいる、旨の回答があり、農林水産業部を終わりました。

次に、商工業については、まず、第一点として、同和対策との関連において、技能習得に伴う生活保障費の予算計上の基準についてと、国、府補助制度との関連はどうか。さらに、商工業専門相談員の配置人員、職務内容はどうかと、との質問があり、生活保障費の予算計上の基準では、同和対策の一環として、技能習得期間中に所得の喪失、または減額した所得につき保障するものであるが、目下のところ、要綱に基づき一定額を生活保障費として支給している。また、同制度は、国、府補助制度に基づかず、阪南統一基準により各市とも市単独で支給している。旨の答弁があり、この点に関しては、行政の主体性との関連で運用に慎重でなければならない、との指摘がありました。

次に、商工業専門相談員については、環境改善整備事業進捗に伴う店舗、工場移転に対する住民の不安を解消するため、商業、工業各一名ずつ配置し、相談業務に当たらせている。旨の説明がありました。

第二点目の観光事業負担金の内容はどうか。また、観光行政の基礎となる市の指定する観光地は何か所か。また、槇尾山以外にどんな対策を講じているか、との質問に対して、負担金交付金は、財団法人和泉市商工業振興会が実施する槇尾山さくら祭、もみじ祭行事を中心に行う事業であり、また、市指定の観光地は約8カ所あり、観光案内板の設置のほか、植樹、観光絵はがき、パンフレット等PRを中心に施策を進めている、旨答弁がありました。

第三点目として、価格安定事業促進委託料の内容はどうか、との質問に対しては、青果商の組織化と物価対策の見地から、市が組織指導した和泉市青果物商人会が実施する月一回の消費者デ

一実施のためのビラ印刷代並びに新聞折り込み等の諸経費の一部助成である、旨の回答がありました。

第4点目として、勤労青少年ホーム利用現況はどうか。また、利用しやすくするために啓蒙宣伝が十分なされているか。設置趣旨に合致した運営方法の再検討がなされているのか、との質問に対しては、これらの点については、ホームの利用現況の説明と相まって、勤労青少年ホーム運営委員会での審議意見を十分尊重して利用率の向上を図っていく、旨の答弁がありました。

第5点目には、中小企業従業員福祉対策関係として、中小企業退職金共済制度加入促進助成金、未組織労働者生活資金貸付完済奨励金と、市単独融資制度の完済奨励金との関連はどうか。また、互助会制度出資金の内容についてはどうか。さらに、魚介類安定資金利子補給の支給対象はどうか、などの質問があり、中小企業退職金共済制度加入促進助成金は、勤労青少年ホーム建設に際し、環状融資の一環として、国の施策に基づく退職金制度の加入促進を図るために制度化し、また、互助会制度については、昨年からの助成措置により引き続き本年度も基金積み立てを行うが、市財政との関連から慎重な制度運営を期する観点から、昭和52年度発足を目標としている、旨の説明がありました。

また、未組織労働者生活資金貸付完済奨励金については、小零細企業者向け融資借受者の完済奨励金制度との均衡上制度化するものであり、また、魚介類安定資金利子補給については、昭和48年のPCB暫定基準設定に伴う被害を受けた鮮業業者の救済経営安定資金借受者の完済時期が本年8月に到来し、これが完済者に対して、一定金利の半額を市において利子補給するものである、との答弁がありました。

その他各種補助金の内容について詳細説明されたい、との発言があり、これらについて逐一説明があり、以上をもって商工費の質疑を終わりました。

次に、土木費についての審議の内容を申し上げます。まず、各種埋設工事に伴う道路復旧及び水路改修工事について、その箇所等具体的な内容と、また、(仮称)和泉第4団地建設に伴う事業内容と、非常勤嘱託員の仕事の内容について説明願いたい、その質問に対し、第一点、道路復旧については、山間部の福成善正線ほか二線の復旧。水路改修については、一ノ井水路のほか計上している。

次の(仮称)和泉第四団地の事業内容については、用地購入費として、本年度9,206㎡を予定している。面積と金額についても詳細な説明がありました。

また、非常勤嘱託員については、住宅入居について相談を行っている。

さらに、同団地の建設に伴う設計委託料は、過去建設された3団地との比較と対象業者について説明を求めたのに対し、設計委託料の工事比率は、第一団地、幸団地については1.9%、第三

団地は2・8%、第四団地については入札後しかわからない、との答弁があり、委託業者についても、それぞれ異っている、との回答がありました。

また、本年度計上している第四団地は団地は年度内に可能か、との質問に対し、現状では、年度内完成を目指し努力している。

次に、道路維持補修費12,000万円の内訳と、北信太駅前線は、本年度はどうするのか。さらに、環境水路整備事業が昨年度はできなかったが、その原因等の説明を願いたい、との質問に対し、まず、道路維持補修については細分化していないが、予算不足が生じた場合は補正することもあり得る、との回答があり、北信太駅前線については、用地買収がおくれており、環境水路整備事業については、府のヒヤリングが終わっておらず、決定次第補正する、との回答がありました。

続いて、公園管理費について質問があり、龜山台グラウンドの周辺整備については、フェンス工事と排水施設工事の予算を45万円計上している、との回答がありました。

また、道路計画について、本市内に築造を予定されている府道、地下線、大阪岸和田南海線の経過と、都市計画税と計画費の関係についての質問に対し、大阪岸和田南海線については全線を4ブロックに分け、そのうちの1ブロックの工事を計画したが、地元住民の同意が得られなかったことと、府財政状態の悪化も重なり、一時中断して現在に至っている。また、池上下宮線については、環境改善整備事業との兼ね合いで本年度、18,000万円の用地買収を行うが、築造については周辺に遺跡等の問題があり、少し先になる、との回答がなされました。また、和泉第四団地の建設費の中に報酬と設計委託料、養護管理委託料が計上されているが、この事業予算の中に組み入れるのはおかしい、との意見に対し、これら3項目は、それぞれ目的が違っておりますが、予算編成上、この中に組みざるを得なかった、との回答があり、その他種々質問があったが、それぞれ回答を了とし、土木費を終わりました。

次に、消防費についての審議の概要を申し上げます。まず、救急車の配置及び受け入れ体制、消防団の処遇、町負担の軽減、はしご車の運用等について質問があり、これに対し、救急車については、現在、2台消防本部に配置し集中運用している。将来、都市構造並びに救急需要等の変化に応じ、分散配置等の措置を講ずる必要が生じてくると思うが、現在、若干の不便さがあるものの大体順調に運用している。また、救急患者の受け入れについては、救急搬送のほか電話照会等によって便宜を図っているが、関係先の御協力を得てさらに一層市民の御期待に沿うよう努力する。

はしご車の運用については、管内の環境に十分配慮して運用に万全を期したい、旨の回答がありました。

次に、消防団員の処遇、その他については逐次、充実を図っており、今後とも地元負担の軽減に努める、との説明があり、その他消防体制等についての質問があったが、それぞれ回答して、消防費を終わりました。

次に、教育費の審議の内容を申し上げます。まず、文化財保護費、学童安全対策、テストの偏差値及び学校校庭開放について質問がありました。

第1点、各遺跡より出土した品物の保存と、資料館建設の意思については、出土した鏡等は東京及び奈良博物館に預けてあり、資料館については、国より本市または堺に近い時期に建てる計画である、との説明があり、第二点の学童通学については、従来の道を使用している関係上、学校での安全教育を校長とよく連絡をとり指導していく。

第3点のテスト偏差値の問題については、よく調査して指導してまいりたい、との答弁がありました。

次に、教職員研修費、小中学校整備費の予算が前年度より少ないが、なぜか。また、教育を守る会、高校大学友の会、乳幼児を守る会等の負担金について説明願いたい、との質問があり、教職員の研修は自発的に行うものとの考えに立ち、計上していないが、今後、検討してまいりたい。

また、整備費については、前半は従来どおりとし、以後、機械整備等を検討していく、との説明がありました。

負担金関係については、乳幼及び小中学校の義務教育と、高校、大学生に対する就学奨励費及び乳幼児の全面発達を保障するための保育実践を通じて研究を深め、交流しているものである、との答弁がありました。

乳幼児委託料、私立幼稚園連絡協議会補助金、同設備費補助金についての質問があったが、担当課より個々の内容及び使途の説明がありました。

また、市民グラウンドが1カ所しかなく、南部の中間に青少年グラウンドを設ける意思あるかどうか、との質問に対し、御指摘のとおりである。南部の方で鉄道延伸の中で府と話し合い、御意思に沿うよう努力する、との回答があり、教育費を終わりました。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金並びに予備費を一括して審議に入りました。公債費の利子が昨年より多くなっている。さらに、52年度はふえることが予想される。この額はどれほど多くなるのか。財政を圧迫しているが、将来、どう処置するのか、との質問があり、答弁としては、昭和52年度はさらに公債負担が約29,000万円程度増高し、52年度はピークとなる見込みで、対策としては、現在の起債をさらに長期に借りかえて引き延ばすとともに、公債費に充当する特定財源を強力に見出していくことと、同対策事業による借入金法第10条指定分の拡大については徹底的に政府に対して働きかけ、公債費負担の軽減に対処するようにしたい、との答

弁があり、終わりました。

以上で一般会計予算の審議が終わったのでありますが、反対と少数意見の留保の発言がありましたので、採決の結果、賛成多数により一般会計予算案を原案どおり可決決定いたしました。

次に、「国民健康保険事業特別会計予算」及び議案第26号、「国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の一括審議の経過とその内容を御報告いたします。

まず、国民健康保険事業は国の委託業務であるが、補助金は少ない。国の補助の増額の見直しはあるのか。また、保険料改定による増は幾らか。昭和50年度と比較して公債費が減少している理由及び利子の補てんはあるのか、との質問がありました。

まず第一点について、現行制度は医療費の40%の定率保険者負担額に対して、57%の国庫負担となっているが、医療費の改定によって保険料負担も増加するようになっているので、保険者が一体となって40%を50%の定率にするよう要望しており、今後も強めていく。また、保険料率の改定による調定は14,000万円の増額を見込んでいる、旨回答がありました。

第二点について、昭和50年度は、一度に大幅な保険料の改定を行わず、最低限度に抑え、予算編成上問題はあるが、赤字を見込んだ予算であり、本年は単年度収支均衡予算を上程しており、真の一時借入金利子であるため減少している。利子補てんについては、府の低利資金融資によって資金繰りを行いました。今後、医療費の改定等による資金難については、国に利子補給も要望していきたい、旨の回答がありました。

その他の意見として、保険料の最高限度額を改正せずに増額を図ることは、上に軽く下に重い結果になる。今後は議会に十分相談し、事業運営を行うよう意見があり、審議を終わりました。

審議終了後、本会計予算及び本条例の一部改正について賛否を諮ったところ、本会計予算に「異議あり」の声もありましたので、採決の結果、賛成多数で本議案を原案どおり可決決定いたしました。

次に、「土地区画整理事業特別会計」について、その審議の経過を御報告いたします。

本事業は非常におくれているが、その可能性について説明されたい、との問いに対し、現在、第二版和国道対策委員会において御審議をいただいております、即答はできかねる、旨の回答があり、終わりました。

次に、議案第16号、「和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例」並びに議案第17号、「和泉市同和対策事業住宅新築資金等の貸付けに関する条例」と、「昭和51年度大阪府和泉市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」は関連いたしますので、一括して審議に入りました。

まず、貸付金の回収方法、対象者及びその決定をいかようにするか、の質問があり、これにつ

いては、細目は規則で定める予定であるが、貸し付け対象物件を和泉市内と限定していることから、税等の納付と同様の振り込みを考えている。対象者の決定については、条例に規定する諸条件を具備する人を行政の主体性をもって厳正に決定する。旨の答弁がありました。

次に、資金のあっせんのみでなく、宅地の供給も積極的にやるのか。時限立法との関連及び担当セクションをどこにするのか、との質問があり、これに対し、換地対策は積極的に今後も取り組み、地区改良事業の一環である市長部局で担当する、との答弁があり、これを終わりました。

お語りいたしましたところ、反対の意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、「水道事業会計予算」について審議の概要を申し上げます。

まず、水道料金の改定については、本年度中はしないのか。将来、改定する場合は、府下最高の料金にならないよう配慮されたい。また、未給水地区の解消及び光明台の関係はどうなっているか。さらに、一般会計よりの補助金1,000万円については、地方交付税に算入されているとのことであるが、その額は、との質問に対し、現在、審議されております府営水道料金の値上げの時期、幅によって本市の値上げが早くなることもあるが、現時点では、本年度中の改定は計画している。

また、未給水地区解消の財源は起債に頼っているため、許可額によって遅くなることも考えられるが、現時点では、58年中には給水開始の予定である。

また、光明台の工事については、全額公団負担により施行している。

なお、高料金対策補助金につきましては、特別地方交付税に算入されているため、その額については明確にされておきませんので、ほぼこれぐらいという想定のもとで補助されているものである、旨の答弁があり、質疑を終わりました。

本予算についてお語りいたしましたところ、「異議あり」との発言があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第14号、「昭和51年度和泉市病院事業会計予算」並びに議案第27号、「市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、を一括審議いたしました結果を御報告いたします。

まず、料金等に関する条例の一部改正については、医師会との関係で問題はないか、との質問があり、これに対して、市立病院の室料差額の改正であり問題はない、旨の答弁がありました。

お語りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、関連諸議案について申し上げます。

まず、議案第15号、「青年学級の開設について」は、別に異議なく原案どおり可決いたしま

した。

次に、「身体障害者解放会館条例」と「市民体育館条例」、「職員定数条例の一部を改正する条例」、「市税条例の一部を改正する条例」、「幼稚園条例の一部を改正する条例」、「市民会館条例の一部を改正する条例」、「土地改良事業及び耕地災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例」、「市営葬儀条例の一部を改正する条例」、以上8件を一括審議いたしました内容並びに結果を御報告いたします。

まず、市営葬儀の祭壇の段階が他市に比べ非常に多い。もっと少なくできないか、との質問に対し、現在の家の建て方は非常に複雑になっている。従来の5段は大体6畳の間でないと飾れない。したがって、その利用数も年間33件、4段で140件しかない。今回、新規購入は市民からの要望もあり、これら間取りを考慮して5段を大小とし、一番小さいミニ型も購入したので種類が多くなっている。

次に、土地改良事業の中で土地改良調整事業とあるが、これはどんな事業か、との質問があり、直接農業収益につながらないものであるが、そのまま放置すると危険性があるため池や防護さく、用水の樋門等の改修で、府が制変化された事業である、との回答がありました。

また、幼稚園の入園料の新設及び保育料は倍額になっているが、この点の説明を願いたい、との質問に対し、入園料は、入園中に臨時的な諸経費を必要とし、なお、各園の施設、備品等の整備に使用させていただくために設けられたものである。

また、保育料の件については、本市の財政事情はもちろんのこと、和泉市立幼稚園の適正な運営を図るための負担をお願いするものである。との説明がありました。

次に、市民会館は広く市民に利用していただき、結婚式場の使用以外はすべて無料にすべきである。料理室以外はすべて倍になっている理由を説明されたい、との質問に対し、市民会館条例は昭和36年9月に改正されたそのままで、社会経済情勢が大きく変動し、市民会館運営経費が年々上昇している。加えて、各室の整備、備品等の充実も急がれている。しかし、5割引き、3割引きと別途に規定を設け、設置目的にかなっているもの、また、市の使用が年々増加している。料理教室は別にガス使用料を実費徴収しており、物価高騰等を考慮の上ぜひとも応分の御負担を願うものである。旨の回答がありました。

以上、議案第18号より議案第25号までの審議を終わりましたが、異議があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会に付託された全19議案の審議が終了した次第であります。何とぞ速やかに可決決定くださいますようお願い申し上げます。私の報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質

疑を省略いたしまして、少数意見並びに討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、少数意見を承ります。山田君。

○ 17番(山田清二君) 本予算の審議を通じて留保した意見を開陳いたします。

市長就任直後に編成された予算でもあるし、また、従来の方針を一挙に変えることはできないであろうし、山積する諸問題を解決しなければならない状態の中で編成された予算だということとはよくわかります。とはいえ、市長が施政方針で市民福祉の向上をうたっておりながら、本予算でそれがほとんど予算面へ向上したということがあらわれておられない。さらに、歳入面の財源獲得についての努力がどれだけされたかということも、本予算を見る限りではあらわれておられないように思う。また、福祉施設であるとか道路問題あるいは教育関係の問題等、多年にわたる市民要望の実現についても、ほんの一部しか考慮されていないような予算であった。また、料金の値上げが多く含まれている予算ではございますが、事業運営上やむを得ないとはいえ、直接市民負担によってこれを賄おうとするのは賢明な策とは言えないのではないかと。特に国民健康保険の料金については、市民福祉という言葉にまず逆行するような値上げの考え方ではないかと思うわけです。

そのほかいろいろございますが、政府、自民党の政策と言いますか、国政が現状において麻痺しておる。したがって、地方都市が独自の考え方をいはいは将来へ向かっての方針というものが打ち出せない状態の中で編成された予算であるということもよくわかります。それらの問題は問題として、市民はこれらに關係なく、一日も早く少しでも豊かな生活を望んでいるわけでございます。為政者、また、これにこたえていく責任があると思う。この点に関して市長は、さらに思いを市民の上において、市民福祉の向上に努力を重ねるとともに、本予算を通じて指摘されている不満等は速やかに是正しなければならない。市長初め理事者はこの是正について真剣に考え、早急に実現することを要望するわけです。

いろいろ不満な面はたくさんございますが、現情勢下において、これ以上を望むこともまたどうかとは思いますが、非常に不満ではございますが、この予算に全面的に反対というわけにはいかないとは思いますが、無条件で賛成というわけにもいかない。こういう是正すべきものは必ず是正するというのを一つの条件というか、それを付けて少数意見といたします。

以上です。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。直村君。

○ 18番(直村静二君) 51年度予算案の委員長報告についての反対の意見を述べます。

最初に、この予算案は、池田市長が誕生して初めての本格予算であるという点で注目しており

ましたが、特に市民合意並びに公正な同和行政、自主再建などが問われておったわけですが、いろいろ審議され、委員長報告をされておりますが、非常にそれが期待はずれというよりも、むしろ意図的、作爲的な合意ではなかったかと思えます。

第一点、146億のこの予算規模は、やはり前年度当初の放漫財政からいえば、当然身をかがめて縮小したことになっているし、これはやむを得ないのではないか。しかし、この146億の中身はどういうふうになってるか、元金利子の返済が1割を越し、さらに、前年度の解放会館、身障会館の繰越明許費に約197,000万円が入ってくるということ、十分市民合意の得ないものが繰り越されてくるということ、合わせてこの予算の最終段階では177億という膨大な借金になる。これはやはり和泉市の財政困難を今後一層強めていくのではないかという点で第一に指摘しておきたい。やはりこれから財政圧迫をどうするんかということが、市民の立場から見ても急務であろうと思えます。

また、歳入面においても国の補助獲得、さらに10条規定の獲得、その他同和減免の見直しなど、住民合意の手直しがなされていないということから歳入関係を見ておかなければならないと指摘しておきます。

次は、福祉優先と言いつつながら、実際は保育園の第一・第二ですか、給食の完全実施がされておられない。一方では、格差是正どころか、逆に格差拡大という点で市民の犠牲であると言わざるを得ない。

次に、同和関係につきましても、同和タクシーの廃止、支部助成金の137万円の減、それから隣保館の運営費等若干の減だけで、依然として、これは人件費、維持費については見直されていない。そういう点で、これらにメスを入れていくなれば、値上げについても2倍ではなく、5割くらいのおさめることができるんじゃないか。私は2月5日にも言いましたが、この点が十分配慮されていない。人件費関係は、むしろこれからふえてくるのではないかとみております。たとえば住宅費30億の問題につきましても、120戸と聞いておりますが、920戸のうちの120戸だ。920戸は6カ年計画なんです。国の同和对策の措置法はあと8カ年、昭和54年8月で終わりです。和泉市は3カ年計画で57年までやる。将来、そういう特別の補助があるのかないのか、非常に不確定です。そういう要素を含んでおるにもかかわらず、和泉市は先取りし、市民合意を得てない。しかも、いまだに同和促進協議会という、市民合意を得る最低限のものも成立しておらないでそれをやるとということは、これはあなたが公約した市民合意、公正な同和行政に反する、反しないというなら作爲的なものではないかと言いたい。

次は、住民要求の関係でございますが、老人憩の家を二カ所ずつふやしていくとろう年次計画でございます。しかし、また図書館がないが、これはいつやるのか、こういう面についても当然、

補正、その他で今年度に計画してもらわなければならない。私の言いたいのは、格差是正をしていない。さらに、図書館の建設をしていない。さらに、住民の福祉にこたえていかないかん。親の家をもっとつくらないかん。こういう住民の要求が将来、とみに発展していくような予算編成という点では不十分、これを拡大していかないかん。さらに、病院関係についても、もっともつとふやさないかん。この点に重点を置くならば、先ほど申し上げました同和予算の見直し、不正な格差是正という問題についても、財源獲得、同和減免の見直し等もこれからやっていかないと、絶対に市民合意はできないだろうと指摘しておきます。

以上、一般会計関係では、これは絶対に市民合意でなければ、公正な行政でもない、自主再建でもない、市民、職員の犠牲に基づくものだと思います。住民にとって厳しく冷たい予算であると指摘しておきます。

次は、特別会計関係でございますが、国民健康保険事業につきましては、私どもはこの値上げをしない万策があるのではないかとということで、反対しておきます。

土地区画整理についても、毎年食いつぶしてございますし、さらにまた、住民の協力を得られるような市行政がやられてるかどうか。本当に住民のためになるという進め方が弱かったんじゃないかということで、この土地区画については反対でございます。

なお、和泉市の新築資金貸付け特別会計の設置条例につきましては、私どもは地区改良、さらに、持ち家制度そのものについては賛成でございますので、この特別会計の設置そのものについては、賛成しておきます。しかし、これについてのあとの運営、また貸付け条例、さらには、21,600万円の起債に基づく3億円の会計、これについての箇止め、これについての市の主体性の確立が必要でございます。窓口一本、同和行政の私物化については、絶対にこのような多額な金額を窓口一本でやってるのは容認できない。決して部落差別についての解消にならないという点で、これは反対しておきます。

次は、病院でございますが、これは今後、拡大していくという点で、一定の赤字は、12万市民の立場からいって本会計から補てんしなければならないという観点でございます。この予算について意見はございますが、やはり12万市民の立場に立って賛成していく立場でございます。

なお、条例関係では、賛成の件について若干申し上げておきますと、和泉市条例の一部改正、これは80円のはがきから封書の50円、和泉市に特別の責任があるという点から前回も指摘しましたが、これについては賛成しておきます。

次は、国民健康保険条例の一部改正でございますが、これは出産費の2万円から4万円、これは賛成です。

以上、何といたってもこれから厳しい情勢でございます。私どもは公正、民主的な同和行政を目

指して奮闘してきました。さらに、住民福祉重視の立場から、財源獲得についても力を入れてまいりました。しかし、この51年度予算が執行されますと大変なことになるという危惧がございますが、われわれも住民から負託された地方議員でございますし、すべて反対という立場をとりたくない。しかし、根本的な問題について問われているということで、一番初めに、池田市長の当初予算としては住民に尻を向けたことになっているのではないかとということを指摘し、今後とも公正、民主的な同和行政、市民本位の市政の確立に奮闘する立場を表明し、この予算に反対意見を申し上げて終わりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、賛成の方お願いいたします。

○ 25番（藤原要馬君） 昭和51年度和泉市一般会計、特別会計予算及び関連議案について、私は賛成の立場をとり、意見を申し述べたいと思います。

昭和48年秋の石油危機以来、国内の経済情勢は重大な局面を迎え、地方財政への影響は非常に厳しいものがございます。最近、政府は不況打開のため、公定歩合の引き下げ、公共事業の促進等、いろいろの施策を講じているものの、不況克服は容易ではございません。まして、本市の産業構造は、繊維産業を中心とする中小零細企業が多いので財政危機に弱く、現下の厳しい社会経済情勢を乗り切ることは、非常に至難のことと思います。

このような厳しい状況のもとで、昭和51年度の予算は歳入歳出総額1,404,480万円、前年度に比べ466,400万円、24%減額となっておりますが、予算規模としては、適切であると信ずるものでございます。

当初予算の中身につきましても、休日診療所の建設を初め、芦部保育園の建設、道路整備等あらゆる面での新施策が講ぜられ、住民サービスに対して前向きな姿勢で取り組んでいることはよくわかります。

半面、葬儀使用料、保育園及び幼稚園使用料等の引き上げによる住民負担の増加が見られますが、これも受益社負担の原則あるいは運営経費等を十分考慮されていることで、やむを得ないことと思います。今後とも厳しい社会情勢が続くと思いますが、理事者一丸となって、財源確保により一層の努力を願うものであります。

以上、簡単ではございますが、各会計予算並びに関係議案の成立について賛成の意見といたします。

○ 議長（貝淵博治君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。日程第一より日程第19までを原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、よって、議案第9号より議案第27号までは原案どおり可決決定されました。予算委員の皆さんには慎重御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。お昼に少し間がありますが、休憩に入ります。

(午前11時52分休憩)

(午後1時30分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 午前に引き続きまして会議を続行いたします。

それでは日程第20「和泉市土地開発公社昭和51事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第2号

和泉市土地開発公社昭和51事業年度事業計画書類提出について

地方自治法第248条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和51事業年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり報告する。

昭和51年8月11日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第3号参考資料

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(財政状況の公表等)

第248条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(注) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

- (1) 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社
- (2) 普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準

ずるものの2分の1に相当する額以上の債務（借入金の元金若しくは利息の
支払の保障又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、
株式会社又は有限会社

〔Ⅱ〕 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）按ずい

（法人の経営状況を説明する書類）

第173条 地方自治法第248条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する
書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

昭和51事業年度和泉市土地開発公社予算書

議案第6号

昭和51事業年度和泉市土地開発公社予算

（総 則）

第1条 昭和51事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

（収入支出予算）

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ6,889,287千円と定める。

2. 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。

（借入金）

第3条 借入金の限度額は、4,080,431千円と定める。

昭和51年3月2日提出

和泉市土地開発公社

理事長 池田 忠 雄

第1表

收入支出予算

收入

款	項	金額
1. 事業収入		2,255,706 円
	1. 土地売却収入	2,255,706
2. 借入金		4,080,431
	1. 借入金	4,080,431
3. 事業外収入		5,100
	1. 利息収入	3,000
	2. 雑収入	100
4. 繰越金		500,000
	1. 繰越金	500,000
合計		6,839,237

支出

款	項	金額
1. 事業費		3,085,931 円
	1. 土地取得費	2,335,431
	2. 土地造成費	20,000
	3. 信太山丘陵開発費	730,500
2. 管理費		150,306
	1. 財産管理費	5,470
	2. 事務管理費	144,836
3. 借入金償還金		3,100,000
	1. 借入金償還金	3,100,000
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
5. 繰越金		500,000
	1. 繰越金	500,000
合計		6,839,237

予 算 説 明 書

(収 入)

款	項	目	本年度予算額	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事業収入			2,255,706		冊	円
	1. 土地売却収入		2,255,706			
2. 借入金			2,255,706	1. 土地建物等売却収入		公共事業用地 用地対策事業用地 2,155,706,000 100,000,000
	1. 借入金		4,080,431			
3. 事業外収入			4,080,431	1. 借入金		事業資金借入金
	1. 利息収入		3,100			
4. 繰越金			3,000			歳計繰越金積金利子
	1. 繰越金		3,000	1. 利息収入		
			100			雑収入
	1. 雑収入		100	1. 雑収入		
合 計			500,000			前年度繰越金
	1. 繰越金		500,000			
			500,000	1. 繰越金		500,000
			6,889,237			

(支 出)

款	項	目	本年度予算額	節		明	
				区	分		金額
1. 事業費	1. 土地取得費	1. 土地取得費	3,085,981円			円	
			2,885,431				
			2,885,481				
				1. 委託料	5,000	土地建物等鑑定委託料	
				2. 用地費	2,272,281	土地建物購入費	
						土地	1,545,681,000
						建物	726,600,000
				8. 補償費	58,800	物件等移転及借家人立退補償費	
				2. 土地造成費	20,000		
					1. 土地造成費	20,000	1. 委託料
8. 借入	借入	借入					
					15,000	換地对策事業用地造成工事請負費	
			780,500				
			780,500	1. 委託料	10,000	設計等委託料	
				2. 工事請負費	造成等工事請負費		
				8. 用地費	土地購入費		

2. 管理費	1. 財產管理費	150,305	4. 旅費	府外旅費	50,000		
				府內旅費	50,000		
				5. 需用費	200	○ 消耗品費	50,000
						消耗器材費	
						○ 食料費	100,000
						會議及公來答謝	
2. 事務管理費	1. 財產管理費	5,470	6. 交際費	○ 印刷製本費	50,000		
				諸用紙印刷代			
				交際費	200		
				1. 工學請負費	5,000	不良住宅等除却工事請負費	
				2. 賃金	120	人夫賃金	
				3. 需用費	50	○ 消耗品費 測量等	
2. 事務管理費	1. 事務管理費		4. 原材料費	財產管理用資材	300		
				1. 報酬	240	顧問鑑定士報酬	
				2. 賃金	720	臨時職員賃金	
				3. 給料	65,346	職員給料 (36人)	

款	項	目	本年度予算額	節		説明
				区分	金額	
			租	4. 職員手当	56,498円	扶養手当 1,599,000円 管理職手当 3,906,000 調整手当 5,668,000 住居手当 1,883,000 通勤手当 2,602,000 時間外勤務手当 3,000,000 期末勤勉手当 3,903,500
				5. 共済費	14,874	職員互助会負担金 3,660,000 " 共済組合員負担金 6,550,000 " 健康保険組合負担金 4,052,000
				6. 旅費	900	府外旅費 300,000 府内旅費 600,000
				7. 交際費	300	交際費 300,000
				8. 需用費	2,817	○ 消耗品費 667,000 共通消耗品費 90,000 その他消耗器材費 577,000 ○ 燃料費 660,000

			自動車燃料費	600,000
			暖房用燃料費	60,000
			○食料費	300,000
			會議及び米香席	
			○印刷製本費	740,000
			諸用紙印刷代	
			○修繕料	450,000
			自動車修繕料	400,000
			備品修繕料	50,000
			自動車保險料	155,000
			電話使用料	120,000
9. 役 費	275		有料道路通行料	50,000
10. 買 借 料	60		自動車借上料	10,000
11. 備品購入費	300		事務用備品購入費	300,000
12. 負担金補助 及交付金	184		阪南公社協議会負担金	5,000
			登記事務協議会負担金	5,000
			職員厚生会補助金	108,000
			研修会等負担金	66,000
18. 公 課 費	7		自動車重量税	7,000
14. 委 託 料	2,820		登記手続業務委託料	2,400,000
			清掃業務委託料	420,000
3. 借 入 金		310,000		

款	項	目	本年度予算額	節		明
				区	分	
	借入金		3,100,000円		刑	円
	1. 償還金	1. 元 金	2,100,000	1. 元 金	2,100,000	借入金元金償還金
		2. 利 子	1,000,000	1. 利 子	1,000,000	借入金利子
4. 予備費			3,000			
	1. 予備費		3,000			
		1. 予備費	3,000	1. 予備費	3,000	予備費
5. 繰越金			500,000			
	1. 繰越金		500,000			
		1. 繰越金	500,000	1. 繰越金	500,000	翌年度繰越金
合		計	6,829,237			

昭和51事業年度和泉市土地開發公社資金計画

区 分	前 年 度 額	本 年 度 額	増 減
受 入 資 金	8,559,847 冊	6,889,237 冊	△1,720,610冊
1. 事 業 収 入	4,079,347	2,255,706	△1,823,641
2. 借 入 金	4,474,300	4,080,431	△ 393,869
3. 事 業 外 収 入	6,200	8,100	△ 3,100
4. 繰 越 金	0	500,000	500,000

支 払 資 金	8,559,847	6,889,237	△1,720,610
1. 事 業 費	3,180,150	3,085,931	△ 94,219
2. 管 理 費	62,800	150,306	87,506
3. 借 入 金 償 還 金	5,813,897	3,100,000	△2,213,897
4. 予 備 費	3,000	3,000	0
5. 繰 越 金	0	500,000	500,000

昭和51事業年度和泉市土地開発公社事業計画

1. 和泉市の公共事業の促進を図るため、下記公共用地の先行取得を行うものとする。

事業名	計画面積	事業費	備	考
学校用地	16,912 m ²	681,611 円		
池上遺跡用地	6,000	300,000		
環境改善整備事業用地	5,000	1,161,320		
黒島山公園用地	198	6,000		
都市計画街路府中北通線用地	225	81,500		
公共用地	5,000	100,000		
信太山丘陵開発事業用地	30,000	500,000		
合 計	68,335	2,880,431		

2. 和泉市の公共事業に充当する目的をもって、当公社に先行取得した用地を下記により譲渡する。

事業名	計画面積	譲渡面積	備考
肥子池公園用地	600㎡	33,000㎡	
都市計画街路泉大津坂本線用地	164	23,000	
改良住宅用地	14,206	1,907,797	
消防団詰所用地	172	12,040	
地区内道路用地	2,066	154,250	
細街路用地	500	25,619	
換地対策事業用地	2,000	100,000	
合 計	19,708	2,255,706	

3. 和泉市の公共事業に充当する目的をもって、当公社にて先行取得した用地を下記により造成等の工事を行うものとする。

事業名	計画面積	事業費	備考
換地対策事業用地	1,000㎡	20,000㎡	
信太山丘陵開発事業用地	14,000	230,000	
合 計	15,000	250,000	

昭和50事業年度和泉市土地開発公社予定損益計算書

(昭和50年4月1日～昭和51年3月31日)

(単位: 円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業費用	6,781,059	事業収益	6,759,995
土地取得原価		事業収益	6,759,995
財産管理費	5,680	事業外収益	10,120
事務管理費	156,231	利息収入	6,220
予備費	3,000	雑収入	3,900
減価償却費	500	当年度純損失	10,944
合計	6,781,059	合計	6,781,059

昭和50事業年度和泉市土地開発公社予定貸借対照表

(昭和51年3月31日)

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	12,368,126	固定負債	12,857,762
土地	11,099,066	借入金	
建物	891,705	流動負債	200,000
備償	375,058	未払金	200,000
備品	2,214	基本金	5000
電話加入権	88	剰余金	10,864
流動資産	705,000	繰越利益剰余金	21,308
現金預金	100,000	当年度純損失	10,944
定期預金	5,000		
未収金	600,000		
合 計	13,073,126	合 計	13,073,126

昭和51事業年度和泉市土地開発公社予定損益計算書

(昭和51年4月1日～昭和52年3月31日)

(単位: 円)

科 目	用 の 部		収 益 の 部	
	金	額	科 目	金 額
事業費用	2,351,992		事業収益	2,255,706
土地取得原価		2,192,976	事業収益	2,255,706
財産管理費		5,470	事業外収益	8,100
事務管理費		150,036	利息収入	3,000
予備費		3,000	雑収入	100
減価償却費		510	当年度純損失	98,186
合 計	2,351,992	2,351,992	合 計	2,351,992

昭和51事業年度和泉市土地開発公社予定貸借対照表

(昭和52年8月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	14,255,371	固定負債	14,888,198
土地	12,846,564	借入金	14,888,198
建物	1,041,408	流動負債	200,000
補償	365,312	未払金	200,000
備品	2,014	基本金	5,000
電話加入権	79	欠損金	82,822
流動資産	705,000	繰越利益剰余金	10,364
現金預金	100,000	当年度純損失	98,186
定期預金	5,000		
未収金	600,000		
合計	14,960,371	合計	14,960,371

- 議長（貝淵博治君） 報告書の説明をお願いします。
- 用地担当理事（西川武雄君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社昭和51事業年度事業計画書類の提出について」御説明申し上げます。

まず初めに、51年度市長の施政方針にもございましたように、市民福祉の増進、生活環境の整備改善、教育施設の充実を重点施策の柱として位置づけられております。土地開発公社の運営につきましては、先に御議決を賜りました一般会計予算の執行方針に基づき、効率的な資金運用と事業を効果的かつ円滑に実施するために必要な公共用地の取得及び関連する諸事業の市長部局との密接な運係を保ちつつ、私たち職員は一丸となって、全力を挙げて厳正に執行する決意でございます。

また、かねてから御指摘のございます膨大な借入金の残金に伴う金利負担を軽減するためにあらゆる努力を重ねまして、50事業年度におきましては、市及び関係行政機関の深い御協力のもとに約80億円に上る財産の買い上げを賜り、公社における先行取得分を差し引きましても、年度内に約50億円の保有財産が処分に伴う減少となり、一般会計の出納閉鎖時期である5月末日には、借入金の残額は約90億円と相なる見込みでございます。本事業年度も引き続き保有財産の効果的な処分を促進するため、市、府等関係機関の絶大なる御尽力をいただき、事業用地の早期買い上げ及び公社資産の見直しと早期処分を第一義として取り組み、優良市場からの資金導入の開拓と相まって、金利負担の一層の軽減に努力を傾注してまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊の公社予算書1pをお開き願います。

第一条は、総則でございます。

第二条は、収入支出予算の総額及び款項の区分とその金額を定めるものでございまして、51事業年度における予算の総額を収入支出それぞれ6839237,000円とし、その内訳は、第一表のとおりでございます。前年度当初予算と比較して1,726.1万円の減額で約20%の減でございます。この主な理由は、収入における土地買収収入の減収及びそれに関連する支出における借入金償還金の減額でございます。

第三条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、これは先に御可決いただきました一般会計予算の債務負担及び債務保証に基づき、事業を執行するに必要な資金を借り入れにより調達するもので、本年度は、限度額を4080431,000円と定めるものでございます。

次に、予算の科目別の御説明の前に、本事業年度の事業計画の内容を御説明申し上げます。12pをお開き願います。

まず、公共用地の先行取得事業の内訳でございますが、市の委託事業分としては、（仮称）池上小学校新設用地、南池田小学校の拡張用地等の学校施設整備に伴う用地1,691.2㎡を初め、池上遺跡用地、環境改善整備事業用地、黒鳥山公園用地、府中北通線用地の合計2,833.5㎡を223,043,100.0円で取得しようとするものでございます。

また、公社独自分としては、かねてから懸案の信太山丘陵開発を本市の市民福祉の向上に資するため、公共的利用を促進する施策を市において推進されておりますが、その具体化のための関連用地3,000.0㎡を取得し、早期に目的を達成するよう努力いたすとともに、公払法に基づく買い上げ用地等として、合計8,500.0㎡を6億円でもって取得しようとするものであります。

次に、すでに先行取得いたしております用地等の処分計画でございますが、（13p）市施行分の公共事業用地として、肥子池公園の用地600㎡を初め、泉大津阪本線、改良住宅ほか3事業用地として17,708㎡を215,570,600.0円で公共事業に係る代替地として2,000㎡を1億円で譲渡するものであります。

なお、先に申し上げましたように、保有財産の一層の処分を図るため、府施行予定の池上下官線事業用地を買い上げていただくよう積極的に働きかけるとともに、換地対策を含む代替地等として保有財産をより効果的に処分するため全力を注いでまいります。

次に、取得した用地を換地対策等に資するため、適正な整備水準による造成工事を施行するもので15,000㎡を25,000万円の経費で造成するものでございます。

なお、事業執行に当たっては、市長部局での都市計画に整合するよう、十分なる調整を前提としてまいります。

引き続き、これら事業計画に基づく予算の大綱について御説明申し上げます。5pでございます。

支出の部でございますが、事業分として、先に申し上げました市委託先行取得事業及び公社特殊事業に必要な直接経費として、3,085,931,000円を計上いたしました。

6pの管理費では、用地取得業務及び財産管理業務並びに工事施行業務に関連する間接経費であり、その主なものは、36名分の職員給与等の人件費等で1,503,060,000円を計上いたしました。

9pの借入金償還金として31億円を計上いたしましたが、その内訳は、団体借り入れ及び本事業年度新規借入金に対する支払利息として10億円、元利償還金として21億円を予定いたしました。なお金利負担の軽減を図るため一層の努力を重ねますが、一部金融機関の御協力を得て、長期借入資金については、年利0.5%の減の確約をいただきました。

予備費300万円。

次年度への繰越金として5億円を計上していただき、支出合計は、6889237,000円と相なる次第でございます。

これら支出を賄います収入予算の主たる内訳について御説明申し上げます。(4p)

まず、事業収入は、財産処分収入として、先に申し上げました2255706,000円を計上いたしました。なお一層の収入増加を図ってまいる所存でございます。

次に、借入金として、4080431,000円を予定いたしました。先の支出予算から事業収入及び事業外収入310万円、前年度繰越金5億円を加えた収入金額を差し引いた不足額でございますが、年度内の資金運用をより効果的に図ることにより、可能な限り新規借り入れの増加を防ぐ所存でございます。

以上、収入合計6889237,000円と相なり、支出合計と均衡いたします。

なお、11pに資金計画、14p、15pに50事業年度予定損益計算書、予定貸借対照表、16p、17pに51事業年度予定損益計算書、予定貸借対照表を添付しております。

終わりに、冒頭に申し述べました公社運営のより健全化を図るためあらゆる努力を尽くすことを重ねてお誓い申し上げ、報告第2号の御説明を終わります。どうぞよろしく願いたします。

- 議長(貝淵博治君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。直村君。
- 18番(直村静二君) この公社報告につきまして、前回は指摘させていただき、検討させていただきますというお答えも得ておったと思うんですが、その点で一つは、信太山丘陵問題について、われわれ議員はどの地域なのか、面積についても㎡だけではなく、そういう具体的な計画についての資料を各議員に提出できないものかどうか。そうしないと事後承諾的なものであり、質疑といってもなかなか難しい問題がある。この前には、その点で相談して善処するというお答えをもらってますので、さしあたり、私がお聞きしたいのは、信太山丘陵の計画、全額で70何ぼか、この分の資料提出をお願いしたい。

2番目は換地対策用地、これについてもどの辺にあるのか。これはかなり市内各所にあると思っております。だから、換地のところは換地の印をして、この辺は換地として持っているという資料もあわせてお願いしたいと思います。

それから、公社が持っている保有地を全力を挙げて市の方に買い取ってもらいたいという説明があったのですが、この保有地についても印して、これは5年持つてるとか、3年持つてるとか、基本的には3年以内に売らなければいかんというのが、その辺もあわせて資料も出していただきたい。このことについて市長、どうですか。事務上の答弁をしてもらっても、市長の方ではっきりしてもらえないかん。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 私からお答えさせていただきます。

第一点の信太山丘陵開発に伴う場所、面積等の公開の問題でございますが、本丘陵開発問題につきましても、かなり大きな事業と相なるわけでございます。その関係上、公社独自で先行して開発をやることは、恐らく不可能でございます。当然、市並びに公社と相まってこれらの計画が完全にでき上がった時点で議会の皆さん方にお示しし、またはいろいろと内容等について説明させていただき、御協力を得てからこれらの問題に取り組んでいきたいと考えております。

それから、第二点と第三点の換地対策事業用地並びに保有財産の公開の問題につきましても、前回の議会においても御指摘をいただいております。そして、議会の皆様方に、これらの資料を提供いたします、とはっきり申し上げたわけでございます。たまたま、先ほどの報告で御説明申し上げましたように、本年度については、約50億円を市、府等関係機関からの買い上げがございました。それらの最終的な決定もかなりおくれまいったわけでございます。そういう関係上、ただ単に公社財産として議員の皆さん方に提供するということがなく、現在持っている財産の処分方法なりをすべて十分検討いたしまして、それらと合わせて議員の皆様方に資料として提供させていただきたい、かように考えておりますので、その点よろしく御理解をお願いいたします。

○ 18番（直村静二君） そうすると、正直言って市長、一遍も見せてもろうたことがおまへん、公社設立以来。だから、いろいろ質問してもいつになるんか、その辺の問題がある。だから、これらの事業の予定計画というのは大きなもので、資料が出ると思う。いままで済んだ分について買ってもらたとか、また、処分が確認できるものは出せると思う。しかし、いまのような答弁を聞いていると、いつになったら出てくるんか、5年も6年もせんと出てこないのか。われわれが、参考意見を言おうにも言えないことになる。その点、済んだ分、出せる分、そんなふうにしてもらわんと、まだ一回も見せてもらってませんで、その点どうですか。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 私、先ほど申し上げましたように、いまそれらの作業、すなわち公共用地の張り付け、または府事業等との関係なり、各機関と連絡を保ちつつ精査いたしておりますので、一日も早く提出させていただくよう努力いたしたいと思っております。

○ 18番（直村静二君） 一日も早くと、一日で数字が出てきましたのですね。四月中にいけますか。最初のあなたの答弁では、いつやさっぱりわからん。二回目は済んだ分、確定分は一日も早くという、これは期限切って四月中ごろには出せますか。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 四月中ごろと申されますと、若干間に合いかねると思っております。

○ 18番（直村静二君） 一日も早くというのは市長、一遍けじめをつけてもらわないきまへん

な。公社発足してから長いでしょう。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

いま、局長から申し上げましたとおり、もろもろの整理をするように理事会でも申し合わせをしておりまして、局長にも指示いたしております。後ほど御審議いただきます。「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」の機構改革とも関連いたしまして、とかくいろいろと皆さんから御意見も寄せていただいております土地開発公社の機構も改めさせていただき、御批判もございますので、すっきりした形で一生懸命仕事をいたしたい、このように存じております。局長も申し上げましたとおり、近くそうした資料をまとめて御提示させていただきたい、このように存じておりますので、けじめはつけたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○ 18番（直村静二君） 開発公社の問題で次の議案の説明をもらってるが、具体的に信太山丘陵の分については何が建つのか、また、換地対策というのも何が建つのか。というのは、先ほど通りました51年度予算、特別会計予算もからんできますのでね。信太山は分譲なのか、工場なのか、用地が、よくわからない。換地についても店舗なのか、分譲なのか、その辺の計画もはっきりしてない。いまの市長の答弁では機構改革の中でやりたいというが、これは一つのルールで、公社の予算の電車は先に置いた。ルールに乗せていくだけの話です。改めて局長から信太山丘陵、換地には何が建つか。造成費が2億、用地が5億、和泉市単独ではないとも聞いてますのでね。

○ 用地担当参事（橋本昭夫君） 信太山丘陵の本年度事業計画をしております工事費でございますが、これは宅地造成工事に必要な工事費でございます。建築物についての予算は計上いたしておりません。したがって、宅地分譲事業という形の必要な工事費を今事業年度に計上しております。

なお、本件につきましては、特に雨水排水の整備が前提でございます。そういうものの事業化と相まって宅地整備工事の着手に努力したいと思っております。

それから、換地対策事業は、あくまでも、現在保有しております公社財産を、住宅を建てられるように宅地造成する工事でございます。したがって、小規模でございますが、下排水整備工事ないしは街路の築造工事でございます。

○ 18番（直村静二君） わかりました。このようなことになると、宅地の開発業になるわけですね。いままでは用地取得が主やったが、これからは分譲宅地の造成をしていく、あと家建ったらしまいという。逆に言うと、収入面はどういうふうに保障されていくのかという問題が出てくるが、それはそれとしてね。さしあたり、事務管理員36名ですか。この貸金計画で全利

関係は含まないで15,000万ですか。諸掛かりだけで、その点もう少し明快にお答え願いたい。

○ 用地担当参事(橋本昭夫君) 管理経営は、財産管理費と事務管理費に分かれておりまして、合計で15,0306,000円を計上いたしました。御指摘のように元金借入金利率につきましては、借入金償還金の款で計上しておりまして、管理費は、すべて事務的経費並びに人件費でございます。

○ 議長(貝淵博治君) 山田君。

○ 17番(山田清二君) 直村議員から一部聞かれたのですが、信太山丘陵開発費ですが、宅地造成をやるんだということを答弁されたわけですが、場所が明示されていない。少なくとも、事業計画ができて、工費が予算化されている中で場所が明示できない道理はないと思う。その点、まず場所をはっきりしていただきたい。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 用地担当参事(橋本昭夫君) 現在、基本計画を樹立しておりますが、候補該当地といたしましては、山荘周辺と、前回取得いたしました大阪市有地の跡地を候補地に挙げております。

○ 17番(山田清二君) いろいろ市が事業をやっている中で途中でいろいろな問題が派生してくる。いままでの例としては、ほとんどが計画されていく中で地元の人たち、議員すら知らない。皆が知りかかったときには、すでに事業に着工しておる。それでいろんな問題が起こってきたわけです。そういうことがあってはならないと何回もいままで注意してきたんですが、また、ここで問題が起ころうとしているのではないか。信太山丘陵といいますから、現在、僕らが住んでる近くになるわけです。ほとんど僕らは知らない。直村議員の質問では、和泉市だけじゃなく、どこかと提携してやるんだと言われますが、僕らはそれも知らんわけです。そういう問題が各所に起こってくる。

もう一つは、開発公社自体が開発していくのは当然だろうと思いますが、開発して造成された宅地は、一般にだれでも申し込めば分譲して売る予定ですか。それとも、特定の業者あるいは個人にしか分譲しないものか。一般の開発会社、土地会社のように、だれにでも売るといふやったら少しすっきりせんものがありますが、とにかくいま言った点だけ返事をしてほしい。

○ 用地担当参事(橋本昭夫君) 御指摘痛み入ります。もちろん、工事費の関連につきまして、現在、基本的な計画はつくっておりますが、施行に際しましては、当然、十分事前に地元議員さん初め、地域住民の方々に御理解、御協力を得てこの工事を施行いたしたいと思っております。

それから、2点目の処分問題ですが、現在、たくさんの方々の公共事業を施行しておりますが、それによって住宅を失う方々に優先的に譲渡するのが現在の計画でございます。

○ 17番(山田清二君) とするならば、わざわざ別に取り上げなくても、最初の土地取得費と

かに入るべきじゃないですか。なぜ別にしなければならないのか。換地として取得する、あるいは将来必要だということやってるのは、全部この分です。これは、この分ですと分けてない。換地として取得するものは、いつ、どういうふうにしてつくるといふようなことを聞く必要はないと思います。事業計画のないものが予算に載る道理がない。予算化されたということは、予算が通れば直ちに事業に着手できるはずなんです。予算ができ上がってから計画をやり直すわけじゃないはず。計画の途中で知れたらあとがやりにくい。はっきり言って、ギリギリのときに発表し、議会に諮ったらええという行き方は、今後は絶対やってもらっては困ると何回も言うてきたが、また、ここへ出てきてる。いままでにいろいろ問題になって事業が停滞してきた、あるいはいつできるかわからん状態になってしまったものが幾つかあるはずなんです。議会の一般質問でも言うたように、同じ名に二度つまづく人は賢い人とは言えない。いままで何回か失敗してきたことをまた繰り返そうとしている。また、事業に着手するときに、こういうことでは困るんだという問題が出てきたらどうするつもりですか。全国的にも開発事業がスムーズにいってるところはほとんどないわけです。そういう例を一つ一つ取り上げてみると、全部地元の人なり、それに関係する人が寝耳に水という状況で反対運動が盛り上がるというのがほとんどなんです。和泉市だって過去、全部そうであった。この問題について一体、どの辺まで話し合いが進んでるのかどうか。そういう面も考えんと、こんな予算を組んでやったかできるか、できんかわからんでしようし、その点見直しははっきりしてるのかどうか。一遍、そういうものについて、もう少し詳しく説明ができる範囲でやってほしい。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 御指摘のように、いままでの市事業そのものについては御指摘のとおりでございます。そういう点、十分われわれ加味いたしまして一応、現時点で計画として予算に計上いたしてございますが、先ほど次長から申し上げましたように、地元の皆さん方の御理解と御協力を得なくては丘陵部の宅地開発はできないと考えております。その点からいたしまして、十二分に地元の議員さん初め、関係の方々とお話し合い申し上げ、御理解を得てから工事に着手していきたいと考えております。

ただ丘陵開発等につきまして一番多く問題になりますのは、やはりこれから出てまいる雨水と汚水処理の問題でございます。現在、国なり府等に市を通じていろいろと取り組んでまいっておるわけでございますが、今後、連絡を密にして市と相まってやっていきたい、かように考えておりますので、その点ひとつよろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 29番（坂上國治君） この丘陵地開発問題でございますけれども、以前にも私申し上げましたとおり、いま、山田議員さんが言われたように、大阪市の土地が一部分あると思うんですが、

局長が雨水、汚水の問題について言うてくれたわけですが、これは私らも前々から要望しておいたわけでございます。これを現在の事業計画に織り込んでやってるのかどうか。これははっきり申し上げて理解者を疑うのは非常に悪いことかも知りませんが、いままで自分たちの思っていることをどんどん進めてくる。しかし、このわれわれがいま言うてことは前もって約束しておいてもらわんと、後の祭になる可能性が非常に大であるという見地から、石橋をたたいてお願いしてるわけなんですけど、現在の伯太町は皆さん方、御存知かも知りませんが、伯太の上に平池という大きな池があり、その池の水が前奈池の方へ抜けていたが、あの池を埋め立てたことから、あの山の水が全部伯太町の中へ入ってくる。ちよつと雨が降ると、現在の森下の時計屋さん、昔の辻林銀行、あの周辺が水びたしになるという状態なんです。その間、これという水路が一本もない。それが寄り寄り現在の信太山駅のちよつと上で一つにまとまって駅の方へ水が抜けてるという状態で、上の方は水路らしい水路が一本もないわけなんです。それで、私はこの計画をするんなら、まずもって、その水路をやってほしいと申し上げてるんですけど、いまいよこれを本腰を入れてやるとなると、少なくとも、2億や3億の金がかかるんじゃないか。ということ、相当家も買収せないかんと思うんです。そのことを局長にもお願いしてあるんですけど、これはまあ、局長だけの責任やなく、市長の責任においてやってもらわんとね。市が発展していくことは望ましいことで非常に結構やと思ひますが、それがために鉄砲水がきて伯太町が水びたしになる状態ではほつとかれたら、非常にわれわれ議員として困るので、そこらのことを十分事業と並行して、町民の納得を得られるような方法で進めていただきたい、かように思ひしておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 他にございせんか。

○ 27番（成田秀益君） 同じような問題ですが、この数字が出てますな、±4,000㎡ですか、㎡当たり1,600円ぐらゐ、坪で5万円ほど、これは何事業の対象者ですか、それをお伺ひしたい。

それから、いままで市の公共事業でいろいろ買収なんかがよく行われておりますけれども、こういうことは余り行われてないように思ひますが、こういう習慣がついてくると、これからいろいろ買収とかで支障が起こるんじゃないかと思ひます。その辺についてちよつとお伺ひしたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 用地担当参事（橋本昭天君） お答ひいたします。御指摘の点でございますが、対象の方々は、かいつまんで申し上げますと、特に環境整備事業につきましては、面的な再開発でございます、いま、みずからお住みになつて住宅そのものを失うわけなんです。そういう住宅保障という一つの住宅施策の立場から、前回、御議決いただきました新築資金等の貸付も行ひ、あわせて宅地供給

も行うというのが本趣旨でございます。

○ 27番(成田秀益君) もう一つ、こういう習慣をつけると、いままでは私、知らなかったんですけど、いろんな公共用地取得についてそれが出てくると思う。そのときに代替地の要求があったことも聞いております。それは全部じゃないが、一部断っております。こういうのを市の事業としてやると、これはもちろん、予算にも出てきて公になるんですから、そういう習慣をつけると、これから公共事業をやる際、非常にやりにくくなるんじゃないかと思うんです。いわゆる環境整備事業に関する限りはやむを得ないということなんですか、それをちょっとお伺いしたい。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 同和対策事業と一般公共事業との関連性の御指摘でございますが、環境整備事業にからんでの持ち家保障につきましては、たまたま府の制度といたしまして、これらの宅地造成の際に、その団地の中の公共投資、すなわち通路でございますとか小公園、子供の遊び場等が必要になりますが、それらの用地代並びに工事費等につきましては、すべて80%の補助対象となるわけでございます。普通の場合宅地造成いたしますと、それらの道路用地、工事費等も一切分譲単価に上乗せして分譲するのが開発の根拠でございます。しかし、同和対策では、それらの公共用地はすべて補助対象になるという関係から、市が宅地、持ち家制度も促進していくということでございます。

○ 27番(成田秀益君) これだけ伺っておきます。

補助対象事業だから代替地はできるんだという解釈ですか。80%の補助があるから公共用地に対して代替地を提供するんだと、ちょっと私の聞き損ないかもしれませんが、ちょっとわかりにくいんです。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 先ほど申し上げましたように、宅地造成して代替用地として分譲するという場合につきましては、それらの公共的な用地代並びに工事等は、すべて分譲する、あるいは払い下げ価格に上乗せしなくてはならない。しかし、この補助事業につきましては、それらはすべて補助対象となるということで代替地として提供できるということです。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑御意見ないものと認め、報告第二号の報告を終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、日程第21「財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第3号

財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度事業計画書類提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和50事業年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり報告する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第3号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2. 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（注） 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

- (1) 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社
- (2) 普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保障又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社又は有限会社

〔Ⅱ〕 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜すい

（法人の経営状況を説明する書類）

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

昭和50事業年度財団法人和泉市商工業振興会 予算書

事業計画

この振興会は、奇附行為第4条に掲げた事業を逐次実施するものであるが、当初は、地場産業振興に関する調査研究、資料の収集（特に工場アパート）及び共同利用工場建設譲渡事業を主とするとともに、地場産業製品の宣伝、あっせん、観光地宣伝及び市内中小企業者に対する情報提供事業について、初年度計画を次のとおり定める。

初年度事業計画

種別	計画の概要	事業費
地場産業振興に関する調査研究資料収集事業	1. 小規模共同利用工場基本調査研究事業 2. 小規模共同利用工場移転希望企業実情調査研究事業	円
特産品の宣伝あっせん事業	1. 特産品パンフレット作成 2. 特産品あっせん販売	6,208,000
観光事業	1. 観光地 絵ハガキ作成 2. 観光地 パンフレット作成 3. 観光地 案内作成	

初年度収支予算書

自 昭和51年1月26日

至 昭和51年3月31日

1. 歳入総額 6,208,000円

2. 歳出総額 6,208,000円

歳		入		
款 項	目		予算額	摘要(算定基準等)
1. 財産収入		円 15,000	円	円
(1) 基本財産収入			11,250	
	1. 定期預金 利子収入		11,250	年利率4.5% 3ヶ月定期
(2) 運用財産収入			3,750	
	1. 普通預金 利子収入		3,750	
2. 寄付収入		5,300,000		
(1) 指定寄付収入			5,300,000	
	1. 事業指定 寄付収入		5,300,000	工場アパート建設調査事業補助金 1,300,000 同市寄付金 2,500,000 和泉市観光協会よりの寄付金 1,500,000
3. 事業収入		880,000		
(1) 売払収入			880,000	
	1. 売払収入		880,000	特産品パンフレット売払収入 550,000 観光絵ハガキ売払収入 330,000
4. 雑収入		13,000		
(1) 手数料収入			13,000	
	1. 物品あつせん 手数料収入		10,000	物産品あつせん収益
	2. 物品取扱 手数料収入		3,000	
合 計		6,208,000		

款		出		
款 項	目		予 算 額	摘 要
1. 事務費		円 4,100,000	円	
(1) 事務費			4,100,000	
	1. 報酬		192,000	調査員 8人×8回×3,000円 =192,000円
	2. 報償費		608,000	専門調査員2人×25日×10,000円 謝礼108,000 =500,000
	3. 賃金		300,000	3,000円×10人×10日 =300,000
	4. 交通費		150,000	
	5. 食糧費		110,000	理事会席 50,000 工場アパート調査席 60,000
	6. 消耗品費		300,000	登記料 事務用品
	7. 印刷製本費		350,000	
	8. 通信運搬費		20,000	
	9. 借上損料		20,000	
	10. 備品費		50,000	公印ロッカー 50,000
	11. 委託料		2,000,000	工場アパート設計調査委託料
3. 事業費		1,800,000		
(1) 事業費			1,800,000	
	1. 観光特産品し ようかい事業		1,500,000	特産品パンフレット 500,000 絵ハガキ 300,000 観光パンフレット 400,000 観光案内 300,000
	2. 運営費		300,000	
4. 予備費		308,000		
(1) 予備費			308,000	
	1. 予備費		308,000	
合 計		6,208,000		

○ 議長（貝淵博治君） 報告書の説明をお願いします。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第3号「財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度事業計画書類の提出について」の報告の内容を御説明申し上げます。

本財団法人につきましてはすでに御承知のとおり、和泉市商工業振興対策審議会答申事項に基づき、審議会初め商工業界等、官民挙げての実施機構として、昨年12月第4回定例会におきまして設立の御承認を賜り、その後、設立委員会を経て本年1月14日、大阪府知事の認可を得て登記を完了、正式に発足いたしております。

それではまず、本年初年度の事業計画でございますが、別冊1pをお開き願います。この振興会は、寄付行為第4条に掲げました事業を逐次実施するものでありますが、当初は、地場産業振興に関する調査研究、資料収集を初め、製品の宣伝、あっせん、観光地宣伝事業等を実施いたすものであります。ことに過設、通産省で創設されました小規模企業共同利用工場、すなわち工場アパート建設譲渡事業実施の前段階として、これが基本調査並びに工場移転希望調査企業の実情調査が要点とされ、また、市特産品の宣伝、あっせん事業、観光に関するパンフレット及び案内板設置事業等を内容として、地場産業の振興、市内中小企業の健全な育成と、その経済的、社会的地位の向上に資するものでございます。

引き続きまして、初年度の収支予算の概要を御説明申し上げます。ただいま御説明申し上げます事業計画を執行するに際し、歳入面では、まず、この法人設立に当たって市より100万円の出資を受けまして、これの3ヵ月分の定期預金利子11,250円と、この法人の運用財産の普通預金利子3,750円の合計を財産収入として15,000円を計上したものでございます。

次に、寄付収入では、国、府より小規模企業共同利用工場建設譲渡事業を行うための調査費補助金130万円と、市より商工業振興の寄付金として250万円、また、市観光協会よりの寄付150万円、合計530万円を計上し、事業収入では、特産品パンフレット売払収入55万円、観光絵ハガキ売払収入33万円の合計88万円を計上。雑収入では、物品あっせん取扱手数料として13,000円、合計620,800円を計上いたしましたものでございます。

次に、歳出面では、事務費として、法人設立の経常事務費及び共同利用工場に関する調査経費が主で、報酬192,000円は、諮問機関を設けたときの専門委員報酬であり、調査関係の委託経費200万円等であります。

次に、事業費として、観光特産品紹介事業でパンフレット、絵ハガキ等の購入代で150万円、特産品の買い上げ30万円を計上し、さらに予備費30,800円を計上し、総計歳出620,800円を初年度収支予算と定めるものであります。

以上、簡単でございますが、今般設立いたしました財団法人和泉市商工業振興会に関する事業計画、収支予算等の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（貝端博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号の報告を終わります。

- 議長（貝端博治君） 次に、日程第22「市道路線の認定について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第28号

市道の路線認定について

道路法第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和51年3月11日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長	幅員	起 点	終 点	経 過 地
阪和東側1号線	m	m	池上町576～ 1番地先	尾井町15～1 番地先	幸泉大津上線、信太29号線 尾井町114～1番地先、信太 20号線、北信太高石線
	780.0	11.0			
	320.0	8.0			

議案第28号参考資料

[1] 道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

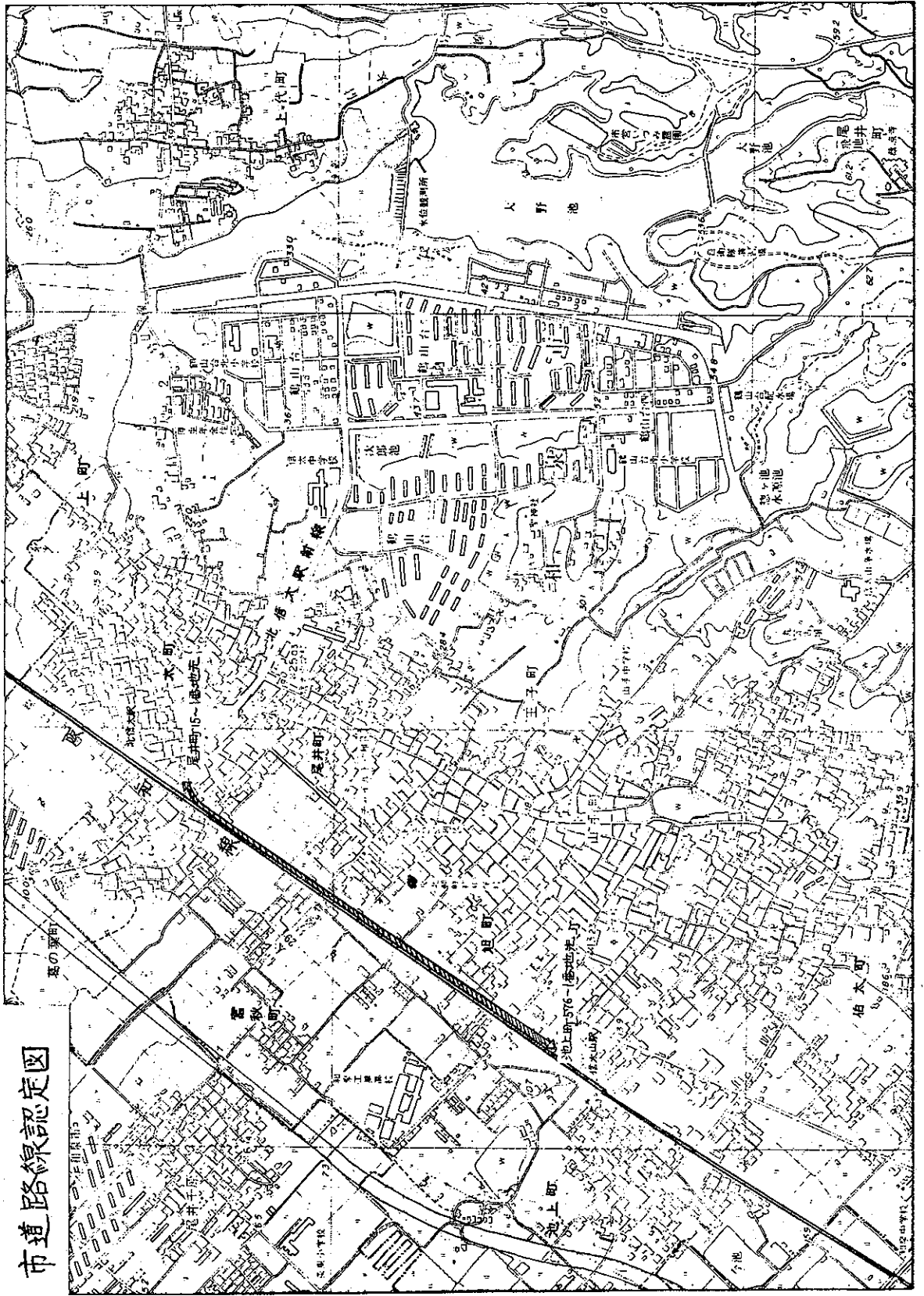
（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2. 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5略

四 市道路線認定図



- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚 白君） それでは、議案第 28 号についての提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回、認定をお願いいたします阪和東側第 1 号線につきましては、別添図面のとおりに、国鉄阪和線東側の道路に並行して、市道幸泉大津上線より市道北信太高石線まで延長 1,100m でございまして、幅員別内訳を申し上げますと、11m 区間が 780m、8m 区間が 320m でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 28 号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第 23 「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 44 号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 51 年 3 月 30 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

和泉市事務分掌条例（昭和 47 年和泉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「次の部」を「次の室及び部」に、

「市長公室」を「建設部」に、「建設部」を「建設部」に改める。
「総務部」を「財務部」に、「建設部」を「改良事業部」に改める。

第2条中総務部の項を次のように改める。

市長公室

- (1) 秘書に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 広報、広聴及び市民相談に関する事。
- (4) 市の総合企画調整に関する事。
- (5) 人事及び給与に関する事。
- (6) 他の部の所掌に属さない事。

財務部

- (1) 市の財政に関する事。
- (2) 財産管理に関する事。
- (3) 市税の賦課に関する事。
- (4) 市税の徴収に関する事。

第2条中建設部の項を次のように改める。

建設部

- (1) 都市計画及び開発指導に関する事。
- (2) 土木施設及び市有建物（同和対策事業に係るものを除く。）の建設に関する事。
- (3) 土地区画整理事業及び都市再開発事業に関する事。
- (4) 市営住宅（同和対策事業に係るものを除く。）の管理に関する事。
- (5) 用地取得（市営住宅の管理に関する事。）に関する事。

改良事業部

- (1) 同和対策事業の実施計画に関する事。
- (2) 改良住宅の入居に関する事。
- (3) 同和対策事業に係る土木施設及び市有建物の建設に関する事。
- (4) 宅地取得資金及び住宅新築資金に関する事。
- (5) 同和対策事業に係る用地取得に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

最近における行政需要の急速な増加及びその多様化に対処し、各部の事務量のバランス及び管理統制の適正化を図るため、組織を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

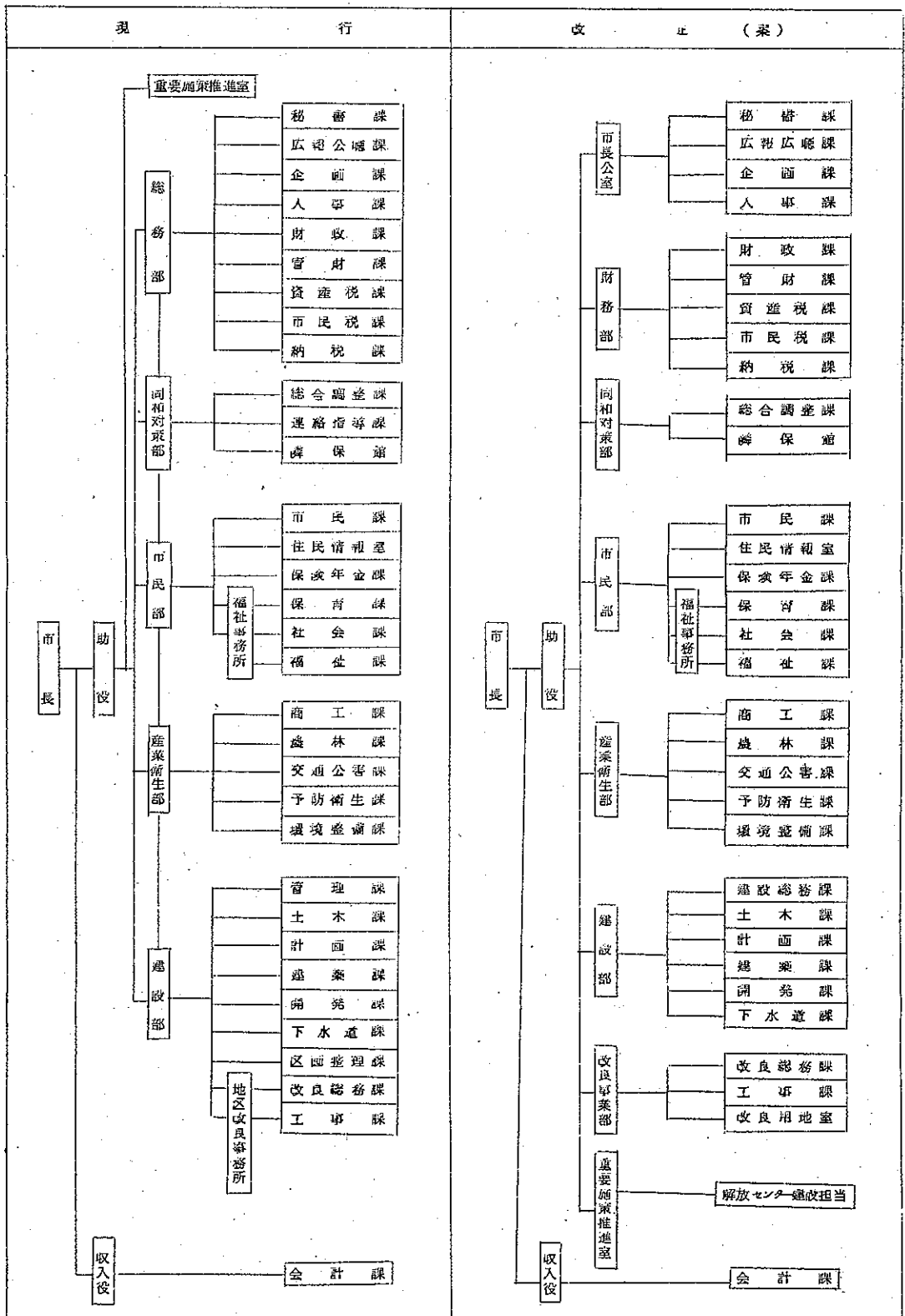
議案第44号参考資料

和泉市事務分掌条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(部等の設置)	(部の設置)
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第7項の規定に基づき、本市に<u>次の室及び部を置く。</u></p> <p><u>市長公室</u> <u>財務部</u> <u>同相対策部</u> <u>市民部</u> <u>産業衛生部</u> <u>建設部</u> <u>改良事業部</u></p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第7項の規定に基づき、本市に<u>次の部を置く。</u></p> <p><u>総務部</u> <u>同相対策部</u> <u>市民部</u> <u>産業衛生部</u> <u>建設部</u></p>
(各部の分掌事務)	(各部の分掌事務)
<p>第2条 前条の各部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p>(1) <u>秘書に関すること。</u> (2) <u>文書及び統計に関すること。</u> (3) <u>広報、広聴及び市民相談に関すること。</u> (4) <u>市の総合企画調整に関すること。</u> (5) <u>人事及び給与に関すること。</u> (6) <u>他の部の所掌に属さないこと。</u></p> <p><u>財務部</u></p> <p>(1) <u>市の財政に関すること。</u></p>	<p>第2条 前条の各部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>秘書及び広報公聴に関すること。</u> (2) <u>市の総合企画調整に関すること。</u> (3) <u>人事及び給与に関すること。</u> (4) <u>統計及び文書に関すること。</u> (5) <u>市の財政及び財産管理に関すること。</u> (6) <u>市税の賦課徴収に関すること。</u> (7) <u>他の部の所掌に属さないこと。</u></p>

新	旧
<p>(2) 財産管理に関すること。 (3) 市税の賦課に関すること。 (4) 市税の徴収に関すること。</p>	
<p>同和対策部</p>	<p>同和対策部</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>市民部</p>	<p>市民部</p>
<p>(1)～(3)略</p>	<p>(1)～(3)略</p>
<p>産業衛生部</p>	<p>産業衛生部</p>
<p>(1)～(3)略</p>	<p>(1)～(3)略</p>
<p>建設部</p>	<p>建設部</p>
<p>(1) <u>都市計画及び開発指導に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>都市計画及び開発指導に関すること。</u></p>
<p>(2) <u>土木施設及び市有建物（同和対策事業に係るものを除く。）の建設に関すること。</u></p>	<p>(2) <u>土木施設及び市有建物の建設に関すること。</u> (3) と。</p>
<p>(3) <u>土地区画整理事業及び都市再開発事業に関すること。</u></p>	<p>(3) <u>土木施設及び住宅の管理に関すること。</u></p>
<p>(4) <u>市営住宅の管理に関すること。</u></p>	<p>(4) <u>土地区画整理事業に関すること。</u></p>
<p>(5) <u>用地取得（同和対策事業に係るものを除く。）に関すること。</u></p>	<p>(5) <u>地区改良事業及び都市再開発事業に関すること。</u></p>
<p>改良事業部</p>	
<p>(1) <u>同和対策事業の実施計画に関すること。</u></p>	
<p>(2) <u>改良住宅の入居に関すること。</u></p>	
<p>(3) <u>同和対策事業に係る土木施設及び市有建物の建設に関すること。</u></p>	
<p>(4) <u>宅地取得資金及び住宅新築資金に関すること。</u></p>	
<p>(5) <u>同和対策事業に係る用地取得に関すること。</u></p>	

~445-446~



- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部理事（西川喜久君） それでは、お許しを得まして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。提案理由の説明に先立ちまして、議案書の一部にミスプリントがございましたので、訂正させていただきます。お手元に配布してございます正誤表のとおり、追加議案書「その2」の3P、上から8行目「(4)市営住宅（同和対策事業に係るものを除く）の管理に関すること」とありますのを、「（同和対策事業に係るものを除く）」を削除いたしまして、「(4)市営住宅の管理に関すること。」に訂正させていただきます。

それでは、ただいま御上程をいただきました議案第44号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

御承知のとおり、最近における行政需要の増加は著しいものがあり、また、それに伴います事務の多様化も激しいものがございます。これに対応すべき行政組織の確立は急務であり、かつ行政の責務であろうと存じます。こうしたことから今回は、行政効率の増大と市民サービスの向上を図る上から、早急に対処しなければならない必要最小限の範囲において組織整備を図ろうとするものでございます。

その基本的な考え方を申し述べます。まず第一は、市長部局における用地取得機能の位置づけを明確にすることです。御承知のとおり現在、公共用地の取得は、すべて和泉市土地開発公社に委託しております。これは先行取得が容易であるというメリットを最大限に活用すべくとられた措置ではございますが、昨今の経済情勢の中で、先行買収のメリットは減少してまいっており、また、用地取得機能を事業実施部門と完全に分離しておことは、事業計画との整合性が図り難く、事業促進上円滑性を欠くこともあろうかと考えられます。したがって、事業実施計画と用地取得機能の一元化により、より円滑な事業促進を図るため、おのおの事業実施部門に用地取得機能を所管することとしたものでございます。

第二は、部課の点検整備を図ることです。本市の場合は、市長部局の組織は5部33課でございますが、先進人口類似都市におきましては、平均7部28課ぐらいでございます。類似都市に比べまして、部の数が少なく課が多いという状態でございます。さらに本市の場合、1部2課から1部9課まで組織構成はさまざまであり、当然、各課の事務量のバランス及び管理統制の適正にも問題がございます。特にこの傾向は、総務部と建設部に顕著でございます。これらの部を2分し、部門の事務の均衡化を図る等、点検整備を行おうとするものでございます。

第三は、市民サービスの向上と市民参加への市政の実現に対応することです。これにつきましては、特に広聴機能の充実を図り、広聴係を設けて現行の苦情相談、法律相談等の受動的な対応だけでなく、広く市民の声を行政に反映すべく、積極的かつ能率的に市民の声を集積し

得る体制を確立するものでございます。

以上のような考え方を基本といたしまして、組織機構の一部を改正いたしたく、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

続きまして、内容の御説明を申し上げます。第一条でございますが、現行の総務部につきましては、9課を管理しておりまして、管理統制の限界を越えると言われており、また、昨今の地方財政危機の中で、財政部門の強化は急務のことでもございます。したがって、財務機能の強化並びに管理統制の適正化を図るため、現行総務部を市長公室と財務部に分割するものでございます。

また、現行建設部につきましては、総務部と同様9課を管理しておりまして、管理統制の適正上にも問題があるとともに、市の施設建設事業を一手に抱え、負担が集中している傾向がございます。また、本市の最大事業でございます環境改善整備事業につきましては、残すところ3年余となりました同和対策事業特別措置法との関連におきましても、積極的に事業促進を図らなければならない情勢の中で、それに対応し得る体制の確立が肝要でございます。同時に一般公共事業につきましても、積極的に事業促進を図らなければなりません。

このような情勢の中で事業促進をより円滑かつ積極的に行うため、環境改善整備事業に係る事業実施部門の集約化を図り、現行建設部より独立した組織として、改良事業部を新設するものでございます。

なお、この改正に伴いまして、見出し中に「部」とございますものを「部等」に改め、条文の中にございます「次の部」を「次の室及び部」に改正するものでございます。

次に、第2条でございますが、部の分割に伴う事務分掌の改正であります。現行総務部の事務分掌を、市長公室及び財務部の事務分掌に改めるものでございます。市長公室につきましては、次の事務を所掌するものでございます。

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 文書及び統計に関すること。
- (3) 広報、広聴及び市民相談に関すること。
- (4) 市の総合企画調整に関すること。
- (5) 人事及び給与に関すること。
- (6) 他の部の所掌に属さないこと。

財務部につきましては、次の事務を所掌するものでございます。

- (1) 市の財政に関すること。
- (2) 財産管理に関すること。

(3) 市税の賦課に関すること。

(4) 市税の徴収に関すること。

をそれぞれに分掌させていただきたく存じます。

また、建設部の事務分掌を建設部と改良事業部の事務分掌に改めるものでございます。建設部につきましては、

(1) 都市計画及び開発指導に関すること。

(2) 土木施設及び市有建物（同和对策事業に係るものを除く。）の建設に関すること。

(3) 土地区画整理事業及び都市再開発事業に関すること。

(4) 市営住宅の管理に関すること。

(5) 用地取得（同和对策事業に係るものを除く。）に関すること。

改良事業部につきましては、次の事務を所掌するものでございます。

(1) 同和对策事業の実施計画に関すること。

(2) 改良住宅の入居に関すること。

(3) 同和对策事業に係る土木施設及び市有建物の建設に関すること。

(4) 宅地取得資金及び住宅新築資金に関すること。

(5) 同和对策事業に係る用地取得に関すること。

をそれぞれ分掌いたしましたものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日は、公布の日からといたしたいと存じております。

なお、提案理由で御説明いたしました用地取得機能の市長部局への位置づけ及び市民参加の市政実現への対応につきましては、関係部のもとに当該課、係等を設置し、対処いたしたいと存じております。参考資料といたしまして、和泉市事務分掌条例及び機構図の新旧比較表を添付させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝瀬博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 二、三お尋ねいたします。

最初の市長公室をつくる、総務部を市長公室と財務部に分ける点については、いまの説明を聞きますと、これはかなりやむを得ないと思いますが、この分で定数または人員はどのぐらいふえるのかということをお聞きしたい。

それから、次の建設部も二つに分ける、建設部と改良事業部にね。この改良事業部は、環境改

善事業部としてもええし、同和事業部としてもええし、大体同和関係しやなかるうかと思えます。いよいよつけがきたなという感じですか。一つは、建設部の(4)の市営住宅の管理に関する事とあるが、丸笠団地は市営住宅だから、その項目に入るんかどうか。また、現在建っております第一団地は、改良住宅なので、具体的に市としては市営住宅という位置づけをしてるんかどうか。また、事情によってよそへ移転され空き家になるという場合、これは改良事業部の(2)の項目になってくるんかどうか。まして、市営住宅として公募する扱いとしてこちらへくるんか、その点もよくわからないので、お答え願いたい。

第三点は、建設部と改良事業部のどちらにも(5)に用地取得関係があるが、いずれも開発公社に委託すると思うが、その点はどうなるんか。つまり、上の建設部の用地取得は開発公社に委託してるんだということですが、学校関係、それから一般のものも用地課が発足していくのか、部ですから、部の下には課があるから当然、用地取得課になるんか、あるいは係かという点もお答え願いたい。

それから、この改良事業部なるものと同和对策部との関係はどうなるんか。ここへの職員の配置の問題、いわゆる特定団体部落解放同盟和泉支部から推薦の者をここへ採用してはめるんか。大体の人数はどのぐらいとおわせてお尋ねしたい。たとえば身障会館へ入った職員は改良事業部なのか。施設を設置した段階では事業部、そこからどのようにはずれるんかという問題がある。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 企画課長（大塚孝之君） お答え申し上げます。

第一番の問題提起をいただいております市長公室と財務部分割によって人がそれだけふえるか、あるいは減員になるんかという問題点であったと思いますが、私たちが万としては、一応人的な問題は、人事課の方で扱っておるわけなんです、考え方としては、現有の中で対応していこうというわけでございます。

二番目の事務分掌の中身で、丸笠団地あるいは改良住宅は市営住宅の範囲に入るんかということでございますが、私どもとしては、仕事の範囲は、広い意味での市営住宅に関する事という考え方で、建設部の方で管理をやっていただくというふうを考えておるものでございます。

それから、3番目の用地取得機能の問題でございますけれども、用地取得を開発公社に委託するんかという問題提起であったように思います。用地取得につきましては、改良事業部の方に改良用地室という用地専門の課を設け、その改良用地室で環境改善事業に係る分の用地については、専任して対応していただくというふうを考えてございます。それから、一般の公共用地の分につきましては、やはり事業計画と用地取得というのは一体的に処理する方がより効率的だろうという考え方から、それぞれ建設部の方にも用地係を設置させていただく、あるいはまた、教育委員

会の行政組織の改正等の中でも用地係等を設置させていただきながら、事業計画と一元化して用取得に当たっていこう。そのような考え方でございます。

それから、4番目の改良事業部と同和对策部との関連はどうなるかということでございますが、これは御承知のとおり、従来から同和对策部におきましては、同和对策事業に係る全般の事業調整と申しますか、総合的な事業計画あるいは事業調整をやっていただいているものでございまして、改良事業部につきましては、環境改善事業のいわゆる実施あるいは計画、そのようなものを主体として対応していただくという考え方を持っておるものでございます。

以上、答弁にかえさせていただきたいと思えます。

○ 18番(直村静二君) いま答弁してくれた人は、総務部の代表でやってきてるんですか。

○ 総務部理事(西川喜久君) 企画課長です。

○ 18番(直村静二君) これを企画したということですか。答えが大分抜けてるんじゃないかと思ったのは、たとえば広い意味での市営住宅と、改良住宅が空き家になった場合、公営住宅として公募するんかどうかのお答えがなかった。それと、用地取得については、課ではなく係だ。そして開発公社に移管する、その点のお答えも明確でなかった。

○ 総務部理事(西川喜久君) 先ほど企画課長がお答えいたしましたように、用地取得については、現在までは開発公社がやって今日までまいておるわけなんです。一般公共事業の用地の取得については、私が提案理由でも申し上げましたように、その都度、各部署に一定の係なり課なりを新設して買取していく。したがって、環境改善整備事業についての用地取得については、今度、新設しようとする改良事業部で実施していただきたい、こういうことでございます。

○ 18番(直村静二君) わかったような、わからないような、開発公社については、最初の当初予算でボンと決まる。しかし、この機構改革では、これから用地がほしいという場合には、その都度、係を置いてやるという。それでは、公社に移管するんか、それとも、みずから買取するんか。

○ 総務部理事(西川喜久君) 私、申し上げてるのは、一般公共事業の場合は、建設部で用地取得をしていく。学校施設なり保育園施設という施設用地を買取する場合は、教育委員会あるいは保育課に係を設けていく。環境改善整備事業については、改良事業部でやっていただくということです。

○ 市長(池田忠雄君) 私からお答え申し上げたいと思えます。

この事務分掌条例の改正につきましては、3点ございます。第一点は、和泉市土地開発公社の機能を縮小させていただき、用地買取につきましては、すべて市長部門の建設部あるいは改良事業部を主体にして、企画立案していくところで土地を買っていくという一元化をねらったもので

ございます。それによってスムーズに行政を進展させていく、このように存じております。したがって、和泉市土地開発公社は、資金繰りあるいはいままでも御批判いただいております。いままでの分の再検討、それらの総務的な仕事を進めてまいりたい。用地取得機能は、本庁の市長直属部門の方で取得に当たってまいりたい、これが今回改正のねらいでございます。

それに伴いまして受け皿として、建設部の中で用地取得機能、改良事業部の中で用地取得機能の室を設け、お手元に配布しております。参考資料にも書いてございますように、改良用地室等を設け、建設部の中で用地取得機能を設け、学校施設は教育委員会に人員を張りつけて用地取得機能も発揮させ、原課と用地取得機能を一元化してまいりたい、これが本改正の最大のねらいでございます。

総務部につきましては、先ほどから御理解いただいておりますように、増大する行政事務に対応するために二部に分けさせていただいたということでございます。

○ 18番(直村静二君) いまの市長の答弁で大体わかったのですが、それは一応了として、広い意味での市営住宅という御答弁で大塚課長、もう少し明快に答えてください。たとえば丸笠団地は建設部に入るわけでしょう。下の方は改良住宅の入居に関することですから、入ってしまったら、上の市営住宅に管轄がいくのかどうか。空いた場合は公営住宅になるから、改良から変わるんか、どうするんかということですか。

○ 建設部次長(逢野一郎君) それにつきまして、私からお答え申し上げます。

この件については、従来から問題になっておったわけでございますが、環境改善整備事業に伴って入居するまでが改良住宅でございます。以後、退去された分につきましては、あくまでも市営住宅としての取り扱いを行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 18番(直村静二君) すると、建設部の(4)のところに入る、丸笠団地などが空き家になった場合、そういうことですか。そして、私は先ほどつげがきた、同和事業部としてもええということではっきりしたいと思う。これも答えが抜けてるんですが、大体、定数とか人員がふえるのかどうか、改良事業のところですね。そして、解放会館とか身障会館に職員の張りつけがこういうところに入るのかどうか。

○ 総務部理事(西川喜久君) 分部することにおいて、人員をふやすという固え方は持っておりません。現行の人員の中で分部してまいりたいと考えております。

○ 18番(直村静二君) そうすると、私、前から私の持論があるのでここで披瀝しておきたいんですが、このように事務分掌をすっきりしようとなると、特に改良事業部は同和関係ばかり、当然ですね。したがって、これは特別施策の一環として行われていくんだということで一つの受

け皿になる。したがって、ここに張りつける職員に対する補助関係、そういう問題について、ひとつ和泉市の財政圧迫にならないという歯止めとして、この分だけ特別会計としてやる。国、府から受ける受け皿として独立し、その分が国、府の指導を受けて直結していくなれば、事務的には直結してるかどうか知りませんが、具体的にこの分は特別施策の一環であるということを全市民に明らかにして特別会計にし、主な資金は国、府という格好にしてしまったらどうか。むしろ人数のことを言いたかったのは、こういう改良事業部の職員関係について、特別の配慮、いわゆる財源圧迫の緩和、人件費の補助、その他がもう少しはっきりするためには、特別会計の扱いにしてもらいたいんじゃないかと思っておった。

そういう点で、一応市長公室、財務部については賛成なんです。しかし、建設部についてもはっきりしてます。一般関係でね。しかし、改良事業部は、はっきり言って同和事業部ですね。その点で特別会計的なもので、端的に言えば、国保関係職員の人件費についても補助金を取らないかん。それが国府の施策として、国はあと3年間の予定でくるから早うせよとなる。その意味で、ここまできるとやらたら、そんなふうにしてもらった方がいいんじゃないか。そのために新築資金の関係は特別会計つくった。開発公社についても縮小、そして、取得ははっきり言って同和開発公社でしょう。その点、国庫の補助が人件費についてももらえるような、特別会計的なものに昇格させるなり、分離してもらいたい。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 7番（田中包治君） 聞いておまして、私たちが非常におかしいと思うのは、5つの部が8つになるわけですね。そして、部長を8人こしらえて、次長も8人という計算になりますわね。私たち第三者が考えたら、余りにも官僚の組織いじり的な、いわゆる人間を先に考えて組織をつくったような気がするわけです。それと御存知のように、用地買収を公社から一般の部に移譲する場合、予算が伴わなかったら買えないが、この点どういうふうに解釈するのか。それから、開発公社がいまやってる代替用地の購入も不可能になるということですね。だから今後、予算化されたものは買収にかかるが、予算化されないものは買収にかかれない。こう理解してよろしいですね。

それと、土地改良法に基づく改良住宅、部に上げなくてはならないとすると、重要施策と2つある。同対部と一緒にやることができるという考え方もあり、何かしら理解できないし、仕事の区分もはっきりしてない。ここらはどういう解釈ですか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 総務部理事（西川喜久君） 第1点目の予算がない場合買えないあをいは予算計上をした上でないと用地が買収できない、端的に申し上げて、そのような御質問であったかのように私は考え

ております。これにつきましては、いまま公社そのものは解散いたしておりません。資金面については、やはり公社会計から資金を出していただいて買収に当たっていく、こういう考えでございます。

同対部と改良部はどういうふうに区別されるのかということでございますが、改良事業部は、事業そのものを実施していく部でありまして、同対部としては、事業面では関連いたしておりません。同対部は、いままでどおりでございます。

そして、部が非常に多いという御質問でございますが、やはり市民サービスの向上と市民参加の市政実現に対応すべく、すなわち、ただいま特別措置法もしかれた中でいろいろ事業もやっておりますので、まず、これらの重点事業の執行体制の整備を図るということでございます。

○ 7番(田中包治君) あのね、いまの話はおかしいと思う。用地を各部で買って、金だけ公社に出させるという話は通りまっか、ここらが問題だと思う。開発公社が単口入を押しだけですか。そしたら、開発公社というのは金融機関ですか、はっきりしてください。せやないとおかしい。それでは、買いに行く人と金を出す人は違うとなると、開発公社はトンネル会社ですか、どうなんですか。

○ 総務部理事(西川喜久君) いまの開発公社の組織そのものについても、やはり2年間の休職を発令して出している職員なり、あるいは市長部局と兼務させている職員もございまして、公社に張りつけている職員をそのまま市長部局との兼務で各部署に張りつけるので、何ら変わりなく同じことでございます。

○ 7番(田中包治君) よう考えてくださいよ。開発公社は財団法人ですよ。市長の権限は理事者権限です。そうすると、開発公社は金を貸す、いわゆる銀行と同じなら別に必要ない。あんたが言うのは職務権限の問題だ。市の職員でも、開発公社へ派遣したら開発公社の指揮下でしょう。あれが市長権限事項になりますか、どうなんですか。これは非常に微妙な問題だと思う。一般会計予算あるいは補正予算で決まったら買いに行ってもよろしい。それ自体先行投資となると、財団法人が各部局から各部から頼まれて買いに行っってこっちへ移す。それは市の予算と違いますからいける。ところが、一般会計予算を組んどらないものを一般職員が買いに行く、どないなるか、金がないんでっせ。予算執行というものは、金があって初めてできる。金がないのにどないして執行しますね。

○ 財政課長(麻生和義君) お答え申し上げます。

若干、財務制度上の問題に論点が増えてまいりましたので、いわゆる議員さんが言われる、物件を買いに行く問題ですが、本件については、一般会計で債務負担行為ということで御議決をいただき、それを受けて用地の買収交渉に入ることでございますので、御了承願いたいと思

います。

- 7番(田中包治君) あのね、わし、はっきり言ってまんね。債務負担行為でやらなかったらできないというならば、非常に大きな問題がありますよ。債務負担行為は議会の承認を得ているわけです。無条件ではありませんよ。
- 財政課長(麻生和義君) 現年度事業で計画した用地取得費につきましては、御承知のとおり一般会計の歳入歳出予算に計上して執行する。それから、先行取得事業につきましては、債務負担行為を受けて、土地開発公社の資金でもって、債務負担行為という裏づけによって、銀行資金、その他の資金を導入して事業を執行していくということで、資金の裏づけを財務制度上、そういった制度で行っていかうとするわけでございます。
- 7番(田中包治君) 私が言ってる債務負担行為というのは、市長権限でできるんですかと聞いてる。やはり市会に出すでしょう。それと、土地買収の場合に10万円のものを買うと仮定しなさい。予算10万円で1,000円でもオーバーしたら買えない、この点、どう理解してますか。
- 財政課長(麻生和義君) 議員さんのおっしゃるとおり、予算を超えての執行は、財務制度上あり得ないことでございます。事実でございます。ただその場合、できるだけ早い機会に補正予算なりを御審議願ひ補正して、自後に執行するというのがたてまえでございます。
- 7番(田中包治君) だから、官庁の機構いじりやと言ってる。あんた方、運営面と現実面を全然理解してない。これで本当に土地の買収ができるとするなら不思議やと思う。債務負担行為であろうがなかろうが、一たん、市長権限の理事者がやる場合には予算計上されてなくてはいけないわけでしょう。恐らく、あんた方がはおかぶりでやろうと考えてると思う。制度上の問題として、果たしてそういうことでいけるか、いけないかという問題です。ばれた場合どうしますか。たとえば、私なら私の部落で100万円オーバーして売買契約してるとしたらどうなりますか。実際、運用できるか、できないかを私は言ってる。ましてや、教育委員会に用地部をつくる、こういう考えを持ってるんか知りませんが、何億とかの金を一部で担当しようという考え方はおかしいと思う。現実問題として、そんなことはでき得ないと思う。それとも、市長の専決事項でやるんか知らんが、そんなこと、土地を買うたびに市長の専決事項を発動するんですか。せやないと、今後問題点として残ってくると思う。ごまかした。
- 官庁の組織いじりはよろしい。あんた方が好きでポストの関係で5つを8つにしてもよろしいが、そういうことによって起こる弊害をどうして除去するんだということです。恐らく、ここの市街地の土地なら、ちょっと一間か二間変わっても、土地の値段が坪10万円も15万円も変わる。実際問題としてできまっか。
- 議長(貝淵博治君) 田中君。本会議の席上ではおかぶりにして買うとか、ごまかして買うとか

いう言葉は慎んでください。訂正してください。聞く側に立ってほかかぶりをして、とかいう説明は、おたくに意思が通じてないということですからね、一言答弁してください。

○ 総務部理事（西川喜久君） やはり私、先にも申し上げましたとおり、執行体制の整備を図りながら、いろいろ田中議員さんも御指摘されておりますが、やはり公社の理事長は市長であり、われわれ市長部局の職員でもございまして、公社が先行して市長部局が後からやったとか、あるいは公社に金がないのに市長部局が先に買うたということは絶対にあり得ませんので、横の連絡を密にしながらひとつやってまいりたいと思いますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御意図ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声鎖線）

異議あるようでございますので、採決を行います。本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございました。賛成多数でありますので、本件を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第24及び第25は「財産取得について」、不燃性廃棄物埋立処理用地及び（仮称）和泉市立解放総合センター建設用地を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第45号

財産取得について

不燃性廃棄物埋立処理用地として次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和51年3月30日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 土地の所在地及び数量 和泉市松尾寺町2164-72外14筆
32,581㎡
2. 買取予定価額 454,215,248円
3. 買取の相手方 和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄

議案第46号

財産取得について

(仮称)和泉市立解放総合センター建設用地として次の用地を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和51年3月30日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- | | |
|------------------|--|
| 1. 土地の所在地、種別及び数量 | 和泉市伯太町6丁目307番地の1外 14筆
宅地 8,042.55㎡ |
| 2. 買収予定価額 | 628,348,000円 |
| 3. 買収の相手方 | 和泉市府中町2丁目7番5号
和泉市土地開発公社
理事長 池田 忠 雄 |

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程されました議案第45号「財産取得について」の提案の理由と内容について御説明申し上げます。

まず、本件は、不燃性廃棄物埋立処理用地でございまして、御承知のとおり、本市は堺泉北臨海工業地帯の後背地として急激な人口増加が進んでおり、このため市民生活に欠くことのできない廃棄物の排出が漸次増加の一途をたどっております。中でも一般廃棄物の燃えるごみは、泉北環境施設組合で処理していますが、不燃性のもの及び土砂瓦れき類は、本市の箕形、黒石地内において狭小な場所で埋め立て処理をしております。この処理地もあつとわずかな期間で使用不能となり、一日当たり平均燃えないごみが2トン車ダンプで10台から15台、土砂瓦れきが2トン車ダンプで4台から5台というふうに特に多量化しており、現在行っている応急的なことでは処理できない状況にありまして、かねてより相当長期間埋め立て処理のできる適地の確保に努め、松尾寺町地内の土地41,000㎡を、全体計画として市土地開発公社で先行買収をお願いしているもので、このうち先行取得のできた15筆、公簿面積で32,581㎡(約9,782坪)を、45,4215,248円で市土地開発公社より取得しようとするものであります。

この用地の立地状況は、納花町の青葉台団地の横から大野町の三叉道に通ずる旧紀州街道で付近に民家もなく、約40mの谷を囲み処理地として適当なところであります。また、処理可能な

体積は約40万㎡で、本市の将来人口を勘案しても、1日30トンで約20年間の埋め立て処理が可能と考えられます。残る未買収分につきましてはできるだけ早期に買収を完了して、必要な堰堤設備等を施行して廃棄物処理に対処いたしたく考えております。

以上、簡単でございますが、議案第45号の提案理由並びに内容の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決決定くださいますようお願い申し上げます。

- 重要施策推進室担当（小林一三君） 引き続きまして、議案第46号の「財産取得について」、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件は、（仮称）解放総合センターの用地でございます。今般、関係機関との協議が整いましたので、これが用地を取得するにつきまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、御提案申し上げます。

内容につきましては、取得しようとする用地の所在は、伯太町6丁目307番地の1外14筆。種別及び数量は、宅地で8,042.55㎡でございます。また、買収予定価額につきましては、62,834,300円でございます。買収の相手方は、和泉市土地開発公社でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 26番（天堀 博君） 私は45号の不燃性廃棄物の運立用地取得に関して2、3御質問したいと思います。

まず、いま買収が済んでいる部分の開発公社から市が買収せんとする数字が、多少、われわれもらってる議案書と違う点があります。14筆となっているのを15筆というお話がございました。それから、3,258.1㎡が3,558.1㎡と、一筆変わってきたなと思いますが、この点の違いがちよとわかりませんので……。

それと問題は、買収をされている部分と未買収部分の関連なんです。不燃性のごみを持って行って埋め立てるわけですが、その未買収部分がどこにあるかですね、一つの谷でその部分があれば、実際には埋め立てができないことも起きてきますので、その辺の関連性を御説明願いたい。

それから、未買収部分の話合いがどの程度進んでいるのか。また、問題になっているとするならば、どういうところで問題になり、話が進んでいないのか、そういう点のお答えを願いたいと思います。

それから、隣接地との関係ですが、承諾を得ていただいていると思いますが、すべて承諾を得ているのかということです。

3点目は、公害対策でございますけれども、現在、大和興産ですか、そこはもう実際やっておりますし、中山製鋼はまだ用地を買収しただけだと思いますが、この公害対策ですね、大和興産

のやっている状況を見ても、非常に簡単な対策しかとっておらないと思うんです。その点、こういう問題についてどうされるのか、まずお聞きしたい。御答弁によりまして再質問をしたいと思いません。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） 天堀議員さんの御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず第一点は、議案として御提案申し上げております面積、金額の点でございますが、お手元に御配布申し上げておりますように、今回、お願いしております面積は32,581㎡、買収予定価額454,215,248円でございます。

それから、未買収地域の立地条件はどうなってるかという問題でございますが、今回、お願いしておりますのは15筆分、あと8筆分がいまのところ、買収ができていないということでございます。その8筆分は、本日、御提案申し上げております土地に続いたところでございます。

それから、金筆の買収が進まない理由という御質問でございますが、このことにつきましては、開発公収を通じ関係の権利者にいろいろお話を申し上げております。それぞれ個人的な理由等もございませぬ。それと、ある一人の方は、御承知のように、あの付近は本市の農業地帯であるので、将来、農業を続けるためにまず代替地的なものを物色したい、こういう御意見でございまして、90％とは言えませんが、大体、これらの用地の計画につきましては御意見を賜っておるといふ実情でございます。

それから、隣接地の方々の御了解というか、この問題につきましては、われわれも早くから関係者にお願ひに行っております。しかし、未買収があるということもございまして、関係権利者の御意見としては、一応、一堂にお集まり願う機会を設けて、市の具体的な計画ができ次第、その内容等を説明願って、われわれもできるだけ協力できる面は協力していきたい、こういうことでございます。51年度予算でもお願いいたしましたように、基本的な設計等も51年度で取りかかり、計画が具体化した節には関係の方々とも十分お話し合い申し上げ、御協力を求めていきたい、かように存する次第でございます。

それから、最後の公害対策の問題でございますが、先ほど、部長も提案理由の中で申し上げましたように、これらの処理地事業につきましては一定の付帯設備、もちろん雨水の問題等、水質汚濁にならないような公害対策も考えるべきだと思っております。現時点では、具体的な構想は持っておりませんが、いろいろ設計段階におきましてそういう御意見等も十分踏まえまして、公害が出ないようにわれわれも対処してまいりたい。かように考えております。

○ 26番（天堀 博君） ただいま御答弁をいただきましたが、最初の面積が32,581というのを、部長の説明でたしか私が聞いたのは35,581でしたが……。

それから、松尾寺町の14筆についても、いまも15筆ということでお答えがありました。その点、後で一諾に……。それは余の問題にしてませんが、あと三筆残ってるということですが、これも買収を進めているんだということですが、実際にはそれを残したままです。今後の見通しは十分立っているという確信の上でやられてるということなのか。もし、これが残ったままだと埋め立てができない状況にあるのかどうか、この点の関連性もお聞きしておきたいと思います。

それから、隣接地については、まだ承諾、その他の段階にはなっていないと解釈したらいいと思いますが、大体、埋め立てをするようになってから説明とかをするような御答弁だったと思います。

公害対策についても同じで、いまのところ具体的な計画、構想はないということです。こういうことは、実際に用地を買収して条件に出てきてますので、買収のことだけしか出ていない。そういういろんな埋め立てにかかっていくとかの段階に入っていくと、こういうものを不明確のままに残したのでは、隣接地の人たちあるいは川の下流の人たち、あるいは部分的にはいろんな飲料水等の関係も出てくると思うので、その点についてきっちりやっていたきたいと思いますので、まず、それらがうまくやれているかどうか。それと、先ほどの未買収部分との関連性をもう少し具体的に詳しくお答え願いたいと思います。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君）

筆数の問題につきましては、「外14筆」ということでございます。で、14筆になるという見解でございます。

それから、未買収の問題につきましては先ほども申しましたように、いろいろ開発公社を通じて御無理をお願いしております。これは と言いましても、市民生活に欠くことのできない用地でございますので、ひとつ御理解を賜りまして御協力を願えるように、われわれは全力を尽くしてお願いしてまいりたいと考えております。

それから、隣接地との関係でございますが、いろいろわれわれの方では計画的なことも考えておりますが、もっと綿密な調査等もやりまして、地元の方々には、計画がはっきりしておらないのに誤解を招くことがあってはなりません。ただし、先般来も付近地の関係の方々に、この全貌についてお願いに行っております。その皆さん方の御意見としては、もう少し計画がはっきり時点でひとつ十分われわれもそれを聞かせてくれという御意見もございますので、われわれも地元住民の方々に御協力をお願いできるような格好で取り組んでまいりたい、かように考えておりますので、御了解賜りたいと存じます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 20番（寺田 茂君） 46号の件について、これは財産取得の中で特に用地取得に関するこ

となんですが、解放センターは今回、伯太町6丁目ということで所在地が決定してるわけなんですが、当然、これは地区外の伯太町に属するので、この伯太町の同意がもちろん必要だろう、そういう進め方もされてるだろうとは思いますが。しかし現在、私たちが考えるところでは、やはり解放センターである限りは、一般的には地区内の解放センターというのが、全体的なイメージからして市民さんは持っているんじゃないか。そういう立場から市民的な同意の問題と、伯太町そのものの同意、6丁目に建っていくことなんでね。結局、私たちが校区編成に賛成してまいりました。小規模校の問題についても、後で問題が起こることは非常に悲しむべき問題であるということ、いまの段階で私たちが指摘もしておきたいし……。

それと、この用地買収について補助金はないんですか、この点について。

以上、2点だけお願いしたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 重要施策推進室担当（小林一三君） 第一点の同意の件ですが、現在の藤井町会長さん以下、地元関係者については全部同意をいただいております。

第2点の補助金関係は、国におきまして50年度から新設された制度に乗って、対象差もございしますが、全額的に約1,600万円の国庫補助がございします。残り分は約4,6000万円、5年据え置き無利子の10年償還の資金を導入して購入するというところでございします。

○ 20番（寺田 茂君） 前の分は結構ですが、補助金の件で50年度で1,600万円ということですか。

○ 重要施策推進室担当（小林一三君） 50年度で新設された制度に乗った国庫補助です。

○ 20番（寺田 茂君） あとの4億何ぼは。

○ 重要施策推進室担当（小林一三君） 大阪府の資金でございします。

○ 20番（寺田 茂君） 5年償還ですか。

○ 重要施策推進室担当（小林一三君） 5年据え置き無利子、6年目から10年間で年3%の金利で償還するという資金を導入するわけです。

○ 20番（寺田 茂君） 8億余に対して幾らぐらいのパーセンテージですか。府、国を合わせて。

○ 重要施策推進室担当（小林一三君） 原則的には八割ですが、若干対象差がございしますので、80%を若干下回っております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声錯綜）

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本件を可決するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

ありがとうございました。賛成多数でありますので、本件を原案どおり可決決定いたします。

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第26「工事請負契約締結について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第47号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立解放総合センター新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年3月30日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)和泉市立解放総合センター新築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 1,650,000,000円
5. 契約の相手方 大阪府羽曳野市伊賀6丁目119-1
海原建設(株) 代地取締役 海原 啓一
6. 工期 自 昭和 年 月 日 (議決の日)
至 昭和52年3月10日
7. 契約保証金 82,500,000円
8. 保証人 大阪市浪速区浪速町東1丁目8~1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭

議案第47号参考資料

(仮称)和泉市立解放総合センター新築工事概要

1. 工事場所	和泉市伯太町6丁目807-1(代)		
2. 敷地面積	8,042.55㎡		
3. 工事種別	新築		
4. 構造	本館棟	SRC造 地下1階 地上5階	延面積 4,067㎡
	大ホール棟	RC造 地上2階	延面積 2,344㎡
			合計 6,411㎡

地下	機械室
1階	大会議室、倉庫、更衣室、警備管理室
2階	館長室、事務室、各事務局、印刷室、会議室
3階	郷土資料室、中小会議室、教養娯楽室、倉庫
4階	実習室、指導員室、研修室、講義室、図書室
5階	和室、茶室、母子休息室、プレイ・ルーム、実習室
その他	大ホール(1,200席)

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長(中塚 白君) それでは、議案第47号について、内容の御説明を申し上げます。
本件は、(仮称)和泉市立解放総合センター新築工事で、契約金額165,000万円で、契約の相手方、大阪府羽曳野市伊賀6丁目119-1、海原建設株式会社代表取締役海原竜一と、工期は、御議決の日より昭和52年3月10日までをもって契約しようとするものでございます。
工事内容は、本館が鉄筋コンクリート造、地下1階地上5階、大ホールが地上2階、総面積6,411㎡でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
- 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) お尋ねするわけですが、いよいよ持ってきた。いろいろ意見を申し上げてきたので、垣根者も知っておりますので、簡単にやります。
池田市長はこの解放センターにつきましては、将来は、市民会館にするんだという御答弁を前年に聞いておりますが、料米とはいつなのか。たとえば、53年度末の特別措置法の時限立法の切れた段階で市民会館にするのか、その点ひとつお答え願いたい。
- 議長(貝淵博治君) 答弁。
- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

こうして解放総合センターの請負契約を御提案させていただき、市民合意を得、本当に差別の

ない明るい和泉市をつくっていく拠点でもあろうかと思いません。その意味合いから申しまして、前にも申し上げましたとおり、この解放センターを将来、何とか市民会館的な使用ができるようにしたい。そこで、本当に市民合意ができていくような場を持っていきたいというのが、私自身の考え方でございます。その将来ということの実現につきましては、今後の検討課題とさせていただきます、このように思っております。

- 18番（直村静二君） したがって、日時についてはわからない。また、部落差別撤廃の拠点だということですが、その拠点は、市民全部が利用できるのか。特定団体の許可が要るのかどうか。いずれ条例案として出てまいりましようが、ここに書いてあるとおり、いままでの施設と同様、一般市民が気軽に利用できる。その点、意見として申し上げておきます。

さて、これは地下一階地上五階で全館職員は何人ですか。この予定でいくと、かなりの人数が変わると思いますが……。

- 重要施策推進筆担当（小林一三君） 人数につきましては、現在（仮設）解放センターで活動しておりますメンバーでございまして、今後、建築にかかると同時に具体的な再検討に入りたいと思っております。

- 18番（直村静二君） （仮設）解放会館で活動のメンバーとなると、会館の職員になるのか、それとも、非常勤のままか、そういう点についてわかっておいたら……。

- 議長（貝淵博治君） それはわからないでしょう、請負だから。

- 18番（直村静二君） 大体仕上がってきてるから、仕上がった場合はどれだけ人数がふえるんかということです。

一休は、羽曳野市の海原啓一ということですが、今度初めて和泉市の同和事業の中にこの人の名前が出てきたということです。知ってのとおり、私どもと若干問題がありました。くじらを飼ってるといふ有名な会社ですが、事業そのものをとやかく言いません。したがって、この請負契約につきましては、位置は同和地区外、規模は非常に大きい、王子、幸の二つの会館がございまして、利用の窓口一本になるんじゃないかという危険性がある。これについて、市の主体性の確立ができませんので、反対いたします。採決をお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。直村議員より反対の御意見がありますので、挙手により採決を行います。本件を可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございました。賛成多数でありますので、本件を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） お語りいたします。ただいま市長より議案第48号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」が提出されました。この際、これを日程に追加し、日程を変更し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よってこの際、議案第48号を日程に追加し、日程を変更して議題とすることに決しました。

議案第48号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年3月30日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同（仮称）第二和泉中学校」を「同 富秋中学校」に改める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

理 由

本年4月1日に開校する（仮称）第二和泉中学校の名称が確定したことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（阪東重信君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第48号につきまして、提案理由並びに内容について私より御説明申し上げます。

本件につきましてはすでに御承知のとおり、本議会で議案第40号をもって可決いただいております和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正でございますが、「（仮称）第二和泉中学校」となっておりますところを今回、学校名を「和泉市立富秋中学校」と定めたく、再度、一部改正をお願いいたすものでございます。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第48号を原案どおり可決することに決めます。

-
- 議長（貝淵博治君） ここで一言、お願いいたしたいと思います。

実はこのたび、昭和51年度の地方税制の改正案がただいま国会において審議されております。その内容及び経過を申し上げますと、住民税、均等割及び軽自動車税の税率を引き上げるにつきまして、地方税法の一部を改正する法律が2月15日閣議で決定され、3月29日衆議院を通過し、3月31日参議院で成立の見通しであります。よって、決定されますと、即日公布されるものと思っておりますので、同市議会で改正案を上程いたしまして御審議をしていただくという間がございますので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をさせていただきますとの申し出がありますので、よろしく御了解のほどをお願い申し上げます。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第27「ロッキード事件真相究明に關する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第3号

ロッキード事件真相究明に関する要望決議

標題の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

昭和51年3月30日

和泉市議会議員 成田 秀 益
竹下 義 章
三井 正 光
山田 清 二
金沢 勝
直村 静 二
柳瀬 美 樹
松尾 千代一
上代 卯之松
坂上 國 治

ロッキード事件真相究明に関する要望決議

今回の「米國上院多国籍企業小委員会」における証言、ロッキード事件にかかる問題において、我が國の國民主權への干渉及び脱税に対する怒りや政治の不信感が高まっています。

したがって國民は政府に対し、真相の究明と疑惑の解明のため、その責務を果すことを強く要望しています。

我が國の政治と民主主義の根本にかかわる大問題をウヤムヤにすることなく、政府は國民の前にその真相を明らかにすることを強く要望するものである。

以上決議する。

昭和51年3月30日

大阪府和泉市議会

○ 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明をお願いします。

○ 27番（成田秀益君） それでは、本件についての提案理由を御説明させていただきます。

本件につきましては、もうすでに皆様方新聞紙上、ラジオ、テレビ等で十分御存知のこととございますし、本件の提案の趣意書もこうして回っておりますので、ひとつ皆様方の御協力によりまして、本件を決議していただくことをよろしくお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 25番（藤原要馬君） ロッキード問題は大切なことで、国民も皆関心を持っておりますからやらなければいけないと思いますが、ただ、これだけで決議することになると、私は賛成しかねます。ということは、不景気のために昨年、3兆円の景気回復予算を組んだわけでありまして。いま、ようやくその効果があらわれて、失業者も7.3%から5.8%まで減少しております。しかし51年度の予算をこの上引き延ばされることは、われわれ自治体にも大きく影響するのではないかと思います。暫定予算になると交付税等にも非常に支障を来し、その減少によって金利までを負担しなければいけないという現象があらわれてくると思う。この予算は国、府、市町村においてその住民に大切なものです。しかし、ロッキード事件とからみあわせて予算を引き延ばされることは、私をもってのほかだと思う。だから、ロッキードをやらなければ、速やかに予算審議もやらなければいけないと思うんです。だから、この予算審議の促進についても、われわれ議会で決議しなければいけないと思うので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 25番（藤原要馬君） 私が提案したことをお諮り願いたい。予算を引き延ばさずに速やかに審議するよう、あわせて和泉市議会として決議してほしいと要望いたします。追加やなくやるべきだと思うんです。ロッキードはいいんですよ。今日は書類もつくってないから、一応、了解を得て後で出すということにね。

○ 議長（貝淵博治君） 議長に一任してくれますか。

○ 25番（藤原要馬君） 結構です。

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本決議案を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第3号を原案どおり決議することに決めます。

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして本定例会に付議されました議案審議が全部終了いたしました。

この際、お語りいたします。本定例会をこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本定例会を閉会することに決めます。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 閉会に当たり一言、御礼を申し上げます。

去る11日に本年第一回定例会をお願い申し上げ、昭和51年度一般会計予算を初め特別会計、事業会計各予算と、これに関連いたします条例制定等、多数の重要議案を御提案申し上げましたところ、議員の皆様方には公私御繁忙の折にもかかわらず、長期間慎重御審議を賜り、御可決御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なおまた、予算特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日にわたり御審議を煩わし、深く感謝申し上げる次第でございます。

ここに成立を見ました昭和51年度予算によりまして、市政各役にわたり所期の施策を推進し、市政の進展と市民福祉の向上発展に寄与してまいりたいと念願するものでございます。

本議会を通じ、あるいは予算委員会の審議の過程におきまして御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいりますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましても、今後、市政の運営について、なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様方のますますの御健康と御活躍を祈念いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、心を込めての御礼のごあいさつといたしたいと存じます。本当にどうもありがとうございます。ありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(貝淵博治君) 一言、御礼申し上げます。

今定例会は、去る11日開会以来20日間の長期にわたりまして、昭和51年度当初予算並びに関連諸議案など、多数の重要議案の審議に当たりまして、議員の皆様方には公私きわめて御多用の中にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議の上、日程内に終了でき得ましたことにつきましてもことにありがとうございます。

ここで理事者に一言申し上げておきますが、昭和51年度もまことに厳しい年であります。議案審議を通じ各議員さんより御指摘御意見、御要望のありました事項につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを切望しておきます。

議長として不手際な点多々あったことと思いますが、御協力のおかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを心から感謝申し上げまして、御あいさつにかえる次第でございます。

長期間まことにありがとうございました。

(午後4時4分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するために署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員